

香取市地域防災計画（案）



平成 24 年度修正

香取市防災会議

第1編 総 則

第2編 震 災 編

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第3編 風 水 害 等 編

第4編 大規模事故等編

總 則

目 次（総 則）

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	2

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性	3
第2節 地域防災力の向上	4
第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点	5
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	6

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 香取市	7
2 千葉県	7
3 指定地方行政機関	8
4 自衛隊	11
5 消防機関	11
6 指定公共機関	11
7 指定地方公共機関	12
8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	13
9 市民及び事業所等	14

第4章 地勢概要等

1 地勢	16
2 災害の発生状況	18

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、香取市防災会議が策定するこの計画は、市町村合併に伴い平成20年度に策定された計画を基に見直しを行ったものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、甚大な被害をもたらした。

本市においても、液状化などにより大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 震災編

(震災編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 大規模災害編

の4編をもって構成している。

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年度修正において新設したものである。

第2編 震災編は、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第2編 震災編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生防止等を目的としてまとめたものである。

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編 大規模災害編は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、火山噴火災害など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。なお、この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、市は家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、市民は災害の教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織など共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組の強化と併せ、市や県をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、同時発生災害や地震、風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布など、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務等を処理するものとする。

1 香取市

- (1) 市防災会議、市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導に関すること
- (5) 災害の防除と拡大防止に関すること
- (6) 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- (7) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (8) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (9) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (10) 災害時における文教対策に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- (15) 被災者生活再建支援に関すること
- (16) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (17) 市の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること
- (18) 水防に関すること
- (19) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- (20) 農作物の被害調査及び被害対策に関すること
- (21) し尿収集処理やごみ処理に関すること
- (22) 埋火葬に関すること

2 千葉県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること

- (8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- (9) 災害時における文教対策に関する事
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都县市間の相互応援協力に関する事
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

【県警本部（香取警察署）】

- (19) 被災者の救出及び避難に関する事
- (20) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関する事
- (21) 交通規制に関する事
- (22) 防犯その他社会秩序の維持に関する事

【香取土木事務所】

- (23) 県の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関する事
- (24) 水防に関する事

【香取健康福祉センター】

- (25) 医療施設の保全に関する事
- (26) 医療及び助産救護に関する事
- (27) 防疫その他保健衛生に関する事

【香取農業事務所】

- (28) 農地並びに農業施設の整備及び保全に関する事
- (29) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
- (30) 農作物の被害調査及び被害対策に関する事

【県立佐原病院】

- (31) 看護に関する事
- (32) 医療・助産に関する事
- (33) 医療品に関する事

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局千葉財務事務所

ア 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定立会に関する事

イ 融資関係

(ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事

- (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- ウ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (ウ) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - (エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売却又は貸付に関すること
 - (オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - (カ) 市又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - (ア) 災害関係の融資に関すること
 - (イ) 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること
 - (ウ) 手形交換、休日営業等に関すること
 - (エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - (オ) 営業停止等における対応に関すること
- (2) 関東農政局千葉地域センター**
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること
 - (イ) 農地及び農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること
 - イ 応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
 - (イ) 災害時における種もみ、その他農業生産資材の確保に関すること
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること
 - (オ) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること
 - ウ 復旧対策
 - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること
 - (イ) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること

- エ その他
 - (ア) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - (イ) 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること
- (3) 関東地方整備局【(利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所)】**
 - 管轄河川の計画工事及び管理並びに災害予防、災害応急対策に関すること
 - ア 災害予防
 - (ア) 防災上必要な教育及び訓練
 - (イ) 通信施設等の整備
 - (ウ) 公共施設等の点検整備（堤防、浚渫、パトロール等）
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知
 - イ 応急対策
 - (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達等
 - (イ) 水防警報の発動
 - (ウ) 災害時における復旧資材の確保
 - (エ) 災害発生が予想される時、または災害時における応急工事等
 - (オ) 災害時のための応急復旧資材の備蓄
 - ウ 災害復旧等
 - 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
 - エ 緊急災害対策派遣隊【国土交通省】
 - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を組織し、大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施すること。
- (4) 東京航空局成田空港事務所**
 - ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- (5) 東京管区気象台【銚子地方気象台】**
 - ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
 - イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること
 - ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること
- (6) 関東総合通信局**
 - ア 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
 - イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。
 - ウ 災害時における非常通信の確保に関すること。
 - エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。

オ 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- (ア) 防災関係資料の基礎調査に関すること
- (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- (ウ) 防災資材の整備及び点検に関すること
- (エ) 本計画、県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- (ア) 人命、身体又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- (イ) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 消防機関

香取広域市町村圏事務組合消防本部

【佐原消防署、小見川消防署、山田分署、栗源分遣所、十六島出張所、香取市消防団】

- (1) 消防施設・消防体制の整備に関すること
- (2) 救急体制の整備に関すること
- (3) 防災に関する訓練、教育、広報に関すること
- (4) 消防及び救助活動に関すること
- (5) 災害情報の収集・伝達に関すること
- (6) 水防活動の協力、援助に関すること
- (7) 被害者の救出及び避難に関すること

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) 日本赤十字社千葉県支部

- ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- ウ 義援金品の募集及び配分に関すること

(3) 日本放送協会

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること

- エ 被災者の受信対策に関すること
- (4) **東日本高速道路株式会社**
 - ア 東関東自動車道路の保全に関すること
 - イ 東関東自動車道路の応急復旧工事の施工に関すること
 - ウ 災害時における緊急交通路の確保に関すること
 - エ 災害時における緊急通行路の確保に関すること
- (5) **成田国際空港株式会社**
 - ア 災害時における空港の運用に関すること
 - イ 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
 - ウ 滞留者対策に関すること
- (6) **東日本旅客鉄道株式会社**
 - ア 鉄道施設等の保全に関すること
 - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (7) **日本通運株式会社**
 - 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (8) **東京電力株式会社**
 - ア 災害時における電力の供給に関すること
 - イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
- (9) **KDD I 株式会社**
 - ア 電気通信施設の整備に関すること
 - イ 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (10) **日本郵便株式会社**
 - ア 郵便事業に係る業務運行管理、指導及びこれらの施設等の保全に関すること
 - イ 災害時における郵便事業に係る業務運行の確保に関すること
 - ウ 災害時における郵便事業応急対策に関すること
 - エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

7 指定地方公共機関

- (1) **社団法人千葉県エルピーガス協会**
 - ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (2) **社団法人千葉県医師会**
 - ア 医療及び助産活動に関すること
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (3) **社団法人千葉県歯科医師会**
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (4) **社団法人千葉県薬剤師会**
 - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること

- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関する事
- (5) **千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム**
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- (6) **社団法人千葉県トラック協会、社団法人千葉県バス協会**
 - 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

- (1) **社団法人香取郡市医師会**
 - ア 医療及び助産活動に関する事
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
- (2) **社団法人香取匝瑳歯科医師会**
 - ア 歯科医療活動に関する事
 - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
- (3) **香取郡市薬剤師会**
 - ア 医薬品の調達、供給に関する事
 - イ 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事
- (4) **社団法人千葉県接骨師会**
 - ア 医療活動に関する事
 - イ 接骨師会と医療機関との連絡調整に関する事
- (5) **佐原農業協同組合（JA佐原）、かとり農業協同組合（JAかとり）**
 - ア 市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
 - イ 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等のあっせんに関する事
 - ウ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保に関する事
- (6) **佐原商工会議所、香取市商工会**
 - ア 市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
 - イ 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関する事
- (7) **病院等医療施設の管理者**
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
- (8) **学校法人**
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における教育対策に関する事
 - ウ 被災施設の災害復旧に関する事

(9) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること

(10) 社会福祉法人香取市社会福祉協議会

- ア 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内での世話業務等の協力に関すること
- イ その他災害応急対策についての協力に関すること
- ウ 災害ボランティアに関すること

(11) 危険物取扱施設等の管理者

- ア 安全管理の徹底に関すること
- イ 防護施設の整備に関すること
- ウ 災害時における防災活動に関すること

9 市民及び事業所等

(1) 市民

- ア 自らの生命、身体及び財産の被害を最小限に食い止めるため以下の事項を行う
 - (ア) 気象警報・注意報発表時のとるべき行動の確認
 - (イ) 食料・飲料水等の備蓄
 - (ウ) 非常持出品の準備
 - (エ) ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
- イ 市民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- ウ 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

(2) 自主防災組織

- ア 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- イ 情報の収集伝達に関すること
- ウ 避難誘導、救出救護、避難所の運営に関すること
- エ 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- オ 市及び県が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関すること

(3) 事業所

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めること
- イ 地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- ウ 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- エ 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること

(4) ボランティア団体

- 平時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行

政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4章 地勢概要等

1 地勢

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本市は、千葉県の北部（東経 140° 29' 38"、北緯 35° 53' 5"）に位置し、市域は東西 17.3 km、南北 19.3 kmの広さがあり、その総面積は 262.31k m²である。市の北部は常陸利根川を隔てて茨城県潮来市、横利根川を隔てて茨城県稲敷市に、南部は千葉県香取郡多古町、匝瑳市、旭市、東部は香取郡東庄町、西部は香取郡神崎町、成田市に隣接している。

イ 地勢

本市の地勢は、市の北部に水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林や畑を中心とした標高 20～30m の下総台地の一部を占めている。

河川は、利根川水系の常陸利根川、横利根川、与田浦川、小野川、香西川、大須賀川、下八間川、黒部川、玉川、小堀川、清水川、中川等があり、沿岸は低地な水田がひらけている。自然公園には水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園がある。

ウ 気象

平成 19 年から平成 22 年にかけての年平均気温は、平成 20 年の 14.1℃が最も低く、平成 22 年の 14.8℃が最も高い。観測期間中の最高気温は平成 19 年 8 月の 36.2℃、最低気温は平成 20 年 2 月の -7.3℃となっている。

平成 19 年から平成 22 年にかけての年間の降水量は、平成 19 年が 1,387mm と少なく、平成 22 年の 1,893.5mm が最も多くなっている。平成 22 年の風向きは 10 月～2 月は北西、5 月～9 月は南西にかけての風が卓越し各月の平均風速は 2.2m/s である。

エ 地形地質

本市の地形は、利根川以北の低湿地、利根川以南の平坦地、南部の台地に概ね分けられることができる。利根川沿い及び利根川以北は、利根川の沖積作用によってできた低湿地帯で、無数の水路が存在する平坦地である。低地の地形は、自然堤防、砂州・砂堆、海岸平野、谷底平野、後背湿地、埋立地等に区分される。

地質は、利根川沿い及び利根川以南の平坦地は砂、礫、粘土からなる沖積層で、大部分が水田として活用されている。利根川沿いに分布する砂堆、自然堤防では砂質系の堆積物、小野川等に分布する後背湿地では粘性土質の堆積物となり、海岸平野では砂・シルトが卓越する。また埋立地では砂質だが、人為的堆積物であるため軟弱地盤となっている。

南部は下総台地の一部で海拔 20m から 30m の高さがあり、台地面は各斜面から細い谷によって深く刻み込まれている。この台地の地質は更新世に堆積した洪積層からなり、粘土層の上に成田層の砂層が重なり、さらにその上は火山灰が堆積風化した地層が覆っている。

利根川以南は波状に起伏した洪積台地がみられるが、地勢は概ね平坦である。

(2) 社会的条件

ア 人口

近年は減少傾向が続いており、平成22年10月1日現在では82,866名となっている。

世帯数は、平成22年10月1日現在では27,309世帯である。一世帯当たりの人員数は、都市化の進展に伴う単身世帯の増加や、核家族化の進行によって減少し、平成22年は3.03人/世帯となっており、今後も減少していくものと思われる。

人口、世帯、世帯当たり人員 (各年10月1日)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口 (人)	93,573	93,275	93,544	90,943	87,332	82,866
世帯数 (世帯)	23,505	24,505	25,993	26,752	27,264	27,309
世帯当たり 人員	3.98	3.81	3.60	3.40	3.20	3.03

※国勢調査報告より

2 災害の発生状況

(1) 地震災害

本市のある千葉県は、日本海溝と相模トラフに挟まれ、太平洋プレートとフィリピン海プレートが陸のプレートの下に沈み込むという複雑な構造の上に位置している。千葉県直下周辺では、プレートの沈み込みの影響による、海溝型地震が発生しており、特に海域で発生する大規模地震の影響は大きい。

江戸時代初期から現在まで千葉県に影響を及ぼした主な地震は表1のとおりであり、特に大きな被害をもたらした大正関東型地震（M7.9程度）の発生間隔は、約220年、元禄型地震（M8.1程度）の発生間隔は約2,300年とされている。（地質調査研究推進本部 平成16年）また、これらの大規模地震以外に千葉県を含めた南関東地域では約24年間隔でM7程度の地震が発生するとされている。（地震調査研究推進本部 平成16年）

なお、駿河トラフ沿いの『東海地震』については、いつ発生してもおかしくない状況にあるとされ、もし、発生した場合は、本市では震度5強以下のゆれが想定されている。（中央防災会議 平成13年）

地震発生状況

年月日	緯度・経度	被災地域 [震央地名]	規模 M	被害状況
1703.12.31 元禄16年	34° 7' N 139° 50' E	江戸・関東諸国 (元禄地震)	8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者6,534人。家屋全壊9,610棟。
1895.1.18 明治28年	36° 1' N 140° 4' E	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。 佐原町では倒壊家屋1棟、その他土蔵の破損等数十。
1897.1.17 明治30年	36° 2' N 139° 9' E	千葉県南東部	5.6	(利根川流域で障壁に多少の亀裂が生じる)
1902.3.25 明治35年	35° 9' N 140° 5' E	千葉県佐原町 付近	5.6	きわめて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。
1909.3.13 明治42年	34° 5' N 141° 5' E	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜2棟、煙突の挫折あり。
1921.12.8 大正10年	36° 0' N 140° 2' E	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。 千葉、成田、東京でも微小被害があった。
1923.9.1 大正12年	35° 2' N 139° 3' E	関東地方南部 (関東大震災)	7.9	千葉県全体で、死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流出71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波によるもの。
1928.5.21 昭和3年	35° 40' N 140° 04' E	千葉県北西部	6.2	(江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり)
1950.9.10 昭和25年	35° 16' N 140° 32' E	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微小被害あり。
1987.12.17 昭和62年	35° 22' N 140° 30' E	千葉県中央部 (千葉県東方沖)	6.7	千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16戸、半壊家屋102棟、ブロック塀等の倒壊2,792箇所が発生した。山武、長生郡、市原市を中心に崖崩れ、道路の亀裂、堤防の沈下、地盤の液化化等が多数発生。崖崩れに伴う住民の避難市内では、瓦屋根等の破損家屋613棟、ブロック塀15箇所、学校敷地等で液化化発生。
1988.3.18 昭和63年	35° 40' N 140° 30' E	東京都東部	6.0	千葉県内で崖崩れ1箇所、その他に道路の亀裂等軽微な被害があった。
1989.2.19 平成元年	36° 01' N 139° 54' E	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷2名、火災2件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。
1989.3.6 平成元年	35° 42' N 140° 43' E	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物1部損傷12戸、農業用水施設破損10箇所。
2000.6.3 平成12年	35° 41' N 140° 45' E	千葉県北東部	6.1	東金市、八日市場市、多古町で瓦破損、水道管破損等被害があった。

2011.3.11 平成23年	38° 0′ N 142° 9′ E	東北地方・関東 地方 (東北地方太平 洋沖)	9.0	千葉県全体で死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名、全壊 798 棟、半壊 9,989 棟 県内外において地盤の液状化等が多数発生。
--------------------	-----------------------	---------------------------------	-----	---

※ 主な被害は県内の被害。規模はM(マグニチュード)。県内の被害が特定できない場合は()
内に全体の被害を記述。

ア 阪神・淡路大震災について(参考)

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、震度7を記録し、諸機能が高度に集積する都市を直撃した直下型地震であり、各方面において甚大な被害をもたらした。

行政機関等については、庁舎等の建物の損壊、通信機能の途絶、交通機関の寸断等により中枢機能が自ら被災し、迅速かつ十分な応急活動が行えない問題が露呈した。

阪神・淡路大震災の概要 (平成9年度版防災白書、国土庁調べ)

発生位置	北緯 34 度 36 分、東経 135 度 02 分、深さ 16km	
発生時刻	平成7年1月17日5時46分	
地震規模	マグニチュード 7.2	
各地の震度	震度7 神戸市須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川のほぼ帯状の地域、及び宝塚市の一部、淡路島の東北部の北淡町、一宮町、津名町の一部地域 震度6 神戸、洲本 震度5 豊岡、彦根、京都	
被害概要	人的被害	死者 6,425 名 (関連死 904 名含)、行方不明者 2 名、負傷者 43,772 名 (消防庁調べ。平成8年12月26日現在)
	住家	全壊約 11 万棟、半壊 14 万 7 千棟
	交通	鉄道：13 社で不通、道路：27 路線 36 区間で通行止、港湾：埠頭の沈下で使用不能
	ライフライン	水道：約 123 万戸の断水、下水道：8 処理場に損傷、停電：最大 約 260 万戸、工業用水道：最大 289 社の受水企業の断水、都市ガス：約 86 万戸で供給停止、電話：交換設備の障害により約 29 万件の障害、家屋の倒壊・ケーブルの焼失により約 19 万 3 千件の障害。
	公共土木施設	直轄管理河川で4河川の堤防や護岸等に32箇所被害 府県・市町村管理河川で堤防の沈下、亀裂等の被害 西宮市の仁川百合野町で地すべりにより死者34名
農林水産業	農地、ため池等の農業施設など被害総額 900 億円	

阪神・淡路大震災時における旧佐原市の主な支援状況

内 容	
○ ゴミ処分の支援	(西宮市 平成7年 2/13～2/19、実員2人 延べ14人)
○ 災害援護金貸付事務の支援	(尼崎市 " 4/16～4/22、実員1人 延べ7人)

イ 新潟県中越地震について（参考）

平成 16 年 10 月 23 日（土）17 時 56 分頃、新潟県中越地方において、以下に示すとおり最大震度 7 を記録する大規模な地震が発生しました。更に、18 時 11 分、18 時 34 分頃にも、同地域において最大震度 6 強を記録する地震が発生しました。

新潟県中越地震の概要（気象庁情報）

発生位置	北緯 37 度 17 分、東経 138 度 52 分、深さ 13km	
発生時刻	平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分	
地震規模	マグニチュード 6.8	
各地の震度	震度 7 川口町 震度 6 強 小千谷市、山古志村、小国町 震度 6 弱 十日町市、魚沼市、長岡市、栃尾市、川西町、刈羽村、他 震度 5 上越市、南魚沼市、見附市、他	
被害概要	人的被害	死者 67 名、負傷者 4,805 名
	住家	全壊約 2,802 棟、半壊 11,971 棟
	交通	鉄道：8 区間で運転中止、信越新幹線脱線、道路：関越道、北陸道、国道、県道、市町村道多数通行止
	ライフライン	水道：約 13 万戸の断水、停電：最大 約 40 万戸、都市ガス：約 5 万戸で供給停止、電話：交換設備の障害により約 5 千回線不通、新潟県への通信に輻輳が発生したため、固定、携帯電話とも通信規制

ウ 東北地方太平洋沖地震について（参考）

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分頃、東北から関東にかけての東日本一帯において、以下に示すとおり最大震度 7 を記録する大規模な地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは 9.0 で、大正関東地震（1923 年）の 7.9 や昭和三陸地震（1933 年）の 8.4 を上回る日本観測史上最大であるとともに、世界でもスマトラ島沖地震（2004 年）以来の規模で、1900 年以降でも 4 番目に大きな巨大地震であった。

東北地方太平洋沖地震（千葉県）の概要（千葉県情報）

発生位置	北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ 24km	
発生時刻	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	
地震規模	マグニチュード 9.0	
各地の震度	<u>震度 7 宮城県栗原市</u> 震度 6 弱 成田市、印西市 震度 5 強 東金市、旭市、神崎町、多古町、白子町、香取市、山武市、 千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市美浜区、 野田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市、白井市、 栄町、鋸南町	
被害概要	人的被害	死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名 (千葉県調べ：平成 24 年 6 月 1 日現在情報)
	住家	全壊約 798 棟、半壊 9,989 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 725 棟
	交通	鉄道：県内全線で運転中止、道路：県内高速道路全線、九十九里有料道路、東金九十九里有料道路(下り)、銚子連絡道路、流山有料道路国道、県道、市町村道多数通行止
	ライフライン	水道：約 17 万 7 千戸の断水、停電：最大 約 35 万 3 千戸、都市ガス：約 8 千戸で供給停止、電話：固定、携帯電話とも通信規制 (自衛隊：銚子市、香取市、勝浦市、いすみ市、南房総市、九十九里町、横芝光町、一宮町、白子町、御宿町にて給水活動)

(2) 風水害

風水害発生状況

災害年月日	西 暦	被 害 状 況
昭和 10 年 9 月下旬	1935 年	利根川の水位は明治 43 年よりも+1.5m。至る所決壊。
13 年 9 月上旬	1938 年	利根川洪水。計画高水位を大きく上回る。
16 年 7 月下旬	1941 年	利根川洪水。佐原では昭和 10 年の水位を超える。
23 年 9 月 15 日	1948 年	アイオン台風により利根川が増水、小貝川堤防決壊。
25 年 8 月上旬	1950 年	利根川洪水。佐原では昭和 16 年の水位を超える。
33 年 7 月 27 日	1958 年	利根川が増水、小野川溢水。災害救助法発動。
46 年 9 月 6 日～7 日	1971 年	台風 25 号により死者 18 名、負傷者 6 名、家屋全壊 37 棟、半壊 13 棟、床上浸水 69 棟、床下浸水 260 棟、崖崩れ 566 箇所。
平成 3 年 9 月 8 日～9 日	1991 年	台風 15 号では、最大時間雨量 88.5 mm を記録し、利根川が増水、小野川・根本川の溢水、及び大須賀川周辺で床上浸水 62 棟、床下浸水 458 棟、家屋全壊 1 棟、家屋半壊 2 棟、崖崩れ 116 箇所発生、避難勧告 3 地区 41 世帯。その後も、10 月にかけて、台風 18 号及び秋雨前線・台風 21 号により被害が続発した。
平成 11 年 10 月 27 日の大雨	1999 年	東海沖を発達した低気圧が通過した影響で、関東で局地的豪雨となる。佐原では、18 時頃から強くなり、21 時までの 3 時間で 256 mm、最大時間雨量 153 mm (20 時) を記録。死者 1 名、床上浸水 61 棟浸水建物 1,300 棟超、崖くずれ 16 箇所、小野川溢水、市道・農道などに損壊多数。
平成 13 年 10 月 10 日の大雨	2001 年	21 時から 22 時の時間雨量は、佐原 70mm、岩部 65 mm、小見川 65 mm を記録。累積雨量は小見川 235 mm、佐原 232 mm の激しい雨となる。栗源で土手崩れによる住家一部破損、佐原で床上浸水 2 棟、床下浸水 154 棟 (山田、小見川、栗源含む) がけ崩れ 38 件、道路被害多数。
平成 14 年 10 月 1 から 2 日	2002 年	台風 21 号は川崎市、柏市付近を通過し、銚子地方気象台で最大瞬間風速 52.2m を記録 (観測史上最大)。死者 1 名 (感電死)、軽症者 1 名、住家全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 41 棟、倒木等被害多数。3 世帯が自主避難した。
平成 15 年 10 月 13 日の大雨	2003 年	局地的雷雨により、軽症 1 名、住宅半壊 2 棟、一部破損 5 棟の被害を記録。佐原、小見川の一部で停電となる。
平成 16 年 10 月 8 から 10 日 台風 22 号と大雨	2004 年	秋雨前線と台風 22 号により、佐原では時間 61 mm の雨量を記録。床上浸水 2 棟、床下浸水 10 棟、がけ崩れ 10 箇所、山田で避難勧告 25 世帯、佐原、小見川、山田自主避難 11 世帯
平成 16 年 10 月 20 日	2004 年	台風 23 号と秋雨前線に伴う大雨により、床下浸水 1 棟、小見川、山田で自主避難 3 世帯。

震 災 編

目 次（震災編）

第1章 総則

第1節 地震対策の基本的視点	1
第2節 想定地震と被害想定	2

第2章 震災予防計画

第1節 防災意識の向上	9
1 防災教育	9
2 過去の地震災害教訓の伝承	9
3 防災広報の充実	10
4 自主防災体制の強化	11
5 防災訓練の充実	12
6 調査・研究	14
第2節 火災予防対策	16
1 震災出火の防止	16
2 建築物不燃化の促進	17
3 防災空間の整備・拡大	18
第3節 消防計画	19
1 消防用施設の整備	19
2 救急救助体制の整備	19
3 相互の応援体制	19
4 消防思想の普及	19
第4節 建築物の耐震化等の推進	20
1 市街地の整備	20
2 建築物等の耐震化対策	21
3 ライフライン施設	22
4 道路及び交通施設の安全化	24
第5節 液状化災害予防対策	25
1 液状化対策の推進	25
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	25
3 液状化対策の広報・周知	25

第6節	土砂災害予防対策	26
1	土砂災害の防止	26
2	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	27
3	急傾斜地崩壊対策等	28
第7節	災害時要援護者等の安全確保対策	30
1	在宅要援護者に対する対応	30
2	社会福祉施設等における防災対策	32
3	外国人に対する対策	32
第8節	情報連絡体制の整備	34
1	市における災害通信施設の整備	34
2	県における災害情報通信施設の整備	34
3	警察における災害通信網の整備	34
4	東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備	35
5	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における 災害通信施設の整備	35
6	KDDI事業所等における災害通信施設等の整備	35
7	非常通信体制の充実強化	35
8	アマチュア無線の活用	35
9	その他通信網の整備	35
第9節	備蓄・物流計画	36
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	36
2	給水体制の整備	38
3	緊急輸送体制の整備	38
4	輸送体制の整備	39
5	緊急通行車両	40
第10節	防災施設等の整備	41
1	通信基盤の整備	41
2	防災施設等の整備	42
第11節	帰宅困難者等対策	44
1	帰宅困難者の定義	44
2	一斉帰宅の抑制	44
3	帰宅困難者等の安全確保対策	45
4	帰宅支援対策	45
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	45
第12節	防災体制の整備	47
1	防災体制の確立	47

第3章 震災応急対策計画

第1節	災害応急活動体制	49
1	災害警戒本部の設置 <第2配備体制>	49
2	災害対策本部の設置 <第3、4配備体制>	50
3	職員の動員・配備	68
4	災害救助法の適用手続等	70
第2節	情報収集・伝達体制	73
1	通信体制	73
2	通信手段の確保	75
3	被害情報等収集・報告	77
4	災害時の広報	88
5	災害時の広聴	92
第3節	避難収容計画	93
1	計画方針	93
2	実施機関	93
3	避難の勧告又は指示等	93
4	警戒区域の設定	96
5	収容計画	98
6	避難所の開設	101
第4節	災害時要援護者等の安全確保対策	104
1	在宅災害時要援護者に対する対策	104
2	社会福祉施設等における対策	104
第5節	消防・救助救急・医療救護活動	106
1	消防活動	106
2	救助・救急	108
3	水防活動	109
4	危険物等の対策	110
5	医療救護	110
6	行方不明者の捜索	115
7	死体の検視(検案)及び処理	115
8	死体の収容	116
9	身元不明死体	116
10	死体の埋火葬	116
11	広域応援体制による対応	117

第6節	交通の確保・緊急輸送対策	118
1	公共土木施設応急対策フロー	118
2	道路及び橋梁応急対策	118
3	緊急輸送路の確保	119
4	緊急輸送に必要な手続き	120
5	緊急輸送等に関する体制	121
第7節	救援物資供給活動	123
1	応急給水	123
2	食料品等の供給体制	124
3	生活必需品等の供給体制	126
4	燃料の調達	129
第8節	広域応援の要請	130
1	県に対する応援要請	130
2	市町村に対する応援要請	130
3	指定地方行政機関等に対する応援要請	131
4	水道事業者等の相互応援	131
5	資料の提供及び交換	131
6	経費の負担	132
7	民間団体等に対する協力要請	132
8	応援隊の受入体制	132
9	広域避難者の支援要請又は受入れ	133
10	労働力の確保	134
第9節	自衛隊への災害派遣要請	135
1	自衛隊派遣要請手続き	135
2	自衛隊の災害派遣基準等	136
3	自衛隊災害派遣部隊の受入体制	136
4	災害派遣部隊の撤収	137
5	経費の負担	137
6	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	137
第10節	学校等における児童・生徒の安全対策	139
1	市教育委員会	139
2	学校	139
3	児童・生徒及びPTA	140
4	社会教育施設	140
5	給食施設	140
6	文化財等	141

第 11 節	帰宅困難者対策	142
1	帰宅困難者の定義	142
2	想定される事態	142
3	帰宅困難者対策の実施	142
4	防災関係機関等の役割	143
第 12 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	144
1	保健活動	144
2	防疫対策	145
3	動物対策	146
4	清掃及び障害物の除去	146
第 13 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	150
1	応急仮設住宅の建設計画	150
2	被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣	152
第 14 節	ライフライン関連施設等の応急復旧	153
1	上水道	153
2	下水道	153
3	電力施設	154
4	ガス施設	157
5	通信施設	157
6	放送機関	160
7	鉄道施設	160
8	公共施設	162
9	その他の施設等	163
第 15 節	ボランティアの協力	166
1	ボランティアの活動分野	166
2	ボランティアとして協力を求める個人、団体	166
3	災害時におけるボランティアの登録、派遣	167
4	ボランティア受入体制	168
5	ボランティアコーディネーターの養成	168
第 16 節	自主防災活動	169
1	自主防災組織の活動体制	169
2	自主防災活動の主な内容	169
第 17 節	社会秩序の維持等に関する対策	171
1	社会秩序の維持	171
2	物価の安定、物資の安定供給	171

第4章 震災復旧計画

第1節	被災者生活安定のための支援	172
1	被災者の生活確保対策	172
2	被災農林漁業者に対する災害資金の融資	175
3	被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知	175
4	義援金の受入れ及び配分	176
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	177
1	計画的復旧・復興の基本方針	177
2	復旧・復興計画の実施方法	177
3	公共施設等災害復旧計画	177
4	生活関連施設等の復旧計画	178
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	183
1	激甚災害特別財政援助法	183
2	通常の災害時における財政援助等	184
3	災害復旧事業に係る市の財政措置	185
第4節	災害復興	186
1	体制の整備	186
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	186
3	想定される復興準備計画	186
4	復興対策の研究、検討	187

第1章 総 則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方にに基づき、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 地震対策の基本的視点

平成24年度に修正されたこの計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たって基本的な視点は次のとおりである。

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

今後想定すべき巨大地震に対しては、減災の視点に重点を置き、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

- 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本市においても、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、上下水道や電気、ガスなどのライフライン、教育施設、農地・農業用施設などに被害があった。

一方、市、県、ライフライン事業者等の震災の対応状況や、被災者の避難所生活の状況等の検証から様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震を前提とした計画であること。

国の中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。これらの結果を踏まえ、今後の地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年東日本大震災）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）の発生間隔は200～400年、元禄地震（M8.1）のそれは2,300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度に近い将来（今後100年程度以内）県内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの3つの地震を対象に阪神・淡路大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施した。

【県が行った地震被害想定調査の概要】

1 想定地震、想定条件

県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	27.8km	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8	43.0km	プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9	14.4km	活断層

2 被害の概要

被害の概要は以下のとおりである。詳細については、「平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。

(1) 地震動（ゆれ）

東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。

(2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速9m/秒の場合で、建物の全半壊は約22万棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約4万3千人の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、危険度が高い地域が広く分布する。内陸の河川沿いの谷底低地についても危険度が高い地域が分布するが、東京湾沿岸の低地部に比べ危険度は低く、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の第一次路線に架かる道路橋梁の被害は、通行止め1ヶ月程度の中規

模損傷が 31 箇所が発生し、港湾・漁港施設では、25 バースで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

147 万戸で断水し、停電は 20 万戸、都市ガスは 37 万戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

建物被害による避難者が発生直後に約 40 万人、翌日にはピークとなり避難者数は、約 145 万人となり、1 ヶ月後でも約 61 万人が避難生活を送ると予測される。

なお、この避難者数は、東京湾北部地震が広域災害となる事を考え、疎開等は考慮していない。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる県民は、108 万人と予測される。内訳は、県内での帰宅困難者数が約 35 万人、東京都内で約 65 万人、その他で約 8 万人となる。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その大規模集客施設に滞留する人は昼の 12 時のケースで最も多く、成田国際空港で約 2 万人、東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーで約 5 万人と予測される。

また、西船橋、船橋、松戸等の主要ターミナル駅でのピーク時における 5 分間滞留者は、西船橋駅で約 6 万 6 千人、船橋駅で約 4 万 9 千人、松戸駅で 4 万 4 千人と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、約 8,000 台で閉じ込めが発生すると予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約 9 兆 8 千億円と予測される。

(11) 津波による被害

被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県において平成 15 年度から平成 17 年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震(1703 年)及び延宝地震(1677 年)を対象に、津波による被害量を算出した。

県民が避難行動を起こさないという条件で、北海道南西沖地震(1993 年)での建物被害率と死傷者率の関係から死者数を算出し、津波防災施設の効果がない場合、元禄地震では 2,771 人、延宝地震では 1,653 人が犠牲になると予測される。

なお、元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード 8 クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、県内に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高 8.3m 程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高 8.4m 程度と予測されている。

(12) その他

東日本大震災を受け、平成 23 年 12 月 27 日に開催された国の中央防災会議で修正さ

れた防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされた。

中央防災会議において、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の被害想定を見直しているところであり、また、東日本大震災の被害様相を踏まえた被害想定手法の検討も行われるため、これら国の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。

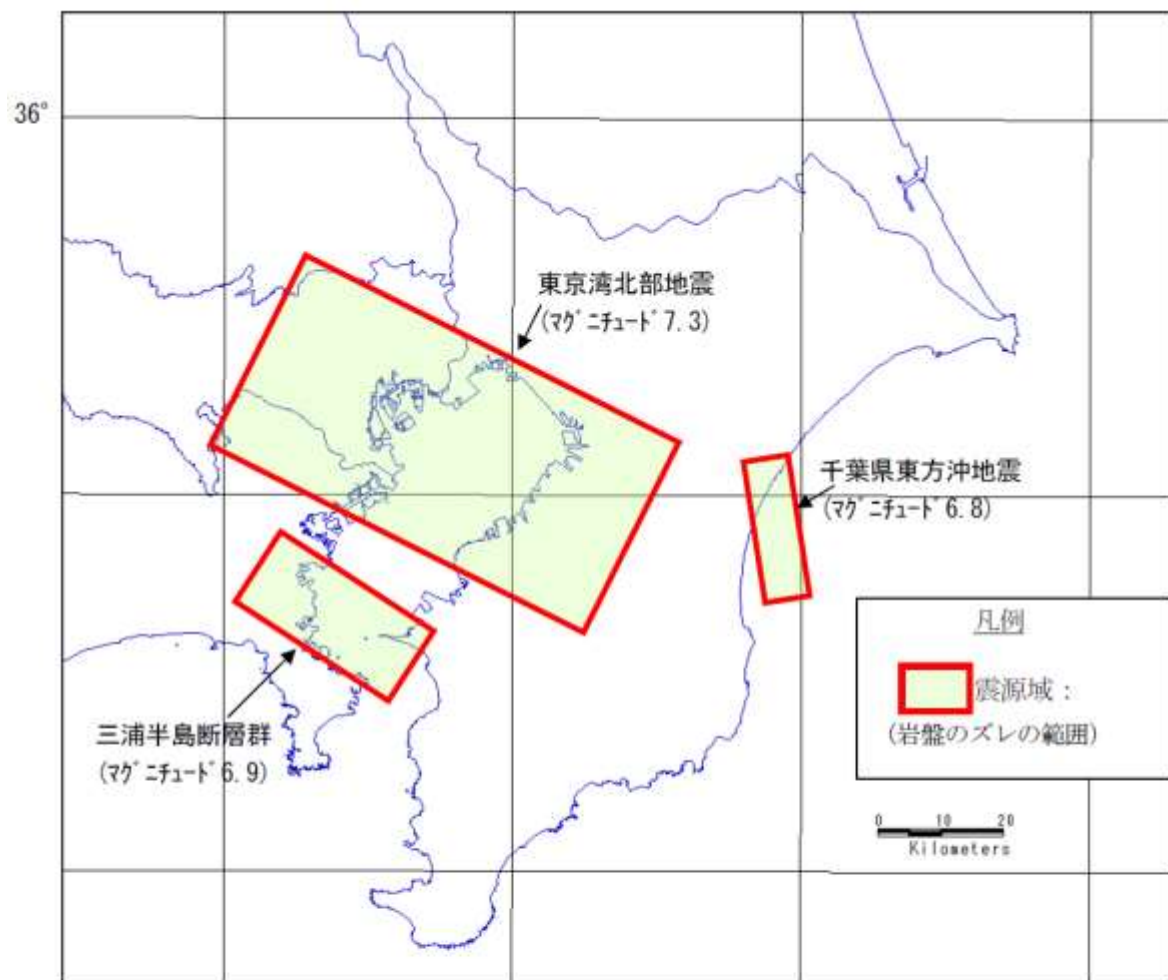
千葉県地震被害想定調査結果の概要

			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9	
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層	
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km	
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%	
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟	
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟	
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟	
	交通施設	道路橋梁 ※3	大規模損傷(通行止め)	0 箇所	0 箇所	1 箇所
			中規模損傷(通行止め)	31 箇所	0 箇所	2 箇所
			小規模損傷(交通規制)	417 箇所	20 箇所	103 箇所
	鉄道橋梁	損壊	5 箇所	— 箇所	— 箇所	
		港湾施設	港湾・漁港の被害	25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力 都市ガス LPガス 上水道 工業用水 下水道	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
			停止戸数	374,533 戸	— 戸	— 戸
漏洩戸数			23,667 戸	35 戸	1,483 戸	
断水戸数			1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸	
被害箇所数			60 箇所	1 箇所	3 箇所	
影響戸数			64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸	
死者数			揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 小計	913 人 365 人 59 人 54 人 1,391 人	0 人 0 人 17 人 20 人 37 人	68 人 4 人 11 人 5 人 88 人
負傷者数	揺れ(全壊・半壊) 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒ほか 屋内収容物の転倒等 小計	36,099 人 1,655 人 758 人 1,893 人 1,176 人 41,581 人	682 人 0 人 219 人 685 人 112 人 1,698 人	2,455 人 50 人 140 人 170 人 117 人 2,932 人		
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人	
	避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人	
		1ヶ月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人	
帰宅困難者数(昼12時)	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人		
	東京都+他県から県内 合計	731,022 人 1,087,816 人	261,867 人 577,036 人	686,418 人 861,528 人		
エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台		
大規模集客施設の滞留者(昼12時)	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人		
	東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人		
	幕張メッセ	約7,500 人	— 人	— 人		
直接経済被害	建物	住宅,家財,償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円	
	ライフライン	電力,都市ガス,上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円	
	交通施設	道路,鉄道,港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円	
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円	
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³	
	タンクのスロッシングの高さ(最大)		3.00 m	0.50 m	1.82 m	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

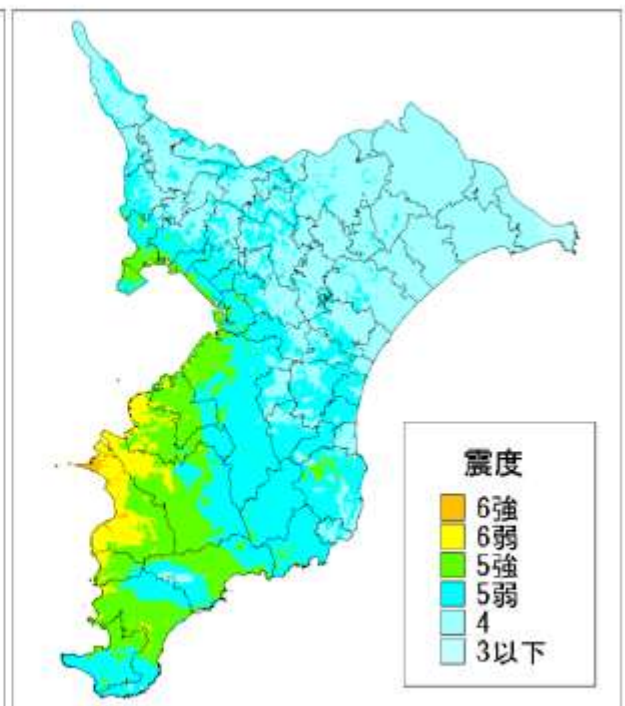
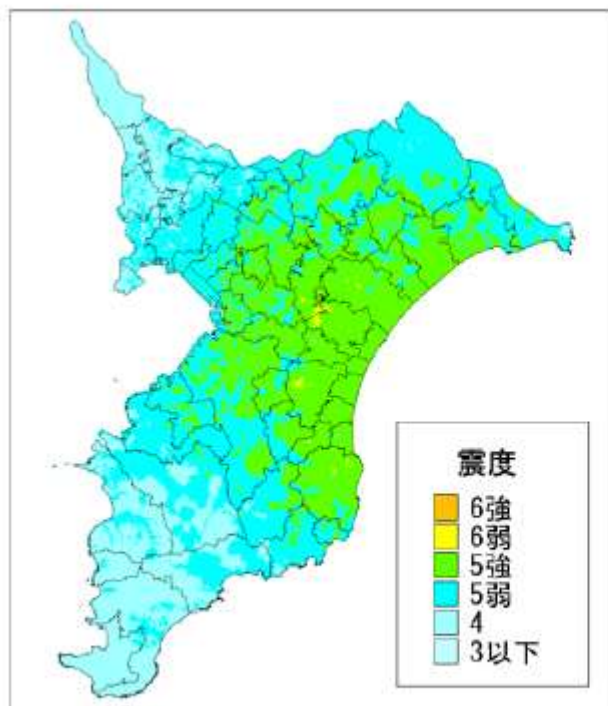
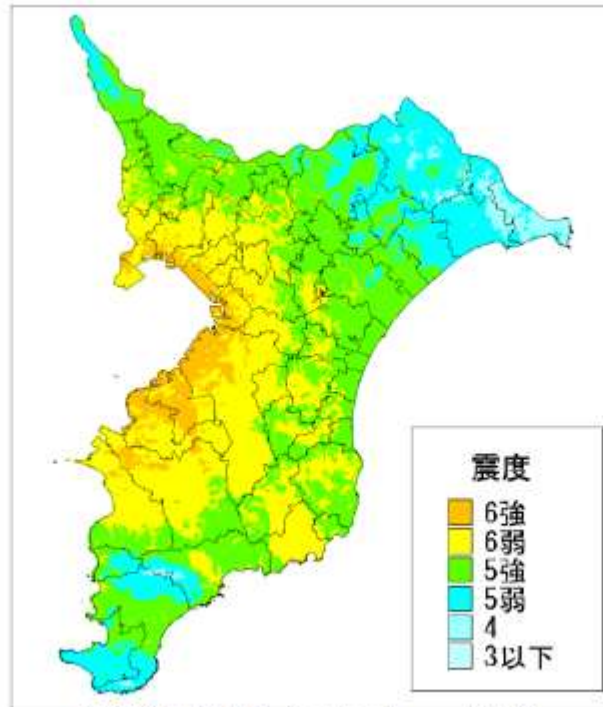
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。



被害想定対象地震の震源域

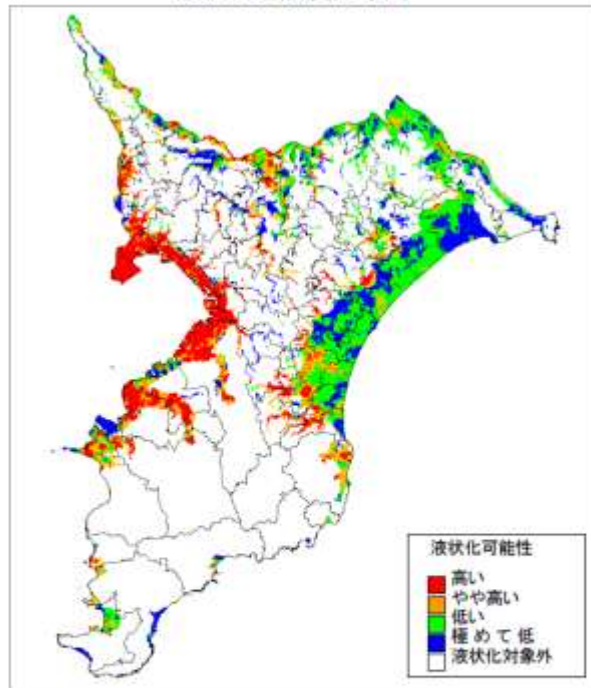
震度分布図



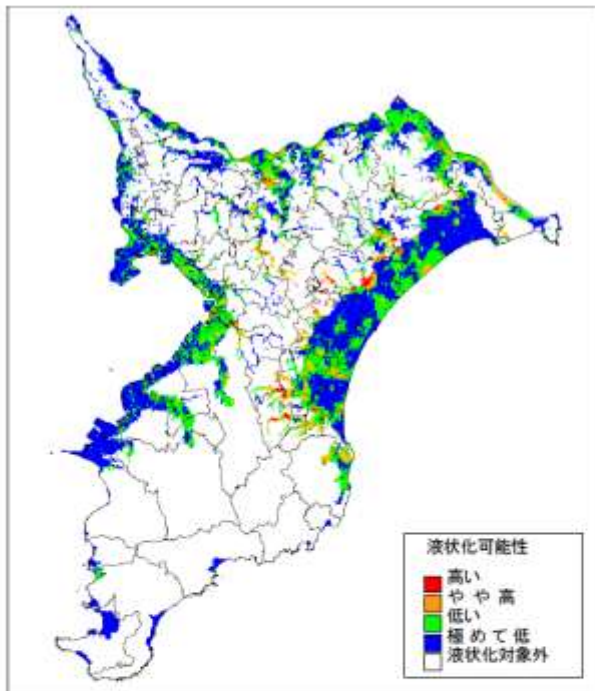
千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)

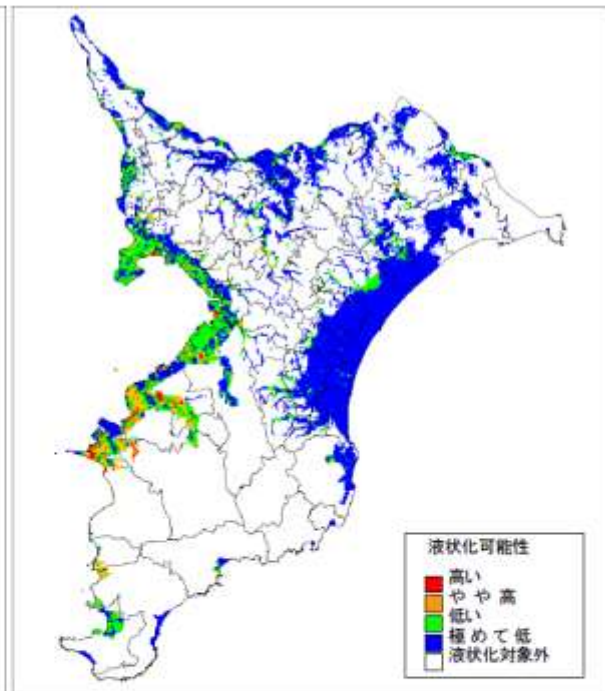
液状化危険度分布図



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

第2章 震災予防計画

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の震災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から震災時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことであるため、市、県、防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等を基に可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、各事業所等の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

第1節 防災意識の向上

防災関係機関及び市民との協力体制の確立など総合的な地震災害対策を推進するため、市職員、市民、事業所等に対する各種防災教育を行い、災害対応力向上を図るものとする。

1 防災教育

市、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の地震災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模地震災害の教訓を後世に伝えていくため、地震災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるように公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら地震災害に備える手段

を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者等に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 上下水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ケ 帰宅困難者の心得
- コ 地震保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 普及・啓発の方法

市民等に対する啓発活動は以下のような方法で行う。また情報提供のための施設、機材の充実に努めるものとする。

- ア 広報紙に防災や危険箇所に関する記事の掲載
- イ 防災ビデオの貸出し
- ウ 市ウェブサイトによる配信
- エ パンフレット、チラシ等の作成・配布
- オ 防災に関する講演会、説明会等の開催

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積

極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方により、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃、地域活動に大きな役割を果たしている地域住民の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える自治会、住民自治協議会、消防団、民生委員、学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、これを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
----	---

発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）
	2 出火防止、初期消火
	3 救出・救護（救出活動・救護活動）
	4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
	5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（２） 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、商業施設等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実

市及び関係機関は、地震発生時における行動の確認、関係機関及び市民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、

訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

(1) 防災訓練の種別

ア 市が実施する主な訓練

防災訓練については、訓練内容をより実践的で充実したものとしていくよう努めるとともに、市民、自主防災組織、ボランティア団体、事業所等は、これらの訓練に積極的に参加し、知識・技術を身につけるよう努めるものとする。

(ア) 総合防災訓練

市防災会議に属する機関及び市民・事業所等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、ウの分野別訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

(イ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとするため、災害時応援体制の内容が的確に実行でき、かつ協定締結自治体の協調体制を確立・強化するために、広域防災訓練を協定締結自治体と共同で実施する。

(ウ) 分野別訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して実施するものとする。

a 非常参集訓練

勤務時間外の地震発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常参集する訓練を実施する。実施については、期間をある程度特定したうえで予告なしに行うことも検討する。

b 災害対策本部設置運営訓練

地震発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

c 通信訓練

近隣の自治体、関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村、関係機関の把握及び職員の通信運用の習熟を図ることを目的とした通信訓練を実施する。

d 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

e 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部、消防団等と共同で、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

f 災害救助訓練

災害救助と救護を円滑に遂行するため、災害救助を実施する防災関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、物資輸送、炊き出し等の訓練を行う。

g 避難訓練

市民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所の設置等の訓練を警察機関と共同

で実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、消防機関等と協力して避難訓練を実施する。

h 地域防災計画、各活動マニュアルによる机上訓練

応急対策の実施機関は、各応急対策計画及び各種活動マニュアルについてあらゆる条件設定のもとでシミュレーションを行い、計画の不備・課題を検証するものとする。

イ 市民主体の防災訓練

地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、市の実施する訓練に準じ、独自で被害地震を想定した訓練を企画、実施するとともに、市はそれに対し積極的に支援するよう努めるものとする。

ウ 事業所等

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には評価を行い、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ、実践的なものとなるよう工夫する。

<input type="radio"/> 被害の想定を明らかにする
<input type="radio"/> 訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
<input type="radio"/> 災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる
<input type="radio"/> 運動会等のイベント、通常会議の招集等に訓練の要素を取り入れる

(イ) 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて、マニュアル等の見直しを行う。

6 調査・研究

市は今後の地震対策の充実強化を図るため、阪神大震災や東日本大震災などの事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、市民と事業所など地域ぐるみで進める災害対策の

在り方及び自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。

(1) 地震資料の収集・整理

地震対策の調査・研究のため以下の資料の収集に努めるものとする。

- ア 過去の地震災害調査報告書
- イ 先進地域の地震対策資料等
- ウ 地盤・液状化の観測結果等、自然科学の基礎的研究に関する報告書

(2) 自主防災組織等の研究

自主防災組織の育成・強化等の方策に関して、有識者・住民リーダーを含めた研究体制の確立に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の育成・強化
- イ 消防団の育成・強化
- ウ 事業所等の災害対策
- エ 防災訓練の在り方
- オ 防災まちづくり

(3) 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。

第2節 火災予防対策

初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。

1 震災出火の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行なう。

消防本部は、消防法第9条の2及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を指導する。

イ 防火管理体制

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう指導を強化し、職場における管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立を図るとともに危険物取扱従事者等に対する教育、指導を行うものとする。

オ 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、企業、研究所等への立入検査を定期的を実施し、保管の適正化の指導を行い、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

カ 消防同意制度

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火の推進

初期消火活動の徹底を図るため、家庭、事業所等、自治会、自主防災組織等に対し、次の対策を指導するものとする。

ア 防災パンフレットを作成して、各種訓練、集会を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動の向上を図る。

イ 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ 消防機関は、消防法第4条に規定する予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、

火災予防の指導の徹底を図る。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防力の強化

市及び消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

イ 消防団の強化

- (ア) 消防団に関する市民意識の高揚
- (イ) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の活性化と機動化
- (ウ) 消防団員の待遇や福利厚生の充実
- (エ) 機能別団員・分団の採用の推進
- (オ) 消防団と自主防災組織との連携強化

(4) 消防水利の確保

消防水利の基準を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、震災時においても消火活動が行えるよう地域の実情にあった効果的な配置に努める。

ア 防火水槽

防火水槽については、各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

イ 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 上水道施設の耐震化

地震時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替え等により耐震性の向上に努める。

(資料-30 消防力の現況)

2 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア 準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

また、準防火地域は、商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、これら準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大

(1) 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備に努めていく。

第3節 消防計画

市及び消防本部は、同時多発火災、交通障害等により消防活動が困難となる災害に対処するため、消防力の整備指針に基づき消防力の強化を図る。

1 消防用施設の整備

(1) 消防庁舎

消防庁舎については、香取広域市町村圏事務組合消防本部が行う再配置計画に基づいて実施する。

(2) 消防車両

車両整備基本方針に基づいて、車両及び資機材は使用年数を定めて、計画的に整備を図る。

(3) 消防団の施設・資機材等

ア 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備

イ 消防団拠点施設の整備

(4) 消防通信施設の整備

ア 消防本部通信網の整備

イ 消防団通信網の整備

2 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

3 相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年度）に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4 消防思想の普及

(1) 各種の行事において消防思想の普及徹底を図る。

(2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)

(3) 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。

(4) 各種講習会等を開催する。

(5) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

なお、住宅火災による死者数の低減のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

第4節 建築物の耐震化等の推進

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市づくりを実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。とりわけ既成市街地においては、人口及び産業の集中による建物の過密化、用途の混在化等の都市環境の悪化など、多くの防災上の課題を抱えている。

市においては、きめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

1 市街地の整備

(1) 市街地火災の拡大防止

ア 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法に基づいた準防火地域の指定を維持していくことにより地域内建築物の不燃化を誘導する。

イ 準防火地域以外の市街地においては、「建築基準法第 22 条」に基づき建築物の屋根の不燃化等の区域の随時見直しを図るものとする。

(2) 住環境の整備

都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保を図るため、地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた住環境の整備を推進する。

ア 密集市街地

本市の密集市街地については火災延焼の危険地域もあることから、道路・公園等の公共空間の確保に努め、住環境の改善を進める。

イ 重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区

重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区については、町並みの保全とともに防災機能をもった道路、空地等の確保に努める。

(3) 文化財等の災害予防

文化財は貴重な国民的財産である。文化財保存のためには万全の配慮が必要であることから、保護対策を推進するほか、予想される地震対策の強化と共に指導体制を整える。

また、文化財の所有者若しくは管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとする。特に香取神宮や重要伝統的建造物群保存地区に対しては、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

文化財建造物等の耐震化の推進

所有者または管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
防災施設の設置促進とそれに対する助成
自主防災組織の育成及び指導
重要伝統的建造物群保存地区総合防災計画の策定及び実施の推進

ア 施設設備等

自動火災報知設備の設置、漏電火災報知器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備の取付けを推進するとともに、防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設を推進する。

イ 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 消防本部は、文化財について防火査察及び防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

2 建築物等の耐震化対策

(1) 建築物の災害予防

ア 防災上重要な建築物の災害予防

(ア) 既存施設の対策

建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された公共建築物については、震災時の安全性の向上を図るため、必要に応じて、耐震診断及び耐震補強と設備の更新に努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）及び千葉県耐震改修促進計画（平成 19 年 3 月）に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

- a 災害対策本部等が設置される施設（予備施設含む）
- b 医療活動の施設
- c 応急対策活動の施設（消防署、消防団詰所）
- d 避難救護の施設（学校、体育館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

(イ) 新規施設への対策

(ア)に示した公共建築物等を建築する際には、建物の形状、地盤状況、地形等及び災害時の施設の役割を考慮し、必要に応じて耐震強度を割り増すなど防災性の強化に努める。

当面、計画されている耐震化向上事業

区 分	事業名	事業の概要	整備予定年度
公立小中学校	学校施設の耐震化事業	非木造校舎等の耐震補強 校舎 3校 5棟 体育館 7校 7棟	H23～27
緊急輸送道路	街路事業	緊急輸送道路整備	H23～27
公的建造物	公共施設耐震化事業	佐原文化会館（避難所）の耐震補強	H23～25
消防用施設	耐震性貯水槽整備事業	飲料水兼用 100 m ³ 型 4箇所	H24～26

イ 一般建築物の災害予防

(ア) 市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の事項等について広報等を活用して誘導・啓発に努める。

- a 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- b 新耐震基準施行以前に建築された特殊建築物の耐震診断
- c がけ地近接等危険住宅移転事業計画の策定、移転事業の推進
- d 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- e ブロック塀等の倒壊を防止するための安全確保

(イ) 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修について市民からの相談を受付ける窓口を設置する。

3 ライフライン施設

各生活関連施設について、耐震性の強化を中心として、地震に強い施設の整備を進める。電気、ガス、電話等の各施設については、各防災関係機関が防災業務計画に基づき施設の安全化に努めるものとする。

(1) 上水道の安全化

水の確保は災害時の生命線であり、上水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備が被害を受けにくいものとする必要がある。特に重要管路や老朽施設の更新に当たっては、十分耐震性の向上に配慮する。

ア 上水道施設・設備の整備及び安全性の確保

上水道施設ごとに優先度を検討し、補強等の耐震性向上対策を講ずる。また、施設の新設・改良計画に合わせ上水道施設の災害予防対策を推進する。

- (ア) 取水口・取水ポンプ井・導水管路の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震整備補強を行う。
- (イ) 着水井・薬品沈殿池・急速濾過池等の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震整備補強を行う。
- (ウ) 管路の耐震化、老朽管の布設替え並びに耐震性機材の採用及び配水支管網のブロック化を推進する。
- (エ) 復旧資材の備蓄を行う。
- (オ) 水道管路図、給水台帳等の整備を行う。

(2) 下水道の安全化

災害による被害を最小限にとどめるため、市は施設及び管渠の点検を行い現状を把握し、不良部分については補修または改修に努める。

また、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備が被害を受けにくいものとする必要がある。特に重要管路や老朽施設の更新に当たっては、十分耐震性の向上に配慮する。

ア 重要施設の耐震性の強化

(ア) 処理場・ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の維持管理に努め、機能保全のための対策を行う。

(イ) 管路施設

既存の流入管渠及び幹線管路等については、更新時に耐震性を考慮し布設替えを行う。また未整備地域については、国土交通省の耐震設計指針に基づき整備を図る。

公共下水道事業計画

整備済み（平成18年度末）	681.88ha
現事業認可計画	1,059ha
全体計画	1,962ha

イ 安全性の確保対策

(ア) 下水道台帳の整備

災害発生時における被害調査、復旧時の対策に迅速に対応できるよう、下水道台帳の適切な更新を行い、地理に不慣れな応援者でも対応できるよう台帳の電子化を図る。

(イ) 災害対策資材の整備

所管の資材だけでは対応できないことが予想されるため、できる限り資機材の備蓄に努める。

(ウ) 関係機関等との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄についての協力体制の整備を図る。

(エ) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し不良箇所発見に努める。

(3) 廃棄物処理体制の確立

大規模地震災害時等には、大量の廃棄物の発生が予想されることから施設の機能が停止もしくは破壊が生じることのないよう施設の強化を図る。

また、中間処理施設の整備によるごみの減量化を図るとともに次期最終処分場の早期確保に努めるものとする。

(4) 電力施設の安全化【東京電力(株)】

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

(5) ガス設備の安全化【(社)千葉県エルピーガス協会】

災害により製造所・供給所の施設または導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるため、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

(6) 電信電話施設の整備【東日本電信電話(株)】

電気通信施設の公共性にかんがみ災害発生時においても、重要通信を確保できるよう日頃から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。

また、これらに付随する通信網システムについても信頼性の向上をさらに促進する。

東日本電信電話(株)が実施する事項

ア 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

(ア) 震度7でも通信機能の維持が最低限できるように、建物・耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて耐震補強を実施する。

(イ) 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

イ 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更新し、停電対策強化を図る。

4 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

また、震災時においても、救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を考慮し、安全確保に努める。

第5節 液状化災害予防対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、利根川沿いの低地を中心として、市内で広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による直接的な人的被害はほとんどなかったものの、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

また、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地震動により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じたことから、液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁・河川の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 上水道、下水道、道路・橋梁施設

液状化の被害を防止する対策に努める。

(2) 河川

通常、大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策に努める。

3 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び東日本大震災で液状化した地区のマップの広報・周知

東北地方太平洋沖地震の本震及び30分後の余震により、香取市内では千葉県東方沖地震での被害範囲を大きく上回る広い範囲で地盤の液状化現象が発生した。このため、「(仮称)東日本大震災の液状化現象マップ」を作成し、市民に広報・周知することにより、これからの災害に備えるとともに、これから先の世代に液状化被害を伝えていく材料とする。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。「(仮称)東日本大震災の液状化現象マップ」を参考に、液状化現象発生のリスクがある地域の住宅建築に際しては、地盤調査を入念に行い、液状化現象を抑制・低減する基礎構造とするよう広報する。

既存住宅の液状化対策は、建物に与える影響を考慮すると工法が限られてくるため、液状化対策工法の研究成果や施工法、香取市液状化対策検討委員会において検討された内容を市民に周知していく。

第6節 土砂災害予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が行った「直下型地震等対策調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置について調整を図る。

1 土砂災害の防止

(1) 災害危険箇所等の調査把握等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）、砂防法及び地すべり等防止法等に基づき土砂災害の防止に努めるものとする。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

イ 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて市民への周知に努めるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

(ア) 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあるとみとめられる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

(イ) 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、次の対策を実施する。

- (ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 防災マップ等による土砂災害に関する知識の普及や避難訓練を実施する。
- (ウ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (エ) 宅地や災害時要援護者関連施設の開発行為は、基準を満たしたものに限り許可する。
- (オ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、そのあつせんに努める。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時に防災パトロールの実施や、市民、警察、消防団等からの情報収集により、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害の発生に対し、情報等の伝達、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるように、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

- ア 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した情報等の伝達、警戒、避難誘導、救護等の方法を明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。
- イ 土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。
- ウ 土砂災害警戒区域内において災害時要援護者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。
- エ 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

3 急傾斜地崩壊対策等

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

(資料-16-2 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）)

<千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
 - (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
 - (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの
- イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①災害時要援護者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

(資料-16-4 災害危険指定一覧（山地災害危険地区）)

(3) 宅地災害の防止

県は、宅地及び建築確認申請において、当該建物等が危険区域内等にある場合には

必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導・助言を行う。

ア 災害危険区域内の指定

急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域については、建築基準法第 39 条に基づき、災害危険区域に指定して建築制限を図る。

イ 宅地造成行為への指導

宅地造成工事許認可の際に、建築基準法第 39 条の災害危険区域等に基づき、擁壁、排水施設等の安全性について指導、助言等を行う。

ウ 既成宅地への安全対策

建築確認の際に、建築基準法の技術基準に基づき、敷地の安全性を確保するよう指導する。

エ 液状化要対策地域での災害防止対策

液状化による被害の防止対策のための資料作成や広報・啓発を行う。

第7節 災害時要援護者等の安全確保対策

高齢化、核家族化や国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人など災害対応能力のない人々の犠牲が目立っており、阪神淡路大震災や東日本大震災においても、多くの災害時要援護者といわれる人々が犠牲となった。そこで在宅中あるいは外出中の災害時要援護者の災害発生時における安全確保を図るため、地域における災害時要援護者援護体制の確立について必要な事項を定める。

1 在宅要援護者に対する対応

(1) 災害時要援護者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、香取市見守りネットワーク事業の推進等発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、把握にあたり、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、次の事項に留意するものとする。

ア 災害時要援護者の所在把握

(ア) 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、要援護者本人又は家族からの同意を得て、要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。

また、平時から要援護者と接している市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても、可能な限りその把握に努めるものとする。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。

(イ) 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

(ウ) 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最小限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用しているデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最小限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

(2) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに市社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

市は、災害時要援護者の避難支援ガイドラインや災害時要援護者避難支援の手引き（県作成）を参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(3) 災害時要援護者避難支援プランの策定

市は、災害時要援護者の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市は、災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）や関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 避難指示等の情報伝達

市は、災害時要援護者については、その状態に応じた情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。

(9) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや香取健康福祉センター、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護師等と相談するよう周知する。

2 社会福祉施設等における防災対策

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

3 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を災害時要援護者として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ア 多言語による広報の充実
- イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

市は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

第8節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市における災害通信施設の整備

市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市防災行政無線等の整備拡充に努める。

2 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

整備概要（無線設備設置機関）

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 256 機関に無線設備を設置している。

(2) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(3) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

(4) 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、(独)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の 86 地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

3 警察における災害通信網の整備【警察本部】

(1) 千葉県警では、警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDDI事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 非常通信体制の充実強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

8 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努めるものとする。

9 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第9節 備蓄・物流計画

災害時の食料や生活必需品の調達・供給に関し、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備する必要な事項を定める。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(1) 調達体制の整備

ア 市の実施する食料品等の調達体制

現在の社会情勢等を考慮し、概ね人口の5%、2食分程度を目安とし、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新するものとする。

(ア) 市では、アルファ化米を中心に備蓄し、その他は流通備蓄をできるだけ活用するものとし、協力店舗及び団体の確保と調達に関する制度の確立に努める。

(協定-1 災害時協定一覧表)

(イ) 食料の供給が円滑にできるよう、調理器具、食器類、調味料等の調達体制の確立に努める。

(ウ) 備蓄した非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(エ) 有効期限が近づいた非常用食料は、防災訓練等の市民啓発活動及び海外支援等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じるものとする。

(資料-17 備蓄一覧)

イ 関係機関等による食料品等の調達体制

関係機関等の調達体制は、以下のようになっている。市は災害時に円滑に食料等の調達が行われるよう、各機関との情報交換に努めるものとする。

(ア) 農林水産省（関東農政局千葉地域センター）

a 政府所有米穀の緊急の引渡要請に備える。

b 卸売業者、小売業者の手持ち米穀、生活必需品等を把握する。

(イ) 食料品取扱業者

食料品について、被災地への供給再開が迅速に図られるよう、市内卸売業者からの優先供給体制について、協定の締結に努めるものとする。

(ウ) 商工会議所、商工会等

市との災害応急物資の調達に関する協定締結や調達体制の整備に努めるものとする。

(協定-1 災害時協定一覧表)

ウ 市民による食料品等の調達体制

市民の調達体制は、以下のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。

(ア) 調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、家庭においても一人当たり3日分程度の食料（調理の不要なものが望ましい）を非常時に容易に持

ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。

(イ) 高齢者用、乳幼児等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう努めるものとする。

エ 事業所等による食料品等の調達体制

事業所等の調達体制は、以下のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。

各事業所等は災害発生に備え、市民と同様に在籍の従業員に見合う非常用食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

オ 生活必需品等の調達体制

災害に備えて下記に示すような品目について生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対し防災意識の向上を図り、市民自身における備蓄の促進を図る。備蓄物資は、リサイクル用品の活用などを検討するものとする。

寝具（タオルケット、毛布等）
衣類（下着、靴下、作業着等）
炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）
身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
日用品（せっけん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(2) 供給体制の整備

調達した物資等を市民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努めるものとする。

ア 物資拠点から避難施設までの輸送方法等について輸送業者等とあらかじめ協議を行っておくものとする。

(協定-1 災害時協定一覧表)

イ 地区拠点や避難施設に届いた食料等の仕分けや炊き出し等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておくものとする。

ウ 自主防災組織等は、市との役割分担に基づいて避難所での配布について、あらかじめ地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

エ 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、あらかじめ調整しておくものとする。

(3) 資材器材等点検整備

市は、災害に際し、災害応急対策を円滑に実施するため必要資材器材等を点検し、整備を図るものとする。

資材器材等点検整備は、災害応急対策を実施する関係機関、団体等において、それ

ぞれ実施するものとする。

2 給水体制の整備

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

(1) 備蓄・調達体制の整備

ア 災害時の給水量の検討

最小限必要な飲料水として一人1日3リットル、生活用水が一人1日16リットルの合計19リットルを10日分（混乱期3日、復旧期7日と想定した日数）確保するものとする。

イ 市の対策

(ア) 浄水場・管路等施設の更新と多様な水源の確保に努め、計画的に施設の安全化を図る。

(イ) 市民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

ウ 各家庭での対策

(ア) ふろの残り湯の活用を習慣づける。

(イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

(ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

(2) 供給計画

飲料水等の供給について事前に必要量を算出して発災時の供給体制等の確立を図る。

給水計画の策定等、給水体制の確立を図る
給水源の確保、供給量の見直しを行う
被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う
病院、福祉施設等への供給確保を図る
給水タンク、ポリタンク、浄水器、ポリ袋の確保を行う

(3) 応援体制

市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業体との応援体制の整備を行う。

(協定-1 災害時協定一覧表)

3 緊急輸送体制の整備

非常災害時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害発生の防止を図るため、平時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

(1) 市緊急交通路の指定

災害時の緊急輸送等の重要性を考慮し、事前に市独自の災害時緊急交通路を指定する。指定する場合に配慮すべき事項を下記に示す。

香取市域と近隣市町を接続する幹線道路
各避難施設に接続し、応急対策活動上重要な道路
防災拠点・病院等の主要公共施設等を接続する道路

(2) 緊急交通路の確保

災害対策に必要な緊急交通路を確保するため、歩行者または車両等に対する交通規制措置及び緊急交通路の確保に関する以下の対策について、警察及び道路管理者と事前に協議、情報交換を行っておくものとする。

道路情報の共有化
交通規制の実施要領
交通規制等に関する広報体制
緊急交通路確保の実施体制と資機材の確保

(3) 輸送拠点の整備

ア 物資輸送拠点及び拠点ヘリポートを以下の条件等に基づき指定する。幹線道路や新規施設が供用された場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

ヘリポートは、できるだけ避難所（避難地）と競合しない場所
救援物資等の集積・分類が可能な施設
救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所

イ ヘリポート、物資輸送拠点は、場合によっては市外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に隣接市町と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。

ウ ヘリポート及び物資輸送拠点は、広報紙等で市民に周知し、車両の進入防止を図る。

4 輸送体制の整備

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議しておくものとする。

(1) 鉄道・バス等の公共交通機関

- ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について
- イ 不通区間、運行状況等の広報体制について
- ウ 鉄道等による物資輸送体制について

(2) トラック協会・日本通運（株）及び船舶取扱業者

- ア 人員、物資輸送の要請方法について
- イ 保有車両等の状況について
- ウ 発災時の活動体制について

(3) 市内燃料供給業者

緊急輸送用車両等の燃料確保・補給について

5 緊急通行車両

(1) 公安委員会への事前届出

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止または規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。

(資料-20 災害時緊急通行車両一覧)

第 10 節 防災施設等の整備

災害時に防災関係機関との連絡や市民に的確な情報を伝達するための通信を確保する。また、平時には、防災意識の普及啓発を図るとともに、災害時において、その活動の拠点となる施設の整備を図り、的確な応急対策を実施する。

1 通信基盤の整備

各応急対策実施機関は、有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し、早期に的確な対策を行うことが求められるところである。そのため、情報の収集・連絡体制の整備、情報を伝達する通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

(1) 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平時から市民・関係機関との連携を深め、災害時に迅速・正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努めるものとする。

- ア 被害調査における自主防災組織等の市民との協力体制の確立
- イ 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関との連絡方法の検討
- ウ 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- エ 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- オ 情報系の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- カ 防災行政無線従事者の育成と、訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- キ アマチュア無線従事者との協力体制の確立
- ク 緊急地震速報伝達機器の整備

(2) 施設の地震災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 通信施設設置については地震時に被害が少ないと思われる場所と建物を選定する
- イ 災害時の無線機器の取扱いについては経験豊富な無線従事者を優先的に配置する
- ウ 基地局には、停電に備えての自家発電装置（最低 20 時間の非常用電源）を設置する
- エ 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置

(3) 施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 定期的（年 1 回以上）な点検及び清掃
- イ 発電機の点検及び清掃
- ウ 予備品の点検
- エ 不良箇所発見の際の即時修理

(4) 通信設備の整備

大規模震災時は、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、以下の設備等を必要に応じて整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処

理を図るものとする。

市内の防災拠点や関係機関双方向通信が可能な機器の整備
衛星携帯電話・MCA無線等移動系の通信機器の充実
周辺市町との非常通信手段の充実
パソコンやデジタルカメラなど情報整理を迅速に行う機器等の充実

ア 市防災行政無線

(ア) 固定系

市役所本庁に親局、各支所、消防本部に遠隔制御装置を置き、市内の子局へ災害発生の場合等の一斉伝達を行っており、平成19年度から、周波数の統一を図るため、更新工事に着手し、平成26年度には一本化を図る。

また、市内227箇所に設置されている子局は一部に難聴地域があるため、現在、戸別受信機等の整備を図っており、防災対策上重要な機関等への戸別受信機の整備を行っている。

(イ) 移動系

市役所本庁内に基地局を設置し各移動局との間で、災害情報の収集や指令等に使用している。今後は主要な避難所等へ機器の整備を図るものとする。

(資料-13-2 災害時に利用可能な無線局)

イ 県防災行政無線

県防災行政無線は、県、市町村、消防本部及び関係機関を専用の衛星回線及びNTT専用回線の重複回線で運用し、電話、ファックス及び映像の伝送が可能になっている。

また、災害時における被害情報・指示情報等の収集・伝達・処理の迅速化を図るとともに、防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有化するため、平成18年度に「千葉県防災情報システム」の整備を行った。

2 防災施設等の整備

(1) 避難施設の整備等

市は、学校、保育所(園)、公民館等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、耐震性を確保し、災害時要援護者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

また、避難場所等の選定については大地震に対する市町村避難対策計画推進要領を、避難所整備については、震災時における避難所運営の手引きの記載内容に留意するものとし、特に避難所の整備については、次の点に留意するものとする。

ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備(その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。)の整備に努める。

- ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- エ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- オ 避難生活が長期化した場合における災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者への対応については、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- カ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(資料-21 避難場所及び避難所一覧表)

(2) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

(3) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するために飲料水兼用型耐震性貯水槽等の整備を行う。

(4) ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場を確保し、地域防災計画に位置づける。

(資料-24 臨時ヘリポート)

(5) 市防災拠点等の整備

市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する計画を進める。

ア 防災拠点施設の整備

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

イ 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

第 11 節 帰宅困難者等対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、市内でも、JR の不通や国道 51 号をはじめとした幹線道路の激しい渋滞により観光客など多くの帰宅困難者が発生し、市民体育館で受け入れを行った。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、県、周辺市町及び関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は、広報紙、ウェブサイト、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（web171）、SNS 等の新たな情報媒体など、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やウェブサイトなどを活用して主体的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市域内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ウェブサイトや広報紙などを活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市及び県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についても

あらかじめ検討しておくよう努める。

第12節 防災体制の整備

1 防災体制の確立

(1) 市職員

災害発生時に応急対策実行の主体である市職員には、次の事項に関する防災教育を行い、災害に関する知識の習得とこれらの知識に基づく適切な判断力の向上を図るものとする。教育の方法は、研修会、現地調査、防災訓練等のほか、職場における活動マニュアルの策定及び検証の実施等により行うものとする。

- ア 市の防災対策
- イ 防災知識の習得
- ウ 指定職員としての適切な判断力の向上
- エ 特殊技能の取得

(2) 学校

学校においては、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要である。

防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

- ア 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置づける。
- イ 家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練の在り方を実践研究する。
- ウ 児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- エ 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。
- オ 教職員（市職員を含む）用に災害発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。
- カ 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練などに活かす。

(3) 防災上重要な施設

ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図るものとする。

ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時要援護者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練

など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

エ ホテル、旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

オ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行うものとする。

カ 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市または県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定める計画に基づいて訓練を実施するものとする。

第3章 震災応急対策計画

災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路、橋梁の破損、さらには、生活関連施設の機能障害などの被害の発生にとどまらず、人命損傷も予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策の万全を期することとする。

第1節 災害応急活動体制

大地震が発生、または発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に応急活動を開始し、市民及び関係機関・団体並びに他市町村・県及び防災関係機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、身体及び財産を守るための応急対策を行うものとする。

1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>

市域の一部で地震による災害が発生し、またはそのおそれがある場合、被害状況の把握及び災害応急対策を行うため第2配備体制を敷くこととし、災害警戒本部を設置する。(自動設置)

(1) 配備の基準(第2配備)

以下の基準により配備をしくこととする。

(ア) 市内の震度計が震度5弱を感震したとき

(イ) 東海地震注意情報の発表を受けたとき

※ ○頁記載の地震時の配備基準以外に、地震による災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときで市長が必要と判断したときに配備を敷くことができる。

(2) 災害警戒本部の設置【責任者：総務部長】

総務部長は、第2配備指令が発令されたとき、速やかに設置する。

(3) 災害警戒本部の廃止

市長は、被害情報の収集及び必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められない、または終息と判断したときは災害警戒本部を廃止する。

(4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として市庁舎4階庁議室に設置する。

(5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務部長とし、以下の関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、人員配備に要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

(資料-2 香取市災害警戒本部事務分掌)

(6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の判断
- 災害対策本部（第3配備体制）への検討・準備
- 長期化が予想される場合は、食料・飲料水・寝具等の確保

※総務部長は事務事項を踏まえて、副市長等を通じて市長に報告する。

2 災害対策本部の設置 <第3、第4配備体制>

災害対策本部は、香取市災害対策本部条例の定めるところによるが、大規模地震時には機動的に対応する必要があることから、震度5強以上の大規模地震時には、第3配備または第4配備を敷き、自動設置する。

(1) 配備の基準

市域及びその周辺地域で地震による災害が発生し、または地震による災害が発生するおそれがある場合、状況に応じ救助活動及び被害状況の把握、情報の連絡等の応急対策を速やかに遂行するため、以下の基準による配備を敷くこととする。

配備体制	地震
第3配備	市内の震度計が震度5強を感震したとき 東海地震予知情報が発表されたとき
第4配備	市内の震度計が震度6弱以上を感震したとき

※ 上記による配備基準以外に、地震による災害が発生したとき、または地震による災害の発生するおそれがあるときで市長が必要と判断したときに配備を敷くことができる。

(2) 災害対策本部の設置

職員参集後、速やかに、災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、下記に掲げる項目から災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき

- イ 避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- エ 被害数値が概ね確定したとき
- オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行したと判断できるとき

災害対策本部の設置及び廃止の通知先及び方法

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
庁内各部	庁内放送・市防災行政無線・電話・FAX・他
県知事	県防災行政無線・電話・FAX・他
警察署	県防災行政無線・電話・FAX・他
消防本部	県防災行政無線・電話・FAX・他
その他防災関係機関	電話・県防災行政無線・FAX・他
市民	市防災行政無線・ウェブサイト・広報車・他
報道機関	電話・FAX・他
隣接市町	県防災行政無線・電話・FAX・他

(4) 災害対策本部の設置場所

- ア 災害対策本部は、原則として本庁舎4階 庁議室に設置する。
- イ 災害対策本部サブ基地
本庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が確保できないときは、原則として山田支所内に設置する。
- ウ 標識の掲示等
本部が設置されたときは、本庁舎正面玄関に香取市災害対策本部の標識を掲げるものとする。
- エ 非常用電源の確保
電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

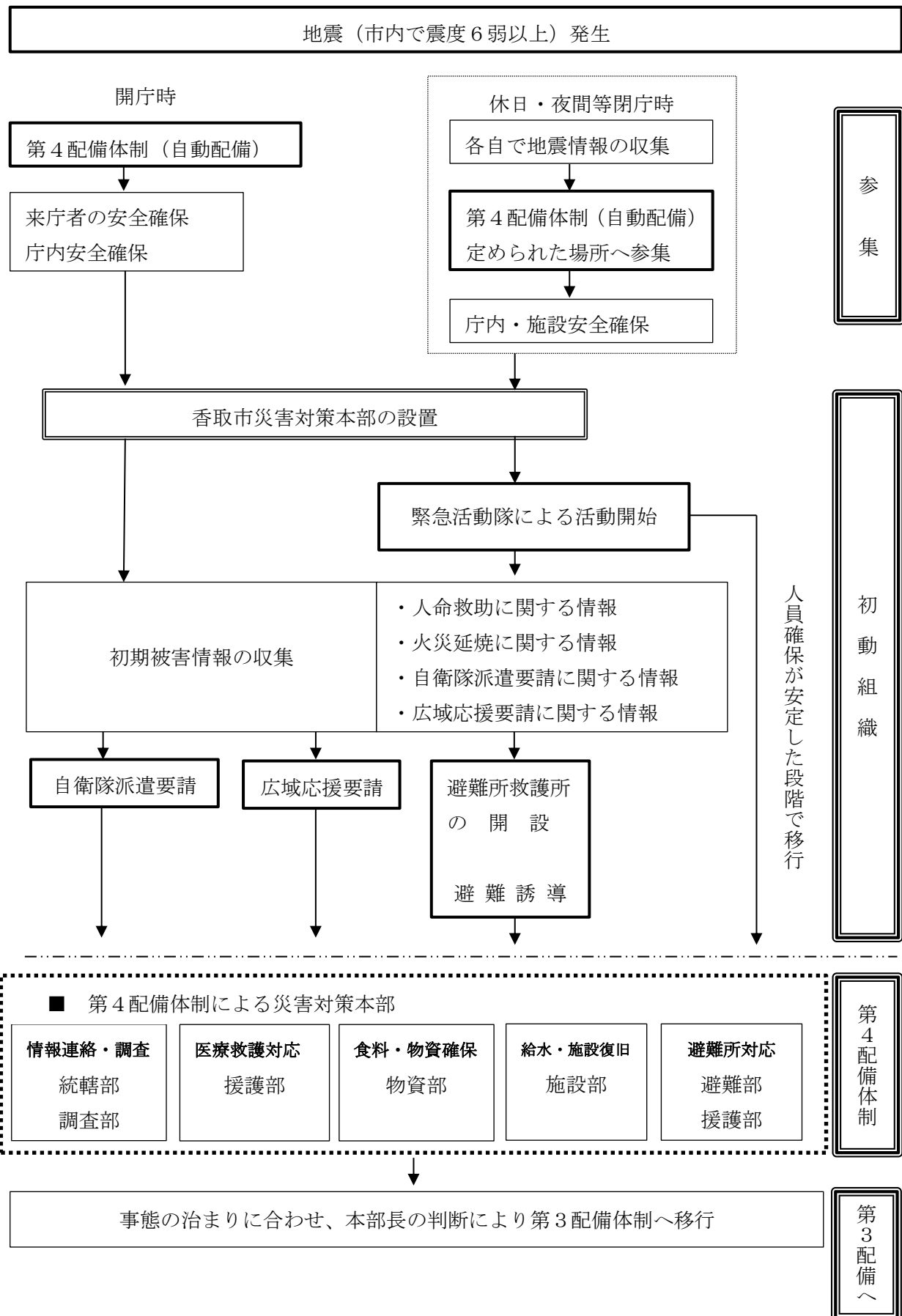
非常用電源

設置場所	電力	燃料	連続稼働時間
香取市役所本庁 屋上電気室	375KVA	A重油 5,000ℓ	22時間程度

地震時の配備基準

配備体制	配備基準	本部及び組織	配備職員	活動内容
第4配備	1) 市内の震度計が震度6弱以上を観測したとき（自動配備） 2) 市内に地震による大規模災害が発生したとき、または地震による大規模災害の発生するおそれがあるときで、市長が必要と判断したとき	災害対策本部設置 (初動期組織) ↓ (安定期組織)	全職員 (自主参集)	1) 大規模災害に対処する応急対策の実施 2) 被害状況の把握 3) 地震情報の収集 4) 各関係機関への要請 5) その他事務事項
第3配備	1) 市内の震度計が震度5強を観測したとき（自動配備） 2) 市内に地震による災害が発生したとき、またはおそれがあるときで、市長が必要と判断したとき	災害対策本部設置 (初動期組織) ↓ (安定期組織)	あらかじめ定めた職員 (自主参集)	1) 災害に対処する応急対策の実施 2) 被害状況の把握 3) 地震情報の収集 4) 今後の第4配備体制への検討と準備 5) その他事務事項
	3) 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき			1) 地震情報の収集 2) 災害に対応する地震対策の準備 3) その他事務事項
第2配備	1) 市内の震度計が震度5弱を観測したとき（自動配備） 2) 市内に災害が発生したとき、または震度4以下でも災害の発生が予想されるときで、市長が必要と判断したとき	災害警戒本部設置 (責任者：総務部長)	あらかじめ定めた職員 (自主参集)	1) 被害状況の把握 2) 地震情報の収集 3) 電源・通信機器の確保 4) 今後の対策への検討と準備 5) その他事務事項
	3) 気象庁が東海地震の注意情報を発表したとき (自動配備)			1) 地震情報の収集 2) 今後の対策への検討と準備 3) その他事務事項
第1配備	1) 市内の震度計が震度4を観測したとき（自動配備） 2) 市内で震度3以下でも軽微な災害の発生が予想されるとき	(責任者：総務課長)	あらかじめ定めた防災関係職員 (自主参集)	1) 被害や地震情報の把握収集 2) 電源・通信機器の確保 3) 今後の第2配備の検討準備 4) 他の事務事項

第4 配備体制の流れ（香取市に震度6弱以上の地震が発生）

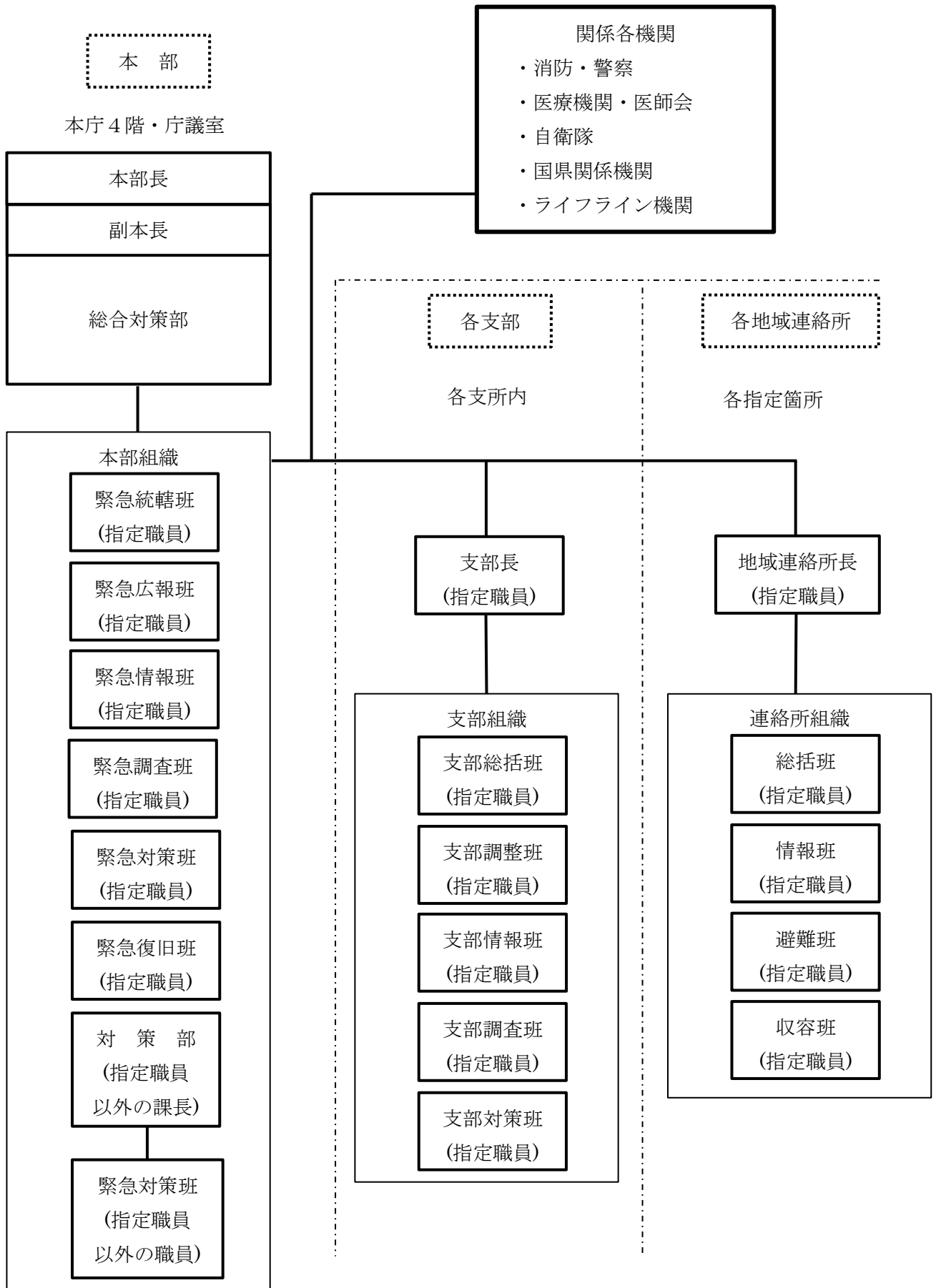


(5) 災害対策本部の構成（初動組織）

災害対策本部は、市長を災害対策本部長とし以下の各部・各班を組織する。本部長不在の場合は、副本部長・統轄部長の順で任務を代行する。

震度5強以上の地震直後は混乱期のため、職員の参集が困難な状況下であっても緊急の対策を実施できる体制（「緊急活動隊」を設置）とする。

災害対策本部の初動組織構成（緊急活動）



(6) 災害対策本部の事務分掌及び配備人員（第4初動期）

部・班	職員数	事務分掌
総合対策部	災害対策本部員	①災害対策の重要事項の協議に関する事 ②報道機関等の対応に関する事
緊急統轄班	(指定職員)	①総合対策部の運営及び総合調整に関する事 ②防災関係機関との調整に関する事 ③各種対策の企画、立案、調整の助言に関する事 ④自衛隊、自治体等の支援に関する事 ⑤災害応急資機材の調達に関する事 ⑥各部・班との連絡調整に関する事
緊急広報班	(指定職員)	①市民広報に関する事 ②被害状況の撮影及び記録に関する事
緊急情報班	(指定職員)	①支部及び地域連絡所との情報通信に関する事 ②国・県等防災関係機関との情報通信に関する事 ③通信途絶下の緊急連絡に関する事 ④被害情報等の集約に関する事 ⑤市民からの災害通報の対応に関する事
緊急調査班	(指定職員)	①被害状況の確認に関する事 ②被害情報等の収集に関する事
緊急復旧班	(指定職員)	①道路・河川施設の被害調査・復旧に関する事 ②水道施設の被害調査・復旧に関する事 ③応急給水活動の指示及び支援に関する事 ④下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関する事
対策部	各課長	①参集職員の状況把握に関する事 ②総合対策部との協議に関する事 ③事務分掌に関する被害情報等の収集・分析及び把握に関する事 ④災害対策の立案に関する事
緊急対策班	上記以外の各職員	①災害対策本部の実働に関する事 ②被害情報等の収集に関する事

(7) 災害対策支部の事務分掌及び配備人員 (第4初動期)

部・班	職員数	事務分掌
支部総括班	(指定職員)	①災害対策支部長の補佐に関すること ②災害対策支部の総合調整に関すること ③各種対策の立案、指示に関すること ④参集職員の状況把握及び人員配備の管理に関すること
支部調整班	(指定職員)	①災害対策支部の運営及び調整に関すること ②災害対策本部との調整に関すること ③関係機関、団体及び各班の連絡調整に関すること ④災害応急資機材の調達に関すること
支部情報班	(指定職員)	①本部との情報通信に関すること ②通信途絶下の緊急連絡に関すること ③被害情報等の収集に関すること ④市民からの災害通報の対応に関すること ⑤市民広報に関すること
支部調査班	(指定職員)	①地域内の被害状況の調査に関すること ②被害情報等の収集に関すること
支部対策班	(指定職員)	①災害対策支部の実働に関すること ②被害情報等の収集に関すること

(8) 地域連絡所

各地域の被害情報を迅速に把握し、応急対策を実施するため、あらかじめ指定する場所に地域連絡所を設置する。

(資料-5 香取市地域連絡所)

(9) 地域連絡所の事務分掌 (第4初動期)

班	職員数	初動事務
総括班	(指定職員)	①連絡所長の補佐に関する事 ②連絡所の総合調整に関する事 ③地域対策の立案、指示に関する事 ④関係機関、団体及び各班の連絡調整に関する事
情報班	(指定職員)	①市民からの被災通報の応対等に関する事 ②災害対策本部と連絡所との間の情報通信に関する事 ③各活動班への指令伝達に関する事
避難班	(指定職員)	①市指定避難場所の安全管理に関する事 ②収容避難場所への誘導に関する事 ③傷病者の応急救護所等への搬送手配に関する事 ④災害情報の収集、現地への伝達に関する事
収容班	(指定職員)	①収容避難場所の開設に関する事 ②避難民の収容及び安全に関する事 ③避難民への情報の提供に関する事 ④災害情報等情報の収集、伝達に関する事

(10) 災害対策本部の事務分掌及び配備人員（第3初動期）

部・班	職員数	事務分掌
総合対策部	災害対策 本 部 員	①災害対策の重要事項の協議に関する事 ②報道機関等の対応に関する事
緊急統轄班	(指定職員)	①総合対策部の運営及び総合調整に関する事 ②防災関係機関との調整に関する事 ③各種対策の企画、立案、調整の助言に関する事 ④自衛隊、自治体等の支援に関する事 ⑤災害応急資機材の調達に関する事 ⑥各部・班との連絡調整に関する事
緊急広報班	(指定職員)	①市民広報に関する事 ②被害状況の撮影及び記録に関する事
緊急情報班	(指定職員)	①支部及び地域連絡所との情報通信に関する事 ②国・県等防災関係機関との情報通信に関する事 ③通信途絶下の緊急連絡に関する事 ④被害情報等の集約に関する事 ⑤市民からの災害通報の対応に関する事
緊急調査班	(指定職員)	①被害状況の確認に関する事 ②被害情報等の収集に関する事
緊急対策班	(指定職員)	①災害対策本部の実働に関する事 ②被害情報等の収集に関する事
緊急復旧班	(指定職員)	①道路・河川施設の被害調査・復旧に関する事 ②水道施設の被害調査・復旧に関する事 ③応急給水活動の指示及び支援に関する事 ④下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関する事

(11) 災害対策支部の事務分掌及び配備人員（第3初動期）

部・班	職員数	事 務 分 掌
支部総括班	(指定職員)	①災害対策支部長の補佐に関すること ②災害対策支部の総合調整に関すること ③各種対策の立案、指示に関すること ④参集職員の状況把握及び人員配備の管理に関すること
支部調整班	(指定職員)	①災害対策支部の運営及び調整に関すること ②災害対策本部との調整に関すること ③関係機関、団体及び各班の連絡調整に関すること ④災害応急資機材の調達に関すること
支部情報班	(指定職員)	①本部との情報通信に関すること ②通信途絶下の緊急連絡に関すること ③被害情報等の収集に関すること ④市民からの災害通報の対応に関すること ⑤市民広報に関すること
支部調査班	(指定職員)	①地域内の被害状況の調査に関すること ②被害情報等の収集に関すること
支部対策班	(指定職員)	①災害対策支部の実働に関すること ②被害情報等の収集に関すること

(12) 指定職員

ア 指定職員の選任

発災直後の混乱期に初動組織をいち早く立ち上げるため、初動対応職員をあらかじめ指定し、参集場所及び役職、所属を指示しておくものとする。指定職員は、次の条件により選任するものとする。

- (ア) 本庁及び各支所から概ね 1.5km 以内に居住する者
- (イ) 地域連絡所の周辺に居住する者
- (ウ) ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

イ 指定職員の任務解除

指定職員の任務は、以下により解かれるものとする。

- (ア) 人事異動により、防災上特定の施設職員に配属された場合
- (イ) 特定の対策マニュアルが策定された場合
- (ウ) 身体等に故障が発生した場合
- (エ) 居住地が変更になり指定場所へ行くことが困難である場合

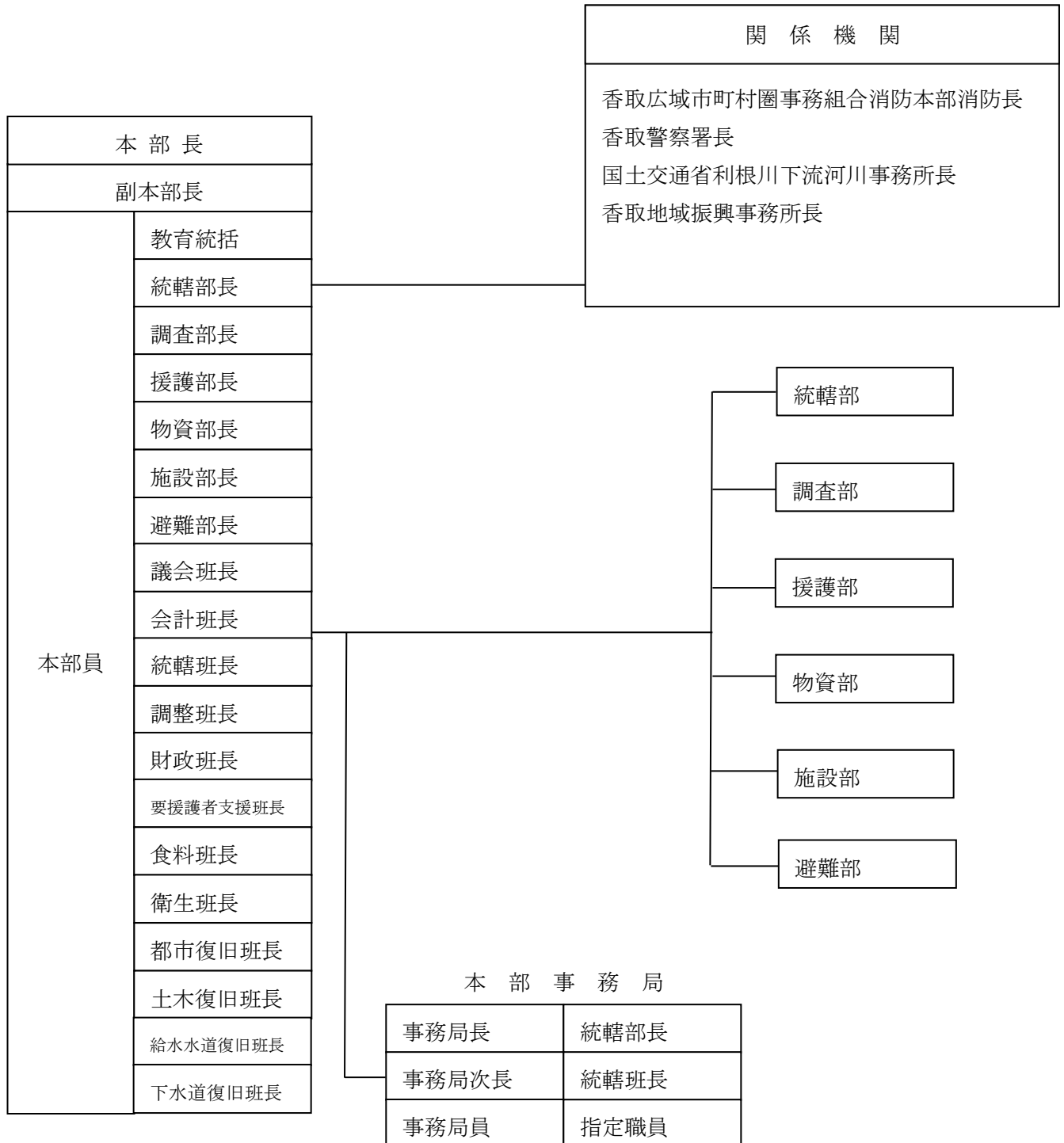
ウ 災害時の指定職員の任務解除

- (ア) 各班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、災害対策本部が通常の第 4 配備又は第 3 配備に移行した場合
- (イ) 本部長から所属部の活動に戻るよう指示があった場合
- (ウ) その他本部長が必要と認めた場合

(13) 災害対策本部の組織構成

発災直後の第4配備（初動期）が終息し、庁内での人員確保が安定した時期より、通常の第4配備又は第3配備に移行する。

災害対策本部の組織構成
第3配備・第4配備（安定期）



(14) 災害対策本部 本部会議の設置・運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

ア 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること

(ウ) 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関すること

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること

(オ) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関すること

(カ) 災害対策経費の措置に関すること

(キ) 災害救助法の適用に関すること

(ク) その他災害対策の重要事項に関すること

ウ 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

エ 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要の応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

(15) 災害対策本部の事務分掌及び配備人員

本部会議の事務分掌

役職名	事務分掌	人員
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議、本部会議の議長になること ・ 避難勧告・指示・警戒区域の設定を行うこと ・ 市民向け緊急声明を発表すること ・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと ・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 	1人
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長が不在または本部長に事故があるとき本部長の職務を代理すること ・ 情報を常に把握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと ・ 本部長が適宜休養できるよう、本部長の交代要員となること 	1人
本部員	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1; padding-right: 5px;"> 教育統括 統轄部長 調査部長 援護部長 物資部長 施設部長 避難部長 議会班長 会計班長 統轄班長 調整班長 財政班長 要援護者支援班長 食料班長 衛生班長 都市復旧班長 土木復旧班長 給水水道復旧班長 下水道復旧班長 </div> <div style="flex: 2;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部の職員を指揮監督すること ・ 本部長・副本部長を補佐すること ・ 本部長・副本部長が不在または事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること </div> </div>	19人
計		21人

各部各班の事務分掌

部の名称	班の名称	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
統轄部	統轄班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の総合企画及び運営 ・本部指示事項の伝達 ・避難勧告等の発令の調整 ・事務局内各班との連絡調整
	調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害対策本部への連絡及び調整 ・他市町村及び関係機関への応援要請及び相互協力 ・各部班が実施する応急対策の調整 ・各部班との連絡調整 ・国、県等への要望、陳情 ・災害見舞者及び視察者の受け入れ ・災害復興計画策定の総合調整
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握、取りまとめ ・避難者の把握 ・被災情報を基に、被災状況図（マップ）の作成を行う ・各部各班への集約情報の伝達 ・気象情報等の情報収集
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報 ・災害の記録及び活動記録 ・報道機関等への情報提供及び連絡調整 ・防災行政無線の運用
	職員動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員動員及び配備の総合調整 ・災害対策従事職員の把握 ・災害派遣職員の受入れ及び配置
	情報システム班	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの安定稼働及び復旧 ・庁内 LAN 等通信体制の確保 ・対策本部端末の稼働確保及び運用
	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書業務
	電話対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの問い合わせ対応(電話)

統 轄 部	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急資機材の調達 ・ 災害用備蓄資機材の払出 ・ 災害用電話の確保 ・ 市民等からの問い合わせ対応 ・ り災証明書の発行 ・ 部内各班との連絡調整
	支 所 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部及び関係機関との連絡調整 ・ 地区内の被災状況の把握及び連絡 ・ 市民等からの問い合わせ対応 ・ 被災者支援対応
	会 計 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策経費の出納 ・ 義援金の受入れ及び保管
	議 会 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 市議会及び本部との連絡調整
調 査 部	財 政 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者の安全確保 ・ 庁舎の管理及び安全確保 ・ 被害額の取りまとめ ・ 災害予算及び資金の運用 ・ 災害対策用車両等の確保 ・ 燃料の確保 ・ 部内各班との連絡調整
	調 査 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による被害調査
	市民活動班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等との連絡調整 ・ 災害ボランティアの受入れ及び連絡調整 ・ 臨時市民相談窓口の開設
援 護 部	要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の支援 ・ 社協、赤十字社との連絡調整 ・ 災害救助法の適用 ・ 被災者再建支援制度と相談 ・ 避難所の開設及び管理 ・ 遺体に対する必要措置 ・ 社会福祉施設の被害調査 ・ 部内各班との連絡調整

援 護 部	医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、医師会等との連絡調整 ・医療救護所の設営等 ・傷病者等の応急手当及び助産 ・感染症予防及び被災者の健康管理
物 資 部	食 料 班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食料、飲料水等調達、炊出し及び配分 ・部内各班との連絡調整
	物 資 班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資の調達、配分 ・救援物資の受入れ及び保管
	衛 生 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の防疫（衛生関連） ・廃棄物の処理及び清掃 ・仮設トイレの設置等調整
施 設 部	都市復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急被害対応及び復旧 ・被災建築物・宅地応急危険度判定 ・住宅等の確保（仮設住宅、市営住宅） ・公園、市営住宅、駐車場、駐輪場の被害調査及び復旧 ・部内各班との連絡調整
	土木復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急被害対応及び復旧 ・各施設連絡道路の確保 ・被災現場での交通安全の確保
	給水水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水用水の確保及び給水指示 ・給水施設の被害調査及び復旧
	下水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び復旧 ・下水道処理区域の排水対策 ・集落排水施設の被害調査及び復旧
避 難 部	教育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保 ・部内各班との連絡調整
	教育対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の受入れ及び避難場所の管理 ・救援物資の保管（物資班との調整含む）
協 力 部	応 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部設置時の対応人員 ・避難所開設時の対応人員 ・応急給水の対応人員 ・被害家屋調査の対応人員 <p style="text-align: right;">等必要に応じて</p>

(16) 災害対策本部の資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたとき、本部の運営上必要な次の措置を速やかに準備するものとする。

- 災害処理票・住宅地図等の確保
- 防災関係機関連絡先一覧表の確保
- 防災行政無線（移動系含む）の開設
- 通信手段（電話、FAX・携帯電話・PHS・アマチュア無線等）の確保
- 災害対策要員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の確保
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- 自主防災組織等との連絡
- 避難所の開設
- 災害対策本部（第4配備体制）への検討・準備
- 長期化が予想される場合は、食料品・飲料水・寝具・燃料等の確保

(17) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部は災害情報等を収集・分析し、応急対策を行う。

ア 組織及び運営

(ア) 現地災害対策本部長

- a 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が副本部長または本部員のうちから指名する。
- b 災害対策本部長は、現地災害対策本部を指揮監督する。

(イ) 現地災害対策本部職員

運営は、現地災害対策本部長が指名した者で構成する現地災害対策本部職員があたる。

イ 事務分掌

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策の実施状況の報告
- (ウ) 避難に関する勧告・指示・警告
- (エ) 現地災害対策本部の廃止に関すること
- (オ) その他、本部長の特命事項

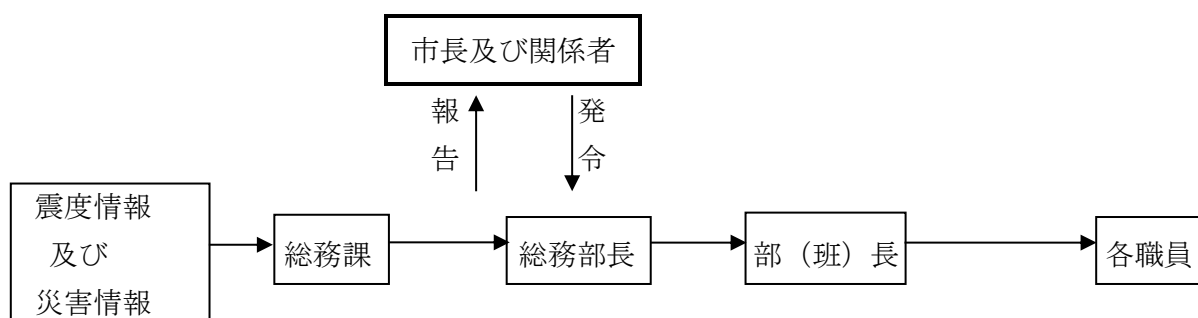
3 職員の動員・配備

本部長は、市域で地震災害が発生した場合は、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し次の動員・配備を発令する。

(1) 動員の方法

ア 勤務時間内

- (ア) 各部（班）長は、配備指令が発令されたときは、事務分掌に基づき、あらかじめ定められた職員を動員する。
- (イ) 配備についての職員は、部（班）長の命令により、応急活動を実施する。
- (ウ) 伝達系統



イ 勤務時間外（休祝日・夜間）

- (ア) 各職員は、テレビ・ラジオ等の報道から自ら情報を収集し、動員の命令を待つことなく、震度ごとの配備体制及び事務分掌に基づき、あらかじめ定められた活動体制に就く。
- (イ) 市防災行政無線、職員参集メール等を使用し、職員に参集を呼びかける。
- (ウ) 職員は、安全確認の後、速やかに定められた指定場所へ参集する。なお、参集した者から部（班）長の命令により、応急活動を実施する。

(2) 動員から除外する職員

- ア 傷病者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各部長は、本部の配備体制別に所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を以下の区分により指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図らなければならない。

ア 指定職員の動員

指定職員は、あらかじめ定められた場所へ参集し、指示された所属に就く。

イ 所属職員の動員

所属する職場へ参集する。

ウ 参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段で参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部（班）長に報告する。

応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

(ア) 要救護者、火災現場を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

(イ) 疾病者、災害によって重症を負った者、その他本部長が認める者は動員から除外する。

エ 参集時の装備

職員は、着替え、懐中電灯、軍手、雨具などの災害活用に有効なものを持参するなど、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

4 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としたものである。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号～第 4 号の規定により、本市における適用基準は、次のとおりである

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。	県知事が厚生労働大臣と協議	第 1 条第 1 項第 4 号

(3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(4) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有し

ているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 災害救助法の適用手続

ア 市

- (ア) 災害に対し、市における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (イ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

- (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各一部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。
- (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。

告 示

平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

(6) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

地震情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図るため、情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。

1 通信体制【初動期：緊急情報班 → 情報班】

(1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、災害対策本部に連絡責任者を置く。連絡責任者は、情報班長（初動体制時は緊急情報班長）とし、各所属及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

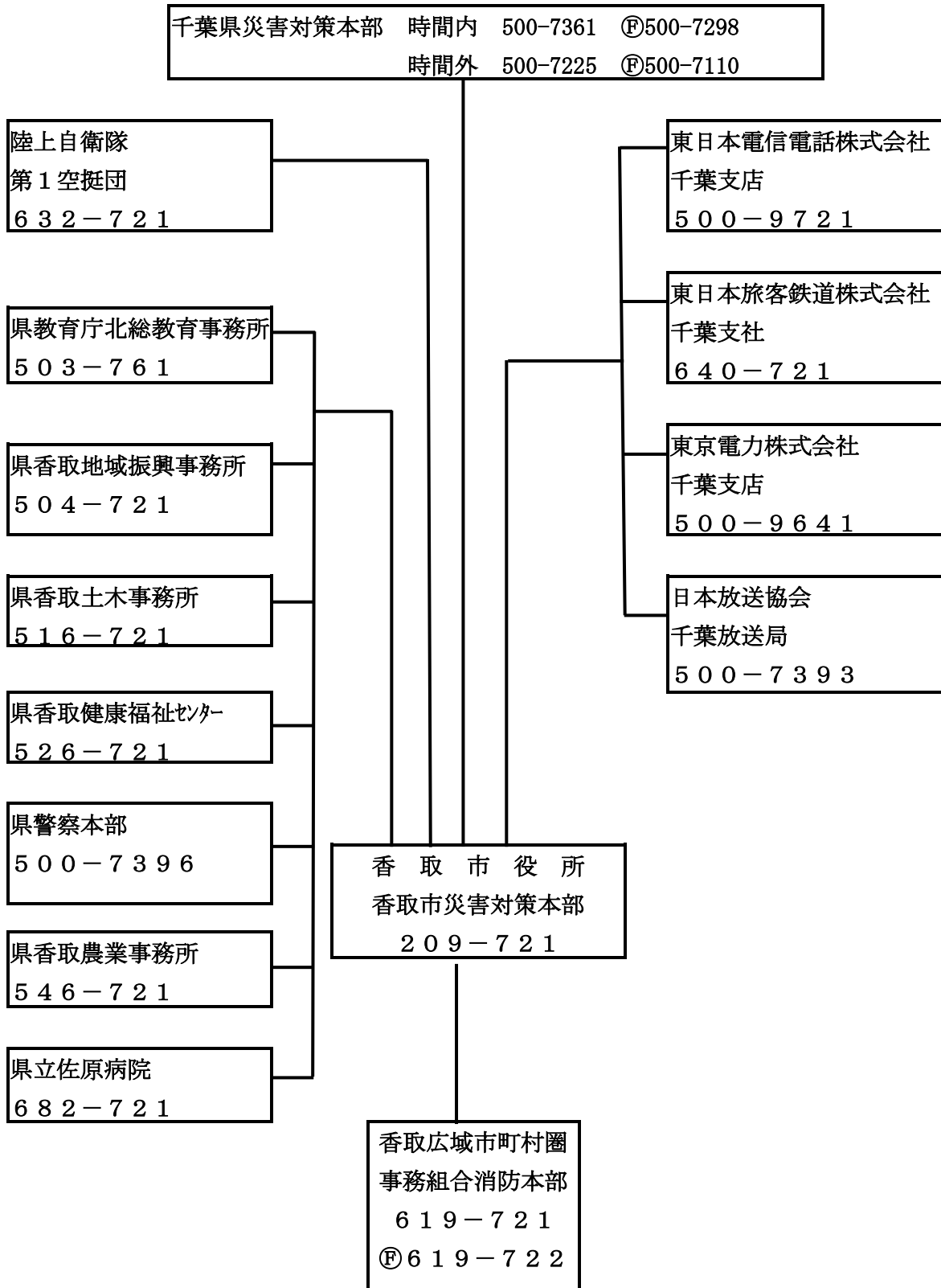
(2) 本部連絡員の派遣

- ア 各部（班）は、本部長との連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局に派遣する。
- イ 防災関係機関は、本部との連携強化のため、本部長の要請があった場合、連絡対応者（関係機関連絡員）を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(3) 通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統は次のとおりである。

通信連絡系統（千葉県防災行政無線）



2 通信手段の確保

一般電話や携帯電話等は取扱いが容易であるが、災害時には通信の輻湊や施設の被災により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめとする、市保有あるいは民間の無線設備等あらゆる手段をつくして通信・連絡手段を確保するものとする。

(1) 災害時優先電話(電報)の利用

ア 指定電話(電報)・連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害情報通信用に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局（東日本電信電話(株)千葉支店）の登録を受けた番号の加入電話より行う。

ウ 使用方法

(ア) 局番なしの「102番(電報の場合105番)」にかけ、交換手呼び出す。

(イ) 交換手に「非常電話(電報)」または「緊急電話(電報)」であることを告げる。

(ウ) 非常・緊急通話(電報)の内容と相手方等を伝える。

(エ) 交換手が接続したならば通話を行う。

なお、緊急の場合等は、非常通話(電報)と確認できる時は通常の加入電話からも利用できる。

緊急電話の種類

区 分	内 容
非 常 通 話	災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続の通話で、他の市外電話、緊急通話に優先して接続する通話である。
非 常 電 報	気象警報以外のすべての電報に優先する電報である。
緊 急 通 話	非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、接続順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。
緊 急 電 報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先する電報である。

エ FAXの利用

市、出先機関、県、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡により行う。

(2) 有線による通信が途絶した場合

ア 災害時に利用可能な無線通信

市が使用できる無線通信施設等は次のとおりである。

(ア) 市防災行政無線

(イ) 県防災行政無線

(資料-13-2 災害時に使用可能な無線局)

イ 通信の制約に対する対応策

(ア) 使用できない時

代替の通信手段によるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

(イ) 混雑している時

混雑している時間帯は短時間なので、話中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

(ウ) 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も適当な場所に移動する。無線機は1 m移動したり、傾けただけで送受信状態等が大きく変化することもある。

ウ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

エ 通信の統制の原則

携帯・可搬用無線機からの通信は、すべて本部に対して下記の項目に基づき行うものとする。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）

(エ) 簡潔通話の実施の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）

(オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(3) 通信連絡系統の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、電波法第 52 条の規定により、「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て無線通信施設を使用する。

ア 香取警察署通信施設

イ 国土交通省利根川下流河川事務所通信施設

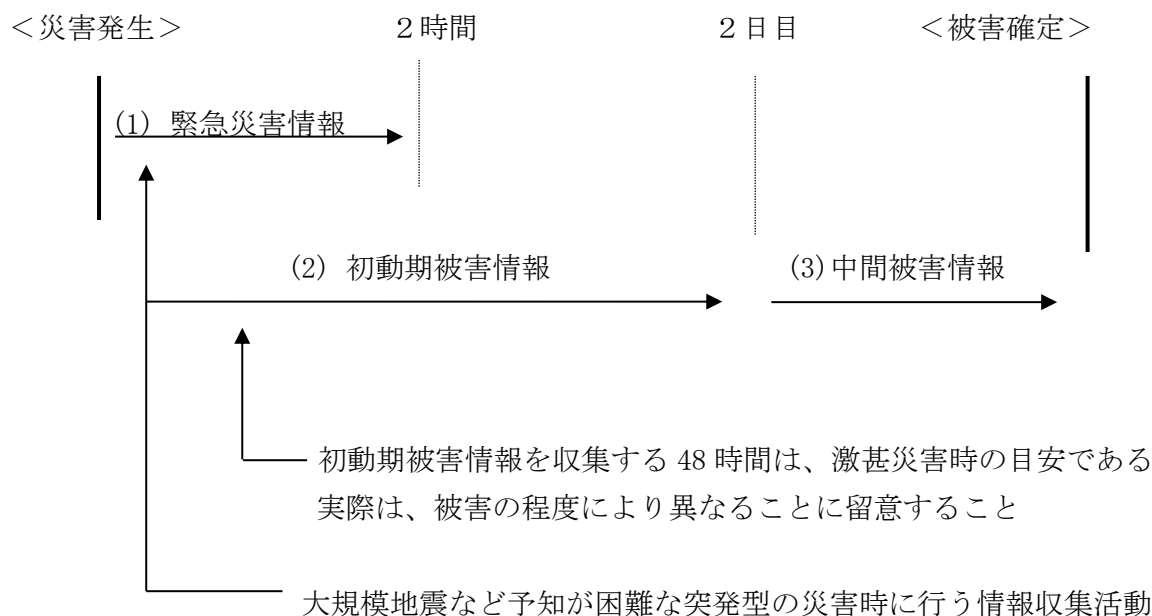
ウ 東日本旅客鉄道(株)佐原駅通信施設

エ アマチュア無線施設

オ 県防災行政無線

3 被害情報等収集・報告

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、以下のように区分して行うものとする。特に大規模な災害については、緊急性が求められる情報を優先的に収集するものとする。



(1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は大規模地震等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生から概ね2時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一のねらいとする。

(2) 初動期被害情報の収集

ア 初動期被害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するための情報とする。

イ そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

ウ 初動期被害情報の内容

初動期被害情報の収集内容を目的別に次に示す。

- 人命救助に係る情報の収集
- 火災・延焼に係る情報の収集
- 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- 広域応援要請に係る情報の収集

エ 初動期被害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

初動期被害情報の収集先と内容

情 報 収 集 先	情 報 の 内 容
<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報
<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報
<input type="checkbox"/> 3) 土木情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等、居住地区及び参集ルート 周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報
<input type="checkbox"/> 5) 各被害調査情報	<input type="checkbox"/> 市内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報
<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・N T T・鉄道事 業者からの被害情報と復旧情報
<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報

(3) 中間被害情報の収集【各部（班）】

ア 各部(班)は、災害発生から概ね活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の被害情報を、本部事務局へ報告するものとする。

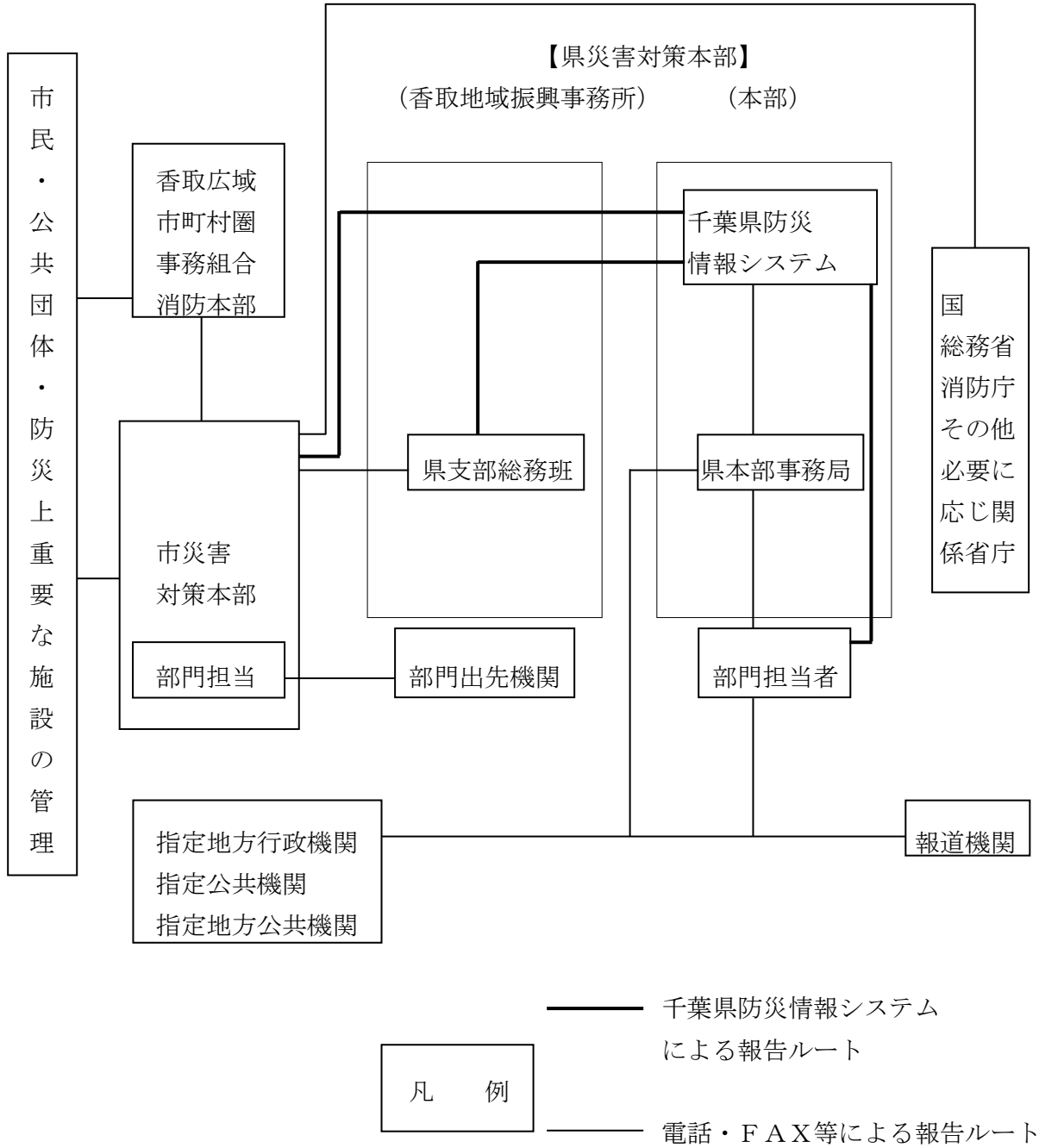
イ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また家屋被害調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関に対し応援を求めるものとする。

中間被害情報の調査事項と担当

実施担当	調査事項	協力機関
本部事務局	概況速報及び措置情報	県防災危機管理課
	火災速報	香取広域消防本部
	避難勧告・指示等 避難状況	香取広域消防本部
	危険物等の事故 による被害	香取広域消防本部
	公益事業被害	東日本旅客鉄道(株) 東日本電信電話(株) 東京電力(株) 東日本高速道路(株) (株)エヌ・ティ・ティドコモ (株)KDDI
調査班	人的被害	香取警察署 香取広域消防本部
	住家の被害	香取警察署
	農業用施設被害 農・林・畜・水産業被害	佐原農業協同組合 かとり農業協同組合 土地改良団体 佐原・北総・栗山川漁業協同組合 千葉県森林組合香取事業所
	商工関係被害 観光施設被害	佐原商工会議所 香取市商工会 水郷佐原観光協会 水郷小見川観光協会
衛生班	廃棄物処理施設被害	香取広域市町村圏事務組合
医療救護班 要援護者支援班	感染症関係被害 社会福祉施設被害	香取健康福祉センター
都市復旧班 土木復旧班	公共土木施設被害	国土交通省利根川下流河川事務所 香取土木事務所
	水害等速報	国土交通省利根川下流河川事務所 香取土木事務所
給水水道復旧班	水道施設被害	(社)日本水道協会千葉県支部
下水道復旧班	下水道施設被害	(社)日本下水道協会千葉県支部

(4) 被害報告

被害状況等の報告系統



ア 報告すべき災害

- 市域において、災害等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊一部破損及び浸水）被害及びがけ崩れ等の発生した災害の場合
- 災害救助法の適用基準に合致する場合
- 市が災害対策本部を設置した場合
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- 災害による被害が軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害が発生するおそれがある場合
- 地震が発生し、市内で震度4以上を記録した場合
- その他災害の状況及び社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

イ 報告すべき事項

- 災害の原因または種別
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した所在地及び地域
- 被害状況：被害の程度は「被害認定基準」に基づく
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
日時・場所・活動人員・使用資機(器)材等を明記する
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の状況
 - ・その他必要事項
- 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

※ 「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成16年9月17日改正）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

ウ 被害報告の責任者

(ア) 統轄責任者

統轄部長は、県及び防災関係機関への被害情報の報告を統括する。

(イ) 実施責任者

統轄班長は、各部(班長)に被害状況を求め、県に報告する。

(ウ) 取扱責任者

各部の所管事項に係わる県への報告は、各部の班長が、この計画の定めにより報告する。

エ 報告の手順等

- (ア) 統轄部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあつては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前

に調整するものとする。

(イ) 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、県防災情報システム(システム端末)または県防災無線もしくは一般電話で報告する。被害の発生直後は、迅速を第一に「災害緊急報告」の第一報を、以後、詳細が判明のつど「災害緊急報告」を行う。次いで、災害後第1回目の災害総括報告<被害状況速報>及び詳細報告を定時に行う。ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

なお、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

(ウ) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

県災害対策本部設置前	県災害対策本部設置後
千葉県香取地域振興事務所 N T T 電話 0478-54-1311 N T T F A X 0478-52-5529 県防災行政無線 504-721・723 県防災行政無線 FAX 504-722	千葉県災害対策本部 N T T 電話 043-223-2154 N T T F A X 043-222-5208 県防災行政無線 500-7304 県防災行政無線 FAX 500-7631
千葉県防災危機管理部危機管理課 災害対策室 (勤務時間内) N T T 電話 043-223-2175 N T T F A X 043-222-5208 県防災行政無線 500-7361 県防災行政無線 FAX 500-7298	
(勤務時間外) N T T 電話 043-223-2178 N T T F A X 043-222-5208 県防災行政無線 500-7225 県防災行政無線 FAX 500-7110	

(エ) 休日または夜間時等の勤務時間外において、県に報告できない場合の国(総務省消防庁)への災害緊急報告を行う場合は次のとおりである。

総務省消防庁連絡先		N T T 電話	県防災行政無線
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-7527 (FAX) 048-500-7537
休日・夜間	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-7782 (FAX) 048-500-7789

オ 県に行う被害情報報告の区分及び内容は次のとおりである。

報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時間・方法等
災害緊急報告	香取広域市町村圏事務組合消防本部	<p>県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報(部分情報、未確認情報も可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況について報告 	<p>①覚知後直ちに</p> <p>②第1報の後、詳細が判明のつど直ちに</p> <p>[電話・FAX]</p>
災害	市 災害対策本部	<p>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 	<p>①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</p> <p>②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで(電話、FAX及び端末入力)</p>

総括報告	確定時報告	<p>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告</p> <p>本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること</p> <p>1 被害情報 市の全般的な被害状況(件数)</p> <p>2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況</p> <p>3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額</p>	<p>応急対策終了後10日以内(端末入力及び文書)</p>
	年報	<p>4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告</p>	<p>4月20日まで(端末入力及び文書)</p>
災害詳細報告	市災害対策本部	<p>災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時、場所、原因等)及び措置情報の詳細を報告</p>	<p>①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</p> <p>②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで(電話、FAX及び端末入力)</p>

※ 端末入力：千葉県防災情報システム端末に入力

カ 報告の様式及び内容（各部）

各部が県に行う被害情報の報告先は、次に示す表のとおりである。

各部が県に行う被害情報等の報告先

報告の種類	報告主管部	報告先
公共土木施設等関係	建設水道部	香取土木事務所
農林業施設等関係	経済環境部	香取農業事務所
商工施設等関係	経済環境部	県商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育部	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	経済環境部	香取健康福祉センター
危険物施設等関係	総務部	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	市民福祉部	香取健康福祉センター
下水道施設関係	建設水道部	県土整備部下水道課
し尿、一般廃棄物処理施設関係	経済環境部	環境生活部廃棄物指導課
水道施設関係	建設水道部	総合企画部水政課

(5) 被害状況等の認定基準

被害の程度区分の認定は、県計画に準じ法令等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

被害の認定基準

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする
	重傷	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の述べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の述べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	

そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かい・竿のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 金 額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法(昭和 25 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産施設をいい、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
林業施設	農林水産業施設以外の林産施設をいい、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害状況の認定は、被害状況の確認及び記録保存の見地より重要であるので、各班の調査員は適宜被害箇所を選定し、被害の程度が明瞭にわかるよう撮影に努めるものとする。なお、記録の際に撮影年月日、箇所名、被害者名、被害の程度を記録する。

4 災害時の広報

地震時における市民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を市民に対して、できる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するために市民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要な情報を提供する。

(1) 広報内容

地震発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について以下のとおり定める。

ア 地震災害発生直後から初動活動期（概ね 48 時間）

災害発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【混乱防止のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報 <input type="checkbox"/> ① 災害の規模・範囲・内容 <input type="checkbox"/> ② 概括的な被害状況 <input type="checkbox"/> ③ ライフライン関連情報 <input type="checkbox"/> ④ 道路関連（交通規制）情報 <input type="checkbox"/> ⑤ 鉄道・バス運行状況
(2) 救援活動状況の情報 <input type="checkbox"/> ① 救援活動情報 <input type="checkbox"/> ② 人命救助の協力呼びかけ <input type="checkbox"/> ③ 全国からの救援の状況
(3) 二次災害防止情報 <input type="checkbox"/> ① 出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） <input type="checkbox"/> ② 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
(4) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） <input type="checkbox"/> ① 避難場所の情報 <input type="checkbox"/> ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） <input type="checkbox"/> ③ 災害時要援護者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ <input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限
(5) 応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況 <input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(6) その他 <input type="checkbox"/> ① 死体安置（場所）情報
【生存関連情報】
(1) 医療情報 <input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報 <input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 <input type="checkbox"/> ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) 水・食料の物資情報 <input type="checkbox"/> ① 水の拠点配給場所 <input type="checkbox"/> ② 物資等の配給場所 <input type="checkbox"/> ③ 救援物資等の受入情報

イ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれなくなり、市民が生活を再開するために、提供する各情報については、市民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

生活再開時期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【生活関連情報】
(1) ライフライン復旧情報
<input type="checkbox"/> ① ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数）
<input type="checkbox"/> ② 代替燃料・機器に関する情報
(2) 交通・道路情報
<input type="checkbox"/> ① 鉄道・バス等の復旧情報
<input type="checkbox"/> ② 道路情報（交通規制・復旧情報）
<input type="checkbox"/> ③ 代替交通機関の情報
(3) 生活の基礎情報
<input type="checkbox"/> ① 店舗営業・浴場情報
<input type="checkbox"/> ② 避難所・地域での生活情報
<input type="checkbox"/> ③ 通常の行政サービス情報
<input type="checkbox"/> ④ 医療情報（病院・診療所・臨時救護所）
<input type="checkbox"/> ⑤ 各種相談窓口情報
(4) 教育関連情報
<input type="checkbox"/> ① 学校の休校・再開情報
(5) 災害時の行政施策情報
<input type="checkbox"/> ① 住宅関連情報
<input type="checkbox"/> ② 被災証明・義援金関連情報
<input type="checkbox"/> ③ 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報
<input type="checkbox"/> ④ 各種貸付融資制度関連情報
<input type="checkbox"/> ⑤ 都市計画関連情報
<input type="checkbox"/> ⑥ 各種式典関連情報
<input type="checkbox"/> ⑦ 経済活動支援関連情報
<input type="checkbox"/> ⑧ 見舞金・弔慰金等の支給関連情報
<input type="checkbox"/> ⑨ 各種減免・軽減・延期措置情報
<input type="checkbox"/> ⑩ 復興関連情報
<input type="checkbox"/> ⑪ 二次災害防止啓発関連情報
(6) その他

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

地震災害発生後の市民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ、広報を行う。

(資料-14 広報案文)

ウ 個々の職員による広報

(ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により市民に提供する。

(イ) 各職員は、広報内容・メモ等を携帯し、市民の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルートの確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎に地域性に応じた情報を主として、回覧板を活用した情報提供を行う。

カ 市ウェブサイトによる広報

防災情報により、市民へ情報提供する。

キ 緊急情報モバイル版による広報

ウェブサイトに掲載した防災情報を、携帯電話などからアクセスを可能とし、また、緊急情報を携帯電話にメールで情報提供する。

ク 報道機関を通じた広報

地震災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を活かした広報を行う。また場合によっては、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえるよう要請するものとする。

ケ 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、もしくは当該航空機を借り上げて、上空よりの広報を実施する。

(3) 報道機関との連携

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、統轄部長が対応する。

ウ 避難勧告等の緊急送出要請

避難勧告等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

(4) 自主防災組織等との連携

発災から時間経過とともに市民の情報ニーズが変化していくことから、自主防災組織や避難所運営委員会はそれらの動向を把握して本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

(5) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

5 災害時の広聴

地震災害後あるいは、地震災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、市は災害後の住民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に住民の要望等を反映させていく。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、たらい回しすることのないよう職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 臨時市民相談窓口の開設

ア 市民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 15 時までに本部に報告するものとする。

(3) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て以下に示すような相談窓口を開設するものとする。

ア 借地・借家関係の法律相談

イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

ウ 減免などの税務相談

エ 雇用保険などの社会保険に関する相談

オ 住宅等の応急修繕に関する融資相談

第3節 避難収容計画

地震による災害から市民の生命を保護するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある市民を収容するため、学校や公民館等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

(1) 地震の発生に伴う災害による市民等の生命、身体及び財産の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節1(1)に掲げる者は、

関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市長の措置（災害全般）

(ア) 避難の勧告・指示は、市長が行う。ただし、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

(イ) 避難の勧告・指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたときに、市長が行う。

(ウ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長または消防団長が行うものとする。

(エ) 市が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。

(オ) 災害時要援護者等に対する避難準備情報の発令・伝達については、避難支援プランを策定し、その状況に応じた情報伝達体制を確立するとともに、関係機関（消防団、自主防災組織等）の協力を得て、巡回等による避難情報等の周知を図るものとする。

イ 警察官の措置（災害全般）

警察官は市長が措置をとることができないと認められるとき、または市長から要請があったとき、もしくは市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときはただちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。

ウ 自衛官の措置（災害全般）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、避難の指示をすることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う破堤等による洪水及び地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機

関や自主防災組織等の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 避難の誘導

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

ア 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、災害時要援護者を優先して避難させる。

イ 移動の方法

(ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける（歩行等が困難な者は除く）。

(イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。

(ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

(ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。

(イ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。

オ 福祉施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の応急対策計画に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命、身体の安全を図る。

カ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の応急対策計画により措置する。

(5) 避難の勧告・指示を行うとき

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、消防本部、香取警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、市長が行うことになるが、状況により、様々な場合が想定される。ここでは、局地的な被害による地域を限定した避難を要する場合と大規模地震発生等により広域的な避難を要する場合の二つを想定して、以下にまとめる。

ア 局地的な被害による場合

局地的な被害による地域を限定した避難

- 河川の上流が災害被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- 火災が拡大するおそれがあるとき
- 爆発のおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測されるとき
- がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

イ 広域的な被害による場合

広域的な被害により広域的な避難を要する場合	
○	火災が延焼し、広域的に拡大するおそれがあるとき
○	ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時
○	その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第 23 条の 2

消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第 28 条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第 21 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第 63 条

5 収容計画

(1) 避難所の開設の原則

ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

- ① 施設の安全確認と二次災害の防止
災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。
- ② 災害情報の収集
本部は、市民の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。
- ③ 市職員の派遣
避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、要援護者支援班職員を当該避難所に派遣する。また、開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。
- ④ 避難所開設の準備
要援護者支援班は、避難所開設の準備を行う。
- ⑤ 避難者収容スペースの確保
施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員に報告する。
- ⑥ 避難者の受入れと誘導
要援護者支援班は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。
- ⑦ 本部へ避難所開設の報告
要援護者支援班は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

イ 勤務時間外（自主防災組織等の主導による避難者の待機）

- ① 避難情報の収集
- ② 避難所の要請開設
自主防災組織のリーダーまたは、自治会長は当該避難所に、市職員、施設管理者が配備についていない場合は、市へ避難所の開設を要請する。
- ③ 避難者の一時待機措置
自主防災組織のリーダーまたは、自治会長は、市職員または、施設管理者が来るまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に待機させる。

ウ 避難者を収容できない場合の対応

① 他避難所への振り分け

要援護者支援班は、指定避難所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを要請する。

要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

② 他避難所への移動

要援護者支援班は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

(2) 避難市民の収容

避難市民の収容については、市職員及び自主防災組織等が協力し、以下の各活動を行うものとする。

ア 収容手順

(ア) 施設内への誘導

避難所施設職員及び自主防災組織等は、収容施設の安全確認後、混乱が起これないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

(イ) 避難者への告知

収容の際、口頭または掲示板への張り出しにより以下の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 部屋の占有禁止について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

(ウ) 避難者名簿の作成

a 避難者の収容の際に、避難者名簿を作成する。名簿の作成を行うとともに、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるものとする。

b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 収容の際の注意点

災害が発生した場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。

また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも以下の事項に注意して市民の収容を行う。

(ア) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者を優先的に収容する。複数階の避難所の場合には、便所に近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に収容する。

(イ) 近隣住民同士の収容

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

(ウ) 使用禁止スペースの指定

特に、学校に避難者を収容する場合には、応急救護スペース、運営委員会設置スペース等の確保のため、保健室、職員室、校長室等の管理諸室へ避難しないように注意する。

- ※ 施設のみをもっては収容能力に不足を生じる場合には、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。なお、避難所の開設が予定されている施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

(3) 帰宅困難者の収容

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

(4) 災害時要援護者の収容

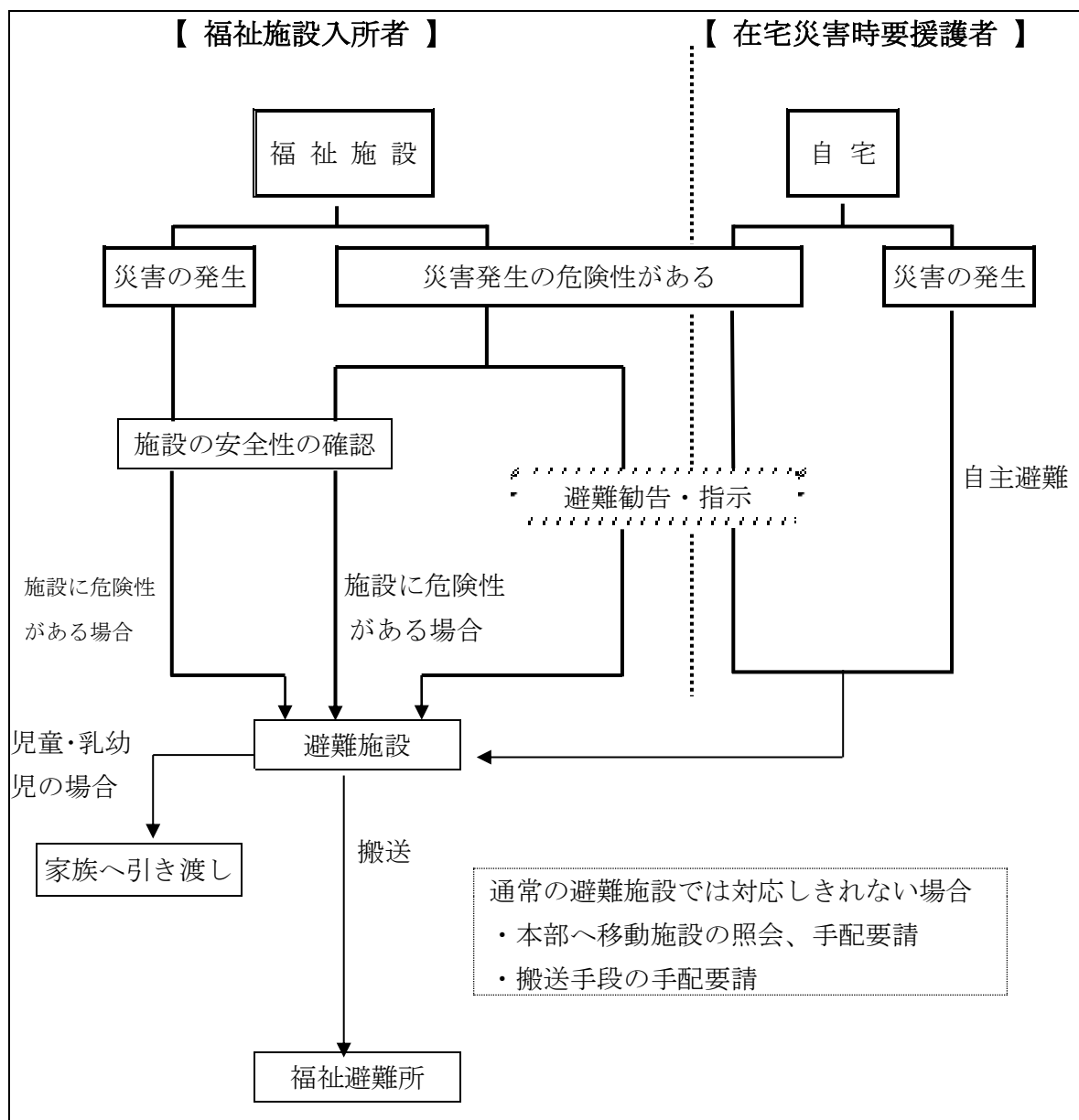
ア 福祉施設入所者

- (ア) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。
- (イ) 災害が発生または発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
- (ウ) 施設が被害を受けた場合または被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ収容者を移動させる。
- (エ) 施設への収容においては、市職員、自主防災組織等と協力し、優先的に施設へ収容させる。
- (オ) 移動させた避難施設において、災害時要援護者への対応が困難な場合は、福祉避難所の照会、避難所救護班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
- (カ) 保育所（園）に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。

イ 在宅災害時要援護者

- (ア) 在宅の災害時要援護者の収容については、在宅災害時要援護者リスト等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
- (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
- (ウ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

災害時要援護者収容のフロー図



6 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ア 災害対策本部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。
- イ 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。
- ウ 勤務時間外の場合には、要援護者支援班、避難部が鍵を携行して開設する。

(2) 避難者の受入れ

援護部及び避難部は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難状況を確認し、情報班に報告する。

(3) 避難所の運営

ア 避難所運営態勢

- (ア) 避難所の運営は、原則として自主防災組織・自治会を中心とした避難者の自主運営にて行う。
- (イ) 援護部及び避難部は、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主防災組織、住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立ち上げを支援する。
- (ウ) なお、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

〈避難所運営の分担〉

□避難所運営委員会

- 運営方法等の決定
- 生活ルールの作成
- 避難者カード・名簿の作成
- 市からの連絡事項の伝達
- 食料・物資の配給
- ボランティア等との調整
- 避難者の要望等のとりまとめ

□職員

- 災害対策本部との連絡
- 広報
- 施設管理者、ボランティア等との調整
- 避難所運営記録

イ 避難者の把握

- (ア) 援護部及び避難部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。
- (イ) また、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

ウ 長期対応

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

(4) 食料・物資の供給

援護部及び避難部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を食料班及び物資班に請求する。避難所に供給された食料、物資は、避難所運営委員会が配給する。

(5) 避難施設への配慮

援護部及び避難部は、季節の特性等に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。

〈避難所で必要な設備〉

- | | |
|-----------|------------|
| ① 暖房・冷房器具 | ② 仮設トイレ |
| ③ 給水施設 | ④ 掲示板 |
| ⑤ 入浴施設 | ⑥ ゴミ箱 |
| ⑦ 喫煙所 | ⑧ その他必要なもの |

(6) 災害時要援護者への支援

ア 避難生活での配慮

援護部及び避難部は、災害時要援護者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

援護部は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

イ 福祉避難所の開設

援護部は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な災害時要援護者に対して、公共施設及びホテルの借り上げ等により福祉避難所を開設し収容する。

(7) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

ア 閉鎖方法

避難者及び施設管理者との十分な協議のもとに閉鎖を判断する。

イ 避難者との調整

- (ア) 市職員は個別面談や個別調査を実施し、入所者が避難所を出る目安を把握する。
- (イ) 市職員は自立へ向けての指導や相談を通じた支援をする。
- (ウ) 災害時要援護者に対して、健康福祉センター等と連携を図り、きめ細かな支援をする。

ウ 施設管理者との調整

施設管理者から閉鎖の要望が出された場合は、閉鎖時期等について協議検討する。

第4節 災害時要援護者等の安全確保対策

自力避難が困難な状況である災害時要援護者に対して、地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難生活状況の確認等、地震による災害時の災害時要援護者に対する安全対策について必要な事項を定める。

1 在宅災害時要援護者に対する対策

(1) 災害発生直後の安全確保

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊婦、傷病等のいわゆる在宅の災害時要援護者の安全確保は次により行う。

ア 避難及び安全の確認

- (ア) 家族、近隣住民及び自主防災組織等が協力し、避難誘導を行う。
- (イ) 自主防災組織等は、避難所において災害時要援護者の安全の確認を行い、安全が確保されていない者について、警察官または市職員に連絡する。

<確認事項>

- (ア) 介護対象者の確認
- (イ) 介護者が被災し介護不能となっている災害時要援護者の確認
- (ウ) 保護者をなくし、災害時要援護者となっている乳幼児の確認
- (エ) 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認
- (オ) 所在がわからない被災者の確認

イ 安否の確認

避難所に避難した住民、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認を行い、本部に報告する。

(2) 被災した災害時要援護者の措置

市は県及び関係機関と協力し、被災した災害時要援護者について速やかに適切な措置を講じ、生活を確保する。

- ア 広域的な専用施設への緊急入居
- イ 身内による引取り等連絡調整
- ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保

2 社会福祉施設等における対策

市及び社会福祉施設の管理者は、災害時における災害時要援護者の安全及び生活の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

ア 安否・安全確認

災害発生直後には防災活動隊を編成し、職員による入（通）所者の安否確認と施設

の安全確認を行う。

また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の要請を行う。

イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防本部に通報するとともに初期消火にあたる。

ウ 情報収集活動

(ア) 関係機関（消防本部、市）、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により、全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。

エ 避難誘導活動

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な者を優先して行う。

(イ) 避難は先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

オ 被災報告等

入（通）所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な応援措置を要請する。

(2) 施設の応急確保措置

ア 施設の確保

施設管理者は、入（通）所者の応急保護にあたり、次の事項に留意し、保護の場所の確保を行う。

(ア) 災害を免れた近隣の施設の利用

(イ) 最寄りの公民館等の利用

(ウ) 県や社会福祉法人等が設置する臨時福祉施設の利用

イ 入（通）所者の応急保護

施設管理者は、応急保護にあたり次の事項に留意する。

(ア) 医薬品、飲料水、食料等の確保

(イ) 保健・衛生面の処置

(ウ) 施設職員及び保護者との連絡体制の確立

(エ) 入（通）所者の危険防止措置

(オ) 障害種別等に応じた救護

(カ) 地域住民・災害ボランティアの協力による介護支援体制の確立

(3) 緊急入所の措置について

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れにあたっては介護の必要性の高い者を優先するとともに、障害の種別に対応した施設での受入れに配慮するものとする。

第5節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

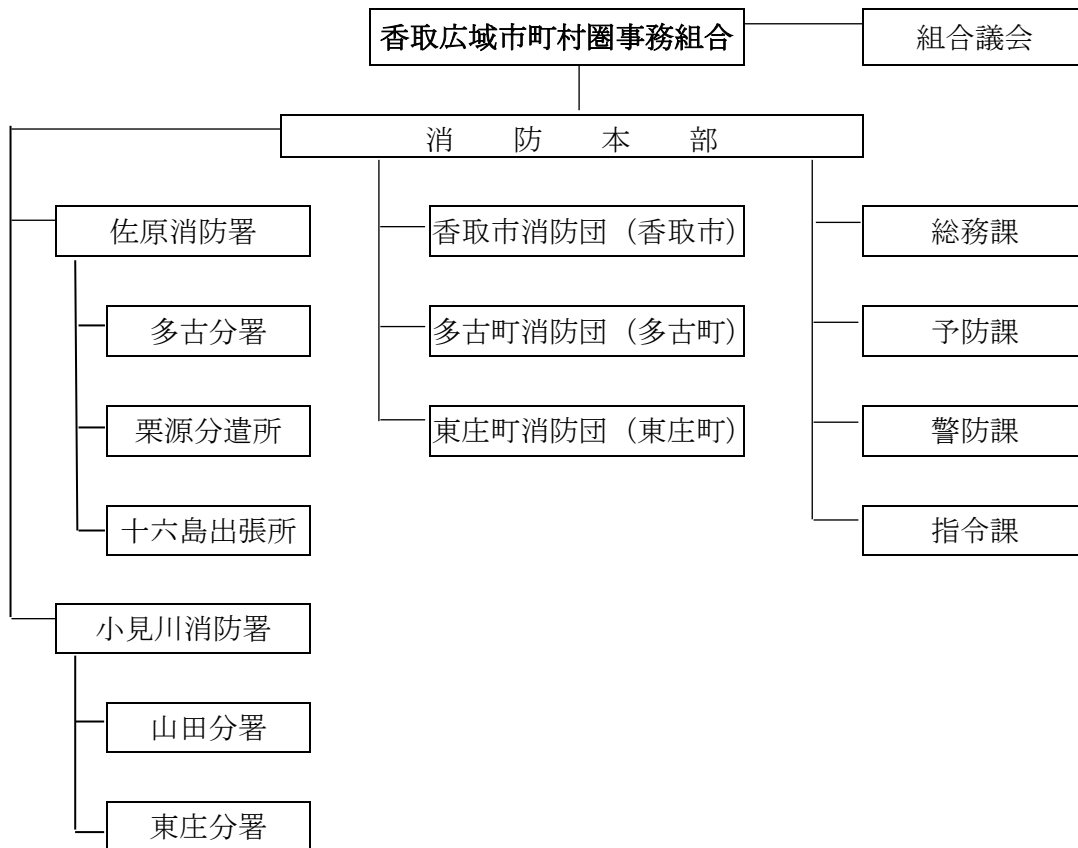
また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 消防活動

(1) 活動体制

消防署・分署・分遣所・出張所及び消防団は消防本部の指揮下において連携を保つとともに、災害の態様によっては分団単位でも活動できる体制を確立する。

香取広域市町村圏事務組合消防本部の組織体制



(2) 活動方針

地震による被害は、市域の中でも異なる場合がある。それらを考慮し、次の原則に基づき初期活動を行う。

- 被害状況の把握
- 活動要員、各種車両及び救出用資機(器)材の確保
- 全無線局の開局及び各防災関係機関との連絡体制の確保
- 各署所、分散型の火災防御及び救出救護活動体制の確保
- 市民及び自主防災組織等への初期消火、救出活動の協力

(3) 消火活動の方針

震災時の出火防止と火災の早期鎮火、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とし、次の基本をもって消火活動にあたる。

- 火災が多発した時は各署・分署・分遣所・出張所の消防職員及び消防団員は、全力をあげて消火活動を行う
- 活動体制の確立とともに消火活動に並行して救助救急活動を行う
- 延焼火災が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動する
- 災害が発生して、災害の全体像が掌握できない場合は、被害想定調査に基づく報告書等を活用し、木造建物密集地を主体とした効率的な防御運用を図る
- 災害対策本部に防災関係機関等との災害情報交換に伴う必要な連絡体制を確保するため消防職員を派遣する

(4) 多角的な消防水利の活用

原則として消火栓の損壊を前提に、次のとおり多角的な消防水利の活用を図る。

- 河川、用水路等の自然水利による活用
- 防火水槽、プール水等の活用
- 建設水道部との協力体制による水道水の活用

(5) 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模地震による二次的被害の発生を最少限にとどめるように努める。

ア 出火の防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を呼びかける。

また、出火した場合は、市民と協力して、初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防隊の活動が及ばない地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動については、単独もしくは自主防災組織及び事業所等の自衛消防隊と協力して行う。

ウ 情報の収集

地震発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助等を消防本部に通報する。また、当該本部からの指示・命令の伝達を行う。

エ 救助救急

要救助者の救出と負傷者に対する応急措置並びに地域住民・ボランティア組織等と連携して安全な場所へ搬送を行うものとする。

オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、各管内指揮本部及び関係機関と連絡をとりながら市職員並びに自主防災組織等と連携を図り、市民を安全に避難させるものとする。

(6) 消防機関相互の応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、本部長に報告するとともに、すでに締結されている千葉県広域消防相互応援協定及びその具体的な活動マニュアルである千葉県消防広域応援基本計画さらに大規模災害消防応援実施計画に定めるところにより、迅速に応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、応援支援マニュアルに基づく訓練、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

さらに、地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても、消防力に不足の生じることが見込まれる場合、知事が消防長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その協力を得て、消防の任務を遂行するものとされている。

2 救助・救急

(1) 活動体制

ア 大規模地震等により多数の死傷者が発生した場合には、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な救助救急活動を実施する。

イ 災害発生後初期の救出活動については、現場付近を受け持ち区域とする消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力し、救助救出活動を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、情報の入手状況から判断して緊急を要する地域へ、順次救出要員・救出用機材（重機等）を供給するとともに、警察、自衛隊等の活動部隊の出動を要請する。

また、現場指揮本部が設置された場合は、当該本部を指揮並びに情報連絡等の拠点とし必要な活動を行うものとする。

(2) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動は、次の原則に基づいて行う。

- 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う
- 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする
- 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる
- 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先して救助救急活動を行う
- 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先とする
- 同時に、小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する

イ 救助・救急活動は、次の内容を重視した活動を行う。

- 救急活動にあつては、救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、重病者の救護にあたる
- 応急救護所では、応急処置や傷病者の搬送等の優先度を決定するため、緊急度を区分するトリアージタグを活用する（控滅症候群に要注意）
- 重症者の判定は、バイタルサイン（主に意識、脈拍、血圧、呼吸状態等）のチェック等により行う
- 傷病者の搬送に際しては、救急車、市の車両によるほか、必要に応じ、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づく消防ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターにより行う
- 搬送手段が不足する場合は、市職員、消防団員及び自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送の協力を求めるなど、関係機関との連絡体制の確立を図り効率的な活動を行う

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、建設水道部作成香取市水防計画に基づき実施する。

4 危険物等の対策

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、設置者・管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織等活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(2) 火薬類保管施設の応急措置

消防本部は、火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

- ア 消防本部
 - (ア) 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
 - (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。(消防法に規定する危険物)
- イ 警察署
 - 輸送中の車両については、周辺の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
 - 消防法以外の危険な物（高圧ガス等）の輸送車両については、必要に応じ一時使用停止等の緊急措置命令を発する。
- ウ JR貨物
 - 危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護

(1) 情報の収集・提供

市は、県、消防機関、医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況

オ その他参考となる事項

(2) 医療救護活動

医療救護活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

ア 医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、または医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、災害対策本部長は、香取郡市医師会及び香取匝瑳歯科医師会に対して、医療班の編成及び派遣を要請する。また、地域内の医療体制で対応できない場合は、県の災害医療本部に対し、医療救護チームの被災地派遣を要請する。

(資料-26 市内医療機関（医師会所属）、資料-27 市内歯科医療機関（歯科医師会所属）

イ 救護所の設置

本部長は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるときは、救護所を設置する。

(ア) 設置場所

以下に示すうち、危険が及ぶと予想される施設については、代替施設を医療救護班長が再選定する。

救護所設置場所	所在地	電話
佐原中央公民館	香取市佐原イ 211	55-1151
佐原小学校	香取市佐原イ 1870	52-2044
佐原中学校	香取市佐原ロ 2124-1	52-5157
津宮小学校	香取市津宮 1215	57-0239
東大戸小学校	香取市大戸 877	54-2250
佐原第三中学校	香取市九美上 29-1	59-2244
新島小学校	香取市加藤洲 685	56-0903
小見川保健センター	香取市羽根川 38	82-1111
小見川中学校	香取市小見川 4685	82-3144
山田保健センター	香取市長岡 1307-1	78-2142
府馬小学校	香取市府馬 3429-4	78-2209
栗源保健センター	香取市岩部 700	75-3000

(イ) 救護所の開設及び運営

- a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
- b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、日赤奉仕団に連絡するとともに、千葉県接骨師会（東部支部香取地区）及び自主防災組織等の協力を得て臨機に対応するものとする。

ウ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によ

っては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ア) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- a トリアージ（重傷者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- b 診察及び実施可能な応急処置
- c 病院への収容連絡
- d 搬送

(イ) 救護活動の職務

救護活動は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 医療救護活動の記録
- b 負傷者の整理
- c 救護病院との連絡調整
- d 死者の取扱いに伴う警察等との連絡調整
- e その他救護所運営に必要なこと

(ウ) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と医師会等が協議し定めるものとする。

(3) 搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

ア 自主防災組織・市民等による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・市民等が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（救護所→医療施設、後方医療施設）

救護所のトリアージにより、医療施設での治療が必要な場合は、原則として救急隊による搬送とするが、そのいとまがないときは警察及び自主防災組織・市民等の協力により搬送を行う。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプターにより搬送を行う。

(4) 助産の体制

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものである。

ア 助産の対象者

- (ア) 災害のため助産の途を失った者であること。
- (イ) 災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であること。
- (ウ) 被災の有無及び経済力の如何を問わないこと。

イ 助産の内容

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は医療と同様救護班により実施するものとするが必要に応じて助産師、産院または一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。

(5) 医薬品・資機材の確保

医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬剤師会、薬局、その他医薬品・医療用資機材取扱業者、県、日赤及び各医療機関等に協力を要請し、調達により確保する。

(6) 消防本部・消防団の活動体制

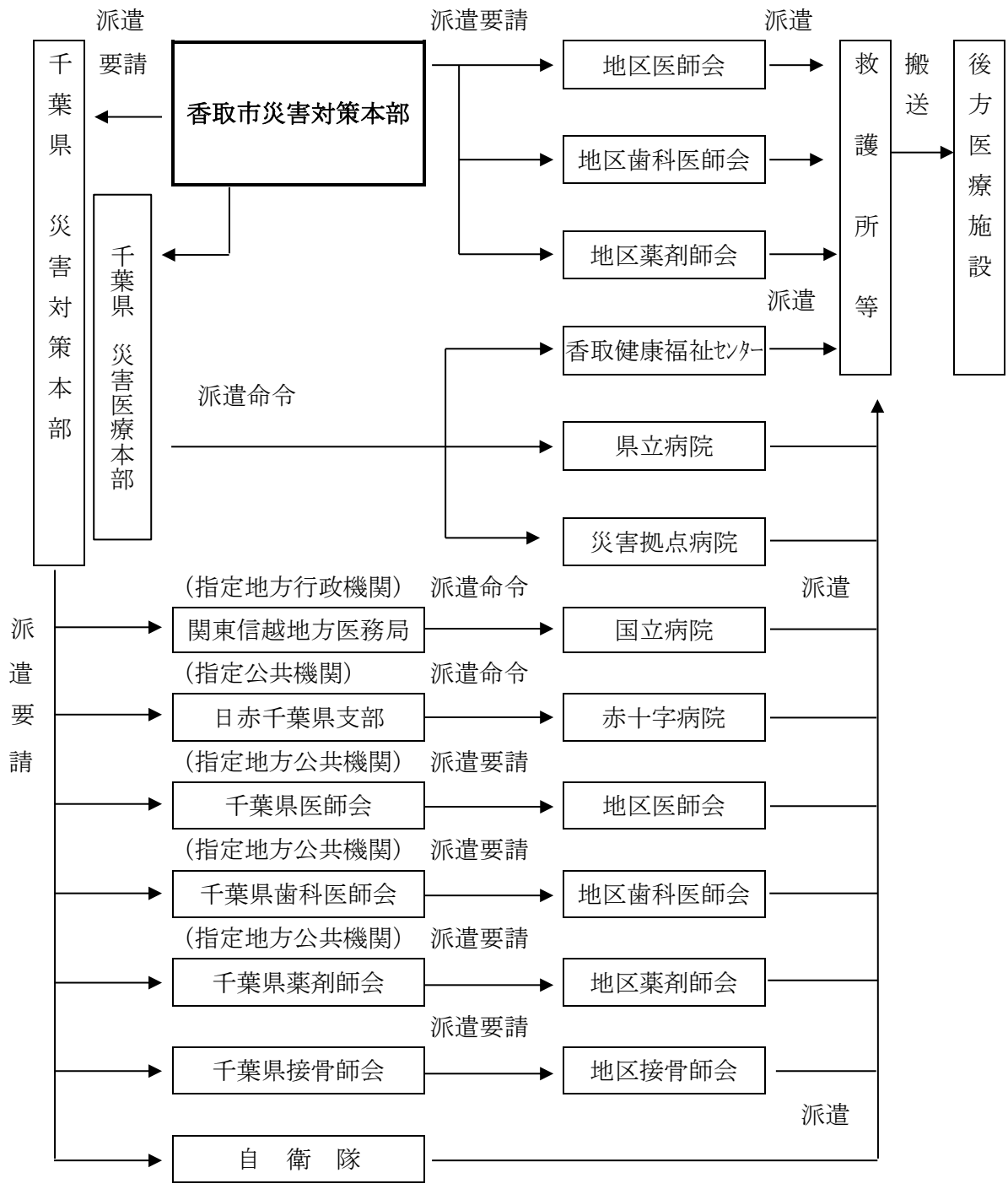
- ア 医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。
- イ 延焼火災が多発し、多数の救助・救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。
- ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急のある場合は、多数の人命の危険が予測される建物等を優先する。
- エ 救命処置を要する重傷者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- オ 複数の救助・救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を地域住民等へ応援要請して対応する。
- カ 市と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹医療機関・救命救急センター等への緊急輸送を県に要請する。
- キ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、本部へ報告する。

(7) 自主防災組織・市民等による活動体制

災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であることから、自主防災組織・市民等は協力して地域における災害時要援護者の避難を行うとともに、行方不明者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力するものとする。

- ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動
- イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力
- ウ 地域内の被害状況等の情報収集

医療救護活動の体系図



※資料編に災害拠点病院及び市内医療機関、医薬品等調達先の一覧表を示す。

6 行方不明者の捜索

行方不明者及び死体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）を捜索する各防災機関の業務は次によるものとする。

死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

(1) 市

- ア 香取警察署、消防本部、消防団と連携し、行方不明者等の捜索を行う。
- イ 県に対し捜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

(2) 県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき他都道府県及び自衛隊に応援要請を行う。

(3) 香取警察署、自衛隊等関係機関

- ア 死体等の捜索を市と協力して行う。
- イ 香取警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

7 死体の検視(検案)及び処理

死体の検視（検案）、医学的調査、身元確認等の業務及び死体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

(1) 市

- ア 死体が発見されたときは、警察署に連絡し、検視を受ける。
- イ 医師会に対し、検案医師の派遣を要請する。

(2) 県

死体の検視（検案）、処理について市から依頼があった場合または必要と認めたときは、日本赤十字社県支部及び県医師会に要請し、医師等を派遣する。

(3) 香取警察署

- ア 各種の法令または規則に基づいて死体の検視を行う。
- イ 身元不明死体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 香取郡市医師会、日本赤十字社

- ア 検案等その他医学的検査を行う。
- イ 検視（検案）及び医学的検査を終了した死体について死体識別のため、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(5) 災害救助法が適用された場合

死体の処理をする場合

- ・ 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- ・ 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
- ・ 死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の死体検

視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市等の関係者に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

8 死体の収容

検視、検案を終えた死体の身元確認と身元引受け者の発見に努める。時間を要す場合は次のとおり収容・安置し遺族等に引き渡す。

(1) 市

- ア 死体の安置所（寺院、公共施設等）を確保する。
- イ 搬送車両及び葬祭用品等は、葬祭業者に手配を要請する。

(2) 香取警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、死体の搬送を行うものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合

ア 死体処理の内容

- (ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案

イ 限度額

- (ア) アの(ア)による処理に要する費用は、死体1体当たり3,300円以内とする。
- (イ) アの(イ)による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり3.3平方メートル範囲内で3.3平方メートルにつき5,000円以内とする。
なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、通常の実費を加算できる。
- (ウ) アの(ウ)による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、慣行料金の額以内とする。

ウ 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

9 身元不明死体

身元不明死体の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 身元不明死体については、香取警察署その他関係機関と連携し調査にあたる。
- (2) 歯科医師会に対し、歯型等による身元確認の協力を要請する。

10 死体の埋火葬

引き取り手のない死体及び遺族等が埋火葬を行うことができない場合、応急措置として、埋火葬を行う。埋火葬までの一連の業務は次により行う。

- ア 埋火葬許可証を発行する。
- イ 火葬は北総斎場及びおみがわ聖苑で行う。遺留品がある場合は一時保管する。
- ウ 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある場合は、確認の上引き渡す。
- エ 遺骨の引き取り手がいない場合は、本部長が指定する墓地に埋葬する。

オ 災害救助法が適用された場合

(ア) 埋葬を行う場合

- a 災害時の混乱のために埋葬ができないとき
- b 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき
- c 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

11 広域応援体制による対応

市及び県は、災害の規模が大きく独自での対応が困難な場合は、速やかに広域的な応援を要請し体制を確保する。

(1) 市

死体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、千葉県広域火葬計画に基づき、国、県、他市町村及びその他の関係機関に対し応援要請を行い、体制を確保する。

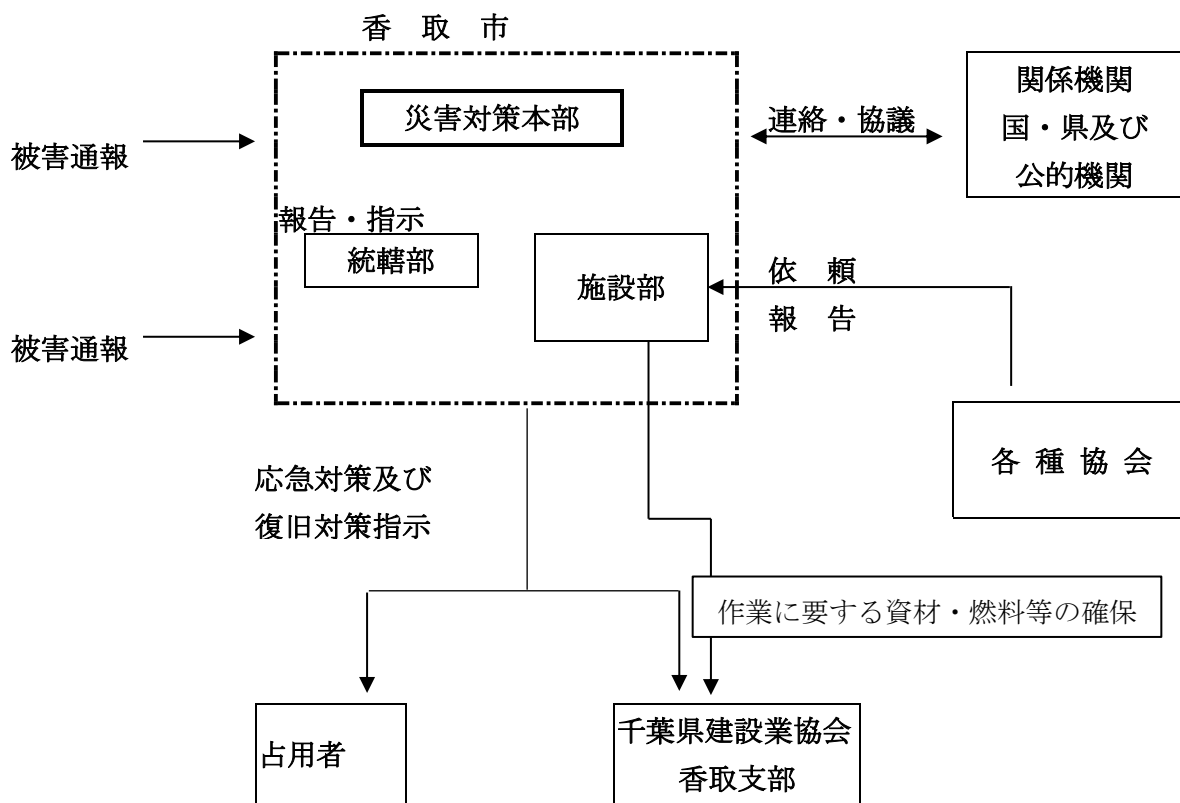
(2) 県

市から応援要請依頼を受けたときは、状況に応じて他県等に応援要請を行うものとする。

第6節 交通の確保・緊急輸送対策

1 公共土木施設応急対策フロー

応急対策及び復旧対策を以下の体制で実施する。



※各種協会とは、建設コンサルタント協会、地質業協会、測量業協会等

2 道路及び橋梁応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

ア 地震が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。

イ パトロール等の巡視を行い被害状況の把握の迅速化を図るとともに、千葉県建設業協会香取支部等からの情報を収集する。

(2) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡する。

(3) 緊急措置及び緊急通行機能の確保

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路規制

- (ア) 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業の実施にあたり道路規制を行う。
- (イ) 道路規制は、可能な限り迅速に行い、状況により危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。
- (ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関等は、状況に応じ協力して必要な措置を講じる。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路規制にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

(4) 応急復旧

- ア 応急復旧工事は道路規制後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。
- イ 市は、千葉県建設業協会香取支部等と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

(5) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該管理者は、道路管理者に通知する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力支援等を行う。

3 緊急輸送路の確保

(1) 交通規制の実施

警察は、規制計画に基づき、緊急輸送路確保のため、次の措置を行う。

- ア 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制
- イ 市内幹線道路の交通規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急輸送路の規制等

市は、道路管理者、警察、消防、自衛隊、建設関係業者等と連携し、原則2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急輸送路を確保する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 土砂等の撤去、または陥没・亀裂等の舗装破損の応急措置
- ウ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）
- エ 仮設橋の架橋

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報などに基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定するものとし、必要に応じ公安委員会（県警察本部）に輸送経路の交通

規制等を依頼する。

(4) 車両の確保

災害時に必要な車両は、原則として市の保有車両をもって充てるものとし、不足する場合は、民間運送業者の協力を得て輸送を行う。

(資料-19 市有車両一覧表)

(5) 県等への要請

市は、県または他の市町村に対し車両の斡旋を依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|---------------|
| ① 輸送区間及び借上げ期間 |
| ② 輸送人員または輸送量 |
| ③ 車両等の種類及び台数 |
| ④ 集結場所及び日時 |
| ⑤ その他必要事項 |

(6) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市内燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

4 緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

(1) 緊急通行車両の確認

市及び公共的団体が所有する緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出によりその都度、公安委員会（県警察本部）、各警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各警察署に手続きを行うものとする。

ア 緊急通行車両の申し出は、警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。

イ 確認は警察署が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出動時に警察署または交通検問所において標章及び証明書と引き換える。

ウ 緊急通行車両の使用者は、交付された標章を車両全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害発生の防止または拡大の抑止のための措置に関するもの

5 緊急輸送等に関する体制

(1) 被害情報の収集・伝達

香取警察署及び道路管理者は、災害発生後ただちに災害時緊急輸送路を主体とした被害情報を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に伝達する。

- ア 道路の被害状況
- イ 輸送路の確保、交通規制の状況
- ウ 渋滞の状況

(2) 緊急輸送の実施体制

激甚な災害が発生した場合の緊急輸送については、原則として次により行う。

- ア 輸送対象
 - (ア) 人命の救助・安全の確保
 - (イ) 被害の拡大防止
- イ 時系列区分
 - (ア) 災害発生から概ね2日間（48時間）
 - a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資
 - b 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資
 - c 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
 - d 後方医療機関へ搬送する負傷者
 - e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - (イ) 概ね3日目から1週間
 - a 上記(ア)の続行
 - b 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資
 - c 生活必需物資
 - d 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
 - e 輸送施設の応急復旧などに必要な人員及び物資
 - (ウ) 1週間以降
 - a 上記(イ)の続行
 - b 災害復旧に必要な人員及び物資

c 廃棄物の搬出

(4) 輸送拠点の指定及び確保

緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

(5) 輸送拠点の機能

輸送拠点における業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等の協力を得て次の業務を行う。

- ア 緊急物資の集積、仕分け
- イ 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活必需品等）の集積、仕分け
- ウ 配送先別の仕分け
- エ ヘリコプター、車両等への積み替え、発送

(6) ヘリコプターによる緊急輸送

大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

ア 開設の決定

- (ア) 臨時ヘリポート開設の決定は、市災害対策本部長の指示による。
- (イ) 統轄部長及び消防長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握する。

イ 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、次のように行う。

(ア) 地表面の条件

- ① 舗装された場所が最も望ましい
- ② やむを得ず、グラウンド等未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は十分に散水する
- ③ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであること

(イ) 着陸点の表示

着陸点には、下記基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに 上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（または旗）を掲揚もしくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

(ウ) その他の留意事項

- ① 離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと
- ② 救急車、輸送車両の出入に便利なこと
- ③ 電話その他の通信手段の利用が可能であること
- ④ 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること

第7節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

1 応急給水

(1) 給水供給量

災害により水道施設が破壊され、断水し、飲料水が得られない地区の住民に対し、災害発生から3日間は、一人1日3リットルを供給する。

また、4日目以降は次のような目標とする。

応急給水の供給目標量

期 間	水 量 (リットル/人・日)	水 量 の 用 途 内 訳
災害発生から3日まで	3	生命維持のため最小限必要な水量
4日から10日まで	3 ～ 20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量
11日から21日まで	20 ～100	最低限の浴用、洗たくに必要な水量
22日から完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

(参考：「水道の耐震化計画策定指針（案）」平成9年1月厚生省)

(2) 応急給水の実施

供給すべき応急給水量の目標は、災害発生後の期間区分に応じて医療機関や災害時要援護者について十分に考慮しながら設定する。

なお、規定量を上回る給水を求める市民に対しては、飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し協力を求める。

- 飲料水の供給は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- 市だけでは処理不可能な場合、市長は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- 応急給水は、県、企業団等の水道事業体の積極的な協力を得て実施する。
- 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」、「(社)日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

(3) 給水所(拠点)

ア 給水所(拠点)の設定

給水所(拠点)の設定は、指定避難場所、避難所を単位として行うが、供給停止区

域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所(拠点)の周知・広報

給水所を設定したときは、統轄部を通じて、市民に対する広報を要請するとともに、設定場所及びその周辺に「給水所」掲示物を表示するものとする。

また、給水所に被災地の自主防災組織もしくは代表となる市民を指定するよう要請し、掲示物にあわせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問い合わせ、要望については、できる限り自主防災組織等の代表者にとりまとめを依頼する。

(4) 応急給水の確保

浄水場等に貯留された浄水、市役所に設置している耐震性貯水槽及び公共施設で設置されている受水槽の滞留水により飲料水を確保する。

浄水場の状況

種 別	水 源	所 在 地	配水池平均貯水量
佐原浄水場	利根川	香取市佐原イ 978	2,660 m ³ (3,800×70%)
玉造浄水場	利根川・地下水	香取市玉造 734-1	2,240 m ³ (3,200×70%)
大畑浄水場	地下水	香取市岩部 869-227	328 m ³ (469×70%)
城山第1浄水場		香取市小見川 4767 - 2	5,180 m ³ (7,400×70%)
城山第2浄水場	利根川・清水川	香取市小見川 4854 - 1	
栗源中央浄水場	地下水	香取市荒北 1210-1	287 m ³ (410×70%)

貯水槽の状況

種 別	所 在 地	平均タンク貯水量
耐震性貯水槽 (香取市役所)	香取市佐原口 2127	100 m ³

(5) 給水資機(器)材等の確保

ア 応急給水資機(器)材の確保

市は応急給水活動に使用できる車両及び資機(器)材を備蓄するものとする。

イ 一般家庭の残留塩素量の測定

被災した水道施設の復旧後は、残留塩素量の検査を行い、安全を確認する。

(6) 応援要請

給水活動を可能な限り最善を尽くして行うものとするが、需要に応じ切れないと予測されるときは、他の自治体、国、県、自衛隊及び民間協力関係機関等の応援を要請するものとする。

2 食料品等の供給体制

(1) 市の実施体制

食料の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

ア 食料等供給対象者

市は、原則的に次のいずれかに該当する者に対して、食料品の供与を行う。

- (ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- (イ) 住家の被害によって炊事のできない者
- (ウ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- (エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参または調達ができない者
- (オ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者（災害救助法による救助の対象外のため、市の負担で行う）

イ 調達する主な食料品

- 米穀、パン、即席麺類、レトルト食品
- 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

ウ 調達体制

災害時における米穀等の主食の確保については、備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達するものとする。

- (ア) 協定業者及び市内取扱業者から米穀等の食料品を購入する。
- (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能なときは、本部長は政府所有米等の供給を受けるため、県に要請する。

エ 供給体制

被災市民に食料を供給するときは、各局面を考慮して供給するとともに、避難所等の供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化を図り公平に配分する。

- (ア) 災害発生から概ね2日間（48時間）
 - a 調理を必要としない食料品
 - b 災害時要援護者等の優先
- (イ) 災害発生から概ね3日以降
 - a ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給
 - b 栄養のバランスを考慮する。
 - c 集団炊事の実施

オ 炊き出し

市は炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

- (ア) 炊き出しは原則として避難所内またはその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を利用、もしくは仮設給食施設を設置して自らまたは委託して行う。
- (イ) 炊き出し要員は、自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊等に協力を要請するほか、ボランティアを活用するものとする。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請があったときまたは必要と認めたときは、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じるものとする。

- (ア) 備蓄食料の放出、供給
- (イ) 食品関係機関からの確保・供給
- (ウ) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(3) 広域調達体制

ア 応援協定締結都市等への要請

必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- (ア) 食料の要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項
- (イ) 炊き出し用具等の要請
人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

イ 県への要請

市は、他市町村などの応援でも十分な食料の調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

<要請項目>

- (ア) 品目別の調達要請量
 - a 自己の調達可能量
 - b 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量
 - (イ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (ウ) 連絡課及び連絡責任者
 - (エ) 荷役作業員派遣の必要の有無
- ### ウ 県の行う応援要請
- (ア) 被災地以外の市町村に対しての指示または調整
 - (イ) 自衛隊への要請
 - (ウ) 他の都道府県に対しての要請
 - (エ) 国（農林水産省）に対しての要請

3 生活必需品等の供給体制

(1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、または棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資をただ

ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 生活必需品の範囲等

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着等）
- 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 保育用品（哺乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- 生理用品
- ラジオ

ウ 調達体制

- (ア) 備蓄物資のほか、災害時物品等の供給協力締結先等から調達する。
- (イ) 生活必需品の給与又は貸与は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- (ウ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないとき、または不足が予想されるときは、県または他の市町村に調達、供給を依頼する。

エ 供給・配分

被災市民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- (ア) 生活必需品を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
- (イ) 市民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- (ウ) 災害時要援護者への優先配分を図る。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合または必要と認めた場合は、生活必需品が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

ア 備蓄生活必需品の放出、供給

イ 関係企業への供給の要請

ウ 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(3) 広域実施体制

ア 他市町村への要請

必要な生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 県への要請

他市町村などの応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示し

て県に応援を要請する。

<要請項目>

(ア) 品目別の調達要請量

- ・自己の調達可能量
- ・他市町村への調達要請の有無及び調達見込量

(イ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(ウ) 連絡課及び連絡責任者

(エ) 荷役作業員派遣の必要の有無

ウ 県の行う応援要請

(ア) 被災地以外の市町村に対しての指示または調整

(イ) 自衛隊への要請

(ウ) 他の都道府県に対しての要請

(エ) 国（関東経済産業局）に対しての要請

(4) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用具、食器及び光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

(ア) 夏季(4月から9月まで)

(単位:円)

世帯別 被害の状況	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算
全焼、全壊又は流 失した世帯	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
半焼、半壊又は床 上浸水した世帯	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400

(イ) 冬季(10月から3月まで)

(単位:円)

世帯別 被害の状況	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算
全焼、全壊又は流 失した世帯	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半焼、半壊又は床 上浸水した世帯	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

ウ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 給与又は貸与の方法

全壊(焼)、流失世帯と半壊(焼)床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(5) 災害対策

日本赤十字社千葉県支部香取市地区は、災害救助法の適用に至らない災害(火災を含む)により住家が全壊(全焼、焼失)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

4 燃料の調達

市は、災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、災害時における庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

第8節 広域応援の要請

地震災害の規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

1 県に対する応援要請

(1) 要請手続き

本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

緊急を要する場合は、電話または県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて処理するものとする。

(2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要 請 事 項

要請先	知事（香取地域振興事務所）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	(根拠法令等) 災害対策基本法 第68条

2 市町村に対する応援要請

(1) 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき応援を要請する場合は、被災していない市町村に要請を行い、受諾後に応援要請文書の提出を行うものとする。

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
要請の内容	① 応援の要求 ② 職員の派遣要請 ③ 災害応援に関する協定に基づく要請

要請時に明らかにすべき事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	(根拠法令等) 災害対策基本法第 67 条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定
---------------	--	--

(2) 近隣市町村に対する応援要請

県をまたがる近隣の市町村への応援要請等は、原則として被災していない市町村、または被害の軽い市町村に対して応援協力の依頼を行うものとする。

3 指定地方行政機関等に対する応援要請

(1) 要請手続き

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関及び他市町村に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関の長（あっせんを求める場合は県知事）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあっせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあっせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項	(根拠法令等) 派遣：災害対策基本法第 29 条 あっせん：災害対策基本法 第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17

4 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した千葉県水道災害相互応援協定等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

また、下水道については県に支援を要請する。

5 資料の提供及び交換

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じら

れるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

6 経費の負担

(1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

7 民間団体等に対する協力要請

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

(1) 民間団体に対する協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(2) 応援協力を要請する主な民間団体等

- ア 農業関係団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、建築士会等の職業別団体
- ウ その他市に対して協力活動を申し出た団体

(3) 市民ボランティア団体に対する協力要請の方法

大規模な災害が発生した場合には、発生後2時間以降を目途として、次の手段により市民ボランティアへの協力要請を行う。

- ア 市防災行政無線による呼びかけ
- イ 広報車による呼びかけ
- ウ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- エ アマチュア無線による呼びかけ
- オ 放送局を通じた呼びかけ

8 応援隊の受入体制【本部事務局、各部】

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

(1) 応援隊事務室の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部内に事務室を設置する。

(2) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。

イ 自衛隊については野営を原則とし、野営地は佐原野球場または、栗源運動広場、山田中央運動広場とする。

ウ 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

(3) 車両集結場所等の確保

ア 宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保し提供する。

イ 不足の場合は状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

(4) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(5) 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結するものとする。

イ 他市町村、消防機関等の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うものとするが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

9 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を、県と協力して円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村から

の要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

市及び県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、避難前住所他の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市及び県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うものとする。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

10 労働力の確保

本部長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、佐原公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

また、佐原公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

第9節 自衛隊への災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣要請手続き、受入れ体制、活動等については次のとおりとする。

1 自衛隊派遣要請手続き

- (1) 本部長は、県に対して自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、統括部長に命じて、文書または口頭をもって知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- ⑤ ヘリコプターを要請する場合のヘリポート
- ⑥ その他参考となるべき事項

口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに知事へ文書による要請処理を行うものとする。

- (2) 自衛隊に対する緊急通知

通信の途絶等で(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第1空挺団、または海上自衛隊教育航空基地に通知し、通信復旧後、速やかにその旨を知事に通知する。

- (3) 緊急の場合の連絡先

自衛隊派遣要請先（緊急時）

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内(8:00~17:00)	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野駐屯地)	第3科防衛班長 047-466-2141 内線 218, 236 防災行政無線 632-721	当直司令 047-466-2141 内線 302 防災行政無線 632-725
海上自衛隊 教育航空集団 (下総駐屯地)	司令部 運用幕僚 04-7191-2321 内線 2420 防災行政無線 635-723	当直司令官 04-7191-2321 内線 2424 防災行政無線 635-723

航空自衛隊 第1補給処 (木更津駐屯地)	企画課運用班長 0438-41-1111 内線 303 防災行政無線 638-721	当直幹部 0438-41-1111 内線 225 防災行政無線 638-721
----------------------------	---	--

(様式-1 自衛隊災害派遣要請書等)

2 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

3 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(1) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、部隊の活動に支障のないよう十分な措置を講じるものとする。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ③ 作業箇所別優先順位
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 作業部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 受入れ施設等の確保

派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

自衛隊事務室
ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（河川敷・佐原高校）
車両集結場所等の確保（河川敷・市役所）
野営地等〔佐原野球場、山田中央運動広場、栗源運動広場〕

※ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

(注) 四方向に障害物のない広場のとき

機 種	必要地籍 (最小)
OH-6J×1	約30m×30m
UH-1H×1	約36m×36m
UH-60×1	約50m×50m
CH-47×1	約100m×100m

4 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

5 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、二以上の地域にわたって活動した場合の費用負担は、関係市町村が協議して定める。その内容は概ね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の野営等に必要土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の野営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、市と自衛隊が協議するものとする。

6 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、v c 避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬を行う。
消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。

道路または水路等交通路上の障害物の排除	道路もしくは水路が損壊し、または障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）。
診察、防疫の支援	被災者に対し、応急診察、診察及び防疫を行う（薬剤等は、県または、市町村が準備する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師またはその他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する（ただし、航空機による場合は、特に緊急を要すると認められる場合）。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、または授与する。
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻湊する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、危険物の保安措置及び除去を行う。
予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合に行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

第10節 学校等における児童・生徒の安全対策

地震による災害時の文教施設における応急対策について、必要な事項を定める。

1 市教育委員会

(1) 最優先事項

- ア 文教施設及び社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。
- イ 学校、社会教育施設等と正確な情報の収集伝達に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。
- ウ 被害状況等の関係機関等への報告

(2) 優先事項

- ア 文教施設・社会教育施設等の復旧計画に基づき、本部、災害対策各班と緊密な連携をとり、学校・社会教育施設及び給食施設等の復旧に努める。
- イ 一般市民のための避難所の開設等、市が行う災害対策に対し協力する。このため、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。
- ウ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童・生徒を臨時収容するなどの処置をとるものとする。
- エ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、被災児童・生徒等に対する就学援助の措置を学校と連携のうえに行い、必要に応じて学校に配布する。

2 学校

(1) 最優先事項

- ア 災害の規模状況に応じ、児童・生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- イ 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- ウ 災害発生後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当をする。
- エ 被災状況を調査し、市教育委員会へ速やかに報告する。
- オ 市教育委員会の指示、または学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- カ 市民等の避難所としての開設と運営の協力にあたる。
- キ その他学校防災計画に基づき、必要な処置をとる。

(2) 優先事項

- ア 被害の状況に応じ、市教育委員会と連携のうえ、臨時休校等適切な措置を講じるものとする。

- イ 災害を受けた児童・生徒を学校に収容することが可能な場合は収容することとし、教育の指導体制を整え、応急の教育を行うものとする。
- ウ 避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、指導を行うよう努めるものとする。
- エ 学校長は、速やかに平常の教育に復するように努めるとともに、職員等に不足を生じたときは、市教育委員会を通じて、県教育委員会と連携し、その確保を期するものとする。
- オ 授業の再開にあたっては、施設の復旧あるいは児童・生徒の家庭の被災状況等を考慮し、市教育委員会及び関係機関と密接な連携のもとに行い、登下校の安全確保等に留意する。

(3) 災害救助法による学用品給与の費用限度

- 教科書代 実費
- 文房具及び通学用品
 - 小学生1人当たり 4,100円
 - 中学生1人当たり 4,400円
 - 高校生1人当たり 4,800円
- 学用品の給与期間
 - 教科書（教材を含む）については、災害発生の日から1ヶ月以内。文房具及び通学用品については、15日以内とする。

3 児童・生徒及びPTA

- ア 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた場合は、学校からの指示連絡に基づき、学習の正常化に努める。
- イ PTAは、組織を通じ、災害復旧に対し協力する。

4 社会教育施設

(1) 開館時

- ア 災害発生とともに、火気を始末のうえ、状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。
- イ 一般市民の避難所等への協力
- ウ 被害の状況を調査し速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 閉館時

- ア 災害の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。
- イ 一般市民の避難所等への協力
- ウ 被害の状況を調査し速やかに市教育委員会に報告する。

5 給食施設

(1) 最優先事項

- ア 災害発生とともに規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。

- イ 給食施設の被害状況を調査するとともに、緊急給食に備える。
- ウ 災害により学校給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や学校給食団体等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- エ 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

(2) 優先事項

- ア 被災施設については、授業の再開に合わせて、給食が提供できるよう物資の確保と施設の整備を図るものとする。
- イ 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。

6 文化財等

(1) 最優先事項

- ア 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
特に重要伝統的建造物群保存地区については、自主防災組織等の協力を得て出火発生を防ぐための措置をとるものとする。
- イ 文化財が破損した場合は、速やかに資料等の散逸を防止するための措置をとるものとする。
- ウ 盗難防止に努めるものとする。
- エ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

(2) 優先事項

文化財を管理・所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会等へ報告するものとする。

第 11 節 帰宅困難者対策

中央防災会議が定める「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月 27 日決定）において、「首都地域は、首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集しているため、大きな地震が発生した場合、人的・物的被害や経済被害が甚大なものになると予想される。帰宅困難者においても、膨大な数の発生が予測（1 都 3 県で約 650 万人）されるため、都心部から居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、応急対策活動の妨げになるなどの混乱が生じる。」としている。

本市においても、日々、通勤、通学、旅行等により、周辺地域から多くの人々が流入・滞在していることから、市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県等防災機関と連携して各種施策を図る。

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって、駅等に殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食料、救護等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

地震発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。これによる災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食料、毛布などの需要の拡大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3 帰宅困難者対策の実施

ア 「むやみに移動をしない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知徹底を図る。

イ 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171）や災害用伝言板サー

ビス等の普及啓発を図る。

ウ 市ウェブサイトや防災メールの配信などを活用した防災情報の提供を行う。

エ 企業、事業所等に対し、自社従業員や作業員等の一定期間の収容、そのための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄と、家族を含めた安否確認等の体制整備を図るよう要請する。

4 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を超える対応も必要となる。このため、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平時からの一人ひとりの備えについて啓発しておくことも重要である。

第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

市は、香取健康福祉センターと連携し避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状況を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回健康相談・保健指導

市は、香取健康福祉センターと連携し保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行う。

巡回健康相談にあつては、関係機関との連携を図り災害時要援護者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

- ア 寝たきり者、身障者、乳幼児、妊産婦、傷病者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導の実施
- イ 結核、知的障害者等への保健指導の実施
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- エ 不安、不眠等のメンタルヘルスへの対応
- オ エコノミー症候群への対応

(2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。

- 食生活の状況、食中毒の予防
- 衣類、寝具の清潔の保持
- 身体の清潔の保持
- 室温、換気環境の整備
- 睡眠、休養の確保
- 居室、便所等の清潔
- プライバシーの保護

2 防疫対策

市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

(1) 防疫活動計画の策定

災害時の迅速な防疫活動に備え、県に準じて防疫組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の防疫活動計画を樹立し、被災時は迅速に対応するものとする。

(2) 防疫活動体制

被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう衛生班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応できない場合は、県の支援を要請し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(3) 感染症発生予防対策

衛生状況の悪い地区を優先に、香取健康福祉センター及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

イ 道路、公園等の清掃、消毒を実施するほか、県が定めた地域内で病原菌を媒介するネズミやハエなどの害虫生物、昆虫等の駆除を行う。

(4) 検病調査等

香取健康福祉センターは、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため検病調査を実施し、調査の結果、必要があるときは検便等の健康診断を行う。

(5) 感染者発生時の対応

ア 被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したとき、知事は必要に応じて入院を勧告する。

イ 市は、被災地において感染症患者が発生したとき、感染症のまん延を防ぐため、知事の指示があるときは、当該患者により汚染の可能性がある場所の消毒を実施する。

ウ 知事は、インフルエンザのまん延等、必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に適切と認めたときは市長にこれを指示する。

(6) 栄養指導

市は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

ア 炊き出しの栄養管理指導

炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を行う。

イ 特定給食施設及び給食施設への指導

施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないように指導する。

ウ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

3 動物対策

市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取健康福祉センター及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

4 清掃及び障害物の除去

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 廃棄物対策

地震災害時には、大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、市民生活の再開を図るため、廃棄物処理等について必要な事項を定める。

ア 発生量の予測

本部の収集した発災時の被害情報等により、倒壊家屋、焼失家屋の廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。この場合、原則として千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

(ア) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

(イ) 県は、市からの被害状況報告を取りまとめ、国等の関係機関へ連絡する。

イ 災害廃棄物の処理

(ア) 集積場所の確保

市は、被害状況に応じて、災害廃棄物の集積場所を確保する。

(イ) 収集・運搬体制

a 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について県・国と協議する。

b 道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、市が収集・運搬を行う。

c 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。

d 積込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

(ウ) 処理体制

各地点で可燃物・不燃物等可能な限り分別し、適正に処理する。

ウ 災害時の生活系ごみ処理

(ア) 被害状況の把握

本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

a ごみ収集車の収集運搬経路

- b 避難状況（避難所の数、避難者の人数等）
- c ごみ処理施設の損傷状況
- (イ) ごみ処理施設の応急復旧体制の整備
プラントメーカー等関連企業との連絡体制の整備と機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄し、応急復旧体制の整備を図る。
- (ウ) 応急収集運搬計画の策定
ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画を速やかに策定する。
- (エ) 収集・運搬・処理の応援要請
収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。
- (オ) 臨時収集場所の設定
道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。
- (カ) 地域住民の協力
臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自主防災組織・自治会等に協力を求め実施する。

(2) し尿処理

ア 被害状況の把握

本部の収集した被災状況等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、し尿の排出量を考慮して処理を行う。

バキューム車の収集運搬経路
避難所状況
し尿処理施設の損傷状況

イ 処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカーとの連絡体制を整備し、機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄する。

ウ 仮設便所の設置

避難場所の開設に併せ、市で備蓄している仮設便所又は借上げ仮設便所を設置する。

市の備蓄等では不足する場合、または避難が長期化する場合は、仮設便所の調達を県及び応援協定締結都市に要請する。

(ア) 水洗便所の使用が不能となった地区

(イ) 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区

(ウ) 避難所の便所が不足するか、使用不能となった場合

エ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用について「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、「地震等大規模災害時における被災建築物の解体除去に関する

協定」などにより、民間事業者等の協力を求める。

(3) 障害物の除去

ア 障害物の情報収集

市は、被災地域全域の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

イ 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物が広域かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

ウ 障害物処理の実施

障害物処理は原則として各施設管理者が実施する。

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。また、市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ア) 道路関係障害物処理

- a 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、本部に報告するとともに路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送一次路線から優先して実施する。
- b 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、道路管理者が撤去する。
- c 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に障害物の除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(イ) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(ウ) 建築物関係障害物除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要があるときは山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家またはその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

なお、本市のみの体制で障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

(エ) 障害物の除去の方法

- a 市は、小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理する。または不足した場合は、建設・土木業者の協力を要請して速やかに行う。
- b 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を

考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(オ) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積場所を検討し、運搬するものとする。

なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適切な場所に保管する。

(4) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第13節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の建設計画

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住家の確保ができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅の設置は、千葉県応急仮設住宅供給マニュアル（以下千葉県マニュアルという）により建設を行う。

応急仮設住宅の建設は、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法が適用されない場合で、応急仮設住宅が必要と認められる場合は、市長が行うものとする。

イ 応急仮設住宅への入居

(ア) 入居基準（千葉県マニュアルより）

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住家が全壊、焼失、流出した者であること。② 居住する住家がない者であること。③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。 |
|---|

(イ) 入居希望者の把握（千葉県マニュアルより）

各避難所の責任者に仮設住宅の入居希望者の有無を確認し、避難所ごとに入居希望者を集計し、必要戸数（タイプ別）及び入居者の優先順位を決定する

(ウ) 入居者の選定方法（千葉県マニュアルより）

応急仮設住宅への入居決定は、被災者を区別することなく入居要件を満たした入居希望者全員に対して入居決定を行うことを理想とする。

入居決定にあたっては、福祉世帯（高齢者・障害者等）は別枠で優先入居させる。

入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、抽選を行うことを妨げない。

入居者の選定基準（千葉県マニュアルより）

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の者のみの世帯（単身者を含む） ・ 65 歳以上の者と 15 歳以下の者のみの世帯 ・ 障害者のいる世帯（公営住宅における申込区分で特枠該当者の要件を満たす世帯に限る） ・ 3 歳未満の乳幼児を扶養するひとり親世帯 ・ その他早急に居住の安定を図る必要があると医療・福祉部局等により判定された者がいる世帯
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の者がいる世帯 ・ 3 歳から 15 歳以下までの者を扶養するひとり親世帯 ・ 3 歳未満の乳幼児のいる世帯 ・ 妊婦のいる世帯

（2）住宅応急修理

災害救助法が適用された場合には、知事が実施するものとなっているが、知事から委任された場合は、建設業者の協力を得て応急修理を市が行う。

ア 対象者

以下の要件に該当する世帯

- （ア） 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯
- （イ） 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

イ 修理の基準

（ア） 修理対象

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は1世帯当たり 520,000 円以内とする。

（イ） 修理方法

現地調査に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

（ウ） 修理期間

災害発生から1ヶ月以内とする。

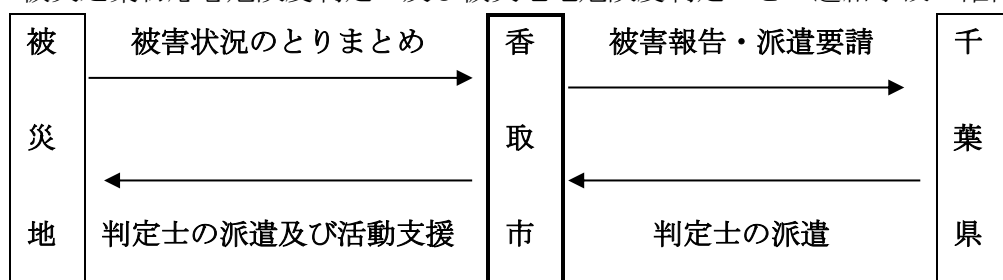
ウ 建築業者等の協力要請

- （ア） 応急修理が速やかに行われるように建設業者の協力を求める。
- （イ） 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。

2 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を派遣する。

- (1) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を派遣する場合において、安全かつ迅速な判定が行えるよう次の事項を整備するものとする。
- ア 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣及び要請
 - イ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を要する建築物及び宅地または地区の選定
 - ウ 被災地域への派遣手段の確保
 - エ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士との連絡手段の確保



- (2) 被災宅地危険度判定の結果、宅地についてその危険度を周知することにより、二次被害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 上水道

(1) 応急復旧対策

ア 被害状況調査

(ア) 班編成により被害の状況調査と点検を行う。

(イ) 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、送配水管のバルブを停止する。

イ 応急復旧計画の策定

被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。

ウ 工事業者の確保

地元の土木建設業者、香取市指定給水装置工事事業者及び香取市下水道排水設備指定工事店の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。

エ 機材の確保

資機材製造業者及び販売店に、資機材の提供の協力を要請する。

オ 送配水管等の復旧

応急復旧計画に基づき、送配水管等の応急復旧工事を行う。

カ 臨時給水栓の設置

応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。

キ 給水管の復旧

応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。

ク 広報の実施

(ア) 被害の状況により給水を停止する場合

(イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合

(ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

2 下水道

(1) 要員の確保

被害調査、応急復旧のための要員を確保する。

周辺自治体及び、施設維持管理委託業者、管路維持管理業者、建設業者、香取市下水道排水設備指定工事店等の民間企業の応援を求める。

(2) 応急対策用資材の確保

常備するものと緊急時に調達するものに分け、緊急時に調達するものはあらかじめ調達計画を策定する。

(3) 被害状況調査

目視により緊急性の高いものより順次調査する。

ア 重要施設

浄化センター水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場

イ 幹線管渠

マンホールポンプ、幹線管渠

ウ 枝管、取付管、公共ます

(4) 下水道使用不能地域への広報

被害状況により下水道が使用できないとわかった地域には速やかに広報し、衛生環境の保全に努める。

(5) 応急復旧

被害状況の調査に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を策定する。
その計画に基づき復旧計画を実施する。

(6) し尿の受け入れ

し尿処理施設に被害があった場合、または処理能力が足りなくなった場合、浄化センターの処理能力の範囲内で、緊急措置として、し尿を受け入れる。

3 電力施設【東京電力株式会社】

(1) 災害時の活動態勢

災害の発生するおそれのある場合、または発生した場合には、東京電力(株)成田支社及び鹿嶋営業センターは、所内に非常災害対策本部香取支部を設置し、災害の程度に応じて次のとおり、応急復旧対策にあたることとしている。

ア 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機態勢	○ 夜間、休日等非常災害対策要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合
第1非常態勢	○ 被害が発生した場合 ○ 被害の発生が予想される場合
第2非常態勢	○ 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む)
第3非常態勢	○ 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○ 判定会が召集された場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

イ 情報連絡

東京電力(株)成田支社が災害時に実施する情報連絡は、主に次の二系統になる。

(ア) 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握

(イ) 災害対策本部、警察署、消防署等の管内防災関係機関との情報連絡

(2) 災害時の応急措置

ア 人員の動員と連絡の徹底

(ア) 災害時における動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にする。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡態勢を確立する。

イ 資機(器)材の調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機(器)材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現業機関相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 支店対策本部に対する応急資機(器)材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉支店対策本部において復旧資機(器)材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努めることとしている。

ウ 災害時における危険予防措置

(ア) 巡視、点検の実施

(イ) 応急安全措施の実施

(ウ) 電力の緊急融通態勢の確認

(エ) 訪問者、見学者に対する安全措施

震災時においても需要家サービス並びに治安維持上、原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、または運転不能が予測される場合、もしくは水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、運転を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を作成する。

(ア) 復旧応援班の必要の有無

(イ) 復旧応援班の配置状況

(ウ) 復旧資機(器)材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 復旧の完了見込み

(カ) 宿泊施設、食糧、衛生材料等の手配

(キ) その他必要な対策

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部等重要地域に送電する中間変電所
- c 重要施設に配電する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

- a 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。
- b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- c 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮設備を行う。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。

(イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

(オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。

使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 復旧班の標識

東京電力(株)職員並びに関係復旧要員は、所定の腕章を着用し東京電力復旧班であることを明示するものとする。

4 ガス施設【エルピーガス協会】

エルピーガス協会業者は、次の応急復旧活動を行う。

- (1) LPガス消費設備の被災状況等の把握
- (2) LPガス消費設備の緊急点検作業の実施
- (3) 二次災害防止
 - ア 消費者への安全指導の徹底
 - (ア) 容器バルブ閉止の周知徹底
 - (イ) 避難所等におけるLPガス安全使用の周知徹底
 - イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先LPガス容器の回収
- (4) 被災者に対するLPガス供給
- (5) LPガスの確保
- (6) 応援受け入れ体制の確保
- (7) 市災害対策本部との情報連携

5 通信施設

● 東日本電信電話(株)

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、東日本電信電話(株)はその状況により、千葉支社に災害対策本部、銚子支店に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

東日本電信電話(株)銚子支店は、現地災害対策本部を設置したときは、市及び指定行政機関と密接に連絡できる体制をとるものとする。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される各種警報については、速やかに災害対策本部に通報する。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機(器)材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機(器)材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機等の発動準備
- (ウ) 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- (エ) 移動発電装置及び可搬型発電装置等の発動準備
- (オ) ビル建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有する資材、物資の点検
- (ク) 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、次の各号の応急措置をと

るものとする。

(ア) 最小限の通信の確保

広い範囲にわたり、家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、支店・営業所等からの電報、電話については最小限の通信ができるように措置する。

なお、電報、電話の着信者への伝言サービスも行う。

(イ) 非常用可搬型交換装置の設置

所内設備が被災した場合の代替交換機として、また加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合、被災地等に非常用可搬型交換装置を設置し、重要な通信を確保する。

(ウ) 臨時電報受付所の開設

災害対策本部、指定避難所、救護所等に臨時電報受付所を開設し東日本電信電話(株)社員を配置して、電報電話が利用できるようにする。

(エ) 特設用公衆電話の設置

- a 街頭公衆電話については、特設公衆電話として措置する。
- b 市が指定する避難所に特設用公衆電話を設置する。
- c 特設用公衆電話の設置は、概ね以下の方法により行う。
 - ・ボックスの利用（平常時のものを非常時に切り替える。）
 - ・保留回線による設置
 - ・可搬型移動無線機の設置

(オ) 臨時回線の作成

政府機関、保安機関及び情報連絡、救護、応急復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、有線または無線を使用して臨時回線を作成する。

(カ) 通信の利用制限

次の各号の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電話サービス契約約款に基づいて通信の利用制限を行う。

- a 通信が著しく輻湊するとき
- b 通信電源確保が困難なとき
- c 回線の全面的維持が困難なとき

(キ) 非常通話、緊急通話の優先

災害に関する通信については、電話サービス契約約款に基づいて非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話として、他の通話に優先して取り扱う。

(3) 応急復旧対策

災害により被災した施設の復旧は、災害対策規定に基づき、東日本電信電話(株)千葉支社の災害対策本部の指揮下により、以下のとおり実施する。

ア 回線の応急復旧作業の迅速な実施

イ 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、概ね以下の順位を基本にして、災害による設備の災害状況に応じ復旧計画を策定し行う。

- (ア) 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動等のため必要と認められる最小限の回線
- (イ) 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- (ウ) 公衆電話及び概ね平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

● (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

震災が発生した場合は、その状況により情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合または異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難となる、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (ウ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (エ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、ウェブサイト、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) その他必要事項

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

● KDDI (株)

KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる災害情報の伝達に努める。

● 日本郵政グループ

災害救助法が発動された場合、日本郵政グループは、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 災害時における窓口業務の維持

6 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

7 鉄道施設【東日本旅客鉄道(株)】

(1) 地震緊急即応体制

災害発生と同時に、市は速やかに情報連絡体制の確立を行うとともに、東日本旅客鉄道(株)佐原駅・小見川駅は、運転規制等適切な初動措置を実施し、次のような乗客の安全確保を図る。

運 転 規 制

機関名	運転規制の内容
東日本旅客鉄道 (株)	<p>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値 (カイン) による。 2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 3 SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。 4 SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

乗務員の対応

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 3 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとりその指示を受ける。
	その他の措置
	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客誘導のための案内放送 2 駅員の配置手配 3 救出、救護手配 4 出火防止 5 防災機器の操作 6 情報の収集

(2) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

機関名	避難誘導方法
東日本旅客鉄道(株)	1 駅における避難誘導 (1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。 (2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。 2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 (1) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 (2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ○ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 ○ 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請し安全に降車させる。 ○ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 事故発生時の救護活動

地震により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

救護活動は原則として次のとおり行われる。

機関名	救護活動の内容
東日本旅客鉄道(株)	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

8 公共施設

公共施設は災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。応急対策は災害により施設が被害を受け、施設設置の目的に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立ち必要最小限の応急復旧等、適宜の措置を講じる。

(1) 庁舎、社会福祉施設、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、

速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

9 その他の施設等

(1) 河川及び治山施設応急対策

ア 河川管理施設

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、震災後の増水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、震災直後の点検や調査で異常が確認された場所については資材や、施工規模を考えて応急措置を実施する。

(イ) 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

(ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域についてはその原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の必要な措置を実施する。

(エ) 危険物等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(オ) その他の河川管理に関する事項の調整

災害直後は、同時に多発する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

イ 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による地すべり、急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害が生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難勧告等の手段により安全の確保に努める。

(イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(ウ) 地すべり防止施設の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び砂防施設の管理に関する

事項の調整は、県と協議して行う。

(資料-16-2 災害危険指定一覧(急傾斜地崩壊危険区域指定箇所))

(資料-16-3 災害危険指定一覧(土砂災害危険箇所))

(資料-16-4 災害危険指定一覧(山地災害危険箇所))

ウ 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(2) 農業基盤施設

ア 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 農地及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

(イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水

(ウ) 農地等の地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(エ) 農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、または与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(3) 農作物・家畜及び関連施設

ア 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携のうえ農作物・家畜及び生産関連施設(農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設)の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

イ 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めるときは、二次災害防止のため関係農業団体及び農家に対し、土砂災害等による農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による市民への危害防止等について指導または指示を行う。

ウ 応急対策

(ア) 農作物及び農業用施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

(イ) 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、または関係機関に要請等を行う。

a 死亡家畜の円滑な処分

b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒

c 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

第15節 ボランティアの協力

市及び県は、大規模震災時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、県社会福祉協議会と締結している千葉県社会福祉協議会と香取市社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、災害時における相互支援マニュアルが整備されていることから、市及び県は、その運営を支援する。

1 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部香取地区奉仕団
- イ 香取市社会福祉協議会
- ウ 小見川無線クラブ
- エ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、市、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 市担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各活動担当部局が中心となって対応する。

市の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を県と調整の上、派遣を要請する。

(2) 市災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に市が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接市へ来たボランティア希望者については、市が設置する災害ボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の確かな把握に努める。県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行う

とともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

4 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、市と運営主体の市社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とし、県災害ボランティアセンターは、県内で活動するボランティアの把握に努めるものとする。

5 ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要であることから、県他で実施している研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を図る。

第 16 節 自主防災活動

生命、身体及び財産を市民自身の手で守るため、各自主防災組織、市民等が自主的に行う活動について定める。

1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織の活動体制は、以下の事例等をもとに地域の実情に合わせた班編成とする。

1	避難誘導班	避難者名簿作成、避難誘導
2	情報・伝達班	情報収集、広報
3	救護班	負傷者の応急手当
4	救助・消火班	救助、救出、消火
5	清掃班	仮設トイレ、ゴミ収集、防疫
6	物資・給水班	炊き出し、給水確保、生活用品調達

2 自主防災活動の主な内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については、各地域の実情を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

(1) 自主防災活動拠点の設置

自主防災組織ごとに避難所等に活動拠点を設置する。

(2) 避難誘導班

ア 避難勧告等の伝達

必要に応じて屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

イ 在宅災害時要援護者の避難誘導

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊婦等のいわゆる在宅災害時要援護者の安全確保を行う。

ウ 避難者名簿

一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。また、一般的な避難者の名簿だけでなく、災害時要援護者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理する。

(3) 情報・伝達班

ア 呼びかけ運動

隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、避難勧告等の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。

イ 市との情報伝達担当者の派遣

最寄りの市の防災拠点に情報伝達担当者を派遣し、情報の収集にあたりとともに、応急対策の実施状況について、必要に応じ市職員へ報告する。

ウ 社会混乱の防止

必要に応じて屋外拡声装置による災害情報等の伝達を行う。流言やデマの発生、生

活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して注意を促す。

(4) 負傷者の救出・救護の実施及び協力（救助、消火班、救護班）

被災者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、防災関係機関による防災活動に対し積極的に協力する。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

(5) 出火防止・初期消火（救助、消火班）

ア 出火防止の呼びかけ

地域内を巡回し、断水時における裸火の禁止の呼びかけ、出火防止のための警戒活動を行う。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消防署員、消防団が到着までの間、消火器・可搬型消防ポンプ等で無理のない範囲で初期消火を行う。

(6) 清掃等（清掃班）

ア 臨時収集場所の設置や臨時回収日等についての広報を行い、周知徹底を図る。

イ 仮設便所を設置する等、各種衛生管理ルールの徹底を図る。

ウ ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間のゴミ処理（保管）を行う。

エ 地区内の清掃を行う。

(7) 給食・給水及び救援物資等の配分（物資・給水班）

ア 物資等の仕分け、配分

避難所等に運搬された食料、飲料水及び毛布、衣類等の救援物資を受領し、仕分けと収容者への配分を行う。

イ 炊き出し

食事を炊き出しで配給する場合は、日赤奉仕団等と協力して行う。

第17節 社会秩序の維持等に関する対策

災害発生後の、社会的混乱や被災者の心理的動揺に対する社会秩序の維持と、被災者の生活再開へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給について必要な事項を定める。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法投棄、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事態を未然に防止するとともに、悪質な業者等は検挙する必要がある。

- ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り
- エ 広報啓発活動の推進
- オ 自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的・生活の安定に寄与する。

(1) 市

- ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行うものとする。
- イ 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- ウ 情報の不足、混乱により、損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- エ 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- オ 管内または広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

(2) 民間企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

(3) 市民

集団心理的パニックやデマを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第4章 震災復旧計画

震災により、多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して、民生安定の措置を講じるものとする。

また、公共土木施設、農林水産施設の当面の応急措置の後は、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生産基盤、農林基盤を維持するために、本格復旧計画を策定するものとする。

第1節 被災者生活安定のための支援

被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者の生活確保対策

(1) 市民相談窓口の開設

市の関係各課等に協力を要請して、庁舎、公民館など適当な場所に臨時市民相談窓口を設置し、以下のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

- ア 減免などの税務相談
- イ 住宅の応急修繕に関する相談
- ウ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- エ 借地・借家関係の法律相談
- オ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

(2) 制度の周知及び利用者への広報

被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

- ア 掲示板、広報車、広報誌、チラシ等
- イ 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

(3) り災証明書の発行

被災した世帯が再建復興のための各種施策を受けるのに必要な証明書で、以下にその手続きと様式を示す。

- ア 世帯の被災状況に応じてり災証明書を発行するが、被災状況が確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、り災証明書を発行するものとする。
- イ り災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。
- ウ り災証明書の様式については、別に定めるものとする。

(4) 災害弔慰金等の支給

- ア 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律（昭和48年法律第82号）及び市要綱に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。
- イ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律及び市要綱に基づき、災害

により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給する。
ウ 市要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

(法-3 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱)

(5) 被災者生活再建支援金の支給

ア 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活を支援し、市民の生活の安定と速やかな復興に資することを目的として、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

イ 市は、県から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

ウ 自然災害発生時において 2 人以上である被災世帯（以下「複数世帯」という。）については、100 万円（大規模半壊世帯については 50 万円）に、当該被災世帯が①から③までに掲げる世帯であるときは、①から③までに定める額を加えた額とする。

- | | |
|----------------------------|--------|
| ① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 | 200 万円 |
| ② その居住する住宅を補修する世帯 | 100 万円 |
| ③ その居住する住宅（公営住宅を除く）を賃借する世帯 | 50 万円 |

※ 1 人世帯に対する支援金の支給額は、複数世帯の 4 分の 3 とする。

エ 支援金の支給方法について、被災の程度（住宅の被害程度）と被災後の生活再建への支援の必要（住宅の再建方法）に応じ、定額で支援金を支給し、実際の用途は被災者に委ねることとする。

(6) 生活福祉資金等の貸付

ア 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律及び市条例に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

イ 世帯更生資金、生活福祉資金等の貸付（県）のあっせんを行う。

ウ 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）および市条例に基づき、母子または寡婦世帯に対して、修学資金、生活資金、住宅資金等の貸付（県）のあっせんを行う。

エ 生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置を講じる。

(7) 生活保護

ア 被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

イ 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

(8) 租税等の納期限の延長及び徴収猶予並びに減免

ア 市税の減免等の措置

市は災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、または納付もしくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、香取市税条例等の定めるところにより必要な措置を講じる。

イ 県・国税の減免等の措置のあつせん

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)及び県条例(災害時における県税の減免等の措置について)の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を行う。

市は国・県と連携を取り、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

(9) 金融上の措置の広報・周知

関東財務局千葉財務事務所及び日本銀行は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。市は災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置。

イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を損失した預貯金者に対し、実状に即する簡易な確認方法をもって払い戻しの利便を図ること。

ウ 定期預金等の中途解約または当該預貯金を担保とする貸し出しに応ずる措置。

エ 手形交換または不渡り処分、金融機関の休日営業または平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金、損害保険金を迅速に支払うよう配慮し、保険料の払い込みについて状況に応じ猶予期間の延長措置を講じること。

(10) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

【日本郵政グループ】

災害救助法が発動された場合、日本郵政グループは、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 災害時における窓口業務の維

(11) 医療費負担の減免、保険税及び介護保険利用者負担額減免、保険料減免のあつせん

市は、被災した国民健康保険及び介護保険の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険税及び介護保険利用者負担額の減免、保険料の減免等の措置を図る。また関係団体に対し協力要請を行う。

(12) 被災者の労働対策【公共職業安定所】

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者について、早期再就職を促進するために、公共職業安定所等と連携して各種施策の周知を図る。状況に応じて臨時職業相談所の開設等を要請し、開設場所の確保にあたる。

(13) 住宅金融支援機構の制度の紹介

市は、(独)住宅金融支援機構の融資制度等の周知を図る。

(14) 公営住宅の建設、再建等

ア 既存市営住宅が災害により滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

イ 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講じるものとする。

(15) 借地借家制度の特例の適用

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じることが予想される場合には、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和21年法律第13号)の適用を受けられるよう努めるものとする。

ア 適用基準

災害が一定規模以上である場合、市長の意見の申し出に基づき、罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

イ 適用手続き

借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときには、市長は国土交通大臣あてに申請する。

2 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定または、事業の早期復旧を図るための融資制度等は次のとおりである。市は農業協同組合等と連携し、利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

(1) 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者に対して、次の融資がある。

ア 被害農林漁業者に対しては、農林漁業の経営に必要な資金

イ 被害農林漁業組合に対しては、事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)等に基づき、被災農林漁業等に対し、資金の融通をする。

(3) 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を保障するための農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済制度を実施しており、被害の保障業務の迅速適正化、共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

3 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知

被災中小企業の早期復旧を図るため、市は商工関係機関と連携し、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

- (1) 政府系中小企業金融機関
 - ア 株式会社日本政策金融公庫
 - イ 商工組合中央金庫
- (2) 千葉県の中企業融資制度

4 義援金の受入及び配分

災害による被災者に対して、全国の市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金について、義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の募集、受入

- ア 義援金の受付窓口を開設し直接義援金を受付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。またその募集方法、送り先等の周知を図る。
- イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただしアの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- ウ 義援金の受付状況について、適宜委員会に報告をする。

(2) 義援金の保管及び送金

次により義援金を保管し、送金するものとする。

- ア 寄託者より受領した義援金は委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。
- イ 保管した義援金については、委員会に送金する。

(3) 義援金の配分

- ア 委員会から配分された義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。
- イ 被災者への配分状況について委員会に報告する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

計画的な復旧・復興計画の基本方針及び実施方法について定める。

1 計画的復旧・復興の基本方針

大規模地震により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急ぎよに策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平時からあるべき市の姿に関し市民と検討を行い、一定の合意を形成することに努め、復旧・復興にあたっては、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

2 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

- (1) 関係機関との連携及び県との調整を行い、総合的な復旧・復興計画を策定する。国・県の補助がある事業について被災施設の復旧を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止するため、改良復旧を行うものとする。
- (3) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の適用、土地区画整理事業の実施、市街地再開発事業等の実施を検討し、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

3 公共施設等災害復旧計画

関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 公園施設災害復旧事業
- ウ 市街地埋没災害復旧事業
- エ 単独災害復旧事業
 - (ア) 街路災害復旧事業
 - (イ) 公園施設災害復旧事業
 - (ウ) 市街地埋没災害復旧事業

- (3) 農地・農業用施設の災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

4 生活関連施設等の復旧計画

上下水道、電気、ガス、通信等の施設、農林業用施設又は道路、河川等の公共土木施設は、それぞれ生活及び生産の基礎であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

(1) 水道施設

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

ア 復旧対策

(ア) 施設の耐震化を図る。

(イ) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

イ 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(ア) 漏水調査を実施する。

(イ) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は、次の点に留意する。

①漏水の多発している管路は布設替えを行う。

②修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

(2) 下水道施設

災害の本復旧は、将来の地震災害に備える事業計画とし、地震災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

ア 対象とする地震とその対応

一般的な地震動には機能に重大な支障が生じないこと、直下型地震、海溝型巨大地震に起因する、さらに高レベルの地震動に対しては、人命に重大な影響を与えないことを基本とし、施設の耐震化を図る。

イ 下水道施設の被害想定

過去の下水道施設の地震災害事例の整理、施設の地震被害想定を行い、被害を最小限にとどめる予防対策や被災後の作業量（緊急時の供給等）を把握し、適切な計画策定を行う。

(3) 電気施設

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 重要施設に供給する配電用変電所

(4) ガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(5) 通信施設

ア 東日本電信電話㈱における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	回線の種類		復旧する回線
第 1 順 位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・Z C以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線1回線以上
	専用 サービス など	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信 事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
	国内通信 事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線10%以上 	

		社内専用線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
		加入電話サービス回線 パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
		総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
第2 順位		電話サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
		専用線サービス等	・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
		加入電話サービス回線 パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
		総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所に1契約回線以上
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

順位	重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(6) 農林水産業施設

ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 用水施設

- a 取水施設、用水路等の破損、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 用水路護岸の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(イ) ため池

- a 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(ウ) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(エ) 排水施設

- a 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 護岸等の決壊で、破壊のおそれがあるもの。
- c 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

イ 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

・ 治山施設

治山施設の被害で、これを放置すると、人家、公共的施設、道路等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(7) 公共土木施設

ア 道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

・ 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

イ 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安定確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 河川管理施設

- a 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えて

いるもの。

- b 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- c 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- d 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- e 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(イ) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

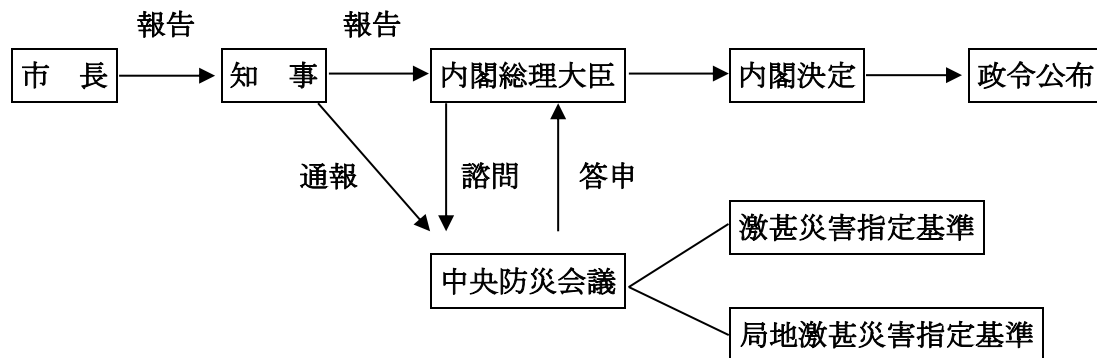
激甚災害特別財政援助法、その他の法律に基づく財政援助を受ける場合の手続き等について定める。また災害復旧事業に係る財政措置について定める。

1 激甚災害特別財政援助法

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を知事に報告し、県の実施する調査に協力して激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(以下「激甚災害特別財政援助法」という。)に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。

また市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各関係部局に提出する。

激甚災害指定手続きの流れ



なお激甚災害については激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)と局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)の二つの指定基準がある。

激甚災害特別法により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地及び農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業
- イ 私立学校施設の災害復旧事業
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(法-6 激甚災害指定基準)

(法-5 局地激甚災害指定基準)

2 通常の災害時における財政援助等

国、県が通常の災害（激甚災害特別法が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあるので、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）	災害により急施を要する土地区画整理事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	水道施設の復旧事業
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）	下水道施設の復旧事業
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路の復旧事業
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川の復旧事業
建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和 37 年建設発第 194 号）	主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護施設復旧事業
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）	女性保護施設復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症予防施設災害復旧事業・感染症予防事業

3 災害復旧事業に係る市の財政措置

市は災害復旧事業を行う際には、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害復旧事業貸付金（県）、災害応急融資（関東財務局千葉財務事務所）

第4節 災害復興

1 体制の整備【全庁】

市は、市民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市において初めて災害復興本部を設置した。

市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「香取市復旧・復興基本指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、

さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童・生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 香取市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農村環境づくりの推進

- エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

震災編附編

東海地震に係る周辺地域としての
対 応 計 画

目次（附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画）

第1章 総則

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	基本方針	2
1	計画の内容	2
2	計画の範囲	2
3	前提条件	2
4	計画の実施	2
第3節	今後の課題	3

第2章 香取市の業務

第3章 事前の措置

第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項	5
1	防災関係機関の事前の措置	5
2	事業所等に対する指導及び協力要請	7
第2節	広報及び教育	8
1	広報	8
2	教育	9
第3節	地震防災訓練	10
1	総合防災訓練	10
2	市民、事業所が実施する訓練	10

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節	東海地震注意情報の伝達	11
1	伝達系統及び伝達手段	11
第2節	活動体制の準備等	13
1	災害警戒本部の設置＜第2配備体制＞	13

第3節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	15
-----	-----------------------	----

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節	活動体制	17
1	災害対策本部の設置<第3配備体制>	18
2	災害対策本部の組織及び運営	19
3	職員動員・配備計画	25
第2節	警戒宣言の伝達及び広報	27
1	警戒宣言の伝達	27
2	警戒宣言時の広報	28
3	広聴活動	31
第3節	水防・消防等対策	32
1	市	32
2	発災後に備えた資機材人員等の輸送体制	32
第4節	上下水道、電気、ガス、通信等対策	33
1	上水道対策	33
2	下水道対策	34
3	電気対策	34
4	ガス対策	35
5	通信対策	35
第5節	学校・社会福祉施設等対策	38
1	学校対策	38
2	社会福祉施設等	38
第6節	避難対策	39
1	避難計画	39
2	収容計画	41
第7節	救護救援・防疫対策・保健活動対策	43
1	医療救護対策	43
2	防疫対策	43
3	保健活動対策	43
第8節	その他の対策	44
1	市が管理、運営する施設対策	44
2	市税及び介護保険料の納付等に関する措置	44

第6章 市民等のとるべき措置

第1節	市民のとるべき措置	45
第2節	自主防災組織のとるべき措置	48
第3節	事業所のとるべき措置	49

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方並びに震災編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第2節 基本方針

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、県、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生(又は発生のおそれなくなる)までの間において、とるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、震災編で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の香取市の震度は、震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間(おおむね午前10時から午後2時)とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

4 計画の実施

本市の位置する千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、県等が行う各種調査を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。

第2章 香取市の業務

市が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名	業 務 大 綱
香 取 市	<ol style="list-style-type: none">1 市の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事2 東海地震対策の連絡調整に関する事3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事5 広報、教育、防災訓練に関する事6 消防、水防対策に関する事7 市が管理又は運営する施設対策に関する事8 例外措置として住民避難に関する事

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平時から不断の準備を進める必要がある。このため、震災編においても予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

1 防災関係機関の事前の措置

(1) 市の事前措置

措 置 内 容	実施担当
<p>1 情報伝達体制の整備、拡充</p> <p>(1) 固定系無線 市民に対して地震情報等を伝達し、事前の準備体制、被害の防止措置、地域住民間の連絡等による初動体制と地震発生に対する社会的混乱を防止するため、心構えをもって被害を最小限にとどめる。</p> <p>(2) 移動系無線 迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を円滑に行うため車載型無線機、携帯型無線機の増設、高機能化を図り情報収集体制の強化を図る。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用 市は、非常時に通信の輻湊あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設を優先利用できるよう日頃から協力体制の確立を推進する。</p>	総務部
<p>2 建築物、構造物の耐震対策及び道路・河川・地すべり等の対策</p> <p>(1) 既存建築物の耐震対策 ア 公共施設 市は、公共施設の耐震安全性について緊急点検調査を行う。 イ 一般住宅 耐震対策について広報及び講習会を実施し、安全性の確保について指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の倒壊防止 広報紙等により、安全性の確保のための改善指導をする。</p> <p>(3) 建築物の窓ガラス落下防止 窓ガラス破損脱落防止に関する国の指導方針に従い、安全対策の指導強化を図っていく。</p> <p>(4) 道路、河川、地すべり対策 ア 道路、橋梁施設について、定期または随時に点検整備を行う。 イ 急傾斜地の崩壊による危険箇所の把握及び指導を行う。</p>	建設水道部

<p>3 小・中学校の地震対策の強化</p> <p>市は、公立学校の児童、生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため地震防災教育を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下、階段、出入口には、避難の障害となる戸棚、本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等落下しやすい物品の設置場所、設置方法に留意する。</p> <p>(5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊具施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をとる。</p> <p>(7) 教育内容</p> <p>ア 東海地震に関する基本的知識</p> <p>イ 東海地震が発生した場合の市域への影響度、予想される危険度等</p> <p>ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響</p> <p>エ 警戒宣言発令時に学校がとる措置</p> <p>オ 児童、生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針</p> <p>カ 学校施設等の防災対策</p> <p>キ 訓練、その他地震対策に必要な事項</p> <p>(8) 実施手段、指導の考え方等</p> <p>防災教育の実施にあたっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事のなかで取扱う。</p> <p>ア 内容の選択及び指導にあたっては、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。</p> <p>イ 指導内容を精選し、その指導を通じて他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。</p> <p>ウ 日常における継続的な指導を通じて、東海地震に対する知識や行動の指導と実践化について配慮する。</p> <p>エ 避難訓練の実施にあたっては、学級指導、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童、生徒等が臨場感を持って参加するよう配慮する。</p>	<p>教 育 部</p>
<p>4 社会福祉施設における耐震性の強化</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置を実施する。</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策の措置をとる。</p> <p>(3) 施設内における緊急避難所の安全ペースを確保する。</p>	<p>市民福祉部</p>

(2) 指定地方行政機関の事前の措置

- ア 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所
水門等の工作物の点検を実施し、地震発生による危険箇所の保全を図る。
- イ 成田労働基準監督署
工場、事業所における労働災害の防止を図る。
- ウ 農林水産省（関東農政局千葉地域センター）
災害時における主要食糧の備蓄及び供給を図る。

(3) 指定公共機関の事前の措置

- ア 東日本旅客鉄道（株）
鉄道施設及び輸送の保全・確保を図り、旅客の安全及び混乱防止の措置をとる。
- イ 東日本電信電話（株）
電報・電話の通信を図る。
- ウ 東京電力（株）
電力施設等の保全及び電力の需給を確保する。
- エ 日本通運（株）
物資の緊急輸送の確保を図る。

(4) 県の機関の事前措置

- ア 香取土木事務所
急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期または随時に点検整備を行う。

2 事業所等に対する指導及び協力要請

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などに関係事業所等の果たす役割は非常に大きく、その協力は不可欠の要件である。従って、次の事項について指導及び協力要請をするものである。

- ア 火気の取扱い
- イ 自衛消防の組織化
- ウ 防火対象物の建築、設備、消防用設備の点検取扱い
- エ 教育訓練
- オ 顧客、従業員等の安全確保
- カ 情報収集、伝達、広報
- キ 出火危険のある物品の安全措置
- ク 営業方針、従業員の時差退社

なお、金融機関、食糧品等生活必需物資を取扱う事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。

- ケ その他必要な事項

第2節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体制が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

市における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平時、②東海地震観測情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の市への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

(ウ) 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

2 教育

(1) 市職員等に対する教育

市、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

市、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(2) 児童・生徒等に対する教育

市は、小中学校の児童・生徒に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の市への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 学校施設等の防災対策
- (カ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 避難訓練の実施に当たっては、学級活動、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第3節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

市は、県の総合防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

2 市民、事業所が実施する訓練

市は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

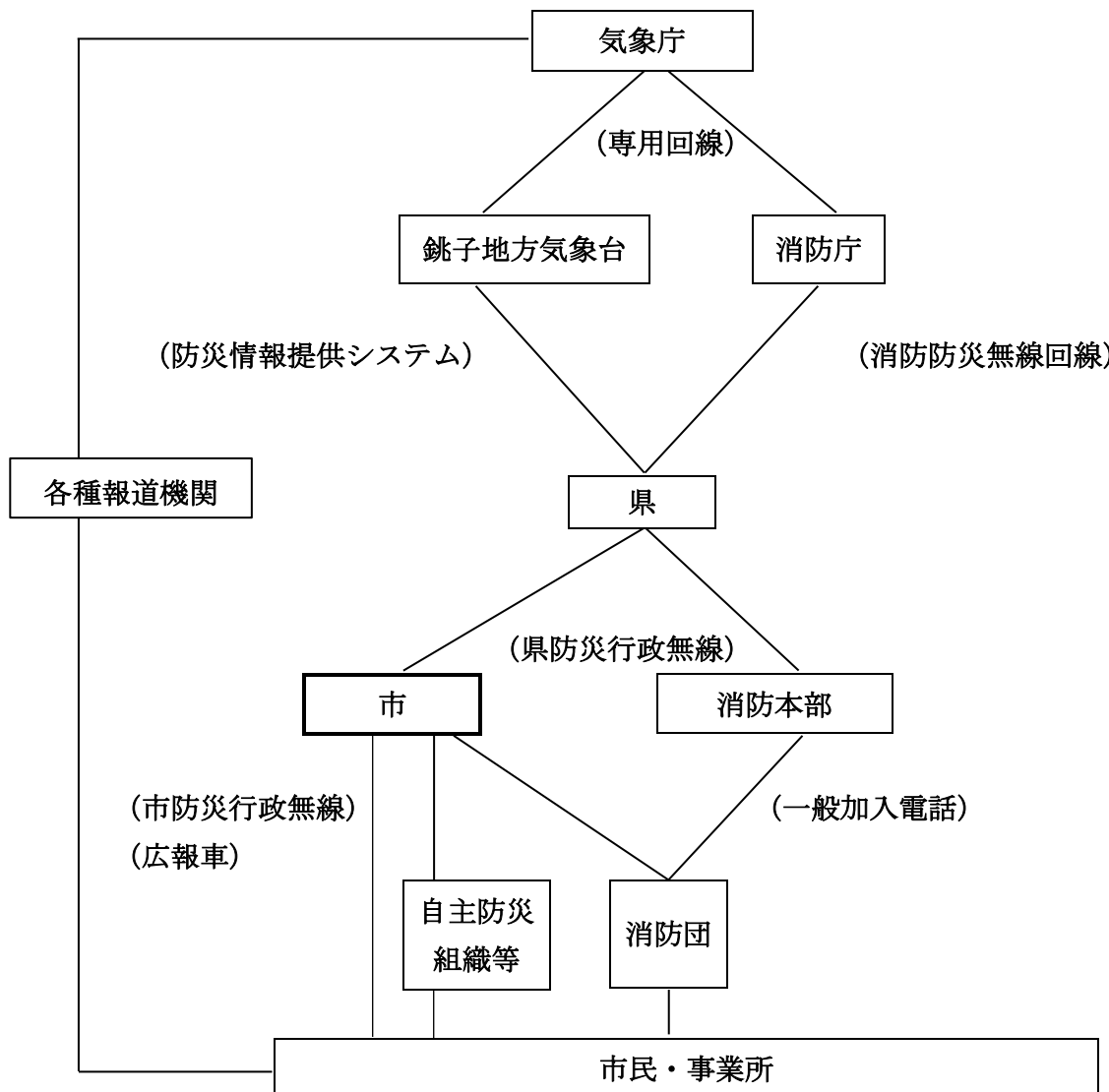
第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言、地震予知情報等の受理

県防災行政無線によって県から伝達される東海地震注意情報の受理は、災害警戒本部設置前の勤務時間内においては総務課が行うものとし、勤務時間外は、宿直担当及び消防本部において受理する。災害警戒本部設置後においては、災害警戒本部において受理する。



(2) 伝達手段

警戒宣言が発令されたことを受理したときは、以下を用いて住民等に伝達する。

ア 住民等への伝達手段

(ア) 市防災行政無線

(イ) 広報車（消防団消防車を含む）

イ 職員に対する伝達

(ア) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、防災信号などから有効な手段を用いるものとする。

(イ) 職員は、警戒宣言の発令以降、アの手段等から住民等へ伝達される情報に注意し、各任務にあたる。

ウ 指定地方公共機関に対する伝達

災害対策本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ業務用無線機等で各機関へ伝達する。

第2節 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害警戒対策本部を設置し、社会的混乱の発生に備える必要体制をとるものとする。

1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>

東海地震注意情報を受けた場合、第2配備体制を発令するとともに災害警戒本部を設置し、地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

(1) 第2配備指令

総務部長は、東海地震注意情報を受けた場合、状況に応じ地震に備えての準備をすすめるため、職員に対し以下の配備指令を発令する。

(2) 災害警戒本部の設置基準

東海地震注意情報を受けたとき。

(3) 災害警戒本部の廃止基準

総務部長は、警戒宣言が発令されて地震災害対策本部に移行する場合、または判定会の結果、発令なしのときは災害警戒本部を廃止する。

(4) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として市庁舎4階総務課に設置し、総務部総務課を事務局とする。

なお、電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

非常用電源

設置場所	電力	燃料	連続稼働時間
香取市役所 屋上電気室	375KVA	A重油 5,000ℓ	22時間程度

(5) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務部長とし、以下の関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

以下のような人員配備とするが、要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

(6) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の準備
- 災害対策本部（第3配備体制）への検討・準備

※総務部長は事務事項を踏まえて、副市長等を通じて市長に報告する。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間は、原則として県がテレビ、ラジオ等により、市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、混乱発生のおそれが予測される場合は、市が必要な対応及び広報を行うとともに、県へ緊急連絡を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

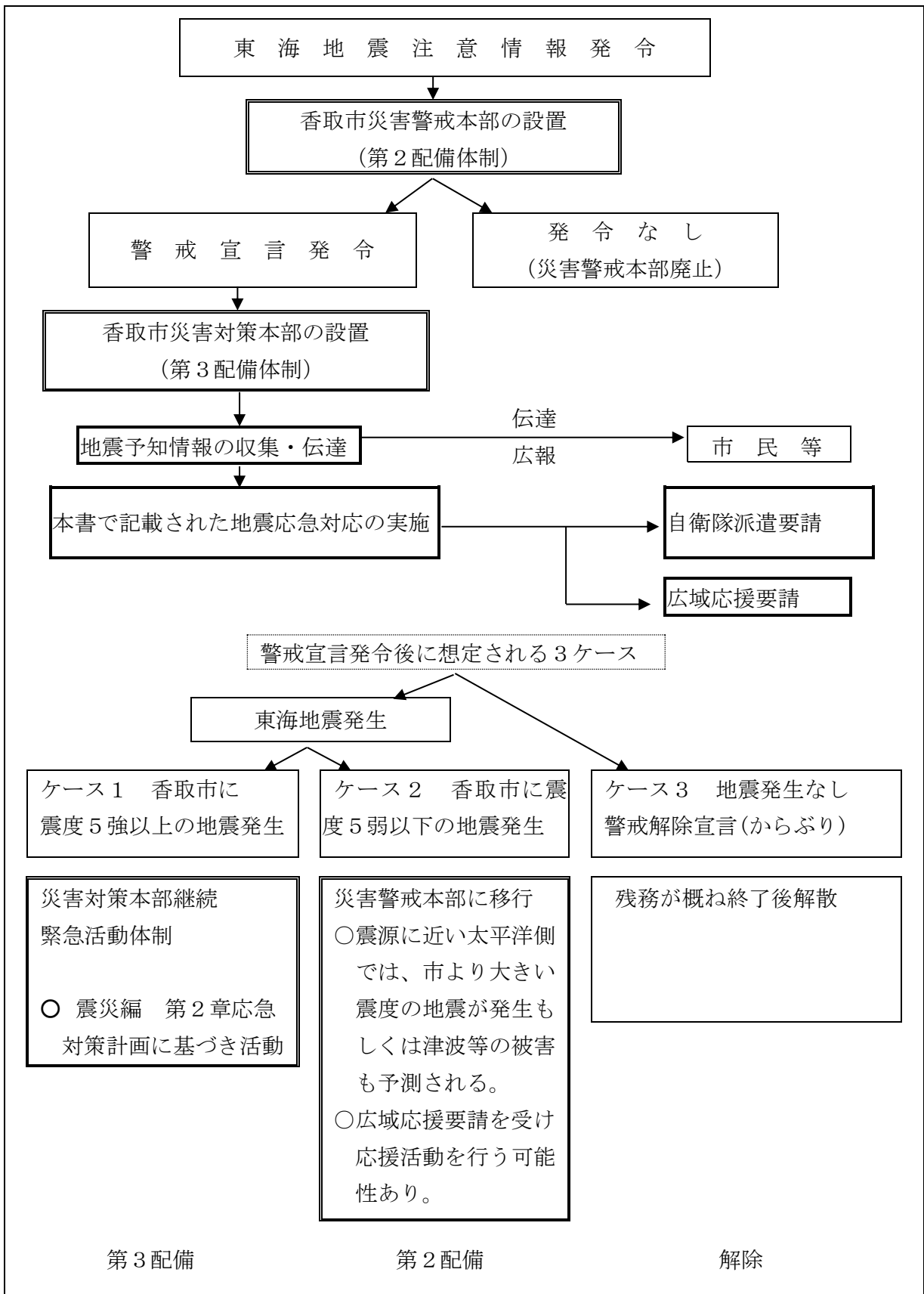
本市は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域として指定されていないため、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、本市では河川への影響や液状化の危険も考えられ、社会的混乱や局所的に被害が発生することが予想される。

そのため、警戒宣言の発令から地震発生までの間、または地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

第1節 活動体制

(実施担当：各部)



1 災害対策本部の設置 <第3 配備体制>

(1) 災害対策本部の設置

市長は、予知情報が発表され、災害の発生するおそれがある場合に、直ちに災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の廃止

- ア 災害警戒本部に移行したとき。
- イ 警戒解除宣言があったとき。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎4階庁議室に設置する。

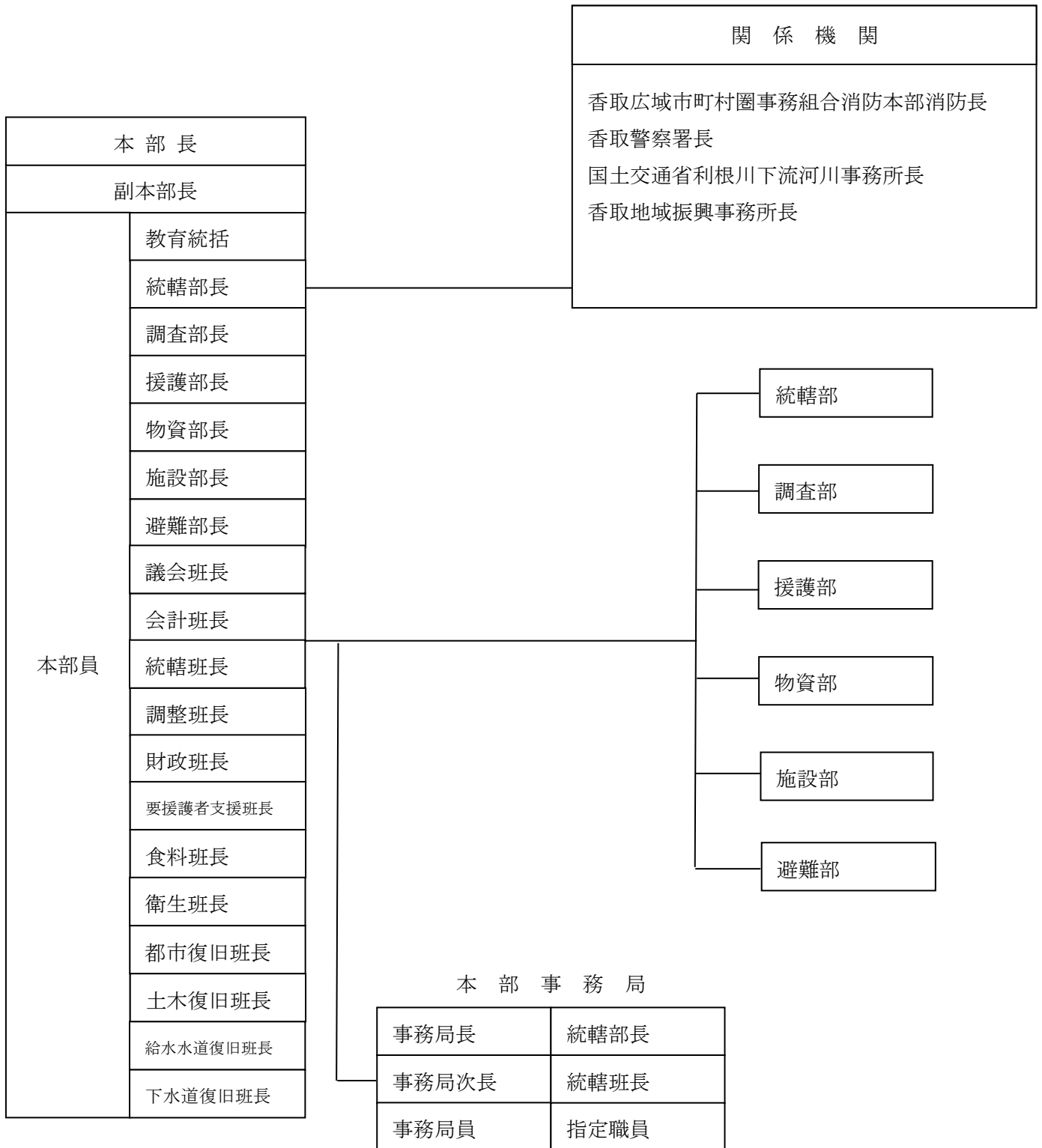
(4) 所掌事務

災害対策本部が所掌する地震防災応急対応の主なものは次のとおりである。

- ア 警戒宣言及び地震予知情報の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県との連携
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 警戒区域の設定
- オ 消防団員の配備等、地震発生後の応急措置に向けた準備
- カ 消防、水防等の防災応急措置
- キ 緊急輸送の実施
- ク 食料、医薬品等の確保準備
- ケ 自主防災組織等との連携
- コ その他、地震防災上必要な措置

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織構成



(1) 災害対策本部 本部会議の設置・運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

ア 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- (ウ) 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関すること
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- (オ) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関すること
- (カ) 災害対策経費の措置に関すること
- (キ) 災害救助法の適用に関すること
- (ク) その他災害対策の重要事項に関すること

ウ 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

エ 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要の応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

災害対策本部の事務分掌及び配備人員

本部会議の事務分掌

役職名	事 務 分 掌	人員
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議、本部会議の議長になること ・ 避難勧告・指示・警戒区域の設定を行うこと ・ 市民向け緊急声明を発表すること ・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと ・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 	1人
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長が不在または本部長に事故があるとき本部長の職務を代理すること ・ 情報を常に把握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと ・ 本部長が適宜休養できるよう、本部長の交代要員となること 	1人
本部員 教育統括 統轄部長 調査部長 援護部長 物資部長 施設部長 避難部長 議会班長 会計班長 統轄班長 調整班長 財政班長 要援護者支援班長 食料班長 衛生班長 都市復旧班長 土木復旧班長 給水水道復旧班長 下水道復旧班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部の職員を指揮監督すること ・ 本部長・副本部長を補佐すること ・ 本部長・副本部長が不在または事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること 	19人
計		21人

各部各班の事務分掌

部の名称	班の名称	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
統轄部	統轄班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の総合企画及び運営 ・本部指示事項の伝達 ・避難勧告等の発令の調整 ・事務局内各班との連絡調整
	調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害対策本部への連絡及び調整 ・他市町村及び関係機関への応援要請及び相互協力 ・各部班が実施する応急対策の調整 ・各部班との連絡調整 ・国、県等への要望、陳情 ・災害見舞者及び視察者の受け入れ ・災害復興計画策定の総合調整
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握、取りまとめ ・避難者の把握 ・被災情報を基に、被災状況図（マップ）の作成を行う ・各部各班への集約情報の伝達 ・気象情報等の情報収集
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報 ・報道機関等への情報提供及び連絡調整 ・災害の記録及び活動記録 ・防災行政無線の運用
	職員動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員動員及び配備の総合調整 ・災害対策従事職員の把握 ・災害派遣職員の受入れ及び配置
	情報システム班	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの安定稼働及び復旧 ・庁内 LAN 等通信体制の確保 ・対策本部端末の稼働確保及び運用
	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書業務
	電話対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの問い合わせ対応(電話)

統 轄 部	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急資機材の調達 ・ 災害用備蓄資機材の払出 ・ 災害用電話の確保 ・ 市民等からの問い合わせ対応 ・ 災証明書発行 ・ 部内各班との連絡調整
	支 所 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部及び関係機関との連絡調整 ・ 地区内の被災状況の把握及び連絡 ・ 市民等からの問い合わせ対応 ・ 被災者支援対応
	会 計 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策経費の出納 ・ 義援金の受入れ及び保管
	議 会 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会及び本部との連絡調整 ・ 避難誘導
調 査 部	財 政 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害額の取りまとめ ・ 災害予算及び資金の運用 ・ 来庁者の安全確保 ・ 庁舎の管理及び安全確保 ・ 災害対策用車両、船舶等の確保 ・ 燃料の確保 ・ 部内各班との連絡調整
	調 査 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による被害調査
	市民活動班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等との連絡調整 ・ 災害ボランティアの受入れ及び連絡調整 ・ 臨時市民相談窓口の開設
援 護 部	要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の支援 ・ 社協、赤十字社との連絡調整 ・ 災害救助法の適用 ・ 被災者再建支援制度と相談 ・ 避難所の開設及び管理 ・ 遺体に対する必要措置 ・ 社会福祉施設の被害調査 ・ 部内各班との連絡調整

援 護 部	医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、医師会等との連絡調整 ・ 医療救護所の設営等 ・ 傷病者等の応急手当及び助産 ・ 感染症予防及び被災者の健康管理
物 資 部	食 料 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急食料、飲料水等調達、炊出し及び配分 ・ 部内各班との連絡調整
	物 資 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活物資の調達、配分 ・ 救援物資の受入れ及び保管
	衛 生 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の防疫（衛生関連） ・ 廃棄物の処理及び清掃 ・ 仮設トイレの設置等調整
施 設 部	都市復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急被害対応及び復旧 ・ 応急危険度判定 ・ 住宅等の確保（仮設住宅、市営住宅） ・ 部内各班との連絡調整
	土木復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急被害対応及び復旧 ・ 各施設連絡道路の確保 ・ 被災現場での交通安全の確保
	給水水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水用水の確保及び給水指示 ・ 給水施設の被害調査及び復旧
	下水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の被害調査及び復旧 ・ 下水道処理区域の排水対策 ・ 集落排水施設の被害調査及び復旧
避 難 部	教育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の安全確保 ・ 部内各班との連絡調整
	教育対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の受入れ及び避難場所の管理 ・ 救援物資の保管（物資班との調整含む）
協 力 部	応 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部設置時の対応人員 ・ 避難所開設時の対応人員 ・ 応急給水の対応人員 ・ 被害家屋調査の対応人員 <p style="text-align: right;">等必要に応じて</p>

3 職員動員・配備計画

地震災害応急対応活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。
 なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

(1) 配備指令

市長は、職員に対し以下の配備指令を発令する。

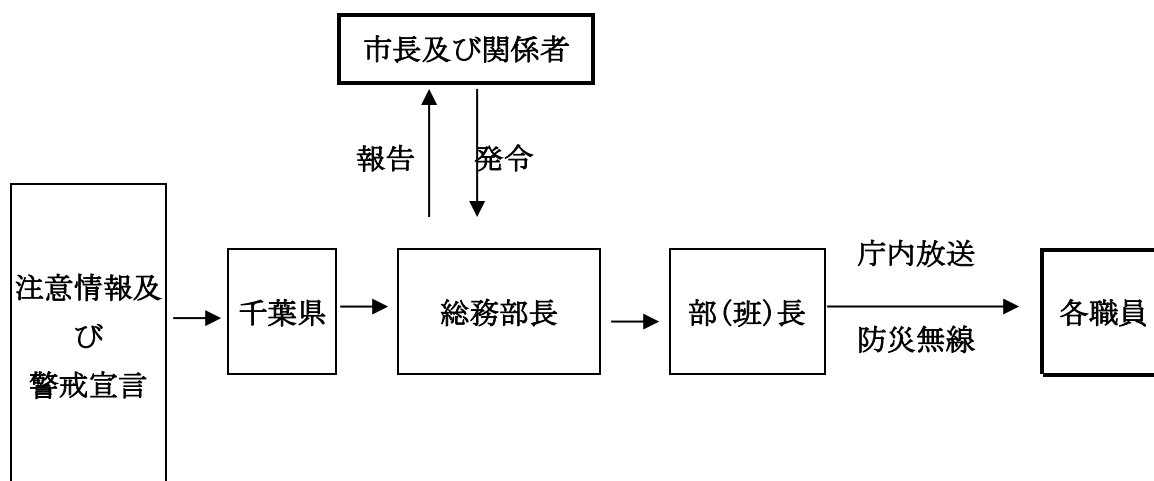
種類	発令基準	本部	活動内容
第2配備	気象庁が東海地震注意情報を発表したとき	災害警戒本部設置	東海地震に関する地震情報の収集・伝達及び地震防災応急対策の準備
第3配備	気象庁が東海地震予知情報を発表したとき	災害対策本部設置	東海地震に関する地震情報の収集・伝達及び地震防災応急対策の実施

(2) 配備指令の解除

- ア 市長は、警戒解除宣言が発せられた場合には、配備指令を解除するものとする。
 ただし、警戒宣言がからぶりになった場合については、残務が概ね終了するまで対策本部の体制を継続する。
- イ 警戒宣言発令中に地震が発生した場合は、以下のとおりとする。
 - (ア) 震度5強以上の場合、原則として災害対策本部第3配備の体制を継続
 - (イ) 震度6弱以上の場合、災害対策本部第4配備の体制へ自動的に移行

(3) 配備指令の方法

ア 勤務時間内の場合、庁内放送、警戒宣言及び配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統等を活用して、配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。



イ 勤務時間外や外出中の職員への配備指令の伝達は、市防災行政無線、電話などから最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。

ウ テレビ、ラジオ等からの情報を入手した場合は、配備基準に基づき自主的に参集するものとする。

(4) 職員動員

警戒宣言が発せられたときの職員配備について以下のように定める。

ア 対策本部事務局の対応職員

ただちに対策本部において配備につき防災業務を行うものとする。

イ 部長及び班長

ただちに所定の配備につき防災業務を行うものとする。

ウ 班員

所定の配備につき防災業務を行うものとする。

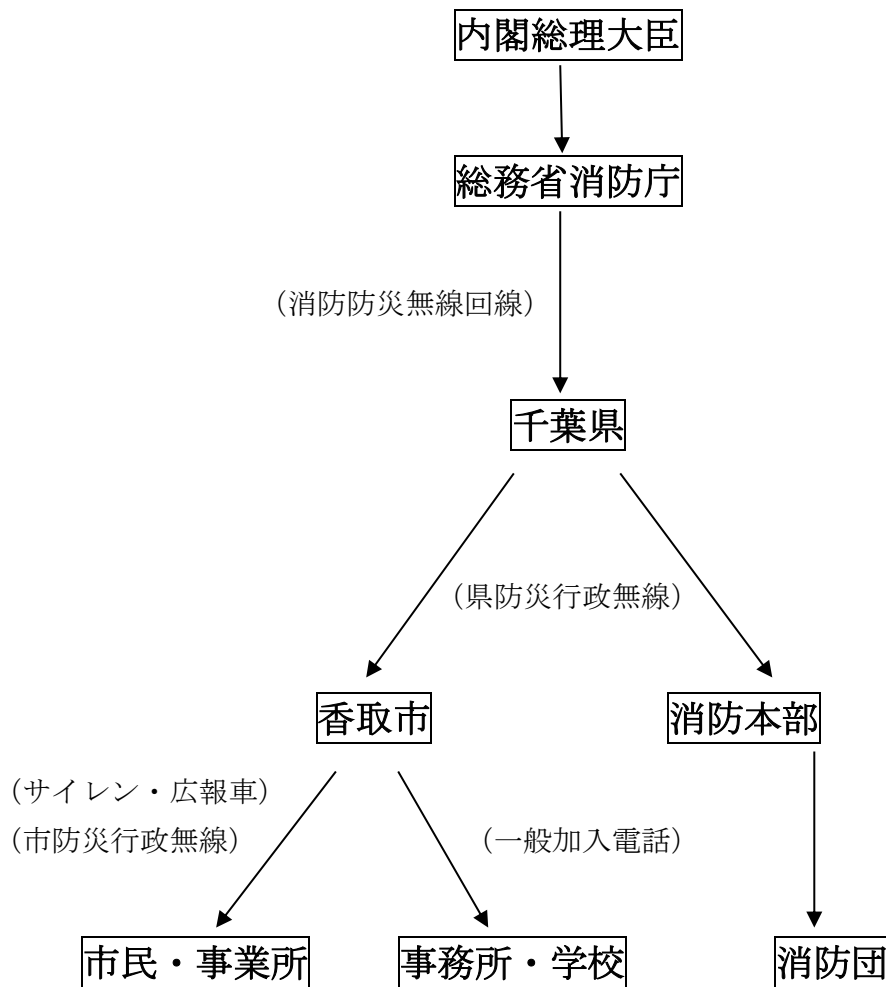
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

市は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

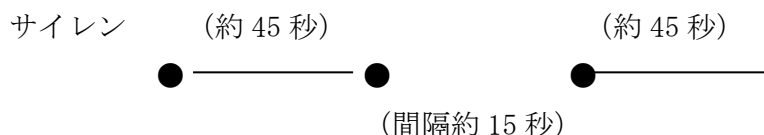
(1) 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



(2) 伝達体制

- ア 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。
- イ 一般市民に対しては、サイレン吹鳴、防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。



※ サイレンは、3回継続すること。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容 イ 県への影響予想 ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県によるテレビ、ラジオ等による広報のほか、市は防災行政無線、広報車等による広報を行う。

(1) 警戒宣言発令時に広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報
<input type="checkbox"/> ① 地震予知情報の内容
<input type="checkbox"/> ② 流言飛語の打ち消し
(2) 市民等の災害予防措置の呼びかけ
<input type="checkbox"/> ① 出火予防呼びかけ（消火器の点検・火気使用の自粛）
<input type="checkbox"/> ② 家具等の転倒防止措置を行うこと
<input type="checkbox"/> ③ 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒
<input type="checkbox"/> ④ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること
<input type="checkbox"/> ⑤ 地域の自主防災活動に参加すること
<input type="checkbox"/> ⑥ 最低3日間分程度の飲料水・非常食糧の準備をすること
<input type="checkbox"/> ⑦ 自動車の運転を自粛すること
(3) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別）
<input type="checkbox"/> ① 避難所の情報
<input type="checkbox"/> ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報）
<input type="checkbox"/> ③ 災害時要援護者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ
<input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限

(4) 応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況 <input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(5) その他
【生活関連情報】
(1) 医療情報 <input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報 <input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報
(2) ライフライン情報 <input type="checkbox"/> ① ライフライン施設の応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ② 代替燃料・機器に関する情報
(3) 交通・道路情報 <input type="checkbox"/> ① 鉄道・バス等の運行情報 <input type="checkbox"/> ② 道路情報（交通規制・渋滞情報）
(4) 生活の基礎情報 <input type="checkbox"/> ① 店舗営業情報 <input type="checkbox"/> ② 避難所・地域での生活情報 <input type="checkbox"/> ③ 通常の行政サービス情報 <input type="checkbox"/> ④ 各種相談窓口情報 <input type="checkbox"/> ⑤ 学校・幼稚園・保育所等の休校・休園情報
(5) その他

(2) 警戒宣言発令時の広報

警戒宣言が発令され、駅周辺や道路などの混乱発生が予想される場所においては、積極的に広報活動を実施するものとし、必要により関係機関に緊急連絡を行い、協力して混乱防止措置をとる。

(3) 市民、事業所等のとるべき防災措置

- ア 情報をお確かめる。(テレビ、ラジオ、市の情報)
- イ 火の始末
- ウ 児童、園児等の引き取り
- エ 家具等の転倒防止
- オ 水と消火の準備
- カ 非常持出品の確認

(4) 混乱防止のための広報

- ア 駅等の混乱防止（駅との協力）
- イ 道路交通の混乱防止（警察署との協力）

- ウ 電話利用の自粛要請（電話会社との協力）
- エ 買い出しなどの混乱防止（商工会・商工会議所との協力）
- オ 金融機関の混乱防止（金融機関との協力）

（５） 広報文例

ア 市防災行政無線放送による場合

〔文例Ⅰ〕

「こちらは防災かとりです。香取市災害対策本部よりお知らせします。ただいま東海地震に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震は、〇〇を震源とする大規模な地震で、〇日以内に発生し、本市では震度〇程度と予想されます。市民の皆さんは、地震に備え冷静に行動して下さい。

第１に、テレビ、ラジオ等により正確な情報をよく聞いて下さい。

第２に、家具類が倒れたり、落ちたりしないようにして下さい。

第３に、火の使用を自粛して下さい。

第４に、当座必要な飲料水、食糧、医薬品を準備して下さい。

第５に、自家用車、電話等の使用を自粛して下さい。

繰返しお願いいたします。市民の皆さんは正しい情報を聞いて冷静に行動して下さい。」

（再度繰返す。）

〔文例Ⅱ〕

「こちらは、防災かとりです。香取市災害対策本部よりお知らせします。地震発生の予想に基づき発令された警戒宣言は、本日〇時〇分に解除されました。」

（６） 広報車による場合

〔文例Ⅰ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。ただいま、東海地震に関する警戒宣言が発令されました。市民の皆さんは、テレビ、ラジオの放送をよく聞き、地震に備え冷静に行動して下さい。」

〔文例Ⅱ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。ただいま、地震に関する警戒宣言が発令されております。市民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備えて冷静な行動をとって下さい。

第１に、テレビ、ラジオ等により正確な情報をよく聞いて下さい。

第２に、家具類が倒れたり、落ちたりしないようにして下さい。

第３に、火の使用を自粛して下さい。

第４に、当座必要な飲料水、食糧、医薬品を準備して下さい。

第５に、自家用車、電話等の使用を自粛して下さい。

繰返しお願いいたします。市民の皆さんは正しい情報を聞いて冷静に行動して下さい。」

（再度繰返す。）

〔文例Ⅲ〕

「こちらは、香取市災害対策本部です。地震発生の予想に基づき発令された警戒宣言は、本日〇時〇分に解除されました。」

3 広聴活動

警戒宣言発令後の市民の精神的動揺やニーズを把握するため、市民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、防災応急対策に市民の要望等を反映させるものとする。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 臨時市民相談窓口の設置

ア 市民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。また市民対応専用電話を開設する。広聴活動は、自主防災組織等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、災害対策本部に報告するものとする。

第3節 水防・消防等対策

1 市

市及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) がけ崩れ危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する活動
- (6) 資機材の点検整備の実施
- (7) 水防要員の確保
- (8) 水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び管理委託されている水門等の点検の実施。

2 発災後に備えた資機材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行うものとする。

第4節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

1 上水道対策

給水水道復旧班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること

(イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。

a 飲料水の汲み置き

ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

b 生活用水の汲み置き

浴槽等を利用し、貯水する。

c その他

汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる

(ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

イ 広報手段

- (ア) 防災行政無線による広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) 市ウェブサイト掲載による広報

2 下水道対策

下水道復旧班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 施設等の保安措置

- ア 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

3 電気対策

東京電力株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、船艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話㈱、東日本旅客鉄道㈱、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 無断昇柱、無断工事を実施しないこと。
- (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること。
- (ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- (エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- (オ) その他必要な事項

イ 広報手段

- (ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- (イ) 広報車による広報

4 ガス対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

なお、警戒宣言発令後の状況に応じ、防災・供給センターにおいて製造、供給の調整を行う。

(2) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、製造、供給量の調整により、供給が制限される場合等において、需要家から問い合わせに対応できる受付体制を整える。

ア 広報内容

- (ア) 引き続きガスを供給していること。
- (イ) ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法

イ 広報手段

- (ア) 広報車により、直接需要家に呼びかける。

5 通信対策

- (1) 東日本電信電話株式会社千葉支店は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保

するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

ア 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な人員の確保は、次による。

- (ア) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の作業に従事する。
- (イ) 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

イ 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

設置場所：千葉支店災害対策室（NHビル8F）

電話番号：043-211-8652（代）

ウ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (ア) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- (イ) 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設等の安全対策

エ 応急対策

- (ア) 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- a 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- b 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

- (イ) 手動通話、番号案内

- a 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取扱う。
- b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

- (ウ) 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

- (エ) 営業窓口

平常業務を行う。

オ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただいま混み合っておりかかりにくくなっております。防災機関、

災害救助機関などの緊急の通知を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。

- (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

- (ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
- (イ) 災害復旧用資機材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- (ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- (イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第5節 学校・社会福祉施設等対策

1 学校対策

市は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、各施設の防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実施に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確認して下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童・生徒等（上記(1)・(2)以外の者）については、人数等をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (4) 家族への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 社会福祉施設等

市は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

第6節 避難対策

警戒宣言発令時において、地震の発生による家屋の倒壊や土砂崩れ等による人的被害を未然に防止するとともに、社会的混乱を防止し、民生の安定を図るため、避難・収容活動に関し必要な事項を定める。

1 避難計画

(1) 避難勧告・指示

ア 市長の措置

- (ア) 避難の勧告・指示は、市長が行う。
- (イ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長または消防団長が行うものとする。
- (ウ) 避難の勧告・指示は、地震が発生した場合に危険があると判断したときは、必要と認める区域の市民に避難の指示を行う。
- (エ) 市長が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。

イ 知事またはその命を受けた職員の措置

知事またはその命を受けた職員は、地震が発生した場合に危険があるときは、必要と認める区域の市民に避難の指示を実施する。

ウ 警察官の措置

警察官は市長が避難を指示することができないと認めるとき、または市長から要請があったとき、若しくは市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、ただちに危険地域の市民に対し、避難の指示をすることができる。

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

ア 避難の勧告・指示の伝達事項

- (ア) 発令者
- (イ) 避難を行う理由
- (ウ) 避難を行う地区名
- (エ) 避難場所
- (オ) 避難経路、避難できない経路
- (カ) 避難時の注意事項
 - a 火の始末を行う。
 - b ガスの元栓を閉める。
 - c 電気のブレーカーを切る。
 - d 家の戸締まりをする。
 - e 携行品（貴重品、食料、衣料、ラジオ、日用品等）は必要に応じ最小限度とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。
 - f 防災ずきんまたはヘルメット等で頭部を保護し、履きなれた丈夫な靴等の行動しやすい安全な服装で避難する。
 - g 近隣同士で声をかけ合い、できるだけ集団で移動する。

h 消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

イ 市民への伝達方法

市長による勧告・指示がなされた場合には、以下の方法及び消防団、警察官、自主防災組織等の協力を得て住民に伝達する。

- (ア) 広報車、ハンドマイク等による伝達
- (イ) 市防災行政無線による伝達
- (ウ) ラジオ・テレビ・ヘリコプター等による伝達

(3) 避難の誘導

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

ア 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、災害時要援護者を優先して避難させる。

イ 移動の方法

- (ア) 原則として車両による避難を避ける。
- (イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。
- (ウ) 広範囲な移送等で市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

- (ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。
- (イ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。
- (ウ) 避難後の警戒にあたっては、警察と協力し、消防団、自主防災組織等が中心となり防火防犯活動を行う。

エ 観光客の避難

(ア) 観光客（団体）の避難

観光客（団体）が市域を旅行中、地震による災害から生命、身体を守るために避難する場合は、当該旅行の請負業者の計画に基づき行うものとし、避難生活に必要な食料、生活必需品、宿泊施設等の調達、あっせん等は前記業者が行うものとする。

(イ) その他（個人）の観光客の避難

- a 宿泊中の観光客の避難は、当該宿泊施設の防災応急計画により行うものとする。
- b その他の場合の避難は、観光客各自が自主的に安全な場所、または市指定の避難所へ避難する。

オ 福祉施設入所者の避難

施設の管理責任者及び職員は、施設の防災応急計画に基づき適切な指示、対策をし、入所者の生命、身体の安全を図る。

カ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送請負業者の防災応急計画により措置する。

2 収容計画

(1) 避難市民の収容

避難市民の収容については、市職員及び自主防災組織等が協力し、以下の各活動を行うものとする。

ア 収容手順

(ア) 避難所への誘導

市職員及び自主防災組織等のリーダーは、避難者を避難所内の安全な場所に誘導する。

(イ) 避難者への告知

収容の際、口頭または掲示板への張り出しにより以下の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

- a 立ち入りを禁止する場所について
- b 近隣の住民同士で行動する

(ウ) 避難者名簿の作成

- a 避難者の収容の際に、避難者名簿を作成する。
- b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 収容の際の注意点

避難勧告等が出された場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも以下の事項に注意して市民の収容を行う。

(ア) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者を優先的に収容する。
移動の負担がかからない場所に収容する。

(イ) 近隣住民同士の収容

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織等リーダーから声をかける。

(2) 帰宅困難者の収容

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

(3) 要援護者の収容

ア 福祉施設入所者

(ア) 施設が被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の市民と協力し、付近の避難所へ収容者を移動させる。

(イ) 保育所（園）に関しては、家族への引き渡しを早急に行う。

イ 在宅要援護者

(ア) 在宅の要援護者（寝たきり老人、身障者等）の収容については、市社会福祉協議会及び自主防災組織等は、在宅要援護者リスト等を活用し、各戸を回り所在の確認及び避難誘導を行う。

(イ) 移動させた避難所内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代

替収容施設（要援護者避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

第7節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

東海地震発生時に必要となる市民への各救援活動について、市及び市民等が実施する主な事項について定める。なお、各部は第2章 震災応急対策計画に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期すものとする。

1 医療救護対策

(1) 市及び医療機関等が実施すべき事項

ア 医療機関による編成待機

県立佐原病院、香取郡市医師会、香取匠瑳歯科医師会及び香取健康福祉センターは、救護班を編成し、待機する。

救護班の出動準備を医療関係団体等に要請する。

イ 医療救護用資器材の確保等

医療救護用資器材、医薬品、衛生材料の点検及び調達確保を行う。

ウ 負傷者等搬送体制の確立

受け入れ体制を整えるとともに、搬送準備を行う。また後方医療機関との連絡調整

エ 市民等への広報

応急救護所及び救護病院の開設準備情報等を市民等へ周知する。また、医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品等の点検、準備を行う。

2 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 市が行う業務

ア 平時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

イ 避難者の健康管理及び災害時要援護者への処遇調整を行う。

ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は香取健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。

エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第8節 その他の対策

1 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する公民館、社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

(1) 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合、図書館等の個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者に、体育館、公民館等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

該当施設：佐原中央公民館 佐原第一公民館 山田公民館 佐原文化会館 伊能忠敬記念館 香取市文化財保存館 佐原中央図書館 小見川図書館 市民体育館 小見川スポーツ・コミュニティセンター 小見川、山田、栗源B&G海洋センター 与田浦運動広場 栗源多目的芝生広場 佐原野球場 佐原庭球場 山田中央運動広場 山倉、八都、栗源運動広場

2 市税及び介護保険料の納付等に関する措置

警戒宣言発令時における市税及び介護保険料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税及び介護保険料の納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税及び介護保険料の減免及び納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

第6章 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろうが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

市は、社会的混乱の防止を図るものであるが、すべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、事業所、自主防災組織等がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、市民、事業所、自主防災組織等が平時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などとする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓とする。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、燃料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食糧の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など。）を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医薬品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織等が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 市の防災行政無線等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 市、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食糧を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が 発令されてから 地震発生まで	<p>(12) 幼児、児童・生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童・生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動態勢を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（第1節参照） (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 在宅災害時要援護者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が完成されていない地域にあつては、町内会、自治会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の安否確認方法 ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の点検整備 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立 ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じて防災措置をとる。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が 発令されてから 地震発生まで	<p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需品物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(9) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(11) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

風 水 害 等 編

目 次（風水害等編）

第1章 総則

第1節 市域の保全	1
-----------	---

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上	2
1 防災教育	2
2 過去の風水害等災害教訓の伝承	2
3 防災広報の充実	3
4 自主防災体制の強化	4
5 防災訓練の充実	5
第2節 水害予防対策	8
1 山林等の治山に関する事業	8
2 河川改修等の治水事業	8
3 浸水予想区域の調査	9
4 道路災害による事故防止	9
5 気象、河川流量等の観測測定	9
6 農作物等の水害予防対策	10
7 電力施設洪水対策	10
8 通信施設水害防止対策	11
第3節 土砂災害予防対策	12
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	12
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	13
3 防災知識の普及啓発	13
4 県土保全事業の推進	14
第4節 風害予防対策	16
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	16
2 農作物等の風害防止対策	17
3 電力施設風害防止対策	19
4 通信施設風害防止対策	20
第5節 雪害予防対策	21

1	道路雪害防止対策	21
2	農作物等の雪害防止対策	21
3	通信施設雪害防止対策	22
第6節	火災予防対策	23
1	災害出火の防止	23
2	火災に強い市街地	24
第7節	消防計画	26
1	消防用施設の整備	26
2	救急救助体制の整備	26
3	相互の応援体制	26
4	消防思想の普及	26
第8節	災害時要援護者等の安全確保対策	27
1	在宅要援護者に対する対応	27
2	社会福祉施設等における防災対策	29
3	外国人に対する対策	29
第9節	情報連絡体制の整備	31
1	市における災害通信施設の整備	31
2	県における災害情報通信施設の整備	31
3	警察における災害通信網の整備	31
4	東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備	31
5	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における 災害通信施設の整備	32
6	KDDI事業所等における災害通信施設等の整備	32
7	非常通信体制の充実強化	32
8	アマチュア無線の活用	32
9	その他通信網の整備	32
第10節	備蓄・物流計画	33
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	33
2	給水体制の整備	35
3	緊急輸送体制の整備	35
4	輸送体制の整備	36
5	緊急通行車両	37
第11節	防災施設等の整備	38
1	通信基盤の整備	38
2	防災施設等の整備	39
第12節	帰宅困難者等対策	41

1	帰宅困難者の定義	41
2	一斉帰宅の抑制	41
3	帰宅困難者等の安全確保対策	42
4	帰宅支援対策	42
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	42
第 13 節	防災体制の整備	44
1	防災体制の確立	44

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制の確立	46
1	災害警戒本部の設置<第 1、第 2 配備体制>	46
2	災害対策本部の設置<第 3、第 4 配備体制>	47
3	職員の動員・配備	58
4	災害救助法の適用手続等	60
第 2 節	情報収集・伝達体制	63
1	通信体制	63
2	通信手段の確保	66
3	気象通報	68
4	被害情報等収集・報告	69
5	災害時の広報	79
6	災害時の広聴	83
第 3 節	避難収容計画	85
1	計画方針	85
2	実施機関	85
3	避難の勧告又は指示等	85
4	警戒区域の設定	88
5	収容計画	90
6	避難所の開設	93
第 4 節	災害時要援護者等の安全確保対策	96
1	在宅要援護者に対する対策	96
2	社会福祉施設等における対策	96
第 5 節	消防・救助救急・医療救護活動	98
1	消防活動	98
2	救助・救急	100

3	水防活動	101
4	危険物等の対策	104
5	医療救護	105
6	行方不明者の捜索	110
7	死体の検視(検案)及び処理	110
8	死体の収容	111
9	身元不明死体	111
10	死体の埋火葬	111
11	広域応援体制による対応	112
第6節	交通の確保・緊急輸送対策	113
1	公共土木施設応急対策フロー	113
2	道路及び橋梁応急対策	113
3	緊急輸送路の確保	114
4	緊急輸送に必要な手続き	115
5	緊急輸送等に関する体制	116
第7節	救援物資供給活動	118
1	応急給水	118
2	食糧品等の供給体制	119
3	生活必需品等の調達供給	122
4	燃料の調達	124
第8節	広域応援の要請	125
1	県に対する応援要請	125
2	市町村に対する応援要請	125
3	指定地方行政機関等に対する応援要請	126
4	水道事業体等の相互応援	126
5	資料の提供及び交換	127
6	経費の負担	127
7	民間団体等に対する協力要請	127
8	応援隊の受入体制	127
9	広域避難者の支援要請又は受入れ	128
10	労働力の確保	129
第9節	自衛隊への災害派遣要請	130
1	自衛隊派遣要請手続き	130
2	自衛隊の災害派遣基準等	131
3	自衛隊災害派遣部隊の受入体制	131
4	災害派遣部隊の撤収	132

5	経費の負担	132
6	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	133
第10節	学校等における児童・生徒の安全対策	134
1	市教育委員会	134
2	学校	134
3	児童・生徒及びP T A	135
4	社会教育施設	135
5	給食施設	135
6	文化財等	136
第11節	帰宅困難者対策	137
1	帰宅困難者の定義	137
2	想定される事態	137
3	帰宅困難者対策の実施	137
4	防災関係機関等の役割	138
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	139
1	保健活動	139
2	防疫対策	140
3	動物対策	141
4	清掃及び障害物の除去	141
第13節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	145
1	応急仮設住宅の建設計画	145
2	被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣	147
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧	148
1	上水道	148
2	下水道	148
3	電力施設	149
4	ガス施設	152
5	通信施設	152
6	放送機関	155
7	鉄道施設	155
8	公共施設	156
9	その他の施設等	157
第15節	ボランティアの協力	160
1	ボランティアの活動分野	160
2	ボランティアとして協力を求める個人、団体	160
3	災害時におけるボランティアの登録、派遣	161

4	ボランティア受入体制	162
5	ボランティアコーディネーターの養成	162
第16節	自主防災活動	163
1	自主防災組織の活動体制	163
2	自主防災活動の主な内容	163
第17節	社会秩序の維持等に関する対策	165
1	社会秩序の維持	165
2	物価の安定、物資の安定供給	165

第4章 災害復旧計画

第1節	被災者生活安定のための支援	166
1	被災者の生活確保対策	166
2	被災農林漁業者に対する災害資金の融資	169
3	被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知	169
4	義援金の受入及び配分	170
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	171
1	計画的復旧・復興の基本方針	171
2	復旧・復興計画の実施方法	171
3	公共施設等災害復旧計画	171
4	生活関連施設等の復旧計画	172
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	177
1	激甚災害特別財政援助法	177
2	通常の災害時における財政援助等	178
3	災害復旧事業に係る市の財政措置	179
第4節	災害復興	180
1	体制の整備	180
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	180
3	想定される復興準備計画	180
4	復興対策の研究、検討	181

第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 市域の保全

本市は千葉県の北東部に位置し、北部には利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林と畑を中心とした平坦地が北総台地の一角を占めており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる災害時要援護者の増加や、市民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

(1) 治水

本市の北部を流れる利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、市にとって大きな影響がある。

河川の水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、河川改修事業を推進し、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

河川の特徴（利根川を除く）

河川の区分	主要河川名	特 徴
利根川支川	小野川、黒部川、清水川等	1 利根川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2 下総台地を水源とした河川は、利根川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。 3 利根川沿線地域を中心に農地の面的整備が進んでいる。 4 洪水時には、水防活動が重要な地域である。

第2章 災害予防計画

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の風水害等対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、風水害等についての正しい知識をもち、日頃から災害時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことであるため、市、県、防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等を基に可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、各事業所等の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等災害時要援護者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

第1節 防災意識の向上

防災関係機関及び市民との協力体制の確立など総合的な風水害等対策を推進するため、市職員、市民、事業所等に対する各種防災教育を行い、災害対応力向上を図るものとする。

1 防災教育

市、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の風水害等災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模風水害等災害の教訓を後世に伝えていくため、風水害等災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら風水害等災害に備える

手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、風水害等知識の普及に当たっては、市民や防災関係者等に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- エ 気象予警報の活用方法
- オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 上下水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得
- キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ケ 帰宅困難者の心得
- コ 災害保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の災害対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 普及・啓発の方法

市民等に対する啓発活動は以下のような方法で行う。また情報提供のための施設、機材の充実に努めるものとする。

- ア 広報紙に防災や危険箇所に関する記事の掲載
- イ 防災ビデオの貸出し
- ウ 市ウェブサイトによる配信
- エ パンフレット、チラシ、ハザードマップ等の作成・配布
- オ 防災に関する講演会、説明会等の開催

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積

極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

風水害等による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方により、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から風水害等が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃、地域活動に大きな役割を果たしている地域住民の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える自治会、住民自治協議会、消防団、民生委員、学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であるため、これを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 風水害等による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
----	---

発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）
	2 出火防止、初期消火
	3 救出・救護（救出活動・救護活動）
	4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
	5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（２） 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、商業施設等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実

市及び関係機関は、地震発生時における行動の確認、関係機関及び市民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、

訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

(1) 防災訓練の種別

ア 市が実施する主な訓練

防災訓練については、訓練内容をより実践的で充実したものとしていくよう努めるとともに、市民、自主防災組織、ボランティア団体、事業所等は、これらの訓練に積極的に参加し、知識・技術を身につけるよう努めるものとする。

(ア) 総合防災訓練

市防災会議に属する機関及び市民・事業所等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、ウの分野別訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

(イ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとするため、災害時応援体制の内容が的確に実行でき、かつ協定締結自治体の協調体制を確立・強化するために、広域防災訓練を協定締結自治体と共同で実施する。

(ウ) 分野別訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して実施するものとする。

a 非常参集訓練

勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常参集する訓練を実施する。実施については、期間をある程度特定したうえで予告なしに行うことも検討する。

b 災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

c 通信訓練

近隣の自治体、関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村、関係機関の把握及び職員の通信運用の習熟を図ることを目的とした通信訓練を実施する。

d 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

e 水防訓練

市内の円滑な水防活動の遂行を図るため、県及び関係機関の指導により、洪水が予想される時期前に最も訓練効果のあがる時期を選定する。実施にあたっては河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において行う。

f 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部、消防団等と共同で、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

g 災害救助訓練

災害救助と救護を円滑に遂行するため、災害救助を実施する防災関係機関と合

同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、物資輸送、炊き出し等の訓練を行う。

h 避難訓練

市民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所の設置等の訓練を警察機関と共同で実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、消防機関等と協力して避難訓練を実施する。

I 地域防災計画、各活動マニュアルによる机上訓練

応急対策の実施機関は、各応急対策計画及び各種活動マニュアルについてあらゆる条件設定のもとでシミュレーションを行い、計画の不備・課題を検証するものとする。

イ 市民主体の防災訓練

風水害等発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、市の実施する訓練に準じ、独自で風水害等を想定した訓練を企画、実施するとともに、市はそれに対し積極的に支援するよう努めるものとする。

ウ 事業所等

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には評価を行い、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ、実践的なものとなるよう工夫する。

<input type="checkbox"/> 被害の想定を明らかにする
<input type="checkbox"/> 訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる
<input type="checkbox"/> 運動会等のイベント、通常会議の招集等に訓練の要素を取り入れる

(イ) 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて、マニュアル等の見直しを行う。

第2節 水害予防対策

水害による被害を未然に防止し、被害の拡大を最小限に防止するとともにこれらの危険箇所の実態を調査し、防止策を講じるものとする。

1 山林等の治山に関する事業

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯留し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能を有している。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

したがって、森林法に基づく地域森林計画により、保安林を整備するとともに、治山事業を推進している。

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

2 河川改修等の治水事業

市内における河川は次のとおりである。特に千葉県管理下の河川について、沿岸は低平な水田で本川増水時には内水の排除に苦しんでいる常習的水害地である。加えて近年は流域の開発等よりこの傾向が助長され、雨量の増加に伴って被害が増大する危険がある。

一級河川（国土交通省管理）利根川、横利根川、常陸利根川

一級河川（千葉県管理）大須賀川、派川大須賀川、香西川、与田浦川、小野川、小堀川
上八間川、下八間川、黒部川、玉川、清水川、中川

二級河川（千葉県管理）栗山川、支川栗山川

その他河川・・・根本川、小野川上流、香西川上流、十間川、仁井川、流れ川、
新左衛門川、たいはい川、新川、仲手川、府馬川

(1) 利根川の改修計画

流域内の開発や人口の増加等につれて、洪水防御、農業用水、工業用水、上水道用水等の河川に対する需要が増加している。

これまで国土交通省が実施している利根川改修事業は、昭和24年に決定された利根川下流部（香取市含む）計画高水流量 $5,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を昭和55年12月に $8,000 \text{ m}^3/\text{s}$ に改訂し、佐原地区においては $9,500 \text{ m}^3/\text{s}$ としている。現在この計画高水流量に対処し得るよう全川にわたり浚渫、築堤、護岸工事等を進めている。また、常陸利根川については、昭和23年から改修に着手し、堤防の拡築等を実施した他、昭和38年には利根川本川合流点に逆流防止のための常陸川水門を完成させた。

(2) 小野川の改修

香取市新部地先において小野川を分水し利根川に流下させる放水路事業が平成 16 年度に完成した。この放水路によって新部より上流域の洪水を分水し、旧佐原市街地を流下する小野川本川の洪水を軽減した。

なお、県の行う河川事業に対して積極的に協力するとともに、緊急性の高いものから河川改修及び護岸工事等を実施するよう県へ要請する。

3 浸水予想区域の調査

(1) 国土交通省管理重要水防箇所については、利根川は利根下流河川事務所、横利根川及び常陸利根川は霞ヶ浦河川事務所より示されている。

(2) その他の河川については、利根川の水位上昇に伴う内水の氾濫により一部浸水等の危険がある。

ア 小野川

市街地における護岸の老朽箇所については、崩落の危険がある。

イ 根本川

津宮地先において浸水

ウ 黒部川

小見川地区市街地において一部浸水

エ 玉川

阿玉川地先において一部浸水

オ 栗山川上流

西崎地先において一部浸水

カ 流れ川

大倉地先において浸水

(3) 浸水予想区域等の公表

水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、市民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

4 道路災害による事故防止

(1) パトロール

市は、道路交通の危険防止と交通安全を確保するため、パトロールの実施の徹底を図る。

(2) 緊急時における措置

市は、災害が発生した場合には、通行の危険を防止するため、できるかぎりの応急措置を講ずる

5 気象、河川流量等の観測測定

ア 利根川及び利根川流域の水位、雨量その他の観測測定の情報については、国土交通省の川の防災情報を利用する。

イ 河川の水位及び流量の観測情報は、利根川本川については利根川下流河川事務所、常陸利根川系については、霞ヶ浦河川事務所、小野川については香取土木事務所が収集しているので常に連絡を密にする。

ウ 佐原浄化センターにおいても、常時降雨量及び利根川水位（佐原水門）を自記式により観測しているのでその資料を利用する。

6 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を侵したり、洪水によって田畑を流出したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

(1) 水害の気象条件

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

ア 短時間降雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、がけ崩れなどが多発する。

イ 短時間降雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つである。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土嚢の配置やポンプ排水などを行い、洪水の調節に努める。また、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備をしておくことも重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急措置は、一般的なものとして、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病害虫防除の対策をとることといったことが必要である。

7 電力施設洪水対策

洪水対策は、次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災設備の状況

ア 送電設備

(ア) 土砂崩れ、深掘れなどが起こりうる箇所のルート変更、擁壁、石積みなどにより防護している。

(イ) 四囲の状況、河川の堤防の決壊の実績を調査、検討し、必要に応じ異常高水位を適切に推定して対策を施している。

(ウ) 新設路線は、洪水災害の発生が考えられる場所はルート短縮上有利な場所といえども避けている。

イ 変電設備

即往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 配電設備

最高水位 T P 4 m を目途として重要性、有効度を考慮して、重要点に諸対策を実施している。

エ 通信設備

浸水しない箇所に施設することを原則としている。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも前記(2)「防災設備の状況」に準じ実施するよう努める。

8 通信施設水害防止対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎施設

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の深掘れから防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできる限り2階以上に位置するよう配慮する。また、停電に備え、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第3節 土砂災害予防対策

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を行うものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

(1) 災害危険箇所等の調査把握等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）、砂防法及び地すべり等防止法等に基づき土砂災害の防止に努めるものとする。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

イ 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて市民への周知に努めるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

(ア) 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあるとみとめられる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

(イ) 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、次の対策を実施する。

- (ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) 防災マップ等による土砂災害に関する知識の普及や避難訓練を実施する。
- (ウ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (エ) 宅地や災害時要援護者関連施設の開発行為は、基準を満たしたものに限り許可する。
- (オ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、そのあつせんに努める。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時に防災パトロールの実施や、市民、警察、消防団等からの情報収集により、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害の発生に対し、情報等の伝達、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

ア 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した情報等の伝達、警戒、避難誘導、救護等の方法を明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。

イ 土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 土砂災害警戒区域内において災害時要援護者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

3 防災知識の普及啓発

- (1) 市及び県は、市民に対し市ウェブサイト、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るた

め、防災訓練の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対し周知することにより、市民の防災知識の普及啓発に努める。

4 県土保全事業の推進

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

(資料-16-2 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）)

<千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①災害時要援護者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

(資料-16-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

(3) 宅地災害の防止

県は、宅地及び建築確認申請において、当該建物等が危険区域内等にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導・助言を行う。

ア 災害危険区域内の指定

急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域については、建築基準法第39条に基づき、災害危険区域に指定して建築制限を図る。

イ 宅地造成行為への指導

宅地造成工事許認可の際に、建築基準法第39条の災害危険区域等に基づき、擁壁、排水施設等の安全性について指導、助言等を行う。

ウ 既成宅地への安全対策

建築確認の際に、建築基準法の技術基準に基づき、敷地の安全性を確保するよう指導する。

エ 液状化危険地域での災害防止対策

(ア) 今後、整備する造成地については、適切な地盤改良を実施するよう指導する。

(イ) 液状化危険区域を示したマップを作成し、市民が建築する際の資料として活用を図る。

(ウ) 民間施設の新規立地に対して、液状化対策の指導を行う。

第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>平時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>
--------------	--

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降りだす

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

(1) 風害の恒久的防風林の対策

ア 設置場所

通年的に平地では南西または南東方に（暴風雨、台風対策のため）傾斜地では山背風の流入を防ぐとともに水源涵養のため併せて設置するが、両側面に設置すれば完全である。

イ 幅員及び樹高

通常10～20mで通年的に平地では南西または南東方に（暴風雨、台風対策のため）傾斜地では水源涵養を兼ねた山頂林についてはやや広くとる。樹高はそれぞれ用途により考慮する。

ウ 樹種と選定条件

防風樹林は四季を通して茎葉を有し、かなりの高さを有し深根性で吸肥力の小さいもので防風効果を全うするものでなければならない。

最適	スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、マツ
適	クス、タブ、ツバキ、ヒシ類、モミ、ツガ、ナギ

選定条件として、次のものがあげられる。

地域条件に適応したもの(当該作物の病虫害の寄生植物でないこと)
防風目的を達成するもの
成長度が高く防風効果の早くできるもの
果樹と共通の病虫害となりにくいもの
根の横張りの少ないもの

(2) 稲、麦類について

ア 事前対策

(ア) 品種選択による対策

稲、麦等では短稈の品種を選び倒伏を防止する。また、出穂期の異なる品種を適当に組み合わせることにより被害を分散する。

(イ) 栽培方法による被害軽減

水稻は、早期栽培により台風を回避させ、品種選択と併せた適切なる栽培方法を行うことによって被害を軽減する。

(ウ) 栽培管理的防除

生育状態によっては、作物への被害の大きさが異なるので、栽培管理に十分留意して作物を健全に育生するようにする。窒素質肥料が多いと軟弱に育つ傾向があるため、施肥の合理化を図り被害を軽減する。

水稻は、水田に水のないときは、風の来る前に水を深く張ることにより、地上部のゆれを少なくして被害を軽くする。

イ 事後対策

(ア) 稲、麦等の倒伏している場合、刈取適期に近づいているものは、できるだけ早急に刈取る。

(イ) 倒伏したものは倒伏の状態、程度、成熟度、水田の状態その後の天候等によって異なるが、挫折しているときに反対方向に起こすと被害を大きくする。

また、排水不良田、あるいは雨の多い時には穂発芽をしないよう茎葉のうえにあげてやる。

(ウ) 風害後は、病虫害の発生が多くなっているので薬剤散布をする。

(エ) 生育初期の風害では、できるだけ早く回復するよう追肥を行う。

(オ) 台風後の水稻は、水分の吸収が急に盛んになるので通過後数日は田に水が切れないようにする。

(3) そ菜類について

ア ビニールハウス及びトンネル栽培

(ア) 強風によりビニールが破損し、あるいは倒壊する場合があるので、周囲に防風林(垣)のない場合は特に強風のくる風道にヨシズ又はワラ等で防風垣をつくる。

ビニールハウスの防風垣はハウスの高さよりやや高い程度のもので十分役立つものである。

(イ) 防風垣があっても、ビニールが風にあおられて破損することもあるので、強風のときはプラスチック網又はノリ網等で被覆する。

(ウ) 強風によって倒壊する場合があるので、杭を数箇所打ち込み針金等で張引をしてハウスを補強する。

イ 露地栽培

(ア) 支柱の倒伏

台風直前に支柱を引抜き風下に向けて倒伏させ、その上にムシロ、コモ、ビニール等で覆い強風に飛ばされないように隅々を土石等で押さえておく。台風が通過したら直ちに元通り復元する。

(イ) 間引の中止

台風の時期は白菜、大根等の間引時期であるが、台風の発生が予報されたら無理に間引かない方がよい。1週間の余裕があれば間引いた根元に土寄せを行なって、吹きまわされるのを防ぐ。

(ウ) 育苗中の甘らん、白菜等は網等を直接被覆することにより茎葉の「スレ」を防ぐ。

(4) 果樹類について

ア 防風垣の設置

園の周囲に設置するが風向、風質、風速等により園を囲う必要がある。なお、栽培果樹に接近するので競合を起こさない樹種を選ぶこと。

イ 防風垣の樹種の選定条件として、次のものがあげられる。

(ア) 地域条件に適応したもの

(イ) 防風目的を達するもの

(ウ) 生長度が早く防風効果の早く出るもの

(エ) 果樹と共通の病害虫の寄生とならないもの

(オ) 根の横張りの少ないもの

ウ 多目的防災網の設置

風害だけでなく降ひょう、害虫、鳥などを防ぐことができる多目的防災網の設置を推進する。

3 電力施設風害防止対策

風害予防計画の一環として人命を尊重し送電の確保を図るため、電力施設の風害防止対策は次のとおりとする。

(1) 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40 m/S としている。

(2) 防災施設の現況

各設備とも災害予防計画目標に基づき、次により設置している。

ア 送電整備

支持物及び電線の強度は、風速 40 m/S (地上 15m) を基準にし、風速の上空逋減を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努めるが、特に伐採不十分の箇所は警戒を厳重にし、状況により緊急伐採等の必要対策を講じる。

電線路に接近して倒壊し易い工作物 (例えばテレビアンテナ等) を設置しないよう平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合には、倒壊することがないように施設の強化を依頼する。

イ 変電設備

最近の標準設計では屋外鉄構の強度は風速 40 m/S の風圧に耐え得るものになっている。

ウ 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速 40 m/S の風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

エ 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

(3) 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の 2 ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

第5節 雪害予防対策

本市周辺地域は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

所有する機材やトラック類等を使用するとともに、除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、香取土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

(ア) 主要市道については、1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

(イ) 歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

(1) 事前対策

ア 野菜について

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に

努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

(ウ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって発育の回復を早めるようにする。

イ 果樹について

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置整備を行うこと。
また、「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。

ウ 花きについて

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、支え木をハウスの内側に打ち付ける。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は 20cm を超えると倒壊の危険があるので、時々払い除く。

(ウ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

(2) 事前対策

降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

3 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。

1 災害出火の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行なう。

消防本部は、消防法第9条の2及び火災予防条例による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、階段等)への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を指導する。

イ 防火管理体制

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、火災に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう指導を強化し、職場における管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立を図るとともに危険物取扱従事者等に対する教育、指導を行うものとする。

オ 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、企業、研究所等への立入検査を定期的を実施し、保管の適正化の指導を行い、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

カ 消防同意制度

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火の推進

初期消火活動の徹底を図るため、家庭、事業所等、自治会、自主防災組織等に対し、次の対策を指導するものとする。

ア 防災パンフレットを作成して、各種訓練、集会を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動の向上を図る。

イ 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ 消防機関は、消防法第4条に規定する予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、

火災予防の指導の徹底を図る。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防力の強化

市及び消防本部は、消防力を災害時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

イ 消防団の強化

- (ア) 消防団に関する市民意識の高揚
- (イ) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の活性化と機動化
- (ウ) 消防団員の待遇や福利厚生の充実
- (エ) 機能別団員・分団の採用の推進
- (オ) 消防団と自主防災組織との連携強化

(4) 消防水利の確保

消防水利の基準を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、災害時においても消火活動が行えるよう地域の実情にあった効果的な配置に努める。

ア 防火水槽

防火水槽については、各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

イ 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 上水道施設の耐震化

地震時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替え等により耐震性の向上に努める。

2 火災に強い市街地

本市の市街地は、明治 25 年に記録的な大火を経験している。しかし、市内には依然、建築物の老朽化が進んだ地域や道路、公園等の公共施設の整備が立ち遅れた地域が存在している。

今後は、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を活かし、市街地の耐震不燃化と建築物の安全化を推進し、火災に強い市街地の形成に努めるものとする。

(1) 市街地火災の拡大防止

ア 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法に基づいた準防火地域の指定を維持していくことにより地域内建築物の不燃化を誘導する。

イ 準防火地域以外の市街地においては、「建築基準法第 22 条」に基づき建築物の屋根の不燃化等の区域の随時見直しを図るものとする。

(2) 住環境の整備

都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保を図るため、地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた住環境の整備を推進する。

ア 密集市街地

本市の密集市街地については火災延焼の危険地域もあることから、道路・公園等の公共空間の確保に努め、住環境の改善を進める。

イ 重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区

重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区については、町並みの保全とともに防災機能をもった道路、空地等の確保に努める。

(3) 文化財等の災害予防

文化財は貴重な国民的財産である。文化財保存のためには万全の配慮が必要であることから、保護対策を推進するほか、予想される地震対策の強化と共に指導体制を整える。

また、文化財の所有者若しくは管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとする。特に香取神宮や重要伝統的建造物群保存地区に対しては、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

文化財建造物等の耐震化の推進

所有者または管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
防災施設の設置促進とそれに対する助成
自主防災組織の育成及び指導
重要伝統的建造物群保存地区総合防災計画の策定及び実施の推進

ア 施設設備等

自動火災報知設備の設置、漏電火災報知器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備の取付けを推進するとともに、防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設を推進する。

イ 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 消防本部は、文化財について防火立入検査及び防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

第7節 消防計画

市及び消防本部は、同時多発火災、交通障害等により消防活動が困難となる災害に対処するため、消防力の整備指針に基づき消防力の強化を図る。

1 消防用施設の整備

(1) 消防庁舎

消防庁舎については、香取広域市町村圏事務組合消防本部が行う再配置計画に基づいて実施する。

(2) 消防車両

車両整備基本方針に基づいて、車両及び資機材は使用年数を定めて、計画的に整備を図る。

(3) 消防団の施設・資機材等

ア 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備

イ 消防団拠点施設の整備

(4) 消防通信施設の整備

ア 消防本部通信網の整備

イ 消防団通信網の整備

2 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

3 相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年度）に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4 消防思想の普及【消防本部】

(1) 各種の行事において消防思想の普及徹底を図る。

(2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)

(3) 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。

(4) 各種講習会等を開催する。

(5) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

なお、住宅火災による死者数の低減のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

第8節 災害時要援護者等の安全確保対策

高齢化、核家族化や国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人など災害対応能力のない人々の犠牲が目立っており、阪神淡路大震災や東日本大震災においても、多くの災害時要援護者といわれる人々が犠牲となった。そこで在宅中あるいは外出中の災害時要援護者の災害発生時における安全確保を図るため、地域における災害時要援護者援護体制の確立について必要な事項を定める。

1 在宅要援護者に対する対応

(1) 災害時要援護者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や傷病者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、香取市見守りネットワーク事業の推進等防災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、把握にあたり、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、次の事項に留意するものとする。

ア 災害時要援護者の所在把握

(ア) 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、要援護者本人又は家族からの同意を得て、要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。

また、平時から要援護者と接している市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても、可能な限りその把握に努めるものとする。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。

(イ) 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

(ウ) 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最小限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用しているデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最小限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

(2) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに市社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

市は、災害時要援護者の避難支援ガイドラインや災害時要援護者避難支援の手引き（県作成）を参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(3) 災害時要援護者避難支援プランの策定

市は、災害時要援護者の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市は、災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）や関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 避難指示等の情報伝達

市は、災害時要援護者については、その状態に応じた情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。

(9) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや香取健康福祉センター、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護師等と相談するよう周知する。

2 社会福祉施設等における防災対策

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

3 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を災害時要援護者として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

- イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

市は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市における災害通信施設の整備

市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市防災行政無線等の整備拡充に努める。

2 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

整備概要（無線設備設置機関）

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 256 機関に無線設備を設置している。

(2) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(3) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

3 警察における災害通信網の整備【警察本部】

(1) 千葉県警では、警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話(株)千葉支店における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場

合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDDI 事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI (株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 非常通信体制の充実強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

8 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努めるものとする。

9 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

災害時の食料や生活必需品の調達・供給に関し、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備する必要のある事項を定める。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(1) 調達体制の整備

ア 市の実施する食料品等の調達体制

現在の社会情勢等を考慮し、概ね人口の5%、2食分程度を目安とし、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新するものとする。

(ア) 市では、アルファ化米を中心に備蓄し、その他は流通備蓄をできるだけ活用するものとし、協力店舗及び団体の確保と調達に関する制度の確立に努める。

(協定-1 災害時協定一覧)

(イ) 食料の供給が円滑にできるよう、調理器具、食器類、調味料等の調達体制の確立に努める。

(ウ) 備蓄した非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(エ) 有効期限が近づいた非常用食料は、防災訓練等の市民啓発活動及び海外支援等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じるものとする。

(資料-17 備蓄一覧)

イ 関係機関等による食料品等の調達体制

関係機関等の調達体制は、以下のようになっている。市は災害時に円滑に食料等の調達が行われるよう、各機関との情報交換に努めるものとする。

(ア) 関東農政局千葉地域センター

a 千葉地域センター長は知事との間で、米穀の応急売却の緊急引渡に関する協定を締結する。

b 卸売業者、小売業者の手持ち米穀、生活必需品等を把握する。

(イ) 食料品取扱業者

食料品について、被災地への供給再開が迅速に図られるよう、市内卸売業者からの優先供給体制について、協定の締結に努めるものとする。

(ウ) 商工会議所、商工会等

市との災害応急物資の調達に関する協定締結や調達体制の整備に努めるものとする。

(協定-1 災害時協定一覧)

ウ 市民による食料品等の調達体制

市民の調達体制は、以下のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。

(ア) 調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、家庭においても一人当たり3日分程度の食料（調理の不要なものが望ましい）を非常時に容易に持

ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。

(イ) 高齢者用、乳幼児等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう周知に努めるものとする。

エ 事業所等による食料品等の調達体制

事業所等の調達体制は、以下のように努めるものとする。また、市は備蓄意識の高揚のため周知に努めるものとする。

各事業所等は災害発生に備え、市民と同様に在籍の従業員に見合う非常用食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

オ 生活必需品等の調達体制

災害に備えて下記に示すような品目について生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対し防災意識の向上を図り、市民自身における備蓄の促進を図る。備蓄物資は、リサイクル用品の活用などを検討するものとする。

寝具（タオルケット、毛布等）
衣類（下着、靴下、作業着等）
炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）
身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
日用品（せっけん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(2) 供給体制の整備

調達した物資等を市民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努めるものとする。

ア 物資拠点から避難施設までの輸送方法等について輸送業者等とあらかじめ協議を行っておくものとする。

(協定-1 災害時協定一覧)

イ 地区拠点や避難施設に届いた食料等の仕分けや炊き出し等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておくものとする。

ウ 自主防災組織等は、市との役割分担に基づいて避難所での配布について、あらかじめ地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

エ 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、あらかじめ調整しておくものとする。

(3) 資材器材等点検整備

市は、災害に際し、災害応急対策を円滑に実施するため必要資材器材等を点検し、整備を図るものとする。

資材器材等点検整備は、災害応急対策を実施する関係機関、団体等において、それぞれ実施するものとする。

2 給水体制の整備

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。

(1) 備蓄・調達体制の整備

ア 災害時の給水量の検討

最小限必要な飲料水として一人1日3リットル、生活用水が一人1日16リットルの合計19リットルを10日分（混乱期3日、復旧期7日と想定した日数）確保するものとする。

イ 市の対策

(ア) 浄水場・管路等施設の更新と多様な水源の確保に努め、計画的に施設の安全化を図る。

(イ) 市民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

ウ 各家庭での対策

(ア) ふろの残り湯の活用を習慣づける。

(イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

(ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

(2) 供給計画

飲料水等の供給について事前に必要量を算出して発災時の供給体制等の確立を図る。

給水計画の策定等、給水体制の確立を図る
給水源の確保、供給量の見直しを行う
被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う
病院、福祉施設等への供給確保を図る
給水タンク、ポリタンク、浄水器、ポリ袋の確保を行う

(3) 応援体制

市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業体との応援体制の整備を行う。

(協定-1 災害時協定一覧)

3 緊急輸送体制の整備

非常災害時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害発生の防止を図るため、平時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

(1) 市緊急交通路の指定

災害時の緊急輸送等の重要性を考慮し、事前に市独自の災害時緊急交通路を指定する。指定する場合に配慮すべき事項を下記に示す。

香取市域と近隣市町を接続する幹線道路
各避難施設に接続し、応急対策活動上重要な道路
防災拠点・病院等の主要公共施設等を接続する道路

(2) 緊急交通路の確保

災害対策に必要な緊急交通路を確保するため、歩行者または車両等に対する交通規制措置及び緊急交通路の確保に関する以下の対策について、警察及び道路管理者と事前に協議、情報交換を行っておくものとする。

道路情報の共有化
交通規制の実施要領
交通規制等に関する広報体制
緊急交通路確保の実施体制と資機材の確保

(3) 輸送拠点の整備

ア 物資輸送拠点及び拠点ヘリポートを以下の条件等に基づき指定する。幹線道路や新規施設が供用された場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

ヘリポートは、できるだけ避難所（避難地）と競合しない場所
救援物資等の集積・分類が可能な施設
救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所

イ ヘリポート、物資輸送拠点は、場合によっては市外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に隣接市町と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。

ウ ヘリポート及び物資輸送拠点は、広報紙等で市民に周知し、車両の進入防止を図る。

4 輸送体制の整備

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議しておくものとする。

(1) 鉄道・バス等の公共交通機関

ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について

イ 不通区間、運行状況等の広報体制について

ウ 鉄道等による物資輸送体制について

(2) トラック協会・日本通運(株)及び船舶取扱業者

ア 人員、物資輸送の要請方法について

イ 保有車両等の状況について

ウ 発災時の活動体制について

(3) 市内燃料供給業者

緊急輸送用車両の燃料確保・補給について

5 緊急通行車両

(1) 公安委員会への事前届出

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止または規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会（県警察本部、警察署）に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。

(資料-20 災害時緊急通行車両一覧)

第 11 節 防災施設等の整備

災害時に防災関係機関との連絡や市民に的確な情報を伝達するための通信を確保する。また、平時には、防災意識の普及啓発を図るとともに、災害時において、その活動の拠点となる施設の整備を図り、的確な応急対策を実施する。

1 通信基盤の整備

各応急対策実施機関は、有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し、早期に的確な対策を行うことが求められるところである。そのため、情報の収集・連絡体制の整備、情報を伝達する通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

(1) 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平時から市民・関係機関との連携を深め、災害時に迅速・正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努めるものとする。

- ア 被害調査における自主防災組織等の市民との協力体制の確立
- イ 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関との連絡方法の検討
- ウ 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- エ 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- オ 情報系の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- カ 防災行政無線従事者の育成と、訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- キ アマチュア無線従事者との協力体制の確立

(2) 施設の災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 通信施設設置については災害時に被害が少ないと思われる場所と建物を選定する
- イ 災害時の無線機器の取扱いについては経験豊富な無線従事者を優先的に配置する
- ウ 基地局には、停電に備えての自家発電装置（最低 20 時間の非常用電源）を設置する
- エ 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置

(3) 施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- ア 定期的（年 1 回以上）な点検及び清掃
- イ 梅雨、台風時期前の点検強化
- ウ 発電機の点検及び清掃
- エ 予備品の点検
- オ 不良箇所発見の際の即時修理

(4) 通信設備の整備

大規模災害時は、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、以下の設備等を必要に応じて整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処

理を図るものとする。

市内の防災拠点や関係機関双方向通信が可能な機器の整備
衛星携帯電話・MCA無線等移動系の通信機器の充実
周辺市町との非常通信手段の充実
パソコンやデジタルカメラなど情報整理を迅速に行う機器等の充実

ア 市防災行政無線

(ア) 固定系

市役所本庁に親局、各支所、消防本部に遠隔制御装置を置き、市内の子局へ災害発生の場合等の一斉伝達を行っており、平成19年度から、周波数の統一を図るため、更新工事に着手し、平成26年度には一本化を図る。

また、市内227箇所に設置されている子局は一部に難聴地域があるため、現在、戸別受信機等の整備を図っており、防災対策上重要な機関等への戸別受信機の整備を行っている。

(イ) 移動系

市役所本庁内に基地局を設置し各移動局との間で、災害情報の収集や指令等に使用している。今後は主要な避難所等へ機器の整備を図るものとする。

(資料-13-2 災害時に利用可能な無線局)

イ 県防災行政無線

県防災行政無線は、県、市町村、消防本部及び関係機関を専用の衛星回線及びNTT専用回線の重複回線で運用し、電話、ファックス及び映像の伝送が可能になっている。

また、災害時における被害情報・指示情報等の収集・伝達・処理の迅速化を図るとともに、防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有化するため、平成18年度に「千葉県防災情報システム」の整備を行った。

2 防災施設等の整備

(1) 避難施設の整備等

市は、学校、保育所(園)、公民館等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、耐震性を確保し、災害時要援護者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

また、避難場所等の選定については大地震に対する市町村避難対策計画推進要領を、避難所整備については、震災時における避難所運営の手引きの記載内容に留意するのとし、特に避難所の整備については、次の点に留意するものとする。

ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備(その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。)の整備に努める。

- ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- エ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- オ 避難生活が長期化した場合における災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者への対応については、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- カ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

（資料-21 避難場所及び避難所一覧表）

（2） 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

（3） 震災対策用貯水施設等の整備

市は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため飲料水兼用型耐震性貯水槽等の整備を行う。

（4） ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、緊急時の離発着場を確保し、地域防災計画に位置づける。

（資料-24 臨時ヘリポート）

（5） 市防災拠点等の整備

市は、自主防災組織の育成を図り、市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する計画を進める。

ア 防災拠点施設の整備

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

イ 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、市内でも、JRの不通や国道51号をはじめとした幹線道路の激しい渋滞により観光客など多くの帰宅困難者が発生し、市民体育館で受け入れを行った。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、県、周辺市町及び関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は、広報紙、ウェブサイト、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版(web171)、SNS等の新たな情報媒体など、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やウェブサイトなどを活用して主体的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自ら準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から浸水想定などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市域内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ウェブサイトや広報紙などを活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市及び県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、災害発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についても

あらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

1 防災体制の確立

(1) 市職員

災害発生時に応急対策実行の主体である市職員には、次の事項に関する防災教育を行い、災害に関する知識の習得とこれらの知識に基づく適切な判断力の向上を図るものとする。教育の方法は、研修会、現地調査、防災訓練等のほか、職場における活動マニュアルの策定及び検証の実施等により行うものとする。

- ア 市の防災対策
- イ 防災知識の習得
- ウ 指定職員としての適切な判断力の向上
- エ 特殊技能の取得

(2) 学校

学校においては、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要である。

防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

- ア 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置づける。
- イ 家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練の在り方を実践研究する。
- ウ 児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- エ 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。
- オ 教職員（市職員を含む）用に災害発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。
- カ 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練などに活かす。

(3) 防災上重要な施設

ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図るものとする。

ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時要援護者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練

など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

エ ホテル、旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

オ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行うものとする。

カ 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市または県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定める計画に基づいて訓練を実施するものとする。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路、橋梁の破損、さらには、生活関連施設の機能障害などの被害の発生にとどまらず、人命損傷も予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策の万全を期することとする。

第1節 活動体制の確立

災害が発生、または発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動を開始し、市民及び関係機関・団体並びに他市町村・県及び防災関係機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、身体及び財産を守るための応急対策を行うものとする。

1 災害警戒本部の設置 <第1、第2配備体制>

災害対策本部を設置するまでの間、より体制強化が必要なときは、第2配備体制を発令するとともに災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達・警戒等必要な警戒活動を行う。

なお、準備配備は、災害警戒本部を設置する前の準備段階として、気象などの情報収集や配備準備等を行うものとする。

(1) 第1配備指令

市長は、市域（千葉県北東部）に大雨注意報、洪水注意報の一以上が発令され、前日までの降雨量等から警戒の必要があると判断したときに発令する。

なお、準備配備の責任者は総務課長とし、設置場所及び廃止基準等については警戒本部設置時に準ずるものとする。

(2) 第2配備指令

市長は、市域で災害が発生し、または災害が発生するおそれがあると判断したときに発令する。

その基準は、次のとおりとする。

銚子地方気象台から市域（千葉県北東部）に大雨警報、洪水警報、暴風警報の一以上が発令されたときで、被害の発生するおそれがあると判断したとき。

上記以外に以下の状況で市長が必要と判断したとき。

(ア) 市民等から被害情報を受けたとき。

(イ) 消防本部・河川情報センターなどから注意を促す連絡があったとき。

(3) 災害警戒本部の設置【責任者：総務部長】

総務部長は、第2配備指令が発令されたとき、速やかに設置する。

(4) 災害警戒本部の廃止

市長は、被害情報の収集及び必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められない、

または終息と判断したときは災害警戒本部を廃止する。

(5) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として市庁舎4階庁議室に設置し、総務部総務課を事務局とする。

(6) 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、警戒本部長を総務部長とし、以下の関係各課で組織する。警戒本部長不在の場合は、総務課長が任務を代行する。

なお、人員配備に要員の不足が生じるときは必要に応じて人員の補充を行う。

(資料-2 香取市災害警戒本部事務分掌)

(7) 災害警戒本部の資機材等の確保

事務局は、警戒本部が設置されたとき、警戒本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

- 災害処理票・筆記用具の準備及び情報収集、仕分け
- 災害情報収集、仕分け後の関係機関連絡先一覧表
- 防災行政無線等の開設準備
- 災害警戒要員の連絡調整及び動員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の準備
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の準備
- 自主防災組織等との連絡調整
- 避難所開設の判断

※総務部長は事務事項を踏まえて、副市長を通じて、市長に報告する。

2 災害対策本部の設置 <第3、第4配備体制>

災害対策本部は、香取市災害対策本部条例の定めるところによるが、特に大規模災害時においては、災害の局面及び災害応急活動の進捗にあわせ、機動的に対応する必要があることから、第3配備体制と第4配備体制の二つに区分する。

(1) 第3、4配備指令

市長は、市域で大規模な災害が発生した場合、または、発生が予想される場合、配備指令を発令する。

その基準は、次のとおりとする。

- ア 第3 配備体制
 - (ア) 被害が拡大したとき
 - (イ) 被害の拡大が予想される時
 - (ウ) 局地的な災害が発生したとき
- イ 第4 配備体制
 - (ア) 大規模な災害が発生したとき
 - (イ) 大規模な災害の発生が予想される時
 - (ウ) 災害救助法が適用されたとき
- ウ 上記以外に以下の状況で市長が必要と判断したとき。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、第3・4 配備指令を発令後、速やかに、災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、下記に掲げる項目から災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

- ア 災害救助法による応急救助が完了したとき
- イ 避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- エ 被害数値が概ね確定したとき
- オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行したと判断できる時

災害対策本部の設置及び廃止の通知先及び方法

報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
庁内各部	庁内放送・市防災行政無線・電話・FAX・他
県知事	県防災行政無線・電話・FAX・他
警察署	県防災行政無線・電話・FAX・他
消防本部	県防災行政無線・電話・FAX・他
その他防災関係機関	電話・県防災行政無線・FAX・他
市民	市防災行政無線・ウェブサイト・広報車・他
報道機関	電話・FAX・他
隣接市町	県防災行政無線・電話・FAX・他

(4) 災害対策本部の設置場所

- ア 災害対策本部は、原則として本庁舎4階 庁議室に設置する。
- イ 災害対策本部サブ基地
本庁舎が被災し、災害対策本部としての機能が確保できないときは、原則として山

田支所内に設置する。

ウ 標識の掲示等

本部が設置されたときは、本庁舎正面玄関に香取市災害対策本部の標識を掲げるものとする。

エ 非常用電源の確保

電気供給停止に備えて、非常電源装置の点検及び燃料を確認する。

非常用電源

設置場所	電力	燃料	連続稼働時間
香取市役所 屋上電気室	375KVA	A重油 5,000リットル	22時間程度

風水害時の配備基準

配備基準	発令基準	本部 及び組織	配備職員	活動内容
第4配備	以下の状況で市長が必要と判断したとき 1)大規模な災害が発生したとき、または大規模な災害の発生が予想されるとき 2)災害救助法が適用されたとき	災害対策本部設置	全職員	1)大規模災害に対処する応急対策の実施 2)被害状況の把握 3)気象情報の収集伝達 4)各関係機関への要請 5)その他事務事項
第3配備	以下の状況で市長が必要と判断したとき 1)被害が拡大したとき または被害の拡大が予想されるとき 2)局地的な災害が発生したとき	災害対策本部設置	あらかじめ 定めた職員	1)災害に対処する応急対策の実施 2)被害状況の把握 3)気象情報の収集伝達 4)今後の第4配備体制への検討と準備 5)その他事務事項
第2配備	以下の状況で市長が必要と判断したとき 1)大雨警報・洪水警報等が発令されるとき 2)被害の発生するおそれがあると判断したとき 3)小規模な被害が発生したとき	災害警戒本部設置 (責任者： 総務部長)	あらかじめ 定めた防災 関係職員	1)被害状況の把握 2)気象情報の収集 3)電源・通信機器の確保 4)今後の第3配備体制への検討と準備 5)その他事務事項
第1配備	以下の状況で市長が必要と判断したとき 1)大雨注意報・洪水注意報等が発令され、前日までの降雨量等から警戒の必要があると判断したとき	(責任者： 総務課長)	あらかじめ 定めた防災 関係職員	1)被害情報の把握収集 2)電源・通信機器の確保 3)今後の第2配備の検討準備 4)他の事務事項

(5) 指定職員

ア 指定職員の選任

発災直後の混乱期に初動組織をいち早く立ち上げるため、初動対応職員をあらかじめ指定し、参集場所及び役職、所属を指示しておくものとする。指定職員は、次の条件により選任するものとする。

- (ア) 本庁及び各支所から概ね 1.5km 以内に居住する者
- (イ) 地域連絡所の周辺に居住する者（原則として担当区域内に居住）
- (ウ) ライフライン等（上水道・下水道・道路・保育所）防災上特定の施設職員でない者

イ 指定職員の任務解除

指定職員の任務は、以下により解かれるものとする。

- (ア) 人事異動により、防災上の特定の施設職員に配属された場合
- (イ) 特定の対策マニュアルが策定された場合
- (ウ) 身体等に故障が発生した場合
- (エ) 居住地が変更になり指定場所へ行くことが困難である場合

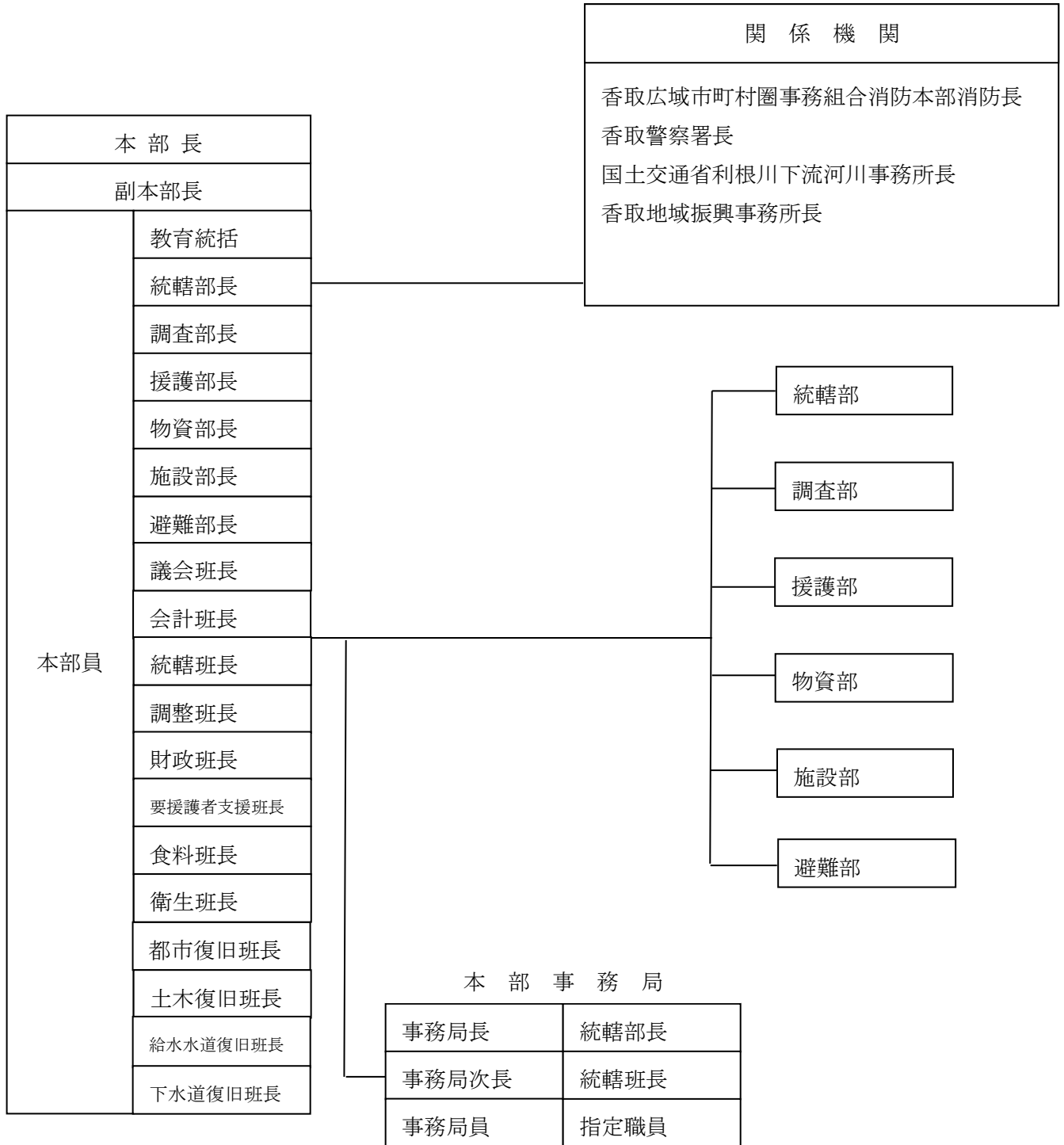
ウ 災害時の指定職員の任務解除

- (ア) 各班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、災害対策本部が通常の第 4 配備又は第 3 配備に移行した場合
- (イ) 本部長から所属部の活動に戻るよう指示があった場合
- (ウ) その他本部長が必要と認めた場合

(6) 災害対策本部の組織構成

災害対策本部は、災害対策本部長を市長とし、以下の各部・各班で組織する。本部長不在の場合は、副市長・総務部長の順で任務を代行する。

災害対策本部の組織構成



(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部会議を設置する。

ア 会議の運営

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

本部会議は、本部員2名以上の参集をもって会議の開催をすることができる。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- (ウ) 避難の勧告・指示・警戒区域の設定に関すること
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- (オ) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への応援派遣要請に関すること
- (カ) 災害対策経費の措置に関すること
- (キ) 災害救助法の適用に関すること
- (ク) その他災害対策の重要事項に関すること

ウ 消防本部との連携

本部会議に消防長の出席を依頼し、連絡調整を密にして連携を図る。

エ 関係機関との連携

国、自衛隊、県、警察署、防災関係機関等の長等に対し、必要の応じ出席を依頼し、連絡調整を図る。

(8) 災害対策本部の事務分掌及び配備人員

本部会議の事務分掌

役職名	事務分掌	人員
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議、本部会議の議長になること ・ 避難勧告・指示・警戒区域の設定を行うこと ・ 市民向け緊急声明を発表すること ・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと ・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 	1人
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長が不在または本部長に事故があるとき本部長の職務を代理すること ・ 情報を常に把握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと ・ 本部長が適宜休養できるよう、本部長の交代要員となること 	1人
本部員 教育統括 統轄部長 調査部長 援護部長 物資部長 施設部長 避難部長 議会班長 会計班長 統轄班長 調整班長 財政班長 要援護者支援班長 食料班長 衛生班長 都市復旧班長 土木復旧班長 給水水道復旧班長 下水道復旧班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部の職員を指揮監督すること ・ 本部長・副本部長を補佐すること ・ 本部長・副本部長が不在または事故があるとき、本部長・副本部長の職務を代理すること 	19人
計		21人

各部各班の事務分掌

部の名称	班の名称	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
統 轄 部	統 轄 班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の総合企画及び運営 ・本部指示事項の伝達 ・避難勧告等の発令の調整 ・事務局内各班との連絡調整
	調 整 班	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害対策本部への連絡及び調整 ・他市町村及び関係機関への応援要請及び相互協力 ・各部班が実施する応急対策の調整 ・各部班との連絡調整 ・国、県等への要望、陳情 ・災害見舞者及び視察者の受け入れ ・災害復興計画策定の総合調整
	情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握、取りまとめ ・避難者の把握 ・被災情報を基に、被災状況図（マップ）の作成を行う ・各部各班への集約情報の伝達 ・気象情報等の情報収集
	広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報 ・災害の記録及び活動記録 ・報道機関等への情報提供及び連絡調整 ・防災行政無線の運用
	職 員 動 員 班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員動員及び配備の総合調整 ・災害対策従事職員の把握 ・災害派遣職員の受け入れ及び配置
	情 報 シ ス テ ム 班	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの安定稼働及び復旧 ・庁内 LAN 等通信体制の確保 ・対策本部端末の稼働確保及び運用
	秘 書 班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書業務
	電 話 対 応 班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの問い合わせ対応(電話)

統 轄 部	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急資機材の調達 ・ 災害用備蓄資機材の払出 ・ 災害用電話の確保 ・ 市民等からの問い合わせ対応 ・ 災証明書の発行 ・ 部内各班との連絡調整
	支 所 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部及び関係機関との連絡調整 ・ 地区内の被災状況の把握及び連絡 ・ 市民等からの問い合わせ対応 ・ 被災者支援対応
	会 計 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策経費の出納 ・ 義援金の受入れ及び保管
	議 会 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 市議会及び本部との連絡調整
調 査 部	財 政 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者の安全確保 ・ 庁舎の管理及び安全確保 ・ 被害額の取りまとめ ・ 災害予算及び資金の運用 ・ 災害対策用車両等の確保 ・ 燃料の確保 ・ 部内各班との連絡調整
	調 査 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による被害調査
	市民活動班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等との連絡調整 ・ 災害ボランティアの受入れ及び連絡調整 ・ 臨時市民相談窓口の開設
援 護 部	要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の支援 ・ 社協、赤十字社との連絡調整 ・ 災害救助法の適用 ・ 被災者再建支援制度と相談 ・ 避難所の開設及び管理 ・ 遺体に対する必要措置 ・ 社会福祉施設の被害調査 ・ 部内各班との連絡調整

援 護 部	医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、医師会等との連絡調整 ・ 医療救護所の設営等 ・ 傷病者等の応急手当及び助産 ・ 感染症予防及び被災者の健康管理
物 資 部	食 料 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急食料、飲料水等調達、炊出し及び配分 ・ 部内各班との連絡調整
	物 資 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活物資の調達、配分 ・ 救援物資の受入れ及び保管
	衛 生 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の防疫（衛生関連） ・ 廃棄物の処理及び清掃 ・ 仮設トイレの設置等調整
施 設 部	都市復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急被害対応及び復旧 ・ 被災建築物・宅地応急危険度判定 ・ 住宅等の確保（仮設住宅、市営住宅） ・ 公園、市営住宅、駐車場、駐輪場の被害調査及び復旧 ・ 部内各班との連絡調整
	土木復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急被害対応及び復旧 ・ 各施設連絡道路の確保 ・ 被災現場での交通安全の確保
	給水水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水用水の確保及び給水指示 ・ 給水施設の被害調査及び復旧
	下水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の被害調査及び復旧 ・ 下水道処理区域の排水対策 ・ 集落排水施設の被害調査及び復旧
避 難 部	教育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の安全確保 ・ 部内各班との連絡調整
	教育対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の受入れ及び避難場所の管理 ・ 救援物資の保管（物資班との調整含む）
協 力 部	応 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部設置時の対応人員 ・ 避難所開設時の対応人員 ・ 応急給水の対応人員 ・ 被害家屋調査の対応人員 <p style="text-align: right;">等必要に応じて</p>

(9) 災害対策本部の資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたとき、本部の運営上必要な次の措置を速やかに準備するものとする。

- 災害処理票・住宅地図等の確保
- 防災関係機関連絡先一覧表の確保
- 防災行政無線（移動系含む）の開設
- 通信手段（電話、FAX・携帯電話・PHS・アマチュア無線等）の確保
- 災害対策要員の確保
- 災害対応物資（通信機・懐中電灯・雨具等）の確保
- 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- 自主防災組織等との連絡
- 避難所の開設
- 災害対策本部（第4配備体制）への検討・準備
- 長期化が予想される場合は、食料・飲料水・寝具・燃料等の確保

(10) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部は災害情報等を収集・分析し、応急対策を行う。

ア 組織及び運営

(ア) 現地災害対策本部長

- a 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が副本部長または本部員のうちから指名する。
- b 災害対策本部長は、現地災害対策本部を指揮監督する。

(イ) 現地災害対策本部職員

運営は、現地災害対策本部長が指名した者で構成する現地災害対策本部職員があたる。

イ 事務分掌

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策の実施状況の報告
- (ウ) 避難に関する勧告・指示・警告
- (エ) 現地災害対策本部の廃止に関すること
- (オ) その他、本部長の特命事項

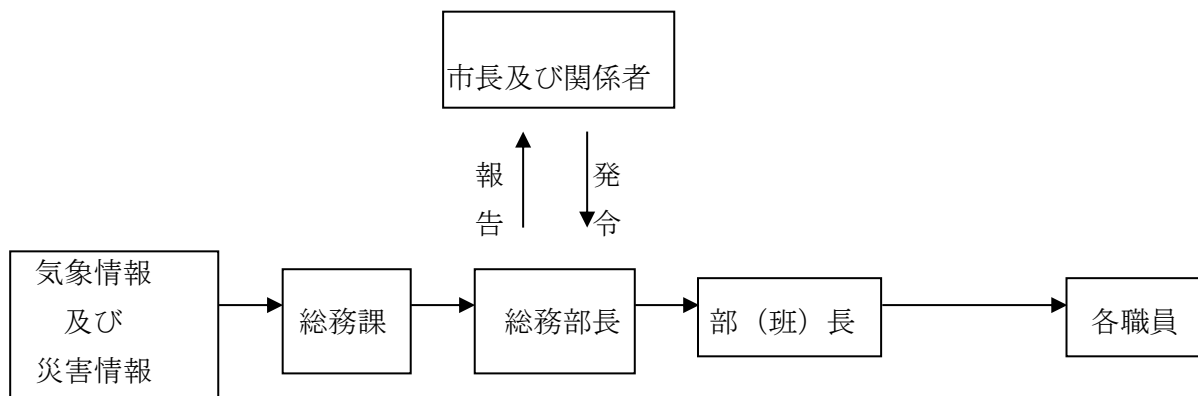
3 職員の動員・配備

本部長は、市域で災害が発生、または災害の発生するおそれがある場合は、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し次の動員・配備を発令する。

(1) 動員の方法

ア 勤務時間内

- (ア) 各部（班）長は、配備指令が発令されたときは、事務分掌に基づき、あらかじめ定められた職員を動員する。
- (イ) 配備についての職員は、部（班）長の命令により、応急活動を実施する。
- (ウ) 伝達系統



イ 勤務時間外（休祝日・夜間）

- (ア) 総務部長及び各部（班）長が、電話等により参集の連絡を行う。また、各職員は、電話等の不通により伝達が不可能な場合は、テレビ・ラジオ等の報道から自ら情報を収集し、必要があると判断するときは、連絡を待つことなく自主的に参集する。
- (イ) 市防災行政無線、職員参集メール等を使用し、職員に参集を呼びかける。
- (ウ) 職員は、安全確認の後、速やかに参集する。なお、参集した者から部（班）長の命令により、応急活動を実施する。

(2) 動員から除外する職員

- ア 傷病者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各部長は、本部の配備体制別に所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を以下の区分により指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図らなければならない。

ア 指定職員の動員

指定職員は、あらかじめ定められた場所へ参集し、指示された所属に就く。

イ 所属職員の動員

所属する職場へ参集する。

ウ 参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部(班)長に報告する。

応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

(ア) 要救護者、火災現場を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

(イ) 疾病者、災害によって重症を負った者、その他本部長が認める者は動員から除外する。

エ 参集時の装備

職員は、着替え、懐中電灯、軍手、雨具などの災害活用に有効なものを持参するなど、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

4 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の目的

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としたものである。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定により、本市における適用基準は、次のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80 以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。	県知事が厚生労働大臣と協議	第1条第1項第4号

(3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われる

ものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(4) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 災害救助法の適用手続

ア 市

(ア) 災害に対し、市における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

(イ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各一部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。

告 示

平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

情報収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図るため、情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。

1 通信体制

(1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、災害対策本部に連絡責任者を置く。連絡責任者は、情報班長（初動体制時は緊急対策班長）とし、各所属及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

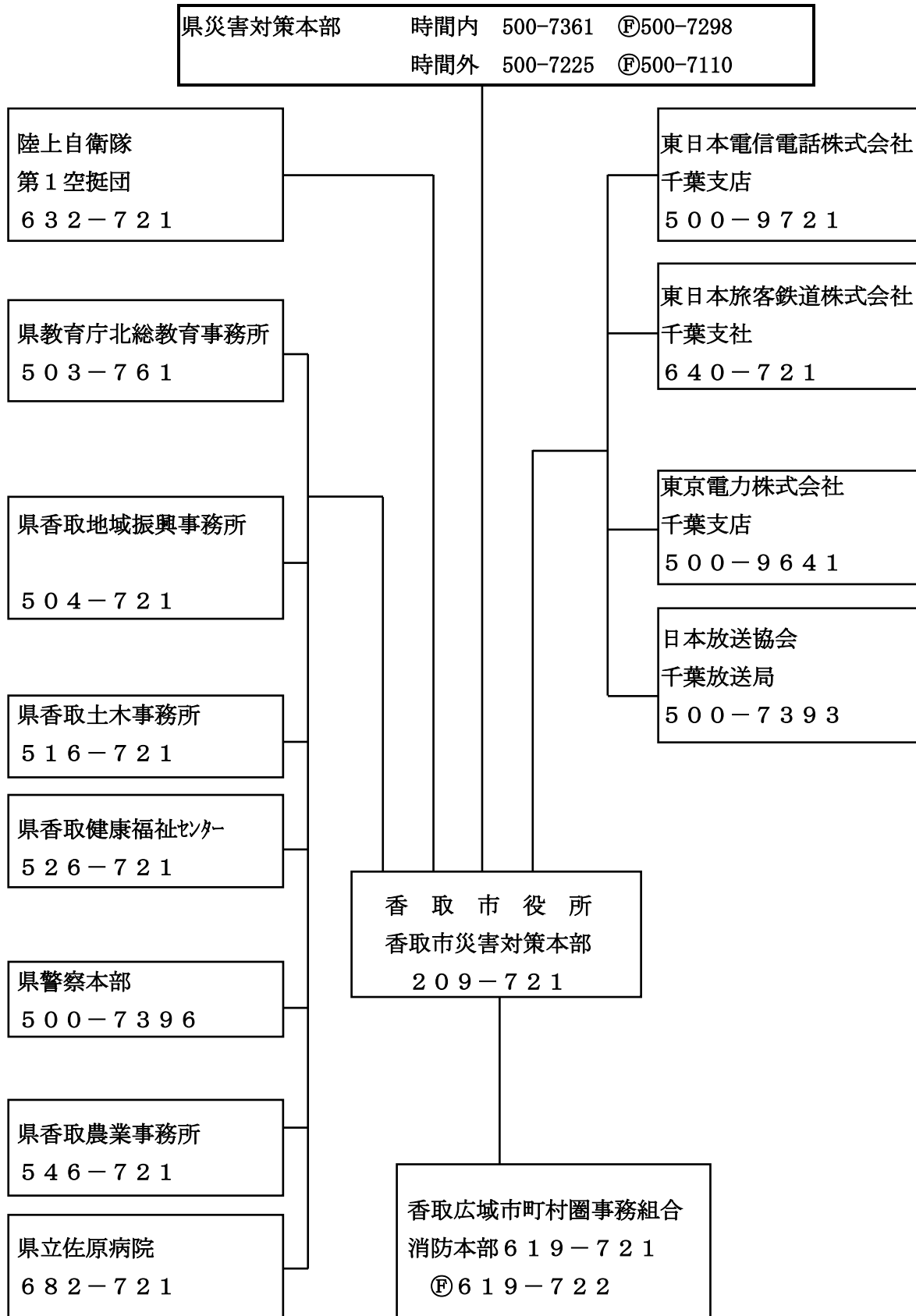
(2) 本部連絡員の派遣

- ア 各部（班）は、本部長との連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局に派遣する。
- イ 防災関係機関は、本部との連携強化のため、本部長の要請があった場合、連絡対応者（関係機関連絡員）を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(3) 通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統は次のとおりである。

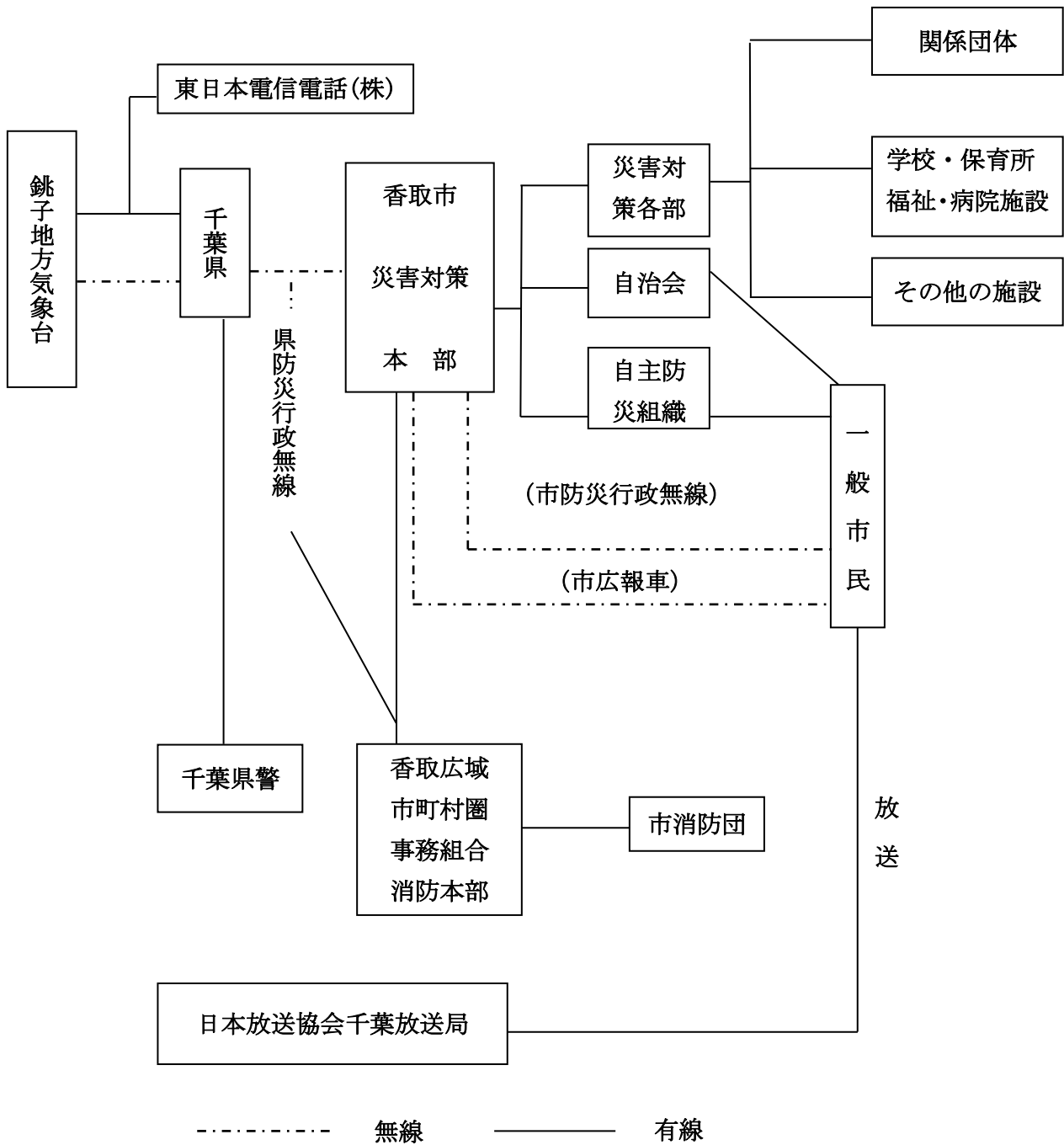
通信連絡系統（千葉県防災行政無線）



(4) 気象警報等の伝達方法

- ア 県その他の機関から発表され、または伝達された予警報等は、情報班が受領（受信）する。
- イ 統括部長は、気象予警報等の情報を受領（受信）したときは、情報をつとめ速やかに本部長に報告するとともに庁内関係機関に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。
- ウ 伝達を受けた各庁内関係機関は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設または関係団体へ伝達する。
- エ 市内関係機関への伝達方法は、電話またはFAX等をもって行う。
- オ 一般市民への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、市のウェブサイトや携帯電話メール配信、消防団及び自主防災組織等による電話または口頭伝達のほか状況により、サイレンによる伝達を行う。

(5) 伝達系統



2 通信手段の確保

一般電話や携帯電話等は取扱いが容易であるが、災害時には通信の輻湊や施設の被災により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめとする、市保有あるいは民間の無線設備等あらゆる手段をつくして通信・連絡手段を確保するものとする。

(1) 災害時優先電話(電報)の利用

ア 指定電話(電報)・連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害情報通信用に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓

口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局（東日本電信電話(株)千葉支店）の登録を受けた番号の加入電話より行う。

ウ 使用方法

(ア) 局番なしの「102番（電報の場合105番）」にかけ、交換手を呼び出す。

(イ) 交換手に「非常電話(電報)」または「緊急電話(電報)」であることを告げる。

(ウ) 非常・緊急通話(電報)の内容と相手方等を伝える。

(エ) 交換手が接続したならば通話を行う。

なお、緊急の場合等は、非常通話(電報)と確認できる時は通常の加入電話からも利用できる。

緊急電話の種類

区 分	内 容
非常通話	災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続の通話で、他の市外電話、緊急通話に優先して接続する通話である。
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先する電報である。
緊急通話	非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、接続順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先する電報である。

エ FAXの利用

市、出先機関、県、防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡により行う。

(2) 有線による通信が途絶した場合

ア 災害時に利用可能な無線通信

市が利用できる無線通信施設等は次のとおりである。

(ア) 市防災行政無線

(イ) 県防災行政無線

(資料-13-2 災害時に利用可能な無線局)

イ 通信の制約に対する対応策

(ア) 使用できない時

代替の通信手段によるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

(イ) 混雑している時

混雑している時間帯は短時間なので、話中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけて

もらうようにする。

(ウ) 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も適当な場所に移動する。無線機は1 m移動したり、傾けただけで送受信状態等が大きく変化することもある。

ウ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

エ 通信の統制の原則

携帯・可搬用無線機からの通信は、すべて本部に対して下記の項目に基づき行うものとする。

- (ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- (イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- (ウ) 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）
- (エ) 簡潔通話の実施の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）
- (オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(3) 通信連絡系統の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、電波法第52条の規定により、「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て無線通信施設を使用する。

- ア 香取警察署通信施設
- イ 国土交通省利根川下流河川事務所通信施設
- ウ 東日本旅客鉄道(株)佐原駅通信施設
- エ アマチュア無線施設
- オ 千葉県防災行政無線

3 気象通報

気象予警報を迅速かつ的確に伝達するため、各注意報、警報の種類及び発表官署を資料編に示す。

(資料-11 気象予報等の基準)

エ 初動期被害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

初動期被害情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容
<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報
<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報
<input type="checkbox"/> 3) 土木情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等、居住地区及び参集ルート 周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報
<input type="checkbox"/> 5) 各被害調査情報	<input type="checkbox"/> 市内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報
<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・N T T・鉄道事 業者からの被害情報と復旧情報
<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報

(3) 中間被害情報の収集【各部(班)】

ア 各部(班)は、災害発生から概ねの活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の被害情報を、本部事務局へ報告するものとする。

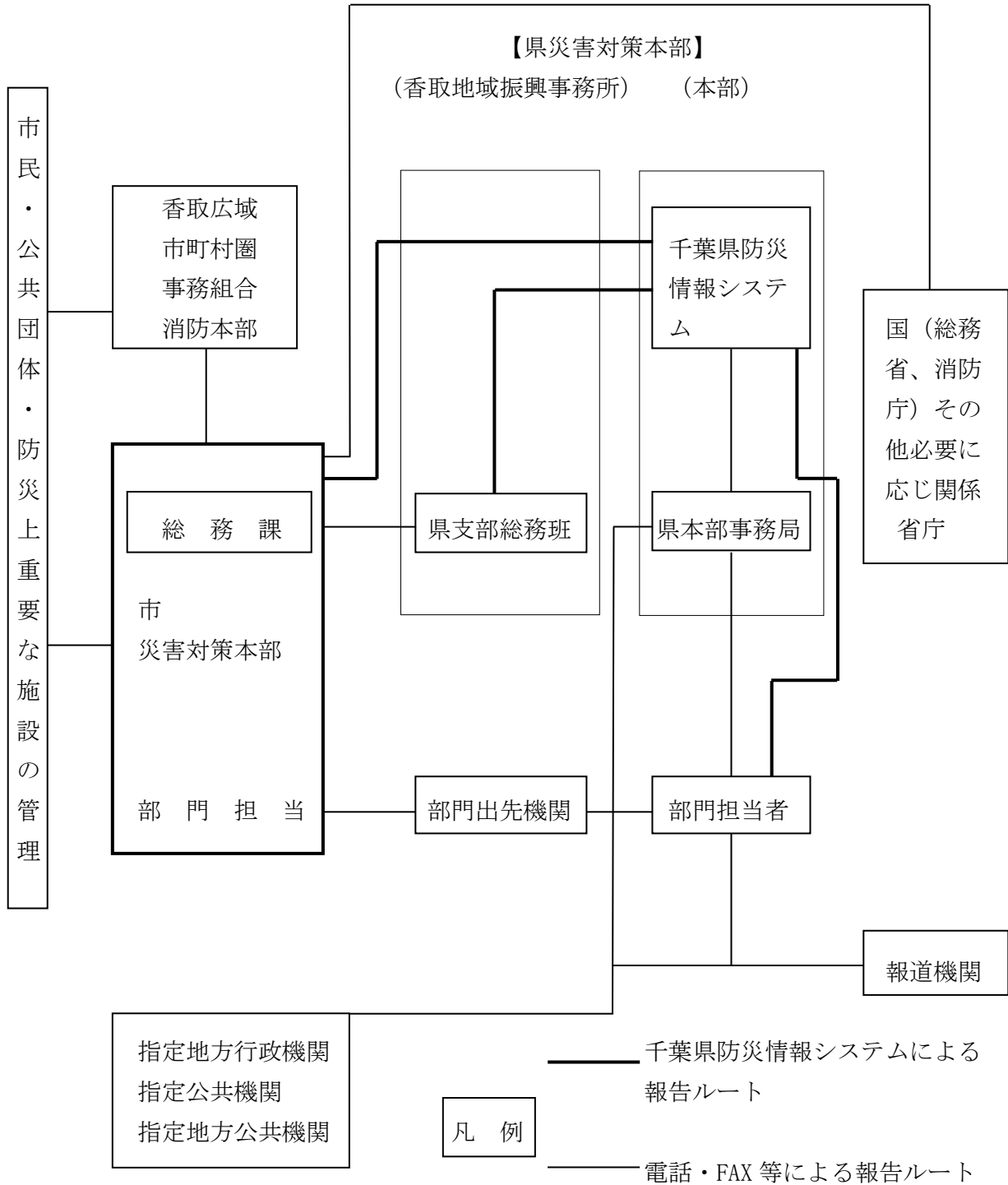
イ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また家屋被害調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関に対し応援を求めるものとする。

中間被害情報の調査事項と担当

実施担当	調査事項	協力機関
本部事務局	概況速報及び措置情報	県防災危機管理課
	火災速報	香取広域消防本部
	避難勧告・指示等 避難状況	香取広域消防本部
	危険物等の事故 による被害	香取広域消防本部
	公益事業被害	東日本旅客鉄道(株) 東日本電信電話(株) 東京電力(株) 東日本高速道路(株) (株)エヌ・ティ・ティドコモ (株)KDDI
調査班	人的被害	香取警察署 香取広域消防本部
	住家の被害	香取警察署
	農業用施設被害 農・林・畜・水産業被害	佐原農業協同組合 かとり農業協同組合 土地改良団体 佐原・北総・栗山川漁業協同組合 千葉県森林組合香取事業所
	商工関係被害 観光施設被害	佐原商工会議所 香取市商工会 水郷佐原観光協会 水郷小見川観光協会
衛生班	廃棄物処理施設被害	香取広域市町村圏事務組合
医療救護班 要援護者支援班	感染症関係被害 社会福祉施設被害	香取健康福祉センター
都市復旧班 土木復旧班	公共土木施設被害	国土交通省利根川下流河川事務所 香取土木事務所
	水害等速報	国土交通省利根川下流河川事務所 香取土木事務所
給水水道復旧班	水道施設被害	(社)日本水道協会千葉県支部
下水道復旧班	下水道施設被害	(社)日本下水道協会千葉県支部

(4) 被害報告

被害状況等の報告系統



ア 報告すべき災害

- 市域において、災害等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破損及び浸水）被害及びがけ崩れ等の発生した災害の場合
- 災害救助法の適用基準に合致する場合
- 市が災害対策本部を設置した場合
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- 災害による被害が軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害が発生するおそれがある場合
- その他災害の状況及び社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

イ 報告すべき事項

- 災害の原因または種別
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した所在地及び地域
- 被害状況：被害の程度は「被害認定基準」に基づく
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
日時・場所・活動人員・使用資機(器)材等を明記する
 - ・ 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・ 主な応急措置の状況
 - ・ その他必要事項
- 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類

ウ 被害報告の責任者

(ア) 統括責任者

統轄部長は、県及び防災関係機関への被害情報の報告を統括する。

(イ) 実施責任者

統轄班長は、各部(班長)に被害状況を求め、県に報告する。

(ウ) 取扱責任者

各部の所管事項に係わる県への報告は、各部の班長が、この計画の定めにより報告する。

エ 報告の手順等

(ア) 統轄部長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

(イ) 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、県防災情報システム(システム端末)または県防災無線もしくは一般電話で報告する。被害の発生直後は、迅速を第一に「災害緊急報告」の第一報を、以後、詳細が判明のつど「災害

緊急報告」を行う。次いで、災害後第1回目の災害総括報告<被害状況速報>及び詳細報告を定時に行う。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

(ウ) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

県災害対策本部設置前	県災害対策本部設置後
千葉県香取地域振興事務所 N T T 電話 0478-54-1311 N T T F A X 0478-52-5529 県防災行政無線 504-721・723 県防災行政無線 FAX 504-722	千葉県災害対策本部 N T T 電話 043-223-2154 N T T F A X 043-222-5208 県防災行政無線 500-7304 県防災行政無線 FAX 500-7631
千葉県防災危機管理部危機管理課 災害対策室 (勤務時間内) N T T 電話 043-223-2175 N T T F A X 043-222-5208 県防災行政無線 500-7361 県防災行政無線 FAX 500-7298 (勤務時間外) N T T 電話 043-223-2178 N T T F A X 043-222-5208 県防災行政無線 500-7225 県防災行政無線 FAX 500-7110	

(エ) 休日または夜間時等の勤務時間外において、県に報告できない場合の国（総務省消防庁）への災害緊急報告を行う場合は次のとおりである。

総務省消防庁連絡先		N T T 電話	県防災行政無線
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-7527 (FAX) 048-500-7537
休日・夜間	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-7782 (FAX) 048-500-7789

オ 県に行う被害情報報告の区分及び内容は次のとおりである。

報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時間・方法等
災害緊急報告	香取広域市町村圏事務組合消防本部	<p>県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報(部分情報、未確認情報も可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況について報告 	<p>①覚知後直ちに</p> <p>②第1報の後、詳細が判明のつど直ちに</p> <p>[電話・FAX]</p>
災害 総 括 報 告	市 災害対策本部	<p>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 	<p>①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</p> <p>②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで(電話、FAX及び端末入力)</p>
		<p>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告</p> <p>本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報 市の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額 	<p>応急対策終了後10日以内(端末入力及び文書)</p>

年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで(端末入力及び文書)
災害詳細報告	市 災害対策本部	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時、場所、原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで(電話、FAX及び端末入力)

※ 端末入力：千葉県防災情報システム端末に入力

カ 報告の様式及び内容（各部）

各部が県に行う被害情報の報告先は、次に示す表のとおりである。

各部が県に行う被害情報等の報告先

報告の種類	報告主管部	報告先
公共土木施設等関係	建設水道部	香取土木事務所
農林業施設等関係	経済環境部	香取農業事務所
商工施設等関係	経済環境部	県商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育部	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	経済環境部	香取健康福祉センター
危険物施設等関係	総務部	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	市民福祉部	香取健康福祉センター
下水道施設関係	建設水道部	県土整備部下水道課
し尿、一般廃棄物処理施設関係	経済環境部	環境生活部廃棄物指導課
水道施設関係	建設水道部	総合企画部水政課

(5) 被害状況等の認定基準

被害の程度区分の認定は、県計画に準じ法令等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする
	重 傷	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共 通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の述べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の述べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共 通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
そ の 他 被 害	教育施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院(患者 20 人以上の収容施設を有するもの)とする。
	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かい・竿のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

	ブロック・石堀	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法（昭和 25 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産施設をいい、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林業施設	農林水産業施設以外の林産施設をいい、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害状況の認定は、被害状況の確認及び記録保存の見地より重要であるので、各班の調査員は適宜被害箇所を選定し、被害の程度が明瞭にわかるよう撮影に努めるものとする。なお、記録の際に撮影年月日、箇所名、被害者名、被害の程度を記録する。

5 災害時の広報

災害時及びその直前における市民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を市民に対して、できる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するた

めに市民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要となる情報を提供する。

(1) 広報内容

災害発生の前後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について次のとおり定める。

ア 災害発生直後から初動活動期（概ね 48 時間）

災害発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【混乱防止のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報 <input type="checkbox"/> ① 災害の規模・範囲・内容 <input type="checkbox"/> ② 概括的な被害状況 <input type="checkbox"/> ③ ライフライン関連情報 <input type="checkbox"/> ④ 道路関連（交通規制）情報 <input type="checkbox"/> ⑤ 鉄道・バス運行状況
(2) 救援活動状況の情報 <input type="checkbox"/> ① 救援活動情報 <input type="checkbox"/> ② 人命救助の協力呼びかけ <input type="checkbox"/> ③ 全国からの救援の状況
(3) 二次災害防止情報 <input type="checkbox"/> ① 出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） <input type="checkbox"/> ② 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
(4) 一般的な避難情報（避難勧告とは区別） <input type="checkbox"/> ① 避難場所の情報 <input type="checkbox"/> ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） <input type="checkbox"/> ③ 災害時要援護者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ <input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限
(5) 応急対策実施状況 <input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況 <input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織等の対応状況
(6) その他 <input type="checkbox"/> ① 死体安置（場所）情報

【生存関連情報】
(1) 医療情報 <input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報 <input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報 <input type="checkbox"/> ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) 水・食料の物資情報 <input type="checkbox"/> ① 水の拠点配給場所 <input type="checkbox"/> ② 物資等の配給場所 <input type="checkbox"/> ③ 救援物資等の受入情報

イ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれなくなり、市民が生活を再開するために、提供する各情報については、市民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせて的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

生活再開時期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【生活関連情報】 (1) ライフライン復旧情報 <input type="checkbox"/> ① ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数） <input type="checkbox"/> ② 代替燃料・機器に関する情報
(2) 交通・道路情報 <input type="checkbox"/> ① 鉄道・バス等の復旧情報 <input type="checkbox"/> ② 道路情報（交通規制・復旧情報） <input type="checkbox"/> ③ 代替交通機関の情報
(3) 生活の基礎情報 <input type="checkbox"/> ① 店舗営業・浴場情報 <input type="checkbox"/> ② 避難所・地域での生活情報 <input type="checkbox"/> ③ 通常の行政サービス情報 <input type="checkbox"/> ④ 医療情報（病院・診療所・臨時救護所） <input type="checkbox"/> ⑤ 各種相談窓口情報
(4) 教育関連情報 <input type="checkbox"/> ① 学校の休校・再開情報

(5) 災害時の行政施策情報

- ① 住宅関連情報
- ② 被災証明・義援金関連情報
- ③ 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報
- ④ 各種貸付融資制度関連情報
- ⑤ 都市計画関連情報
- ⑥ 各種式典関連情報
- ⑦ 経済活動支援関連情報
- ⑧ 見舞金・弔慰金等の支給関連情報
- ⑨ 各種減免・軽減・延期措置情報
- ⑩ 復興関連情報
- ⑪ 二次災害防止啓発関連情報

(6) その他

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

災害発生前の市民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ、広報を行う。

(資料-14 広報案文)

ウ 個々の職員による広報

(ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により市民に提供する。

(イ) 各職員は、広報内容・メモ等を携帯し、市民の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルート確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎に地域性に合った情報を主として、回覧板を活用した情報提供を行う。

カ 市ウェブサイトによる広報

防災情報により、市民へ情報提供する。

キ 緊急情報モバイル版による広報

ウェブサイトに掲載した防災情報を、携帯電話などからアクセスを可能とし、また、緊急情報を携帯電話にメールで情報提供する。

ク 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実

な広報を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を活かした広報を行う。また場合によっては、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえるよう要請するものとする。

ケ 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、もしくは当該航空機を借り上げて、上空よりの広報を実施する。

(3) 報道機関との連携

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、統轄部長が対応する。

ウ 避難勧告等の緊急送出要請

避難勧告等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

(4) 自主防災組織等との連携

発災から時間経過とともに市民の情報ニーズが変化していくことから、自主防災組織や避難所運営委員会はそれらの動向を把握して本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

(5) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

6 災害時の広聴

災害後あるいは、災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、市は災害後の住民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に住民の要望等を反映させていく。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、たらい回しすることのないよう職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 臨時市民相談窓口の開設

ア 市民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 15 時までに本部に報告するものとする。

(3) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て以下に示すような相談窓口を開設するものとする。

- ア 借地・借家関係の法律相談
- イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談
- ウ 減免などの税務相談
- エ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- オ 住宅等の応急修繕に関する融資相談

第3節 避難収容計画

災害から市民の生命を保護するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

また、災害時における避難所運営の手引き（県作成）に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある市民を収容するため、学校や公民館等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

(1) 風水害等による市民等の生命、身体及び財産の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市長の措置（災害全般）

- (ア) 避難の勧告・指示は、市長が行う。ただし、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）
- (イ) 避難の勧告・指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたときに、市長が行う。
- (ウ) 避難の勧告・指示の伝達は、消防長、消防署長または消防団長が行うものとする。
- (エ) 市が避難の勧告・指示を行うときは、警察署長、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難の勧告・指示を行う。
- (オ) 災害時要援護者等に対する避難準備情報の発令・伝達については、避難支援プランを策定し、その状況に応じた情報伝達体制を確立するとともに、関係機関（消防団、自主防災組織等）の協力を得て、巡回等による避難情報等の周知を図るものとする。

イ 警察官の措置（災害全般）

警察官は市長が措置をとることができないと認められるとき、または市長から要請があったとき、もしくは市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときはただちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。

ウ 自衛官の措置（災害全般）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、避難の指示をすることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は大雨等による洪水及び地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織等の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

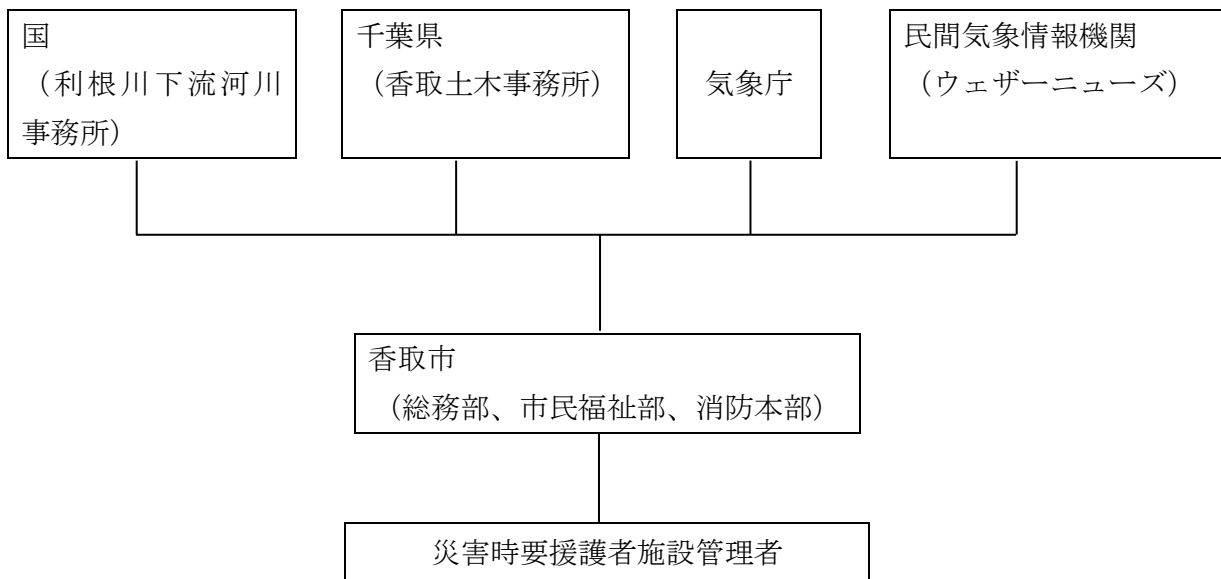
イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

ウ 災害時要援護者が利用する施設への防災情報の伝達

市は、浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は以下のとおりとする。



(資料-23 浸水想定区域内における時要援護者施設)

(4) 避難の誘導

市長は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

ア 誘導の順位

誘導者は、誘導にあたって、災害時要援護者を優先して避難させる。

イ 移動の方法

- (ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける（歩行等が困難な者は除く）。
- (イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。
- (ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

- (ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。
- (イ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。

オ 福祉施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の応急対策計画に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命、身体の安全を図る。

カ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の応急対策計画により措置する。

(5) 避難の勧告・指示を行うとき

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、消防本部、香取警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、市長が行うことになるが、状況により、様々な場合が想定される。ここでは、局地的な被害による地域を限定した避難を要する場合と大規模災害発生等により広域的な避難を要する場合の二つを想定して、以下にまとめる。

ア 局地的な被害による場合

局地的な被害による地域を限定した避難

- 河川の上流が災害被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- 火災が拡大するおそれがあるとき
- 爆発のおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予測されるとき
- がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

イ 広域的な被害による場合

広域的な被害により広域的な避難を要する場合

- 火災が延焼し、広域的に拡大するおそれがあるとき
- ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- その他市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条

警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第 28 条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第 21 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第 63 条

5 収容計画

(1) 避難所の開設の原則

ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

- ① 施設の安全確認と二次災害の防止
災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。
- ② 災害情報の収集
本部は、市民の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。
- ③ 市職員の派遣
避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、要護者支援班職員を当該避難所に派遣する。また、開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。
- ④ 避難所開設の準備
要援護者支援班は、避難所開設の準備を行う。
- ⑤ 避難者収容スペースの確保
施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員に報告する。
- ⑥ 避難者の受入れと誘導
要援護者支援班は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。
- ⑦ 本部へ避難所開設の報告
要援護者支援班は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

イ 勤務時間外（自主防災組織等の主導による避難者の待機）

① 避難情報の収集

② 避難所の要請開設

自主防災組織のリーダーまたは、自治会長は当該避難所に、市職員、施設管理者が配備についていない場合は、市へ避難所の開設を要請する。

③ 避難者の一時待機措置

自主防災組織のリーダーまたは、自治会長は、市職員または、施設管理者が来るまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に待機させる。

ウ 避難者を収容できない場合の対応

① 他避難所への振り分け

要援護者支援班は、指定避難所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを要請する。

要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

② 他避難所への移動

要援護者支援班は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

(2) 避難市民の収容

避難市民の収容については、市職員及び自主防災組織等が協力し、以下の各活動を行うものとする。

ア 収容手順

(ア) 施設内への誘導

避難所施設職員及び自主防災組織等は、収容施設の安全確認後、混乱が起こらないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

(イ) 避難者への告知

収容の際、口頭または掲示板への張り出しにより以下の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 部屋の占有禁止について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

(ウ) 避難者名簿の作成

a 避難者の収容の際に、避難者名簿を作成する。名簿の作成を行うとともに、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるものとする。

b 食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 収容の際の注意点

災害が発生した場合、市民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。

また、顔見知りでない人と共同生活を送るという点からも以下の事項に注意して市

民の収容を行う。

(ア) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者を優先的に収容する。複数階の避難所の場合には、便所に近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に収容する。

(イ) 近隣住民同士の収容

日常近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう市職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

(ウ) 使用禁止スペースの指定

特に、学校に避難者を収容する場合には、応急救護スペース、運営委員会設置スペース等の確保のため、保健室、職員室、校長室等の管理諸室へ避難しないように注意する。

※ 施設のみをもっては収容能力に不足を生じる場合には、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。なお、避難所の開設が予定されている施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

(3) 帰宅困難者の収容

通勤・通学者及び旅行者等の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、市民とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

(4) 災害時要援護者の収容

ア 福祉施設入所者

(ア) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。

(イ) 災害が発生または発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。

(ウ) 施設が被害を受けた場合または被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ収容者を移動させる。

(エ) 施設への収容においては、市職員、自主防災組織等と協力し、優先的に施設へ収容させる。

(オ) 移動させた避難施設において、災害時要援護者への対応が困難な場合は、福祉避難所の照会、避難所救護班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。

(カ) 保育所(園)に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。

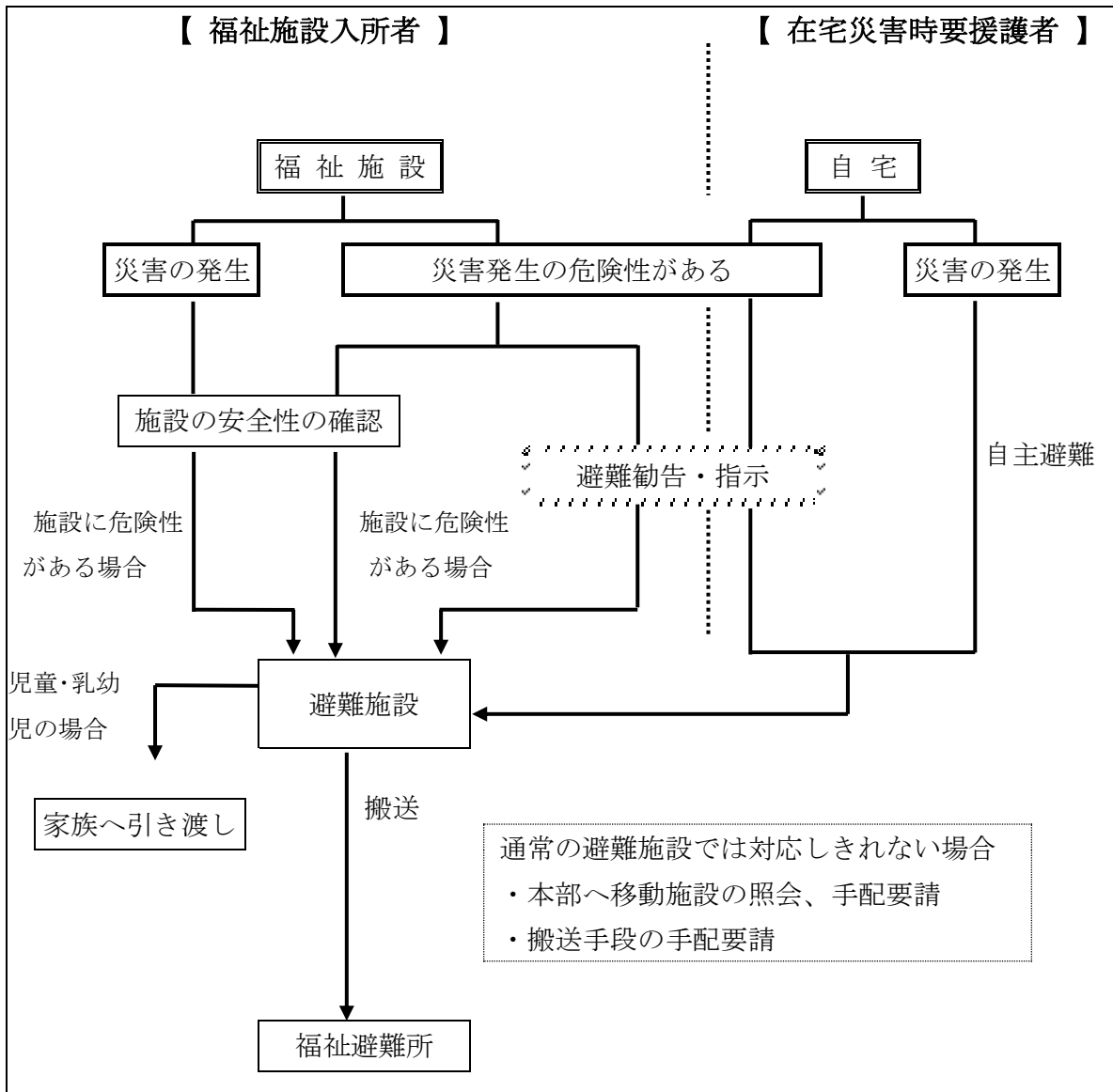
イ 在宅災害時要援護者

(ア) 在宅の災害時要援護者の収容については、在宅災害時要援護者リスト等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。

(イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。

(ウ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

災害時要援護者収容のフロー図



6 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ア 災害対策本部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。
- イ 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。
- ウ 勤務時間外の場合には、援護部、避難部が鍵を携行して開設する。

(2) 避難者の受入れ

援護部及び避難部は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難状況を確認し、情報班に報告する。

(3) 避難所の運営

ア 避難所運営態勢

- (ア) 避難所の運営は、原則として自主防災組織・自治会を中心とした避難者の自主運営にて行う。
- (イ) 援護部及び避難部は、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主防災組織、住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会の立ち上げを支援する。
- (ウ) なお、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

〈避難所運営の分担〉

□避難所運営委員会

- 運営方法等の決定
- 生活ルールの作成
- 避難者カード・名簿の作成
- 市からの連絡事項の伝達
- 食料・物資の配給
- ボランティア等との調整
- 避難者の要望等のとりまとめ

□職員

- 災害対策本部との連絡
- 広報
- 施設管理者、ボランティア等との調整
- 避難所運営記録

イ 避難者の把握

- (ア) 援護部及び避難部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。
- (イ) また、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

ウ 長期対応

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

(4) 食料・物資の供給

援護部及び避難部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を食料班及び物資班に請求する。避難所に供給された食料、物資は、避難所運営委員会が配給する。

(5) 避難施設への配慮

援護部及び避難部は、季節の特性等に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。

〈避難所で必要な設備〉

- | | |
|-----------|------------|
| ① 暖房・冷房器具 | ② 仮設トイレ |
| ③ 給水施設 | ④ 掲示板 |
| ⑤ 入浴施設 | ⑥ ゴミ箱 |
| ⑦ 喫煙所 | ⑧ その他必要なもの |

(6) 災害時要援護者への支援

ア 避難生活での配慮

援護部及び避難部は、災害時要援護者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

援護部は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

イ 福祉避難所の開設

援護部は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な災害時要援護者に対して、公共施設及びホテルの借り上げ等により福祉避難所を開設し収容する。

(7) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

ア 閉鎖方法

避難者及び施設管理者との十分な協議のもとに閉鎖を判断する。

イ 避難者との調整

(ア) 市職員は個別面談や個別調査を実施し、入所者が避難所を出る目安を把握する。

(イ) 市職員は自立へ向けての指導や相談を通じた支援をする。

(ウ) 災害時要援護者に対して、健康福祉センター等と連携を図り、きめ細かな支援をする。

ウ 施設管理者との調整

施設管理者から閉鎖の要望が出された場合は、閉鎖時期等について協議検討する

第4節 災害時要援護者等の安全確保対策

自力避難が困難な状況である災害時要援護者に対して地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難生活状況の確認等、地震による災害時の災害時要援護者に対する安全対策について必要な事項を定める。

1 在宅要援護者に対する対策

(1) 災害発生直後の安全確保

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊婦、傷病等のいわゆる在宅の災害時要援護者の安全確保は次により行う。

ア 避難及び安全の確認

- (ア) 家族、近隣住民及び自主防災組織等が協力し、避難誘導を行う。
- (イ) 自主防災組織等は、避難所において災害時要援護者の安全の確認を行い、安全が確保されていない者について、警察官または市職員に連絡する。

<確認事項>

- (ア) 介護対象者の確認
- (イ) 介護者が被災し介護不能となっている災害時要援護者の確認
- (ウ) 保護者をなくし、災害時要援護者となっている乳幼児の確認
- (エ) 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認
- (オ) 所在がわからない被災者の確認

イ 安否の確認

避難所に避難した住民、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認を行い、本部に報告する。

(2) 被災した災害時要援護者の措置

市は、県及び関係機関と協力し、被災した災害時要援護者について速やかに適切な措置を講じ、生活を確保する。

ア 広域的な専用施設への緊急入居

イ 身内による引取り等連絡調整

ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保

2 社会福祉施設等における対策

市及び社会福祉施設の管理者は、災害時における災害時要援護者の安全及び生活の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

ア 安否・安全確認

災害発生直後には防災活動隊を編成し、職員による入（通）所者の安否確認と施設

の安全確認を行う。

また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の要請を行う。

イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防本部に通報するとともに初期消火にあたる。

ウ 情報収集活動

(ア) 関係機関（消防本部、市）、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により、全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。

エ 避難誘導活動

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な者を優先して行う。

(イ) 避難は先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

オ 被災報告等

入（通）所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な応援措置を要請する。

(2) 施設の応急確保措置

ア 施設の確保

施設管理者は、入（通）所者の応急保護にあたり、次の事項に留意し、保護の場所の確保を行う。

(ア) 災害を免れた近隣の施設の利用

(イ) 最寄りの公民館等の利用

(ウ) 県や社会福祉法人等が設置する臨時福祉施設の利用

イ 入（通）所者の応急保護

施設管理者は、応急保護にあたり次の事項に留意する。

(ア) 医薬品、飲料水、食料等の確保

(イ) 保健・衛生面の処置

(ウ) 施設職員及び保護者との連絡体制の確立

(エ) 入（通）所者の危険防止措置

(オ) 障害種別等に応じた救護

(カ) 地域住民・災害ボランティアの協力による介護支援体制の確立

(3) 緊急入所の措置について

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れにあたっては介護の必要性の高い者を優先するとともに、障害の種別に対応した施設での受入れに配慮するものとする。

第5節 消防・救助救急・医療救護活動

風水害の発生とともに、火災、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

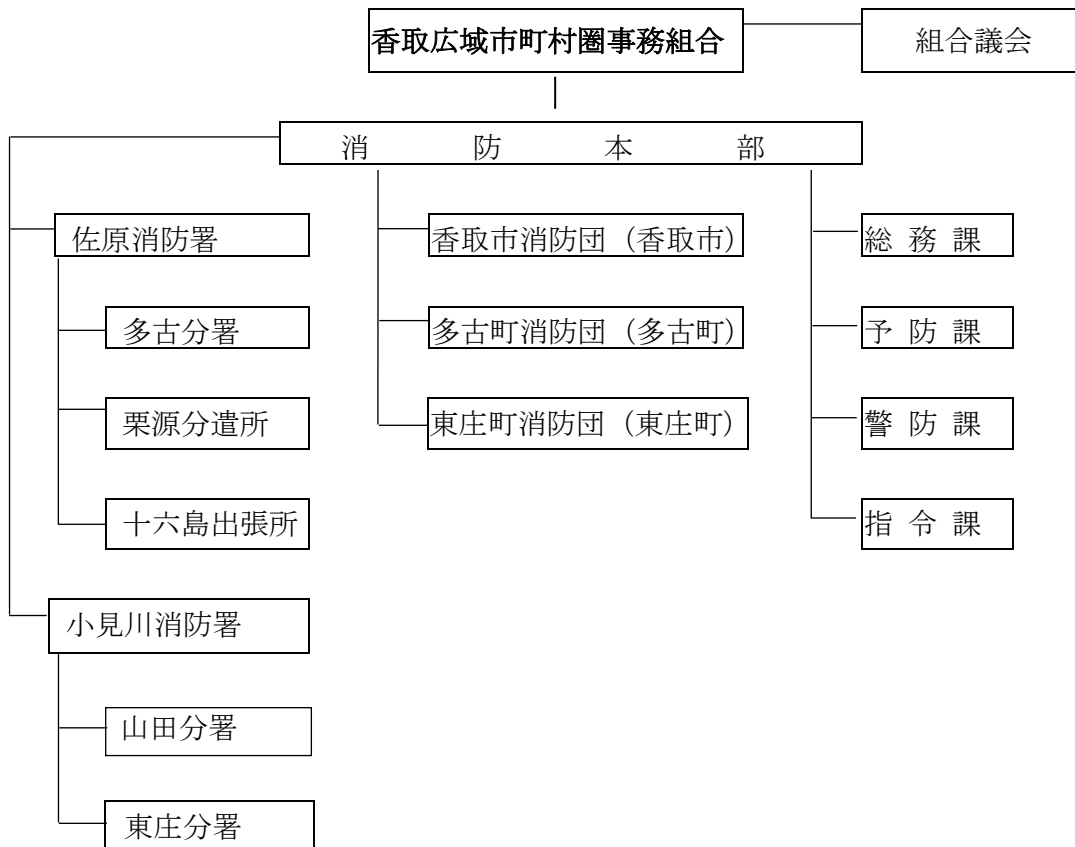
また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 消防活動

(1) 活動体制

消防署・分署・分遣所・出張所及び消防団は消防本部の指揮下において連携を保つとともに、災害の態様によっては分団単位でも活動できる体制を確立する。

香取広域市町村圏事務組合消防本部の組織体制



(2) 活動の方針

災害による被害は、市域の中でも異なる場合がある。それらを考慮し、次の原則に基づき初期活動を行う。

- 被害状況の把握
- 活動要員、各種車両及び救出用資機(器)材の確保
- 全無線局の開局及び各防災関係機関との連絡体制の確保
- 各署所、分散型の火災防衛及び救出救護活動体制の確保
- 市民及び自主防災組織等への初期消火、救出活動の協力

(3) 消火活動の方針

出火防止と火災の早期鎮火、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とし、次の基本をもって消火活動にあたる。

- 火災が多発した時は各署・分署・分遣所・出張所の消防職員及び消防団員は、全力をあげて消火活動を行う
- 活動体制の確立とともに消火活動に並行して救助救急活動を行う
- 延焼火災が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動する
- 災害が発生して、災害の全体像が掌握できない場合は、被害想定調査に基づく報告書等を活用し、木造建物密集地を主体とした効率的な防衛運用を図る
- 災害対策本部に防災関係機関等との災害情報交換に伴う必要な連絡体制を確保するため消防職員を派遣する

(4) 多角的な消防水利の活用

原則として消火栓の損壊を前提に、次のとおり多角的な消防水利の活用を図る。

- 河川、用水路等の自然水利による活用
- 防火水槽、プール水等の活用
- 建設水道部との協力体制による水道水の活用

(5) 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最少限にとどめるように努める。

ア 出火の防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を呼びかける。

また、出火した場合は、市民と協力して、初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防隊の活動が及ばない地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動については、単独もしくは自主防災組織及び事業所等の自衛消防隊と協力

して行う。

ウ 情報の収集

災害発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助等を消防本部に通報する。また、当該本部からの指示・命令の伝達を行う。

エ 救助救急

要救助者の救出と負傷者に対する応急措置並びに地域住民・ボランティア組織等と連携して安全な場所へ搬送を行うものとする。

オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、各管内指揮本部及び関係機関と連絡をとりながら市職員並びに自主防災組織等と連携を図り、市民を安全に避難させるものとする。

(6) 消防機関相互の応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、本部長に報告するとともに、すでに締結されている千葉県広域消防相互応援協定及びその具体的な活動マニュアルである千葉県消防広域応援基本計画さらに大規模災害消防応援実施計画に定めるところにより、迅速に応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、応援支援マニュアルに基づく訓練、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

さらに、災害による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても、消防力に不足の生じることが見込まれる場合、知事が消防長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その協力を得て、消防の任務を遂行するものとされている。

2 救助・救急

(1) 活動体制

ア 大規模災害により多数の死傷者が発生した場合には、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な救助救急活動を実施する。

イ 災害発生後初期の救出活動については、現場付近を受け持ち区域とする消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力し、救助救出活動を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、情報の入手状況から判断して緊急を要する地域へ、順次救出要員・救出用機材（重機等）を供給するとともに、警察、自衛隊等の活動部隊の出動を要請する。

また、現場指揮本部が設置された場合は、当該本部を指揮並びに情報連絡等の拠点とし必要な活動を行うものとする。

(2) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動は、次の原則に基づいて行う。

- 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う
- 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする
- 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる
- 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先して救助救急活動を行う
- 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先とする
- 同時に、小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する

イ 救助・救急活動は、次の内容を重視した活動を行う。

- 救急活動にあっては、救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、重病者の救護にあたる
- 応急救護所では、応急処置や傷病者の搬送等の優先度を決定するため、緊急度を区分するトリアージタグを活用する（挫滅症候群に要注意）
- 重症者の判定は、バイタルサイン（主に意識、脈拍、血圧、呼吸状態等）のチェック等により行う
- 傷病者の搬送に際しては、救急車、市の車両によるほか、必要に応じ、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づく消防ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターにより行う
- 搬送手段が不足する場合は、市職員、消防団員及び自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送の協力を求めるなど、関係機関との連絡体制の確立を図り効率的な活動を行う

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

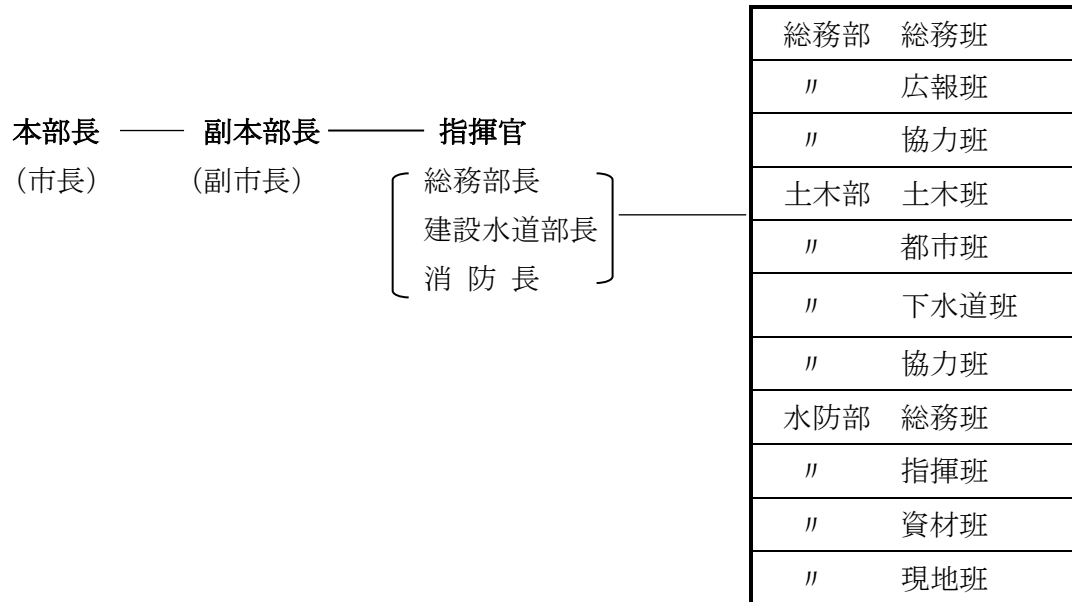
水防管理団体である本市は、水防の責任を有し、その活動については、建設水道部作成香取市水防計画に基づき実施する。

(1) 水防本部組織

水防本部の組織は、次のとおりとする。

ア 水防活動の必要が生じたとき、市における水防業務を統括するため設置する。

イ 水防本部の組織は次のとおりである。

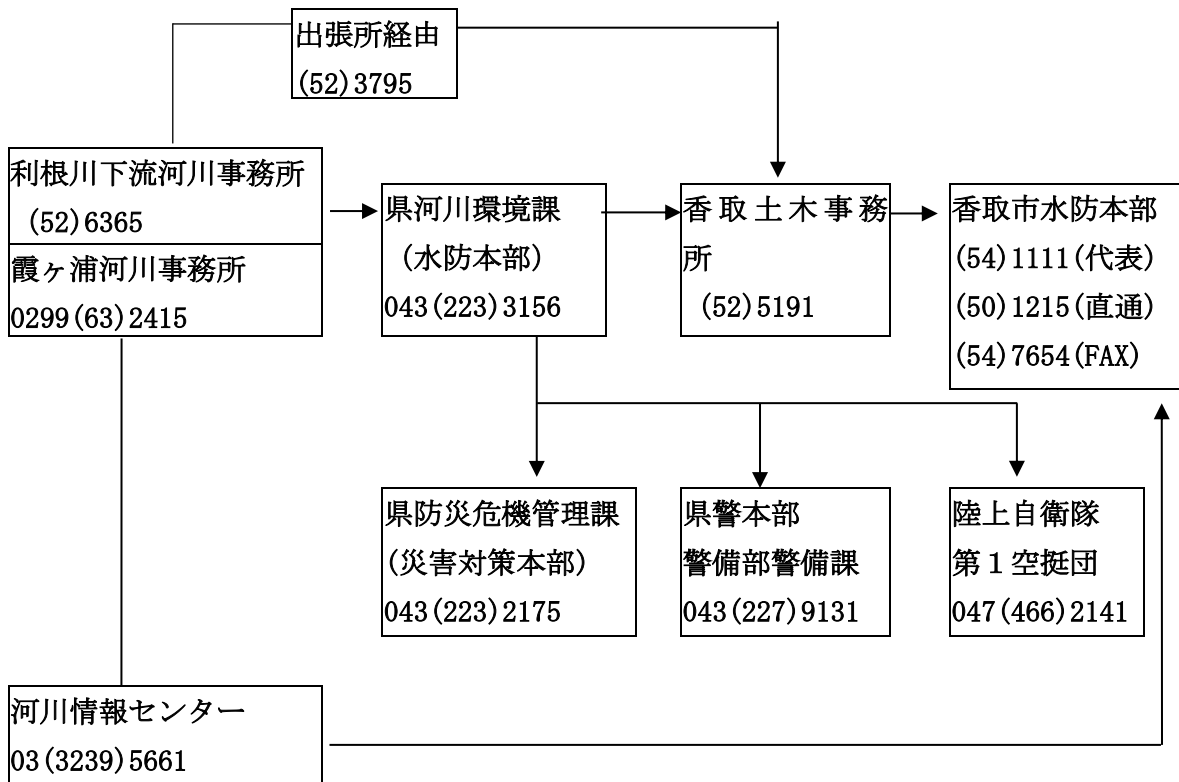


(2) 水防配備体制

本市における水防配備体制の種別、配備の発表時及び活動内容の概要は次のとおりである。

種 別	発 表 時	活 動 内 容
準備体制	<p>香取地域に大雨又は洪水注意報が発令され、災害発生のおそれがあるとき</p> <p>河川の水位が通報水位を超える等、災害発生のおそれがあるとき</p> <p>その他状況により指揮監が必要と認めたととき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達 ・警戒活動 ・警戒体制への移行準備 ・警戒体制関係職員は待機
警戒体制	<p>香取地域に大雨又は洪水警報が発令され、災害発生のおそれがあるとき</p> <p>河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害発生のおそれがあるとき</p> <p>その他状況により本部長が必要と認めたととき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動を強化 ・河川巡視出動準備 ・状況により水害危険区域の巡回 ・水防資器材の整備点検 ・(排・取) 水門・排水ポンプ等の操作準備、状況で操作 ・災害対策本部設置準備
非常第1体制	<p>被害が拡大したとき、又は被害の拡大が予想されるとき</p> <p>局地的な災害が発生したとき</p> <p>その他、状況により本部長が必要と認めたととき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動の強化と適切かつ迅速な対応 ・水害危険区域の警戒、巡視及び点検 <li style="padding-left: 2em;">水防現地班 ・重要水防箇所を監視警戒 ・危険箇所に人員の配置 ・(排・取) 水門・排水ポンプ等の操作 ・水防異常事態の報告及び適切な対応
非常第2体制	<p>大規模な災害が発生したとき、又は大規模な災害が予想されるとき</p> <p>災害救助法が適用されたとき</p> <p>その他、状況により本部長が必要と認めたととき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記水防活動を続行し、水防本部構成員全員による人員配置とする。

(3) 水防警報伝達系統



4 危険物等の対策

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、設置者・管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織等活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(2) 火薬類保管施設の応急措置

消防本部は、火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

ア 消防本部

- (ア) 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密

接な情報連絡を行う。

- (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。(消防法に規定する危険物)

イ 警察署

輸送中の車両については、周辺の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

消防法以外の危険な物（高圧ガス等）の輸送車両については、必要に応じ一時使用停止等の緊急措置命令を発する。

ウ JR貨物

危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護【消防本部】

(1) 情報の収集・提供

市は、県、消防機関、医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

(2) 医療救護活動

医療救護活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

ア 医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、または医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、災害対策本部長は、香取郡市医師会及び香取匝瑳歯科医師会に対して、医療班の編成及び派遣を要請する。また、地域内の医療体制で対応できない場合は、県の災害医療本部に対し、医療救護チームの被災地派遣を要請する。

(資料-27 市内医療機関（医師会所属）、資料-27 市内歯科医療機関（歯科医師会所属）

イ 救護所の設置

本部長は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるときは、救護所を設置する。

(ア) 設置場所

以下に示すうち、危険が及ぶと予想される施設については、代替施設を医療救護班長が再選定する。

救護所設置場所	所在地	電話
佐原中央公民館	香取市佐原イ 211	55-1151
佐原小学校	香取市佐原イ 1870	52-2044
佐原中学校	香取市佐原ロ 2124-1	52-5157
津宮小学校	香取市津宮 1215	57-0239
東大戸小学校	香取市大戸 877	54-2250
佐原第三中学校	香取市九美上 29-1	59-2244
新島小学校	香取市加藤洲 685	56-0903
小見川保健センター	香取市羽根川 38	82-1111
小見川中学校	香取市小見川 4685	82-3144
山田保健センター	香取市長岡 1307-1	78-2142
府馬小学校	香取市府馬 3429-4	78-2209
栗源保健センター	香取市岩部 700	75-3000

(イ) 救護所の開設及び運営

- a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
- b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、日赤奉仕団に連絡するとともに、千葉県接骨師会（東部支部香取地区）及び自主防災組織等の協力を得て臨機に対応するものとする。

ウ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ア) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- a トリアージ（重傷者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- b 診察及び実施可能な応急処置
- c 病院への収容連絡
- d 搬送

(イ) 救護活動の職務

救護活動は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 医療救護活動の記録
- b 負傷者の整理
- c 救護病院との連絡調整
- d 死者の取扱いに伴う警察等との連絡調整
- e その他救護所運営に必要なこと

(ウ) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と医師会等が協議し定めるものとする。

(3) 搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

ア 自主防災組織・市民等による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・市民等が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（救護所→医療施設、後方医療施設）

救護所のトリアージにより、医療施設での治療が必要な場合は、原則として救急隊による搬送とするが、そのいとまがないときは警察及び自主防災組織・市民等の協力により搬送を行う。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプターにより搬送を行う。

(4) 助産の体制

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものである。

ア 助産の対象者

- (ア) 災害のための助産の途を失った者であること。
- (イ) 災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であること。
- (ウ) 被災の有無及び経済力の如何を問わないこと。

イ 助産の内容

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は医療と同様救護班により実施するものとするが必要に応じて助産師、産院または一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。

(5) 医薬品・資機材の確保

医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬剤師会、薬局、その他医薬品・医療用資機材取扱業者、県、日赤及び各医療機関等に協力を要請し、調達により確保する。

(6) 消防本部・消防団の活動体制

ア 医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。

イ 延焼火災が多発し、多数の救助・救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急のある場合は、多数の人命の危険が予測さ

れる建物等を優先する。

エ 救命処置を要する重傷者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。

オ 複数の救助・救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を地域住民等へ応援要請して対応する。

カ 市と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹医療機関・救命救急センター等への緊急輸送を県に要請する。

キ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、本部へ報告する。

(7) 自主防災組織・市民等による活動体制

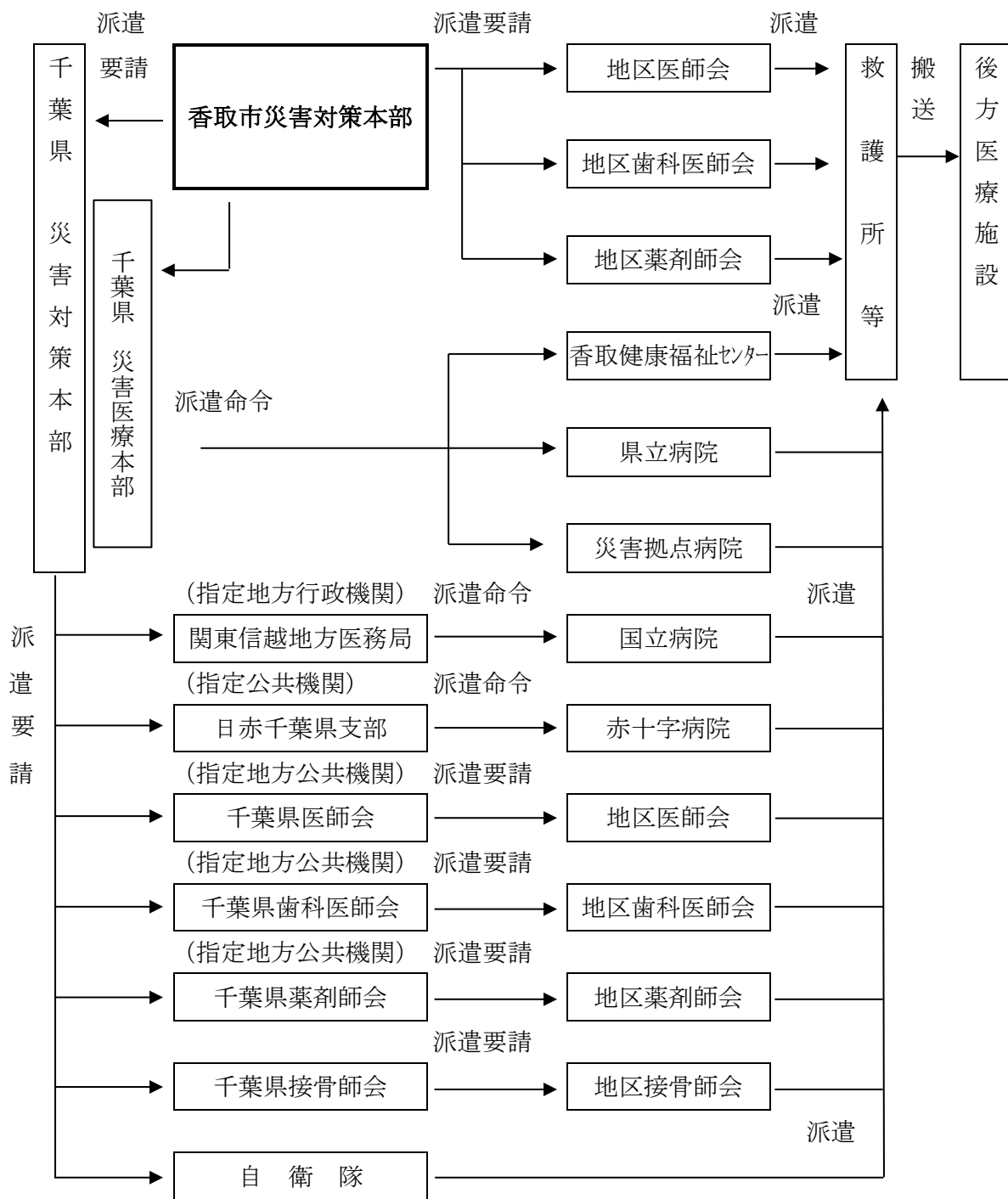
災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であることから、自主防災組織・市民等は協力して地域における災害時要援護者の避難を行うとともに、行方不明者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

医療救護活動の体系図



※資料編に災害拠点病院及び市内医療機関、医薬品等調達先の一覧表を示す。

6 行方不明者の捜索

行方不明者及び死体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）を捜索する各防災機関の業務は次によるものとする。

死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

(1) 市

- ア 香取警察署、消防本部、消防団と連携し、行方不明者等の捜索を行う。
- イ 県に対し捜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

(2) 県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき他都道府県及び自衛隊に応援要請を行う。

(3) 香取警察署、自衛隊等関係機関

- ア 死体等の捜索を市と協力して行う。
- イ 香取警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

7 死体の検視(検案)及び処理

死体の検視（検案）、医学的調査、身元確認等の業務及び死体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

(1) 市

- ア 死体が発見されたときは、警察署に連絡し、検視を受ける。
- イ 医師会に対し、検案医師の派遣を要請する。

(2) 県

死体の検視（検案）、処理について市から依頼があった場合または必要と認めるときは、日本赤十字社県支部及び県医師会に要請し、医師等を派遣する。

(3) 香取警察署

- ア 各種の法令または規則に基づいて死体の検視を行う。
- イ 身元不明死体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 香取郡市医師会、日本赤十字社

- ア 検案等その他医学的検査を行う。
- イ 検視（検案）及び医学的検査を終了した死体について死体識別のため、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(5) 災害救助法が適用された場合

死体の処理をする場合

- ・ 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- ・ 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
- ・ 死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の死体

検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市等の関係者に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

8 死体の収容

検視、検案を終えた死体の身元確認と身元引受け者の発見に努める。時間を要す場合は次のとおり収容・安置し遺族等に引き渡す。

(1) 市

- ア 死体の安置所（寺院、公共施設等）を確保する。
- イ 搬送車両及び葬祭用品等は、葬祭業者に手配を要請する。

（資料-33 火葬場・葬祭事業者一覧）

(2) 香取警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、死体の搬送を行うものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合

ア 死体処理の内容

- (ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案

イ 限度額

- (ア) アの(ア)による処理に要する費用は、死体1体当たり3,300円以内とする。
- (イ) アの(イ)による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり3.3平方メートル範囲内で3.3平方メートルにつき5,000円以内とする。

なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、通常の実費を加算できる。

- (ウ) アの(ウ)による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、慣行料金の額以内とする。

ウ 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

9 身元不明死体

身元不明死体の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 身元不明死体については、香取警察署その他関係機関と連携し調査にあたる。
- (2) 歯科医師会に対し、歯型等による身元確認の協力を要請する。

10 死体の埋火葬

引き取り手のない死体及び遺族等が埋火葬を行うことができない場合、応急措置として、埋火葬を行う。埋火葬までの一連の業務は次により行う。

- ア 埋火葬許可証を発行する。
- イ 火葬は北総斎場及びおみがわ聖苑で行う。遺留品がある場合は一時保管する。

- ウ 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある場合は、確認の上引き渡す。
- エ 遺骨の引き取り手がいない場合は、本部長が指定する墓地に埋葬する。
- オ 災害救助法が適用された場合
 - (ア) 埋葬を行う場合
 - a 災害時の混乱のために埋葬ができないとき
 - b 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき
 - c 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき
 - (イ) 埋葬の方法
 - a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
 - b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

11 広域応援体制による対応

市及び県は、災害の規模が大きく独自での対応が困難な場合は、速やかに広域的な応援を要請し体制を確保する。

(1) 市

死体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、千葉県広域火葬計画に基づき、国、県、他市町村及びその他の関係機関に対し応援要請を行い体制を確保する。

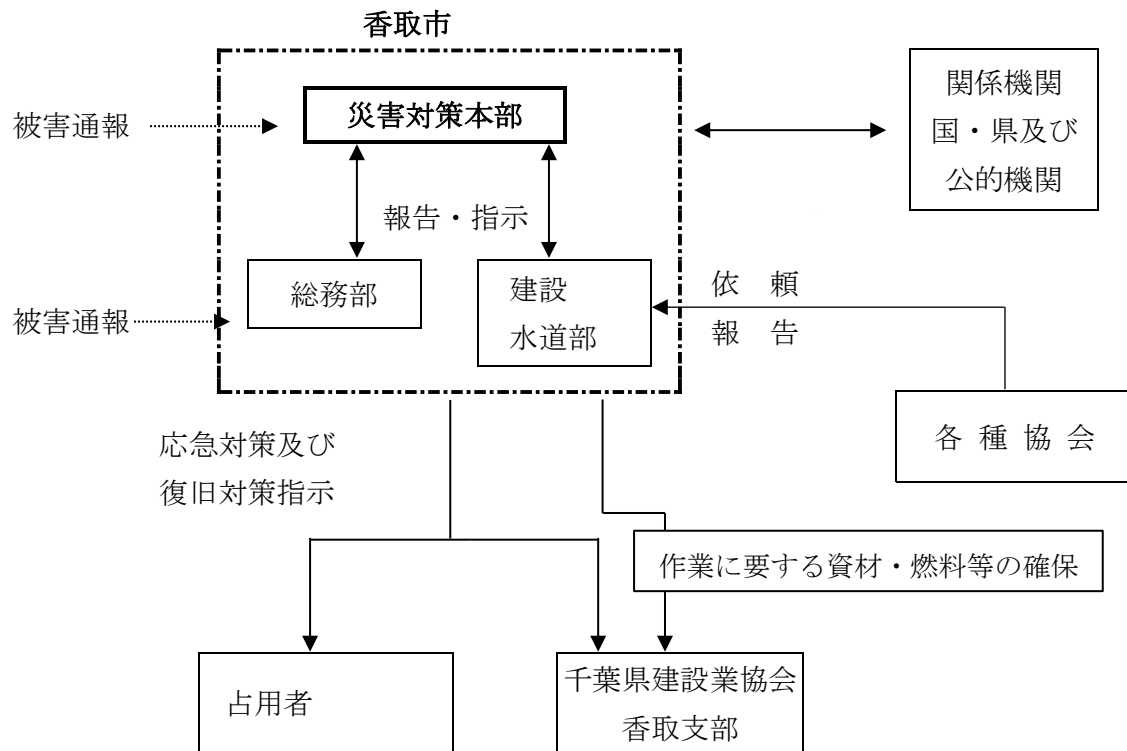
(2) 県

市から応援要請依頼を受けたときは、状況に応じて他県等に応援要請を行うものとする。

第6節 交通の確保・緊急輸送対策

1 公共土木施設応急対策フロー

応急対策及び復旧対策を以下の体制で実施する。



※各種協会とは、建設コンサルタント協会、地質業協会、測量業協会等

2 道路及び橋梁応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

ア 災害が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。

イ パトロール等の巡視を行い被害状況の把握の迅速化を図るとともに、千葉県建設業協会香取支部等からの情報を収集する。

(2) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡する。

(3) 緊急措置及び緊急通行機能の確保

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路規制

(ア) 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業の実施に

あたり道路規制を行う。

(イ) 道路規制は、可能な限り迅速に行い、状況により危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関等は、状況に応じ協力して必要な措置を講じる。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路規制にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

(4) 応急復旧

ア 応急復旧工事は道路規制後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

イ 市は、千葉県建設業協会香取支部等と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

(5) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該管理者は、道路管理者に通知する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力支援等を行う。

3 緊急輸送路の確保

(1) 交通規制の実施

警察は、規制計画に基づき、緊急輸送路確保のため、次の措置を行う。

ア 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制

イ 市内幹線道路の交通規制

ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急輸送路の規制等

市は、道路管理者、警察、消防、自衛隊、建設関係業者等と連携し、原則2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急輸送路を確保する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 土砂等の撤去、または陥没・亀裂等の舗装破損の応急措置

ウ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）

エ 仮設橋の架橋

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報などに基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定するものとし、必要に応じ公安委員会（県警察本部）に輸送経路の交通規制等を依頼する。

(4) 車両の確保

災害時に必要な車両は、原則として市の保有車両をもって充てるものとし、不足する場合は、民間運送業者の協力を得て輸送を行う。

(資料-19 市有車両一覧表)

(5) 県等への要請

市は、県または他の市町村に対し車両の斡旋を依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|---------------|
| ① 輸送区間及び借上げ期間 |
| ② 輸送人員または輸送量 |
| ③ 車両等の種類及び台数 |
| ④ 集結場所及び日時 |

(6) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市内燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

4 緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

(1) 緊急通行車両の確認

市及び公共的団体が所有する緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出によりその都度、公安委員会（県警察本部）、各警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各警察署に手続きを行うものとする。

- ア 緊急通行車両の申し出は、警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。
- イ 確認は警察署が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出動時に警察署または交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
- ウ 緊急通行車両の使用者は、交付された標章を車両全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害発生の防止または拡大の抑止のための措置に関するもの

5 緊急輸送等に関する体制

(1) 被害情報の収集・伝達

香取警察署及び道路管理者は、災害発生後ただちに災害時緊急輸送路を主体とした被害情報を収集し、速やかに県警察本部及び関係機関に伝達する。

- ア 道路の被害状況
- イ 輸送路の確保、交通規制の状況
- ウ 渋滞の状況

(2) 緊急輸送の実施体制

激甚な災害が発生した場合の緊急輸送については、原則として次により行う。

- ア 輸送対象
 - (ア) 人命の救助・安全の確保
 - (イ) 被害の拡大防止
- イ 時系列区分
 - (ア) 災害発生から概ね2日間（48時間）
 - a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資
 - b 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資
 - c 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
 - d 後方医療機関へ搬送する負傷者
 - e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - (イ) 概ね3日目から1週間
 - a 上記(ア)の続行
 - b 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資
 - c 活必需物資
 - d 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
 - e 輸送施設の応急復旧などに必要な人員及び物資
 - (ウ) 1週間以降
 - a 上記(イ)の続行
 - b 災害復旧に必要な人員及び物資
 - c 廃棄物の搬出

(4) 輸送拠点の指定及び確保

緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

(5) 輸送拠点の機能

輸送拠点における業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等の協力を得て次の業務を行う。

- ア 緊急物資の集積、仕分け
- イ 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活必需品等）の集積、仕分け
- ウ 配送先別の仕分け
- エ ヘリコプター、車両等への積み替え、発送

(6) ヘリコプターによる緊急輸送

大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

ア 開設の決定

- (ア) 臨時ヘリポート開設の決定は、市災害対策本部長の指示による。
- (イ) 統轄部長及び消防長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握する。

イ 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、次のように行う。

(ア) 地表面の条件

- ① 舗装された場所が最も望ましい
- ② やむを得ず、グラウンド等未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上らないように処置する。また、乾燥している時は十分に散水する
- ③ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであること

(イ) 着陸点の表示

着陸点には、下記基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（または旗）を掲揚もしくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

(ウ) その他の留意事項

- ① 離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと
- ② 救急車、輸送車両の出入に便利なこと
- ③ 電話その他の通信手段の利用が可能であること
- ④ 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講ずること

第7節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

1 応急給水

(1) 給水供給量

災害により水道施設が破壊され、断水し、飲料水が得られない地区の住民に対し、災害発生から3日間は、一人1日3リットルを供給する。

また、4日目以降は次のような目標とする。

応急給水の供給目標量

期 間	水 量 (リットル/人・日)	水 量 の 用 途 内 訳
災害発生から3日まで	3	生命維持のため最小限必要な水量
4日から10日まで	3 ～ 20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量
11日から21日まで	20 ～100	最低限の浴用、洗たくに必要な水量
22日から完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

(参考：「水道の耐震化計画策定指針(案)」平成9年1月厚生省)

(2) 応急給水の実施

供給すべき応急給水量の目標は、災害発生後の期間区分に応じて医療機関や災害時要援護者について十分に考慮しながら設定する。

なお、規定量を上回る給水を求める市民に対しては、飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し協力を求める。

- 飲料水の供給は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- 市だけでは処理不可能な場合、市長は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する
- 応急給水は、県、企業団等の水道事業体の積極的な協力を得て実施する
- 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」、「(社)日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する

(3) 給水所(拠点)

ア 給水所(拠点)の設定

給水所(拠点)の設定は、指定避難場所、避難所を単位として行うが、供給停止区

域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所(拠点)の周知・広報

給水所を設定したときは、統轄部を通じて、市民に対する広報を要請するとともに、設定場所及びその周辺に「給水所」掲示物を表示するものとする。

また、給水所に被災地の自主防災組織もしくは代表となる市民を指定するよう要請し、掲示物にあわせて表示する。これにより、給水に関する市民からの問い合わせ、要望については、できる限り自主防災組織等の代表者にとりまとめを依頼する。

(4) 応急給水の確保

浄水場等に貯留された浄水、市役所に設置している耐震性貯水槽及び公共施設で設置されている受水槽の滞留水により飲料水を確保する。

浄水場の状況

種 別	水 源	所 在 地	配水池平均貯水量
佐原浄水場	利根川	香取市佐原イ 978	2,660 m ³ (3,800×70%)
玉造浄水場	利根川・地下水	香取市玉造 734-1	2,240 m ³ (3,200×70%)
大畑浄水場	地下水	香取市岩部 869-227	328 m ³ (469×70%)
城山第1浄水場		香取市小見川 4767 - 2	5,180 m ³ (7,400×70%)
城山第2浄水場	利根川・清水川	香取市小見川 4854 - 1	
栗源中央浄水場	地下水	香取市荒北 1210	287 m ³ (410×70%)

貯水槽の状況

種 別	所 在 地	平均タンク貯水量
耐震性貯水槽 (香取市役所)	香取市佐原口 2127	100 m ³

(5) 給水資機(器)材等の確保

ア 応急給水資機(器)材の確保

市は応急給水活動に使用できる車両及び資機(器)材を備蓄するものとする。

イ 一般家庭の残留塩素量の測定

被災した水道施設の復旧後は、残留塩素量の検査を行い、安全を確認する。

(6) 応援要請

給水活動を可能な限り最善を尽くして行うものとするが、需要に応じ切れないと予測されるときは、他の自治体、国、県、自衛隊及び民間協力関係機関等の応援を要請するものとする。

2 食料品等の供給体制

(1) 市の実施体制

食料の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

ア 食料等供給対象者

市は、原則的に次のいずれかに該当する者に対して、食料品の供与を行う。

- (ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- (イ) 住家の被害によって炊事のできない者
- (ウ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- (エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参または調達ができない者
- (オ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者（災害救助法による救助の対象外のため、市の負担で行う）

イ 調達する主な食料品

- 米穀、パン、即席麺類、レトルト食品
- 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

ウ 調達体制

災害時における米穀等の主食の確保については、備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達するものとする。

- (ア) 協定業者及び市内取扱業者から米穀等の食料品を購入する。
- (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能なときは、本部長は政府所有米等の供給を受けるため、県に要請する。

（協定-1 災害時協定一覧表）

エ 供給体制

被災市民に食料を供給するときは、各局面を考慮して供給するとともに、避難所等の供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化を図り公平に配分する。

- (ア) 災害発生から概ね2日間（48時間）
 - a 調理を必要としない食料品
 - b 災害時要援護者等の優先
- (イ) 災害発生から概ね3日以降
 - a ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給
 - b 栄養のバランスを考慮する。
 - c 集団炊事の実施

オ 炊き出し

市は炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

- (ア) 炊き出しは原則として避難所内またはその近くの適当な場所を選び、既存の給

食施設を利用、もしくは仮設給食施設を設置して自らまたは委託して行う。

- (イ) 炊き出し要員は、自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊等に協力を要請するほかボランティアを活用するものとする。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請があったときまたは必要と認めたときは、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じるものとする。

(ア) 備蓄食料の放出、供給

(イ) 食品関係機関からの確保・供給

(ウ) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(3) 広域調達体制

ア 応援協定締結都市等への要請

必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

(ア) 食料の要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

(イ) 炊き出し用具等の要請

人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

イ 県への要請

市は、他市町村などの応援でも十分な食料の調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

<要請項目>

(ア) 品目別の調達要請量

a 自己の調達可能量

b 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量

(イ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(ウ) 連絡課及び連絡責任者

(エ) 荷役作業員派遣の必要の有無

ウ 県が行う応援要請

(ア) 被災地以外の市町村に対しての指示または調整

(イ) 自衛隊への要請

(ウ) 他の都道府県に対しての要請

(エ) 国（農林水産省）に対しての要請

3 生活必需品等の調達供給

(1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、または棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資をただちに入手することができない状態にある者とする。

イ 生活必需品の範囲等

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着等）
- 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 保育用品（哺乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- 生理用品
- ラジオ

ウ 調達体制

- (ア) 備蓄物資のほか、災害時物品等の供給協力締結先等から調達する。
- (イ) 生活必需品の給与又は貸与は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- (ウ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないとき、または不足が予想されるときは、県または他の市町村に調達、供給を依頼する。

エ 供給・配分

被災市民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- (ア) 生活必需品を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。
- (イ) 市民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- (ウ) 災害時要援護者への優先配分を図る。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合または必要と認めた場合は、生活必需品が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

ア 備蓄生活必需品の放出、供給

イ 関係企業への供給の要請

ウ 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要

最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(3) 広域実施体制

ア 他市町村への要請

必要な生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 県への要請

他市町村などの応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

<要請項目>

(ア) 品目別の調達要請量

- ・ 自己の調達可能量
- ・ 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量

(イ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(ウ) 連絡課及び連絡責任者

(エ) 荷役作業員派遣の必要の有無

ウ 県が行う応援要請

(ア) 被災地以外の市町村に対しての指示または調整

(イ) 自衛隊への要請

(ウ) 他の都道府県に対しての要請

(エ) 国（関東経済産業局）に対しての要請

(4) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用具、食器及び光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

(ア) 夏季（4月から9月まで）

（単位：円）

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算
全焼、全壊又は流 失した世帯	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
半焼、半壊又は床 上浸水した世帯	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400

(イ) 冬季(10月から3月まで)

(単位:円)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに加算
全焼、全壊又は流 失した世帯	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半焼、半壊又は床 上浸水した世帯	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

ウ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 給与又は貸与の方法

全壊(焼)、流失世帯と半壊(焼)床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(5) 災害対策

日本赤十字社千葉県支部香取地区は、災害救助法の適用に至らない災害(火災を含む)により住家が全壊(全焼、焼失)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞品を支給する。

4 燃料の調達

市は、災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、災害時における庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

(協定-1 災害時協定一覧表)

第8節 広域応援の要請

災害の規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

1 県に対する応援要請

(1) 要請手続き

本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

緊急を要する場合は、電話または県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて処理するものとする。

(2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要 請 事 項

要請先	知事（香取地域振興事務所）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	（根拠法令等） 災害対策基本法 第68条

2 市町村に対する応援要請

(1) 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき応援を要請する場合は、被災していない市町村に要請を行い、受諾後に応援要請文書の提出を行うものとする。

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
要請の内容	① 応援の要求 ② 職員の派遣要請 ③ 災害応援に関する協定に基づく要請

要請時に明らかにすべき事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	(根拠法令等) 災害対策基本法第 67 条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定
---------------	--	--

(2) 近隣市町村に対する応援要請

県をまたがる近隣の市町村への応援要請等は、原則として被災していない市町村、または被害の軽い市町村に対して応援協力の依頼を行うものとする。

3 指定地方行政機関等に対する応援要請

(1) 要請手続き

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関及び他市町村に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関の長（あつせんを求める場合は県知事）	
要請の内容	① 指定地方行政機関に対する応援のあつせん要請 ② 他の地方公共団体に対する応援のあつせん要請 ③ 県への応援要請または応急措置の実施の要請	
要請時に明らかにすべき事項	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	(根拠法令等) 派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん：災害対策基本法 第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17

4 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した千葉県水道災害相互応援協定等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

また、下水道については県に支援を要請する。

5 資料の提供及び交換

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

6 経費の負担

- (1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合
国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

7 民間団体等に対する協力要請

本部長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

(1) 民間団体に対する協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(2) 応援協力を要請する主な民間団体等

- ア 農業関係団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、建築士会等の職業別団体
- ウ その他市に対して協力活動を申し出た団体

(3) 市民ボランティア団体に対する協力要請の方法

大規模な災害が発生した場合には、発生後2時間以降を目途として、次の手段により市民ボランティアへの協力要請を行う。

- ア 市防災行政無線による呼びかけ
- イ 広報車による呼びかけ
- ウ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- エ アマチュア無線による呼びかけ
- オ 放送局を通じた呼びかけ

8 応援隊の受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が

滞在し、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

(1) 応援隊事務室の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部内に事務室を設置する。

(2) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。

イ 自衛隊については野営を原則とし、野営地は佐原野球場または、栗源運動広場、山田中央運動広場とする。

ウ 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

(3) 車両集結場所等の確保

ア 宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保し提供する。

イ 不足の場合は状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

(4) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(5) 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結するものとする。

イ 他市町村、消防機関等の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うものとするが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

9 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を、県と協力して円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町

村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

市及び県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、避難前住所他の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市及び県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うものとする。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

10 労働力の確保

本部長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、佐原公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

また、佐原公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

第9節 自衛隊への災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣要請手続き、受入れ体制、活動等については次のとおりとする。

1 自衛隊派遣要請手続き

- (1) 本部長は、県に対して自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、統轄部長に命じて、文書または口頭をもって知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- ⑤ ヘリコプターを要請する場合のヘリポート
- ⑥ その他参考となるべき事項

口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに知事へ文書による要請処理を行うものとする。

(2) 自衛隊に対する緊急通知

通信の途絶等で(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第1空挺団、または海上自衛隊教育航空基地に通知し、通信復旧後、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 緊急の場合の連絡先

自衛隊派遣要請先 (緊急時)

部隊名等	連絡責任者 (電話番号)	
	時間内(8:00~17:00)	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野駐屯地)	第3科防衛班長 047-466-2141 内線 218, 236 防災行政無線 632-721	当直司令 047-466-2141 内線 302 防災行政無線 632-725
海上自衛隊 教育航空集団 (下総駐屯地)	司令部 運用幕僚 04-7191-2321 内線 2420 防災行政無線 635-723	当直司令官 04-7191-2321 内線 2424 防災行政無線 635-723

航空自衛隊 第1補給処 (木更津駐屯地)	企画課運用班長 0438-41-1111 内線 303 防災行政無線 638-721	当直幹部 0438-41-1111 内線 225 防災行政無線 638-721
----------------------------	---	--

(様式-1 自衛隊災害派遣要請書等)

2 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

3 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(1) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、部隊の活動に支障のないよう十分な措置を講じるものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 作業部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |
|--|

(2) 受入れ施設等の確保

派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

自衛隊事務室 ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（河川敷・佐原高校） 車両集結場所等の確保（河川敷・市役所） 野営地等〔佐原野球場、山田中央運動広場、栗源運動広場〕
--

※ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

(注) 四方向に障害物のない広場のとき

機 種	必要地籍 (最小)
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

4 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなると認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

5 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、二以上の地域にわたって活動した場合の費用負担は、関係市町村が協議して定める。その内容は概ね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の野営等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の野営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、市と自衛隊が協議するものとする。

6 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬を行う。
消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
道路または水路等交通路上の障害物の排除	道路もしくは水路が損壊し、または障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）。
診察、防疫の支援	被災者に対し、応急診察、診察及び防疫を行う（薬剤等は、県または、市町村が準備する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師またはその他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する（ただし、航空機による場合は、特に緊急を要すると認められる場合）。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等は無償貸付し、または授与する。
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻湊する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、危険物の保安措置及び除去を行う。
予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合に行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

第10節 学校等における児童・生徒の安全対策

災害時の文教施設における応急対策について、必要な事項を定める。

1 市教育委員会

(1) 最優先事項

- ア 文教施設及び社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。
- イ 学校、社会教育施設等と正確な情報の収集伝達に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。
- ウ 被害状況等の関係機関等への報告

(2) 優先事項

- ア 文教施設・社会教育施設等の復旧計画に基づき、本部、災害対策各班と緊密な連携をとり、学校・社会教育施設及び給食施設等の復旧について努める。
- イ 一般市民のための避難所の開設等、市が行う災害対策に対し協力する。このため、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。
- ウ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童・生徒を臨時収容するなどの処置をとるものとする。
- エ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、被災児童・生徒等に対する就学援助の措置を学校と連携のうえに行い、必要に応じて学校に配布する。

2 学校

(1) 最優先事項

- ア 災害の規模状況に応じ、児童・生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- イ 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- ウ 災害発生後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当をする。
- エ 被災状況を調査し、市教育委員会へ速やかに報告をする。
- オ 市教育委員会の指示、または学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- カ 市民等の避難所としての開設と運営の協力にあたる。
- キ その他学校防災計画に基づき、必要な処置をとる。

(2) 優先事項

- ア 被害の状況に応じ、市教育委員会と連携のうえ、臨時休校等適切な措置を講じるものとする。
- イ 災害を受けた児童・生徒を学校に収容することが可能な場合は収容することとし、

教育の指導体制を整え、応急の教育を行うものとする。

ウ 避難した児童、生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、指導を行うよう努めるものとする。

エ 学校長は、速やかに平常の教育に復するように努めるとともに、職員等に不足が生じたときは、市教育委員会を通じて、県教育委員会と連携をとり、その確保を期するものとする。

オ 授業の再開にあたっては、施設の復旧あるいは児童・生徒の家庭の被災状況等を考慮し、市教育委員会及び関係機関と密接な連携のもとに行い、登下校の安全確保等に留意する。

(3) 災害救助法による学用品給与の費用限度

○ 教科書代 実費

○ 文房具及び通学用品

小学生 1 人当たり 4,100 円

中学生 1 人当たり 4,400 円

高校生 1 人当たり 4,800 円

○ 学用品の給与期間

教科書（教材を含む）については、災害発生の日から 1 ヶ月以内。文房具及び通学用品については、15 日以内とする。

3 児童・生徒及び P T A

ア 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた場合は、学校からの指示連絡に基づき、学習の正常化に努める。

イ P T A は、組織を通じ、災害復旧に対し協力する。

4 社会教育施設

(1) 開館時

ア 災害発生とともに、火気を始末のうえ、状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。

イ 一般市民の避難所等への協力

ウ 被害の状況を調査し速やかに教育委員会に報告する。

(2) 閉館時

ア 災害の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。

イ 一般市民の避難所等への協力

ウ 被害の状況を調査し速やかに市教育委員会に報告する。

5 給食施設

(1) 最優先事項

ア 災害発生とともに規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。

イ 給食施設の被害状況を調査するとともに、緊急給食に備える。

ウ 災害により学校給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や学校給食団体等と連絡をとり、必要な措置をとる。

エ 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

(2) 優先事項

ア 被災施設については、授業の再開に合わせて、給食が提供できるよう物資の確保と施設の整備を図るものとする。

イ 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。

6 文化財等

(1) 最優先事項

ア 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。

特に重要伝統的建造物群保存地区については、自主防災組織等の協力を得て出火発生を防ぐための措置をとるものとする。

イ 文化財が破損した場合は、速やかに資料等の散逸を防止するための措置をとるものとする。

ウ 盗難防止に努めるものとする。

エ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

(2) 優先事項

文化財を管理・所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会等へ報告するものとする。

第 11 節 帰宅困難者対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって、駅等に殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食料、救護等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。これによる災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食料、毛布などの需要の拡大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3 帰宅困難者対策の実施

ア 「むやみに移動をしない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知徹底を図る。

イ 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171）や災害用伝言板サービス等の普及啓発を図る。

ウ 市ウェブサイトや防災メールの配信などを活用した防災情報の提供を行う。

エ 企業、事業所等に対し、自社従業員や作業員等の一定期間の収容、そのための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄と、家族を含めた安否確認等の体制整備を図るよう要請する。

4 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を超える対応も必要となる。このため、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平時からの一人ひとりの備えについて啓発しておくことも重要である。

第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

市は、香取健康福祉センターと連携し避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状況を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回健康相談・保健指導

市は、香取健康福祉センターと連携し保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行う。

巡回健康相談にあつては、関係機関との連携を図り災害時要援護者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

- ア 寝たきり者、身障者、乳幼児、妊産婦、傷病者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導の実施
- イ 結核、知的障害者等への保健指導の実施
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- エ 不安、不眠等のメンタルヘルスへの対応
- オ エコノミー症候群への対応

(2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。

- 食生活の状況、食中毒の予防
- 衣類、寝具の清潔の保持
- 身体の清潔の保持
- 室温、換気環境の整備
- 睡眠、休養の確保
- 居室、便所等の清潔
- プライバシーの保護

2 防疫対策

市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

(1) 防疫活動計画の策定

災害時の迅速な防疫活動に備え、県に準じて防疫組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の防疫活動計画を樹立し、被災時は迅速に対応するものとする。

(2) 防疫活動体制

被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう衛生班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応できない場合は、県の支援を要請し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(3) 感染症発生予防対策

衛生状況の悪い地区を優先に、香取健康福祉センター及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

イ 道路、公園等の清掃、消毒を実施するほか、県が定めた地域内で病原菌を媒介するネズミやハエなどの害虫生物、昆虫等の駆除を行う。

(4) 検病調査等【香取健康福祉センター】

香取健康福祉センターは、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため検病調査を実施し、調査の結果必要があるときは、検便等の健康診断を行う。

(5) 感染者発生時の対応

ア 被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したとき、知事は必要に応じて入院を勧告する。

イ 市は、被災地において感染症患者が発生したとき、感染症のまん延を防ぐため、知事の指示があるときは、当該患者により汚染の可能性がある場所の消毒を実施する。

ウ 知事は、インフルエンザのまん延等、必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に適切と認めたときは市長にこれを指示する。

(6) 栄養指導

市は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

ア 炊き出しの栄養管理指導

炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を行う。

イ 特定給食施設及び給食施設への指導

施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないように指導する。

ウ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災

者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

3 動物対策

市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取健康福祉センター及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

4 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 廃棄物対策

災害時には、大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、市民生活の再開を図るため、廃棄物処理等について必要な事項を定める。

ア 発生量の予測

本部の収集した発災時の被害情報等により、倒壊家屋、焼失家屋の廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。この場合、原則として千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

(ア) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

(イ) 県は、市からの被害状況報告を取りまとめ、国等の関係機関へ連絡する。

イ 災害廃棄物の処理

(ア) 集積場所の確保

市は、被害状況に応じて、災害廃棄物の集積場所を確保する。

(イ) 収集・運搬体制

a 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について県・国と協議する。

b 道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、市が収集・運搬を行う。

c 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。

d 積込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

(ウ) 処理体制

各地点で可燃物・不燃物等可能な限り分別し、適正に処理する。

ウ 災害時の生活系ごみ処理

(ア) 被害状況の把握

本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調

査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

- a ごみ収集車の収集運搬経路
- b 避難状況（避難所の数、避難者の人数等）
- c ごみ処理施設の損傷状況

(イ) ごみ処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカー等関連企業との連絡体制の整備と機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄し、応急復旧体制の整備を図る。

(ウ) 応急収集運搬計画の策定

ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画を速やかに策定する。

(エ) 収集・運搬・処理の応援要請

収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。

(オ) 臨時収集場所の設定

道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。

(カ) 地域住民の協力

臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自主防災組織・自治会等に協力を求め実施する。

(2) し尿処理【香取広域市町村圏事務組合】

ア 被害状況の把握

本部の収集した被災状況等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、し尿の排出量を考慮して処理を行う。

バキューム車の収集運搬経路 避難所状況 し尿処理施設の損傷状況

イ 処理施設の応急復旧体制の整備

プラントメーカーとの連絡体制を整備し、機械設備に必要なある程度の修理用部品を備蓄する。

ウ 仮設便所の設置

避難場所の開設に併せ、市で備蓄している仮設便所又は借上げ仮設便所を設置する。市の備蓄等では不足する場合、または避難が長期化する場合は、仮設便所の調達を県及び応援協定締結都市に要請する。

(ア) 水洗便所の使用が不能となった地区

(イ) 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区

(ウ) 避難所の便所が不足するか、使用不能となった場合

エ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用について災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定、地震等大規模災害時における被災建築物の解体除去に関する協定などにより、民間事業者等の協力を求める。

(3) 障害物の除去

ア 障害物の情報収集

市は、被災地域全域の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

イ 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物が広域かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

ウ 障害物処理の実施

障害物処理は原則として各施設管理者が実施する。

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。また、市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ア) 道路関係障害物処理

- a 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、本部に報告するとともに路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送一次路線から優先して実施する。
- b 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、道路管理者が撤去する。
- c 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に障害物の除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(イ) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(ウ) 建築物関係障害物除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要があるときは山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家またはその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

なお、本市のみの体制で障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

(エ) 障害物の除去の方法

- a 市は、小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理する。または不足した場合は、建設・土木業者の協力を要請して速やかに行う。
- b 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(オ) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積場所を検討し、運搬するものとする。

なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適切な場所に保管する。

(4) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

- ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第13節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の建設計画

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自らの資力をもってしては、住宅の確保ができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅の設置は、千葉県応急仮設住宅供給マニュアル（以下千葉県マニュアルという）により建設を行う。

応急仮設住宅の建設は、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法が適用されない場合で、応急仮設住宅が必要と認められる場合は、市長が行うものとする。

イ 応急仮設住宅への入居

(ア) 入居基準（千葉県マニュアルより）

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住家が全壊、焼失、流出した者であること。② 居住する住家がない者であること。③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。 |
|---|

(イ) 入居希望者の把握（千葉県マニュアルより）

各避難所の責任者に仮設住宅の入居希望者の有無を確認し、避難所ごとに入居希望者を集計し、必要戸数（タイプ別）及び入居者の優先順位を決定する

(ウ) 入居者の選定方法（千葉県マニュアルより）

応急仮設住宅への入居決定は、被災者を区別することなく入居要件を満たした入居希望者全員に対して入居決定を行うことを理想とする。

入居決定に当たっては、福祉世帯（高齢者・障害者等）は別枠で優先入居させる。

入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、抽選を行うことを妨げない。

入居者の選定基準（千葉県マニュアルより）

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者のみの世帯（単身者を含む） ・ 65歳以上の者と15歳以下の者のみの世帯 ・ 障害者のいる世帯（公営住宅における申込区分で特枠該当者の要件を満たす世帯に限る） ・ 3歳未満の乳幼児を扶養するひとり親世帯 ・ その他早急に居住の安定を図る必要があると医療・福祉部局等により判定された者がいる世帯
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者がいる世帯 ・ 3歳から15歳以下までの者を扶養するひとり親世帯 ・ 3歳未満の乳幼児のいる世帯 ・ 妊婦のいる世帯

(2) 住宅応急修理

災害救助法が適用された場合には、知事が実施するものとなっているが、知事から委任された場合は、建設業者の協力を得て応急修理を市が行う。

ア 対象者

以下の要件に該当する世帯

- (ア) 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯
- (イ) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

イ 修理の基準

(ア) 修理対象

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は1世帯当たり520,000円以内とする。

(イ) 修理方法

現地調査に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

(ウ) 修理期間

災害発生から1ヶ月以内とする。

ウ 建築業者等の協力要請

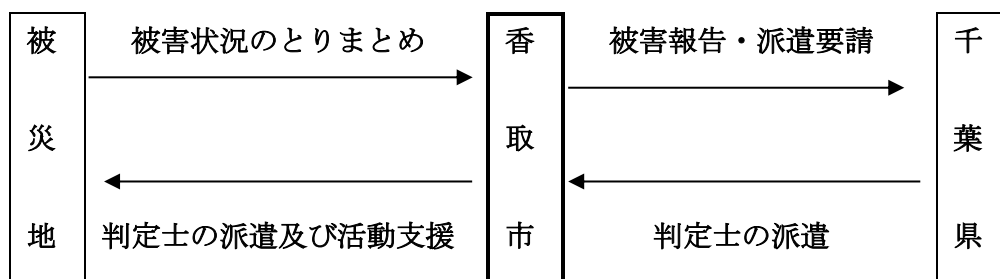
- (ア) 応急修理が速やかに行われるように建設業者の協力を求める。
- (イ) 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。

2 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣

被災した建築物について倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を派遣する。

(1) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を派遣する場合において、安全かつ迅速な判定が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- ア 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣及び要請
- イ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を要する建築物及び宅地または地区の選定
- ウ 被災地域への派遣手段の確保
- エ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士との連絡手段の確保



(2) 判定の結果倒壊等の危険のある建築物又は宅地について立入禁止等の措置をとるものとする。

第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大規模災害により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 上水道

(1) 応急復旧対策

ア 被害状況調査

(ア) 班編成により被害の状況調査と点検を行う。

(イ) 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、送配水管のバルブを停止する。

イ 応急復旧計画の策定

被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。

ウ 工事業者の確保

地元の土木建設業者・香取市指定給水装置工事事業者及び香取市下水道排水設備指定工事店の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。

エ 機材の確保

資機材製造業者及び販売店に、資機材の提供の協力を要請する。

オ 送配水管等の復旧

応急復旧計画に基づき、送配水管等の応急復旧工事を行う。

カ 臨時給水栓の設置

応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。

キ 給水管の復旧

応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。

ク 広報の実施

(ア) 被害の状況により給水を停止する場合

(イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合

(ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

2 下水道

(1) 要員の確保

被害調査、応急復旧のための要員を確保する。

周辺自治体及び、施設維持管理委託業者、管路維持管理業者、建設業者、香取市下水道排水設備指定工事店等の民間企業の応援を求める。

(2) 応急対策用資材の確保

常備するものと緊急時に調達するものに分け、緊急時に調達するものはあらかじめ調達計画を策定する。

(3) 被害状況調査

目視により緊急性の高いものより順次調査する。

ア 重要施設

浄化センター水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場

イ 幹線管渠

マンホールポンプ、幹線管渠

ウ 枝管、取付管、公共ます

(4) 下水道使用不能地域への広報

被害状況により下水道が使用できないとわかった地域には速やかに広報し、衛生環境の保全に努める。

(5) 応急復旧

被害状況の調査に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を策定する。
その計画に基づき復旧計画を実施する。

(6) し尿の受け入れ

し尿処理施設に被害があった場合、または処理能力が足りなくなった場合、浄化センターの処理能力の範囲内で、緊急措置として、し尿を受け入れる。

3 電力施設【東京電力株式会社】

(1) 災害時の活動態勢

災害の発生するおそれのある場合、または発生した場合には、東京電力(株)成田支社及び鹿嶋営業センターは、所内に非常対策本部香取支部を設置し、災害の程度に応じて次のとおり、応急復旧対策にあたることとしている。

ア 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機体制	○ 夜間、休日等非常対策要員の出勤に長時間を要するために非常体制への円滑な移行が困難と判断される場合
第1非常体制	○ 被害が発生した場合 ○ 被害の発生が予想される場合
第2非常体制	○ 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む)
第3非常体制	○ 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○ 判定会が召集された場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

イ 情報連絡

東京電力(株)成田支社が災害時に実施する情報連絡は、主に次の二系統になる。

(ア) 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレ

び等による情報把握

(イ) 災害対策本部、警察署、消防署等の管内防災関係機関との情報連絡

(2) 災害時の応急措置

ア 人員の動員と連絡の徹底

(ア) 災害時における動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にする。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡態勢を確立する。

イ 資機(器)材の調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機(器)材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現業機関相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 支店対策本部に対する応急資機(器)材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉支店対策本部において復旧資機(器)材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努めることとしている。

ウ 災害時における危険予防措置

(ア) 巡視、点検の実施

(イ) 応急安全措置の実施

(ウ) 電力の緊急融通態勢の確認

(エ) 訪問者、見学者に対する安全措置

災害時においても需要家サービス並びに治安維持上、原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、または運転不能が予測される場合、もしくは水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、運転を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を作成する。

(ア) 復旧応援班の必要の有無

(イ) 復旧応援班の配置状況

(ウ) 復旧資機(器)材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 復旧の完了見込み

(カ) 宿泊施設、食糧、衛生材料等の手配

(キ) その他必要な対策

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害

復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部等重要地域に送電する中間変電所
- c 重要施設に配電する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

- a 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。
- b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- c 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮設備を行う。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。

(イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

(オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 復旧班の標識

東京電力(株)職員並びに関係復旧要員は、所定の腕章を着用し東京電力復旧班であることを明示するものとする。

4 ガス施設【エルピーガス協会】

エルピーガス協会業者は、次の応急復旧活動を行う。

- (1) LPガス消費設備の被災状況等の把握
- (2) LPガス消費設備の緊急点検作業の実施
- (3) 二次災害防止
 - ア 消費者への安全指導の徹底
 - (ア) 容器バルブ閉止の周知徹底
 - (イ) 避難所等におけるLPガス安全使用の周知徹底
 - イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先LPガス容器の回収
- (4) 被災者に対するLPガス供給
- (5) LPガスの確保
- (6) 応援受入れ体制の確保
- (7) 市災害対策本部との情報連携

5 通信施設

● 東日本電信電話(株)

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、東日本電信電話(株)はその状況により、千葉支社に災害対策本部、銚子支店に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

東日本電信電話(株)銚子支店は、現地災害対策本部を設置したときは、市及び指定行政機関と密接に連絡できる体制をとるものとする。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される各種警報については、速やかに災害対策本部に通報する。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機(器)材の点検及び発動準備

大災害の発生とともに、次のとおり設備、資機(器)材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機等の発動準備
- (ウ) 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- (エ) 移動発電装置及び可搬型発電装置等の発動準備
- (オ) ビル建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有する資材、物資の点検
- (ク) 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、次の各号の応急措置をと

るものとする。

(ア) 最小限の通信の確保

広い範囲にわたり、家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、支店・営業所等からの電報、電話については最小限の通信ができるように措置する。

なお、電報、電話の着信者への伝言サービスも行う。

(イ) 非常用可搬型交換装置の設置

所内設備が被災した場合の代替交換機として、また加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合、被災地等に非常用可搬型交換装置を設置し、重要な通信を確保する。

(ウ) 臨時電報受付所の開設

災害対策本部、指定避難所、救護所等に臨時電報受付所を開設し東日本電信電話(株)社員を配置して、電報電話が利用できるようにする。

(エ) 特設用公衆電話の設置

- a 街頭公衆電話については、特設公衆電話として措置する。
- b 市が指定する避難所に特設用公衆電話を設置する。
- c 特設用公衆電話の設置は、概ね以下の方法により行う。
 - ・ボックスの利用(平常時のものを非常時に切り替える。)
 - ・保留回線による設置
 - ・可搬型移動無線機の設置

(オ) 臨時回線の作成

政府機関、保安機関及び情報連絡、救護、応急復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、有線または無線を使用して臨時回線を作成する。

(カ) 通信の利用制限

次の各号の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電話サービス契約約款に基づいて通信の利用制限を行う。

- a 通信が著しく輻湊するとき
- b 通信電源確保が困難なとき
- c 回線の全面的維持が困難なとき

(キ) 非常通話、緊急通話の優先

災害に関する通信については、電話サービス契約約款に基づいて非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話として、他の通話に優先して取り扱う。

(3) 応急復旧対策

災害により被災した施設の復旧は、災害対策規定に基づき、東日本電信電話(株)千葉支社の災害対策本部の指揮下により、以下のとおり実施する。

ア 回線の応急復旧作業の迅速な実施

イ 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、概ね以下の順位を基本にして、災害による設備の災害状況に 応じ復旧計画を策定し行う。

- (ア) 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動等のため必要と認められる最小限の回線
- (イ) 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- (ウ) 公衆電話及び概ね平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

● (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害が発生した場合は、その状況により情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による災害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合または異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難となる、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信利用制限
- (イ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (ウ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (エ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、ウェブサイト、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) その他必要事項

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

● KDDI (株)

KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信の確保をするとともに、一般市民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

● 日本郵政グループ

災害救助法が発動された場合、日本郵政グループは、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 災害時における窓口業務の維持

6 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

7 鉄道施設【東日本旅客鉄道(株)】

(1) 緊急即応体制

災害発生と同時に、市は速やかに情報連絡体制の確立を行うとともに、東日本旅客鉄道(株)佐原駅・小見川駅は、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

(2) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

機関名	避難誘導方法
東日本旅客鉄道 (株)	<ol style="list-style-type: none">1 駅における避難誘導<ol style="list-style-type: none">(1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。(2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導<ol style="list-style-type: none">(1) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。<ul style="list-style-type: none">○ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。○ 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請し安全に降車させる。○ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 事故発生時の救護活動

災害により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

機関名	救護活動の内容
東日本旅客鉄道 (株)	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

8 公共施設

公共施設は災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。応急対策は災害により施設が被害を受け、施設設置の目的に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立ち必要最小限の応

急復旧等、適宜の措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、教育施設等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

9 その他の施設等

(1) 河川及び治山施設応急対策

ア 河川管理施設

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、大雨の増水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については資材や、施工規模を考えて応急措置を実施する。

(イ) 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

(ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域についてはその原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の必要な措置を実施する。

(エ) 危険物等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(オ) その他の河川管理に関する事項の調整

災害直後は、同時に多発する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

イ 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による地すべり、急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害が生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難勧告等の手段により安全の確保に努める。

(イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(ウ) 地すべり防止施設の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び砂防施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(資料-16-2 災害危険指定一覧(急傾斜地崩壊危険区域指定箇所))

(資料-16-3 災害危険指定一覧(土砂災害危険箇所))

(資料-16-4 災害危険指定一覧(山地災害危険地区))

ウ 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(2) 農業基盤施設

ア 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 農地及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

(イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水

(ウ) 農地等の地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(エ) 農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、または与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(3) 農作物・家畜及び関連施設

ア 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携のうえ農作物・家畜及び生産関連施設(農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設)の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

イ 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めるときは、二次災害防止のため関係農業団体及び農家に対し、土砂災害等による農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による市民への危害防止等について指導または指示を行う。

ウ 応急対策

(ア) 農作物及び農業用施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

(イ) 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、または関係機関に要請等を行う。

- a 死亡家畜の円滑な処分
- b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- c 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

第15節 ボランティアの協力

市及び県は、大規模震災時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、県社会福祉協議会と締結している千葉県社会福祉協議会と香取市社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、災害時における相互支援マニュアルが整備されていることから、市及び県は、その運営を支援する。

1 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人

- オ その他
- (2) 団体
 - ア 日本赤十字社千葉県支部香取地区奉仕団
 - イ 香取市社会福祉協議会
 - ウ 小見川無線クラブ
 - エ その他ボランティア団体・NPO法人等

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、市、県、及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 市担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各活動担当部局が中心となって対応する。

市の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を県と調整の上、派遣を要請する。

(2) 市災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に市が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接市へ来たボランティア希望者については、市が設置する災害ボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセ

ンター及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

4 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、市と運営主体の市社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とし、県災害ボランティアセンターは、県内で活動するボランティアの把握に努めるものとする。

5 ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要であることから、県他で実施している研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を図る。

第 16 節 自主防災活動

生命、身体及び財産を市民自身の手で守るため、各自主防災組織、市民等が自主的に行う活動について定める。

1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織の活動体制は、以下の事例等をもとに地域の実情に合わせた班編成とする。

1	避難誘導班	避難者名簿作成、避難誘導
2	情報・伝達班	情報収集、広報
3	救護班	負傷者の応急手当
4	救助・消火班	救助、救出、消火
5	清掃班	仮設トイレ、ゴミ収集、防疫
6	物資・給水班	炊き出し、給水確保、生活用品調達

2 自主防災活動の主な内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については、各地域の実情を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

(1) 自主防災活動拠点の設置

自主防災組織ごとに避難所等に活動拠点を設置する。

(2) 避難誘導班

ア 避難勧告等の伝達

必要に応じて屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

イ 在宅災害時要援護者の避難誘導

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊婦等のいわゆる在宅災害時要援護者の安全確保を行う。

ウ 避難者名簿

一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。また、一般的な避難者の名簿だけでなく、災害時要援護者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理する。

(3) 情報・伝達班

ア 呼びかけ運動

隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、避難勧告等の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。

イ 市との情報伝達担当者の派遣

最寄りの市の防災拠点に情報伝達担当者を派遣し、情報の収集にあたりとともに、応急対策の実施状況について、必要に応じ市職員へ報告する。

ウ 社会混乱の防止

必要に応じて屋外拡声装置による災害情報等の伝達を行う。流言やデマの発生、生

活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して注意を促す。

(4) 負傷者の救出・救護の実施及び協力（救助、消火班、救護班）

被災者の捜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、防災関係機関による防災活動に対し積極的に協力する。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

(5) 出火防止・初期消火（救助、消火班）

ア 出火防止の呼びかけ

地域内を巡回し、断水時における裸火の禁止の呼びかけ、出火防止のための警戒活動を行う。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消防署員、消防団が到着までの間、消火器・可搬型消防ポンプ等で無理のない範囲で初期消火を行う。

(6) 清掃等（清掃班）

ア 臨時収集場所の設置や臨時回収日等についての広報を行い、周知徹底を図る。

イ 仮設便所を設置する等、各種衛生管理ルールの徹底を図る。

ウ ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間のゴミ処理（保管）を行う。

エ 地区内の清掃を行う。

(7) 給食・給水及び救援物資等の配分（物資・給水班）

ア 物資等の仕分け、配分

避難所等に運搬された食料、飲料水及び毛布、衣類等の救援物資を受領し、仕分けと収容者への配分を行う。

イ 炊き出し

食事を炊き出しで配給する場合は、日赤奉仕団等と協力して行う。

第 17 節 社会秩序の維持等に関する対策

災害発生後の、社会的混乱や被災者の心理的動揺に対する社会秩序の維持と、被災者の生活再開へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給について必要な事項を定める。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法投棄、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事態を未然に防止するとともに、悪質な業者等は検挙する必要がある。

- ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り
- エ 広報啓発活動の推進
- オ 自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全 に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的・生活の安定に寄与する。

(1) 市

- ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行うものとする。
- イ 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- ウ 情報の不足、混乱により、損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- エ 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- オ 管内または広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

(2) 民間企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

(3) 市民

集団心理的パニックやデマを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

災害により、多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して、民生安定の措置を講じるものとする。

また、公共土木施設、農林水産施設の当面の応急措置の後には、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生産基盤、農林基盤を維持するために、本格復旧計画を策定するものとする。

第1節 被災者生活安定のための支援

被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者の生活確保対策

(1) 市民相談窓口の開設

市の関係各課等に協力を要請して、庁舎、公民館など適当な場所に臨時市民相談窓口を設置し、以下のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

- ア 減免などの税務相談
- イ 住宅の応急修繕に関する相談
- ウ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- エ 借地・借家関係の法律相談
- オ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

(2) 制度の周知及び利用者への広報

被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

- ア 掲示板、広報車、広報誌、チラシ等
- イ 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

(3) り災証明書の発行

被災した世帯が再建復興のための各種施策を受けるのに必要な証明書で、以下にその手続きと様式を示す。

- ア 世帯の被災状況に応じてり災証明書を発行するが、被災状況が確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、り災証明書を発行するものとする。
- イ り災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。
- ウ り災証明書の様式については、別に定めるものとする。

(4) 災害弔慰金等の支給

- ア 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律（昭和48年法律第82号）及び市要綱に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。
- イ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律及び市要綱に基づき、災害

により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給する。
ウ 市要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

(法-3 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱)

(5) 被災者生活再建支援金の支給

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活を支援し、市民の生活の安定と速やかな復興に資することを目的として、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

イ 市は、県から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

ウ 自然災害発生時において2人以上である被災世帯（以下「複数世帯」という。）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円）に、当該被災世帯が①から③までに掲げる世帯であるときは、①から③までに定める額を加えた額とする。

- ① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- ② その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- ③ その居住する住宅（公営住宅を除く）を賃借する世帯 50万円

※ 1人世帯に対する支援金の支給額は、複数世帯の4分の3とする。

エ 支援金の支給方法について、被災の程度（住宅の被害程度）と被災後の生活再建への支援の必要（住宅の再建方法）に応じ、定額で支援金を支給し、実際の用途は被災者に委ねることとする。

(6) 生活福祉資金等の貸付

ア 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律および市条例に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

イ 世帯更生資金、生活福祉資金等の貸付（県）のあっせんを行う。

ウ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）および市条例に基づき、母子または寡婦世帯に対して、修学資金、生活資金、住宅資金等の貸付（県）のあっせんを行う。

エ 生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置を講じる。

(7) 生活保護

ア 被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

イ 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

(8) 租税等の納期限の延長及び徴収猶予並びに減免

ア 市税の減免等の措置

市は災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、または納付もしくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、香取市税条例等の定めるところにより必要な措置を講じる。

イ 県・国税の減免等の措置のあつせん

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)及び県条例(災害時における県税の減免等の措置について)の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を行う。

市は国・県と連携を取り、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

(9) 金融上の措置の広報・周知

関東財務局千葉財務事務所及び日本銀行は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。市は災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置。

イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を損失した預貯金者に対し、実状に即する簡易な確認方法をもって払い戻しの利便を図ること。

ウ 定期預金等の中途解約または当該預貯金を担保とする貸し出しに応ずる措置。

エ 手形交換または不渡り処分、金融機関の休日営業または平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金、損害保険金を迅速に支払うよう配慮し、保険料の払い込みについて状況に応じ猶予期間の延長措置を講じること。

(10) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

【日本郵政グループ】

災害救助法が発動された場合、日本郵政グループは、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 災害時における窓口業務の維持

(11) 医療費負担の減免、保険税及び介護保険利用者負担額減免、保険料減免のあつせん

市は、被災した国民健康保険及び介護保険の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険税及び介護保険利用者負担額の減免、保険料の減免等の措置を図る。また関係団体に対し協力要請を行う。

(12) 被災者の労働対策【公共職業安定所】

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者について、早期再就職を促進するために、公共職業安定所等と連携して各種施策の周知を図る。状況に応じて臨時職業相談所の開設等を要請し、開設場所の確保にあたる。

(13) 住宅金融支援機構の制度の紹介

市は、(独)住宅金融支援機構の融資制度等の周知を図る。

(14) 公営住宅の建設、再建等

ア 既存市営住宅が災害により滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

イ 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講じるものとする。

(15) 借地借家制度の特例の適用

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じることが予想される場合には、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和21年法律第13号)の適用を受けられるよう努めるものとする。

ア 適用基準

災害が一定規模以上である場合、市長の意見の申し出に基づき、罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

イ 適用手続き

借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときには、市長は国土交通大臣あてに申請する。

2 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定または、事業の早期復旧を図るための融資制度等は次のとおりである。市は農業協同組合等と連携し、利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

(1) 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者に対して、次の融資がある。

ア 被害農林漁業者に対しては、農林漁業の経営に必要な資金

イ 被害農林漁業組合に対しては、事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)等に基づき、被災農林漁業等に対し、資金の融通をする。

(3) 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を保障するための農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済制度を実施しており、被害の保障業務の迅速適正化、共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

3 被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知

被災中小企業の早期復旧を図るため、市は商工関係機関と連携し、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

- (1) 政府系中小企業金融機関
 - ア 株式会社日本政策金融公庫
 - イ 商工組合中央金庫
- (2) 千葉県の中小企業融資制度

4 義援金の受入及び配分

災害による被災者に対して、全国の市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金品について、義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の募集、受入

- ア 義援金の受付窓口を開設し直接義援金を受付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。またその募集方法、送り先等の周知を図る。
- イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただしアの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- ウ 義援金の受付状況について、適宜委員会に報告をする。

(2) 義援金の保管及び送金

次により義援金を保管し、送金するものとする。

- ア 寄託者より受領した義援金は委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。
- イ 保管した義援金については、委員会に送金する。

(3) 義援金の配分

- ア 委員会から配分された義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。
- イ 被災者への配分状況について委員会に報告する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

災害により被害を受けた生活関連施設の、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1 計画的復旧・復興の基本方針

大規模災害により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急ぎよに策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平時からあるべき市の姿に関し市民と検討を行い、一定の合意を形成することに努め、復旧・復興にあたっては、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

2 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

- (1) 関係機関との連携及び県との調整を行い、総合的な復旧・復興計画を策定する。国・県の補助がある事業について被災施設の復旧を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止するため、改良復旧を行うものとする。
- (3) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の適用、土地区画整理事業の実施、市街地再開発事業等の実施を検討し、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

3 公共施設等災害復旧計画

関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 公園施設災害復旧事業
- ウ 市街地埋没災害復旧事業
- エ 単独災害復旧事業
 - (ア) 街路災害復旧事業
 - (イ) 公園施設災害復旧事業
 - (ウ) 市街地埋没災害復旧事業

- (3) 農地・農業用施設の災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

4 生活関連施設等の復旧計画

上下水道、電気、ガス、通信等の施設、農林業用施設又は道路、河川等の公共土木施設は、それぞれ生活及び生産の基礎であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

(1) 水道施設

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

ア 復旧対策

- (ア) 施設の耐震化を図る。
- (イ) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

イ 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- (ア) 漏水調査を実施する。
- (イ) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は、次の点に留意する。

- ① 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- ② 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

(2) 下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

(3) 電気施設

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 重要施設に供給する配電用変電所

(4) ガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(5) 通信施設

ア 東日本電信電話(株)における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する

回線の復旧順位

順位	回線の種類		復旧する回線
第 1 順 位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線1回線以上
	専用 サービス など	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信 事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		国内通信 事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線10%以上
	社内専用線		<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電話サービス回線 パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
総合デジタル通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所に1契約回線以上 	

		・ Z C 以下の基幹回線の 10%以上
第 2 順位	電話サービス	・ 重要通信を確保する機関（第 2 順位）の加入電話回線各 1 回線以上 ・ 人口 1 千人当たり公衆電話 1 個以上
	専用線サービス等	・ 重要通信を確保する機関（第 2 順位）の専用回線各 1 回線以上
	加入電話サービス回線 パケット交換サービス	・ 重要通信を確保する機関（第 2 順位）の当該回線各 1 回線以上 ・ 第 2 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス	・ 重要通信を確保する機関（第 2 順位）の各第 1 種、第 2 種双方について、1 契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所に 1 契約回線以上
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの	

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

(6) 農林水産業施設

ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 用水施設

- a 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- b 用水路護岸の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(イ) ため池

- a 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に

重大な影響を与えるもの。

b 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(ウ) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(エ) 排水施設

a 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

b 護岸等の決壊で、破堤のおそれがあるもの。

c 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

イ 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

・ 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(7) 公共土木施設

ア 道路等の公共土木施設については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

・ 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

イ 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復興を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 河川管理施設

a 堤防の決壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

b 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれがあるもの。

c 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

d 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。

e 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、

これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(イ) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

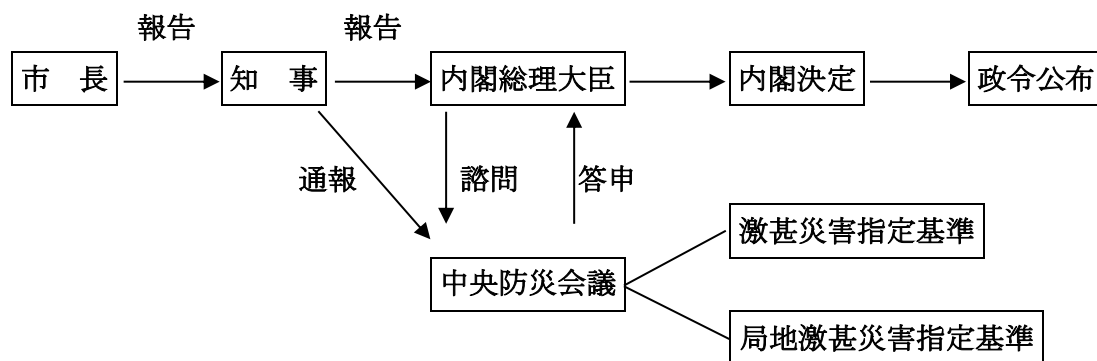
激甚災害特別財政援助法、その他の法律に基づく財政援助を受ける場合の手続き等について定める。また災害復旧事業に係る財政措置について定める。

1 激甚災害特別財政援助法

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を知事に報告し、県の実施する調査に協力して激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(以下「激甚災害特別財政援助法」という。)に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。

また市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各関係部局に提出する。

激甚災害指定手続きの流れ



なお激甚災害については激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)と、局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)の二つの指定基準がある。

激甚災害特別法により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地及び農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業
- イ 私立学校施設災害復旧事業
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

(法-6 激甚災害指定基準)

(法-5 局地激甚災害指定基準)

2 通常の災害時における財政援助等

国、県が通常の災害（激甚災害特別法が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあるので、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧事業

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）	災害により急施を要する土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	水道施設の復旧事業
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）	下水道施設の復旧事業
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路の復旧事業
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川の復旧事業
建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和 37 年建設発第 194 号）	主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護施設復旧事業
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）	女性保護施設復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症予防施設災害復旧事業・感染症予防事業

3 災害復旧事業に係る市の財政措置

市は災害復旧事業を行う際には、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害復旧事業貸付金（県）、災害応急融資（関東財務局千葉財務事務所）

第4節 災害復興

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置する。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市において初めて災害復興本部を設置した。

市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「香取市復旧・復興基本指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、

さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童・生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 香取市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農村環境づくりの推進

- エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

大規模事故等編

目 次（大規模事故等編）

第1章 総則

第1節	基本方針	1
1	計画の目的	1
2	火災及び交通の主な概要	1
第2節	活動体制	2

第2章 大規事故等対策計画

第1節	大規模火災対策計画	4
1	基本方針	4
2	予防計画	4
3	応急対策計画	6
第2節	林野火災対策計画	8
1	基本方針	8
2	予防計画	8
3	応急対策計画	8
第3節	危険物等災害対策計画	10
1	危険物（消防法）	10
2	高圧ガス	12
3	火薬類	14
4	毒物劇物	15
第4節	航空機災害対策計画	17
1	基本方針	17
2	予防計画	17
3	応急対策計画	17
第5節	鉄道災害対策計画	23
1	予防計画	23
2	応急・復旧計画	23
第6節	道路災害対策計画	25
1	基本方針	25

2	道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	25
3	危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画	27
第7節	放射性物質災害対策計画	29
1	基本方針	29
2	放射性物質事故の想定	29
3	放射性物質事故予防対策	29
4	放射性物質事故応急対策	30
第8節	火山噴火災害対策計画	33
1	基本方針	33
2	噴火の想定	33
3	降灰の応急対策	33
4	復旧計画	34

第1章 総則

第1節 基本方針

1 計画の目的

本市は、成田国際空港に近接していることから、航空機事故の危険性がある。更には都市化の進展、森林面積が大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害に対応するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故及び火山噴火災害に対応するため、これらの対策について定める。

この計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害等編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

2 火災及び交通の主な概要

(1) 火災

平成23年中の総出火件数は41件で火災種類別にみると、建物火災が56%、車両火災が10%、林野火災が17%などとなっており、損害額は128,153千円であった。

(2) 交通

ア 道路

本市の道路は、着実に整備されてきているが、市内外を連絡する広域幹線道路をはじめとする道路網の整備が、いまだ十分とはいえない状況である。

イ 鉄道

本市の鉄道は、JR線が運行している。通勤通学者等の利便性を図るとともに、単線区間の複線化を促進している。

ウ 空港

隣接している成田市には、昭和53年5月に開港した成田国際空港がある。本空港は世界と日本を結ぶ空の表玄関として、世界有数の旅客数及び取扱貨物量を誇るなど、わが国の社会、経済、文化の発展に大きく貢献している。

第2節 活動体制

(1) 配備基準

災害の種類	警戒配備 【警戒本部の設置】	非常配備 【災害対策本部の設置】
大規模火災	大規模火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
林野火災	林野火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
危険物等災害	危険物等事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	危険物等事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
航空機災害	航空機事故により災害の発生または発生が予想される場合で、市長が必要と認めた時。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
鉄道災害	鉄道事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
道路災害	道路事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
放射性物質災害	放射性物質事故により被害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。
火山噴火災害	火山噴火により被害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	火山噴火により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。

(2) 配備体制の決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。

区 分	決 定 者	代決者	
		1	2
災害対策本部	市 長	副市長	総務部長

(3) 災害対策本部の組織及び運営

風水害等編第3章第1節2「(6) 災害対策本部の組織構成」及び同「(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営」に準ずる。

(4) 職員の動員

風水害等編第3章第1節2「(6) 災害対策本部の組織構成」及び同「(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営」に準ずる。

第2章 大規模事故等対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

(イ) 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法 第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

ア 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

イ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

ウ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

(3) 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 予防立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

■立入検査の主眼点■

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
 - (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
 - (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
 - (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
 - (オ) 従業員等に対する防災教育の実施
- イ 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(6) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が指定文化財として残されており、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と市教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

(7) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

市は、消防職員、団員の確保に努める。

イ 消防施設等の整備

消防施設等については、「消防力の整備指針」に基づいて整備を図る。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

ア 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等編第3章第1節「災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 市が発災現場以外の場合は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

ア 市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県の各機関等に応援を要請する。

イ 市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

ア 発災時には、市及び警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、市は避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等供給については、風水害等編第3章第7節「救援物資供給活動」、医療救護計画については、風水害等編第3章第5節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画

1 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災になるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 広報宣伝

ア 各種広報などによる注意

市のウェブサイト、防災行政無線、広報紙、回覧板等を利用し、市民の注意を喚起する

イ 学校教育の指導

市は、児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災予防を理解させるための普及指導を行う。

ウ 山火事予防運動の実施

市及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

(2) 法令による規制

ア 条例で定める火の使用制限(消防法第22条第4項、森林法第21条第1項)

市は、市民に対し、火災警報発令下等における市等条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限(消防法第23条)

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

消防本部は、林野の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適正に連絡できる体制を確立する。

イ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう要請する。

ウ 防災訓練の実施

図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

エ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

オ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有している空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

(3) 立入禁止区域の設定等

警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

(4) その他

県及び森林所有者は、林地荒廃を防止に努めるとともに、森林復旧造林を推進する。

第3節 危険物等災害対策計画

1 危険物（消防法）

（1）基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

（2）予防計画

ア 事業所等

（ア）消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

（イ）消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

a 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

b 危険物保安統制管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

c 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

（ウ）事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 市及び消防機関

（ア）消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改善、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対

応する的確な防災計画を策定する。

b 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

c 消防体制の強化

消防機関は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

d 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(ア) 通報体制

a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに 119 番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(イ) 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

イ 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 救急医療

当該事業所、消防機関、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察署その他の関係機関はこれに協力する。

(ウ) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

市は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(オ) 警備

警察署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者及び警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

消防機関及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス

(1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 消防機関その他関係機関

(ア) 防災資機材の整備

- a 消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
- b 消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(イ) 保安教育の実施

関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(ウ) 防災訓練の実施

関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(エ) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(オ) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

イ 市、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 防災資機材の調達

- a 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

- b 警察署及び消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
- (エ) 被害の拡大防止措置及び避難
 - a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
 - b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
- (オ) 原因の究明
 - 消防機関及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類

(1) 基本方針

火薬類による被害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

(ア) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

(イ) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

b 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(ウ) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(エ) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

イ 市、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

c 警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(エ) 原因の究明

消防機関及び警察署は災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物

(1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

(イ) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

- (ウ) 施設の保守点検
毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。
- (エ) 教育訓練の実施
毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。
- (オ) 毒物劇物販売業者等
毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

(3) 応急対策計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

- (ア) 通報
毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、香取健康福祉センター、警察署、又は消防機関へ通報を行う。
- (イ) 応急措置
毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

イ 市、県その他関係機関

- (ア) 緊急通報
消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、市、県、警察署へ連絡するとともに状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。
- (イ) 被害の拡大防止
消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。
- (ウ) 救急医療
消防機関は、大量流出事故等に際して、市、県、警察署、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (エ) 避難
市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

第4節 航空機災害対策計画

1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

○ 防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、県、関係市町村等別表第1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港(株)

2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(4) 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

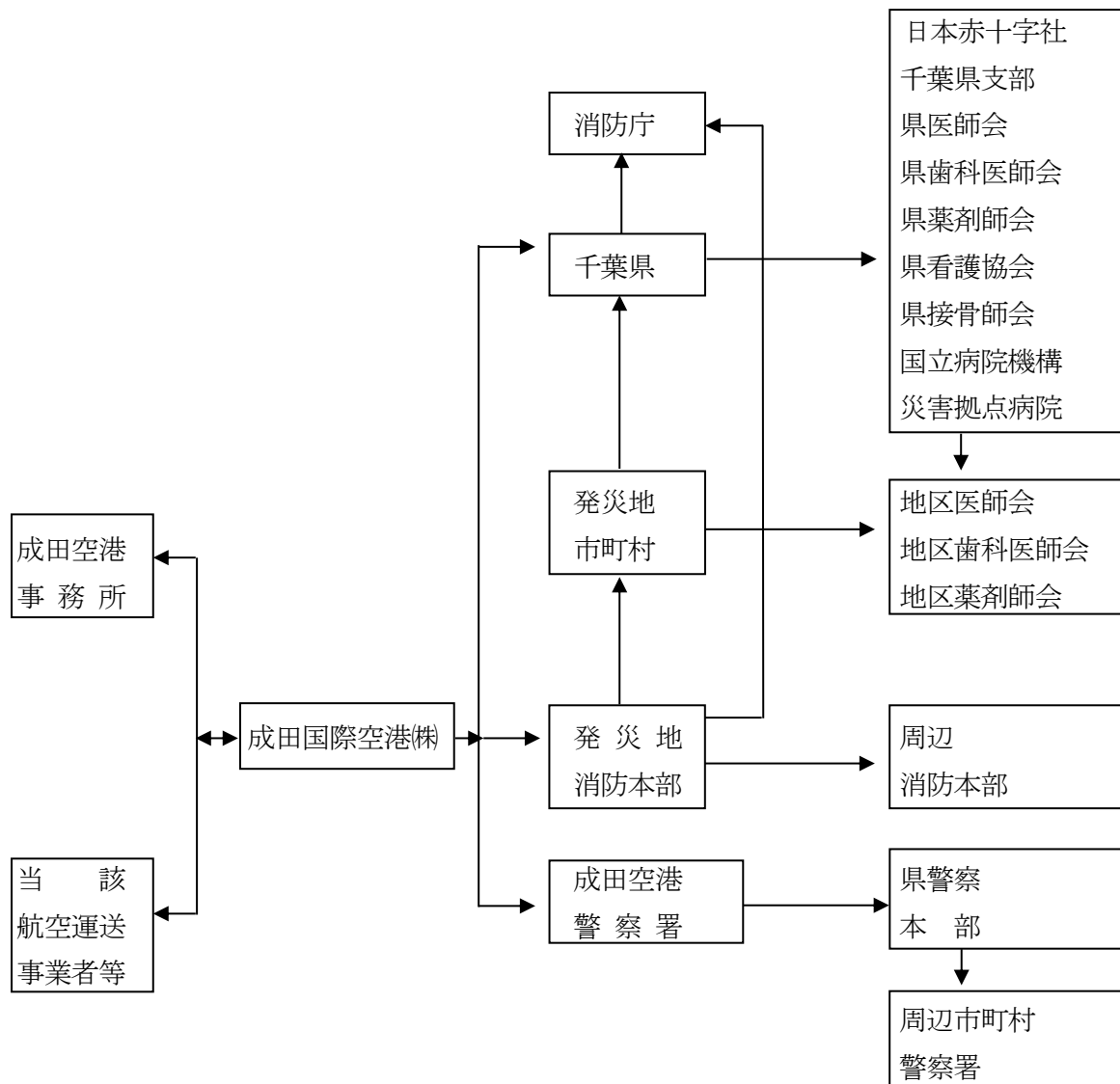
3 応急対策計画

航空機災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート



(2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港(株)は、関係機関の連絡調整を行う。

ア 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

イ 消防活動

(ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

a 実施機関

成田国際空港(株)、発災地市町村、発災地消防機関

b 協力機関

成田国際空港周辺の消防機関、県警察

(イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

a 実施機関

発災地市町村、発災地消防機関

b 協力機関

成田国際空港周辺の消防機関、成田国際空港(株)、県警察

(ウ) その他の地域で災害が発生した場合

a 実施機関

発災地市町村、発災地消防機関

b 協力機関

発災地近隣消防機関、県警察

(エ) 実施内容

a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

b 航空機災害に係る火災が発生した場合、発災地市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

c 災害の規模等が大きく、発災地消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の消防機関等に応援を求めるものとする。

ウ 救出救護活動

(ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

a 実施機関

成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防機関、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、成田国際空港周辺の消防機関

(イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防機関、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、発災地近隣消防機関、成田国際空港(株)

(ウ) その他の地域で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防機関、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、発災地近隣消防機関

(エ) 実施内容

航空機の乗客及び発災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民の救出のため、救出班を編成し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については、成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として発災地市町村に応急仮設救護所を開設し、県より派遣された救護班等による迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港(株)と協議のうえ、空港以外の場合には原則として発災地市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害編第3章第5節「消防・救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。

カ 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は発災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広 報

(ア) 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、成田空港事務所、成田

国際空港(株)、当該航空運送事業者、発災地市町村及び県警察等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車、防災行政無線等により、地元住民、旅客、送迎者及び周辺地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害等編第3章第12節保健衛生、防疫、廃棄物等対策の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港(株)が、その他の場合は風水害等編第3章第12節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援態勢を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

別表1 防災関係機関（香取市関係）

機関名等
国土交通省東京航空局成田空港事務所
成田国際空港株式会社
千葉県
千葉県警察本部
成田国際空港警察署
香取警察署
香取広域市町村圏事務組合消防本部
(社)千葉県医師会
(社)香取郡市医師会
(社)千葉県歯科医師会
(社)香取匝瑳歯科医師会
(社)千葉県薬剤師会
香取郡市薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社香取市地区
東日本電信電話(株)千葉支店
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店
KDDI(株)
東京電力(株)千葉支店

第5節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

なお、対象となる鉄軌道事業者は以下のとおり。

- 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

1 予防計画

(1) 各事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものとする。

(2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、県、市及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施等踏切道の改良に努める。

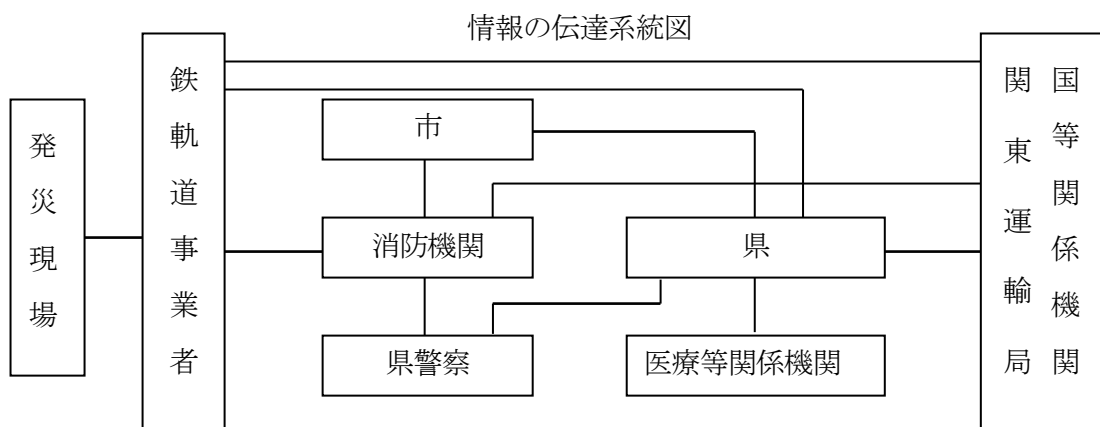
2 応急・復旧計画

(1) 行政等による応急活動体制

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部 総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017

注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課 (NTT 電話 045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道 (株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

(3) 相互協力・派遣要請計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- イ 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

- ア 市及び警察署は、発災時には、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

第6節 道路災害対策計画

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

＜計画の対象となる道路災害＞

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講ずるものとする。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行うものとする。

道路管理者の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
	市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p> <p>また、市道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

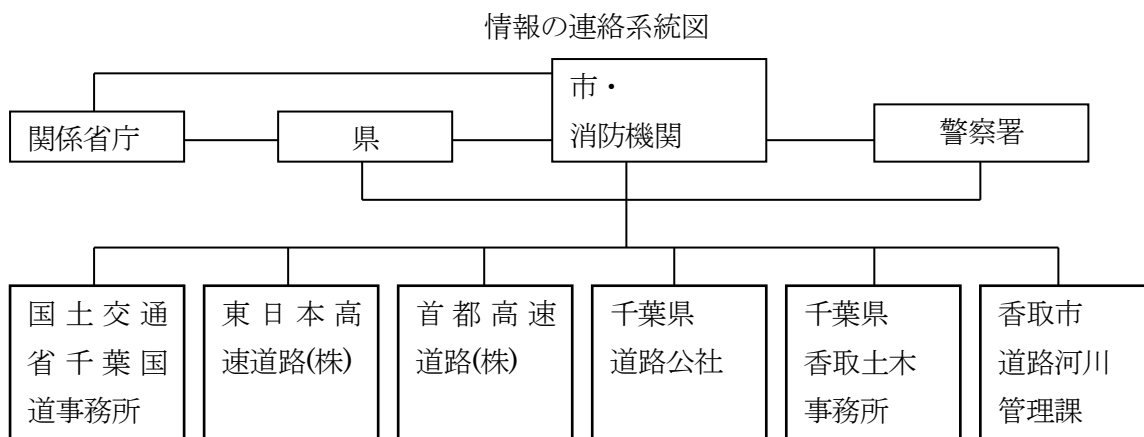
ア 情報の収集・伝達

(ア) 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察署、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報伝達系等

情報伝達系等は次のとおり。



イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。

また、市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 警察署	道路管理者及び警察署は、道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次被害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。

		また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	市 消防本部	消火活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく、十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアルが策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 予防計画

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

ウ 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

エ 避難

市及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する危険物、毒物及び劇物取扱法で規定する毒物・劇物・特定劇物、高圧ガス保安法で規定する高圧ガス、火薬類取締法で規定する火薬類をいう。

第7節 放射性物質災害対策計画

1 基本方針

本市及び県には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在する。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取り扱いの状況を把握することは、国の所掌事項であり、市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

2 放射性物質事故の想定

県地域防災計画を基に、放射性物質事故を次のように想定する。

(1) 核燃料物質使用事業所における事故の想定

核燃料物質使用事業所において人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等が発生することが予想される。しかし、これらの事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所においては臨界が起らず、大量の放射線が放出される事故はない。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が市内を通過する可能性は大きい。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

3 放射性物質事故予防対策

(1) 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者、核燃料物質輸送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織等の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・伝達体制

ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- (ア) 事故発生の時刻
- (イ) 事故発生の場所及び施設
- (ウ) 事故の状況
- (エ) 放射性物質の放出に関する情報
- (オ) 予想される被害の範囲、程度等
- (カ) その他必要と認める事項

イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第 10 条第 1 項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成 16 年 8 月 25 日中央防災会議主事会議申合せ）に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合は、県、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

(2) 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

る。

なお、市における配備基準は、第1章第2節のとおりとする。

(3) 避難等の防護対策

市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けるもとする。

また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が提案している屋内退避及び避難等に関する指標に該当すると認められる場合に、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して屋内退避又は避難の措置を講ずるものとする。

参考：防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(4) 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施したモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- ア 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ウェブサイト等により行うものとする。
- イ 市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要

に応じ、特別対応窓口等を開設するものとする。

(5) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市及び県は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(6) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(7) 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続について、県と協力し円滑に行うものとする。

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

第8節 火山噴火災害対策計画

1 基本方針

火山の噴火災害では、降ってくる噴石による災害や、溶岩流による災害の対策が必要となるが、本市では対象となる火山はない。しかしながら、富士山が噴火した場合に、大量の降灰が予想され、これによる災害の発生が懸念される。

本市において、富士山の噴火による被害は1707年（宝永噴火）以降ないが、1300年間に10回の大規模噴火が起きていることから、富士山の噴火を想定した災害対策を講じるものとする。

2 噴火の想定

本市は富士山から直線距離で約170km離れていることや過去の履歴から、マグマや有毒ガス、火山弾等での災害はないものと位置付け、噴火時強い偏西風が吹いている場合に、降灰における被害が想定される。

降灰量は、宝永4年（1707年）に起きた富士山噴火による香取市域への降灰量は0.5cm～2cmであったとされており、同様の降灰量があった場合、降灰0cm以上で航空機運航不能、0.5cm以上で道路通行不能、1cm以上で停電・断水、2cm以上では健康障害と言った被害発生が想定され、この他、作物等への影響も甚大になると想定される。

3 降灰の応急対策

(1) 市の活動体制

市は、気象庁等発表による噴火警報・予報などの情報を得た場合、災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図る。

なお、この計画に定められていない事項については風水害等編の定めによるものとする。

(2) 市民等周知

市は、防災行政無線、広報車、メール配信等により、屋内への避難と火山灰を吸引しないよう呼びかけ、各学校・幼稚園・保育所（園）へも別途連絡すると同時に、児童・生徒等を、各施設の避難誘導マニュアルに従い、父兄への引き渡し時期を学校長等が判断したうえで対応するよう指示する。

(3) 防災関係機関との連携体制

市は、関係団体と連絡調整を行い、降灰が収まり始めたら、ライフライン確保のため、即対応できるよう確認する。

(4) 避難施設の退避誘導等

発災時には、一時避難所及び避難所の開設や、退避している市民及び帰宅困難者への対応について、風水害等編に準じて実施するものとする。

(5) 上下水道施設

上下水道施設において上屋の無い池に降灰が降ると、池内で固着し機械に多大な影響を与える恐れがあり、また生物処理を行っている下水道施設では活性汚泥が死滅し、いずれも復旧に長期間を要することになる。このため、降灰が直接池に降り注がないような応急屋根の設置や、中和剤の投入等適切な応急対応を行うものとする。

4 復旧計画

降灰の収集については、市が全体の集積場所（市の未利用地を利用）を至急設定し、国県道は国及び県が、主要市道は建設水道部が収集、その他市道の降灰除去は市民との協働により、宅地内の降灰は、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は市の指定する一時集積場所に集積し、市がこれを収集するものとする。